科学技術関係予算の判定結果一覧（平成30年度当初予算案、行政事業レビューシート対象事業）

原則として平成29年度レビューシート（平成30年度概算要求時のもの）の記載内容に基づいて分類されています。

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード（1～5）	会計の別（一般・特別）	復興特会（該当：○非該当：－）	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当：○ 非該当：－)	競争的資金(該当：○ 非該当：－)	独立行政法人向け財政支出（該当：○ 非該当：－）	SBIR対象（該当：○ 非該当：－）	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
801	外務省	11		187		欧州安全保障協力機構軍備管理・軍縮会合（OSCE）拠出金		世界最大の地域安全保障機構であるOSCEは，57か国が加盟し，我が国を含む11か国がパートナー国となっている。OSCEは，大使級の定期的な対話の場を提供し信頼醸成の分野で成果を上げており軍事面のみならず，経済・環境及び人権・民主主義面においても選挙監視や各種プロジェクトを実施しているところ，我が国の外交姿勢と整合的なプロジェクトを支援し，地域の安全保障環境の改善に貢献する。	OSCEは，冷戦終焉後，特に民主主義と法の支配の確立が地域の安全保障上不可欠であるとの考えの下，アフガニスタン及び中央アジアにおいて多くのプロジェクトを実施し，その実績は国際社会においても高く評価されている。我が国は，分野的にも地域的にも幅広いOSCEプロジェクトの中から国境管理プロジェクトや女性の社会進出支援プロジェクト等を中心とする我が国の政策に合致し，かつ費用対効果の高い適切な案件を支援している。最近ではウクライナにおけるOSCE特別監視団に支援し，国際的な平和と安定に貢	0	0									8_6								非該当	
802	外務省	11		188		国際科学技術センター（ISTC）拠出金（任意拠出金）		旧ソ連諸国において大量破壊兵器の研究開発に従事した科学者・技術者を平和目的の研究開発プロジェクトに従事させる事業を支援しているISTCへの拠出により，潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器関連技術の拡散を防止する国際的な取組，旧ソ連諸国における多国間の科学技術協力の推進に貢献する。大量破壊兵器の拡散は国境・国籍を超えるもので我が国と国民を含む国際社会全体に対する脅威であり，ISTCを通じた大量破壊兵器技術のテロ組織への拡散防止の取組により，国際社会と我が国・国民に対	ISTCは，旧ソ連諸国における大量破壊兵器関連技術の科学者・技術者をエネルギー，環境技術，医療技術，電子工学，コンピュータ，新素材，航空・宇宙等の民生技術の研究開発プロジェクトに参加させる事業を行っていることに加え，チェルノブイリ原発事故やセミパラテンスク核実験場に関するプロジェクト等を通じた東電福島第一原発事故への支援等も行ってきており，ISTC拠出金は，これらの活動を行う上で不可欠な事務局運営費を支援するもの。我が国は，最高意志決定機関である運営理事会のメンバーとしてISTCの活	40,159	0	5	一般	－	95	4	－	－	－	－	6_1								該当	
803	外務省	11		189		国際連合人権高等弁務官事務所（UNOHCHR）拠出金（任意拠出金）		国連人権高等弁務官事務所（以下，UNOHCHR）が事務局を務める人権理事会の決議に基づいて任命される，テーマ別・国別の人権状況に関する特別報告者の活動支援や，主にアジアを中心とした海外事務所を含む途上国における活動への支援を行うことで，我が国の一貫した人権重視の姿勢を対外的に示し，我が国の主要外交課題である拉致問題を含む北朝鮮の人権状況の改善や女性の人権の保護・促進を含め，人権外交を積極的に推進する。	平成28年度は以下の各分野にイヤマークし拠出。 （1）特別手続（特別報告者関連費用等）：北朝鮮特別報告者を含む特別手続の活動の支援を行うもの。 （2）強制的失踪作業部会：強制的失踪作業部会の活動を支援するもの。同作業部会には北朝鮮による日本人拉致被害者の所在確認の申立てがなされている。 （3）フィールドプレゼンス費用（ソウル）：UNOHCHRソウル事務所の活動の支援を行うもの。同事務所は北朝鮮の人権状況の監視及び記録を強化し，北朝鮮の人権状況の可視性を維持するための現地組織。 （4）フィールドプレゼンス費用（カンボジア）：UNOHCHRカンボジア事務所の活動の支援を行うもの。	0	0									8_6								非該当	
804	外務省	11		190		アジア海賊対策地域協力協定拠出金（任意拠出金）		インド洋からマラッカ・シンガポール海峡，南シナ海へとつながるシーレーンの安全を確保することは，我が国の安全保障上，極めて重要であることから，我が国はアジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）を策定から主導している。本件事業の目的は，2006年に協定の発効に伴いシンガポールに設立された情報共有センター（ISC）を通じて，アジアの海賊・海上武装強盗に関する各国・機関・海運団体間の情報共有や海上保安当局の能力構築をはじめとする地域協力を促進し，もって各国・機関・海運団体の海賊等への対策を強化することを目的としている。	情報共有センター（ISC）に事務局長及びプログラム担当の事務局長補（海保庁職員）を派遣し，ISCを適切に運営するとともに，締約国代表で構成され，ISCの具体的な活動計画・予算を承認する総務会や，各国海上保安当局幹部による上級実務者会合，海上保安当局幹部候補職員による能力構築ワークショップなどの事業を実施する。また，アジアの海賊・海上武装強盗に関する情報を収集・分析し，タンカー等の民間商船向けの海賊対策ガイド等を作成・公表するなどし，海運業界が防御策を講じるように促す。このような取組を通じ，各国・機関・海運団体間の情報共有や海上保安当局の能力構築をはじめとする地域協力の促進，海賊等	0	0									5_d4_2	3_b_4							非該当	
805	外務省	11		191		法の支配・海洋法秩序確立促進，国際刑事裁判所被害者信託基金（任意拠出金）		●我が国の外交政策の柱の1つである国際社会における法の支配・海洋法秩序の確立促進に資する活動を行っている国際機関（国連法務部海事・海洋法課等）への拠出により，国際機関の関連会合の開催の支援等を行い，我が国の国益に資する形での国際法秩序の形成，ルールメーキングを促進する。	●国連海洋法条約の遵守及び実施を促進するために，特に開発途上国の代表の関連国際機関の会合への出席を財政的に支援すること等を通じ，関連国際機関や国連法務部海事・海洋法課が実施する国際法秩序の形成，ルールメーキングを促進する。	0	0									7_b_7								非該当	
806	外務省	11		192		東京国際連合広報センター拠出金		東京国連広報センター（UNIC東京）は，国連広報局の下部機関であり，国連活動全般について，国連公用語ではない日本語を用いて広報するために，1958年4月に日本に設置された。こうした国連による取組は，国連における日本の貢献の意義や日本の国連政策に対する国民の理解促進に繋がり，我が国国民にとって大きな利益となることから，日本はUNIC東京の活動全般を支援するために拠出を行っている。	本件拠出金は，UNIC東京の活動経費及び施設費を対象としている。UNIC東京の活動経費は，国連の取組及び日本の国連を通じた国際貢献について，日本国民に広く周知するため，国連に関する講演会，シンポジウム等の開催，国連の日本語資料の作成（国連資料の翻訳を含む），日本語ホームページやソーシャルメディアの運営，国連幹部の訪日受入れ等に充当されている。 また，施設費は，国連大学本部ビルに所在する全ての国連機関が専有面積等に応じて支払うことになっている施設維持費である。	0	0									6_6	4_a4_2							非該当	
807	外務省	11		193		アフリカ連合（AU）平和基金拠出金（任意拠出金）		AU平和安全保障理事会により設置されたAU平和基金への拠出を通じ，アフリカにおけるAUの調停，予防外交，機構能力，平和支援活動を支援することを目的とする。	近年，アフリカの平和安全保障分野，特に紛争予防・紛争解決分野においては，アフリカ自身の取組（調停，ミッションの派遣，選挙監視団派遣，早期警戒システム等）の重要性が増している。本案件はこれらの分野におけるAUの活動を支援するもの。 これまで，AUソマリア・ミッション（AMISOM）のモガディシュやナイロビの事務所，ソマリア，リベリア，コートジボワール，中央アフリカ，大湖地域，マリ/サヘル地域のAU連絡事務所等の開設・運営の支援，AUテロ研究センターの調査ミッション派遣，また，AU平和・安全保障理事会や整備され	0	0									5_c4_2								非該当	
808	外務省	11		194		南太平洋経済交流支援センター（任意拠出金）		本センターは，太平洋島嶼国に対する日本の窓口機関として，島嶼国の対日輸出促進，日本から島嶼国への投資及び観光促進を図り，特に経済分野において島嶼国の自立を促すもの。本センターへの拠出を通じ，太平洋島嶼国地域のみならず，国際場裡においても，これら太平洋島嶼国の支持を得ることで，日本の外交的プレゼンスを高めることに繋げるとともに，両国間の経済関係の強化を図ることを目指す。本件拠出金は，本センターの諸活動を実施するための土台となる事務局の運営費として利用される。	本センターは，1996年10月1日，東京において日本政府と南太平洋フォーラム（SPF。2000年に太平洋諸島フォーラム（PIF）に改称）事務局が共同で設立した。本センターの主な業務としては，貿易，投資，観光にかかる各種照会への対応，見本市やミッション等の企画・便宜供与，企業に対する助言，対日輸出産品開発事業，市場調査・統計整備，広報活動等を実施。本件拠出金は，事務所運営のための経費，具体的には事務所賃借料，人件費，事務機器借料，通信費，出張旅費，会計監査費等に利用される。	0	0									8_6								非該当	
809	外務省	11		195		国際移住機関（IOM）拠出金（第三国定住難民支援関係）（任意拠出金）		我が国は，アジアの主要国として人権外交を推進してきているところ，国際貢献及び人道支援の観点から，第三国定住による難民の受入れを実施することによって，長期化する難民問題の恒久的な解決に資するほか，国際機関や国際社会から高い評価を得ることによって，人権分野において我が国がアジアにおける主導的地位を保つ。	我が国が第三国定住により受け入れる難民に対する出国前の現地での生活オリエンテーション，健康診断，日本語教室，渡航関連等我が国到着までの支援を，国際移住機関（IOM）が実施するための経費を拠出する。	0	0									8_6								非該当	
810	外務省	11		196		太平洋諸島フォーラム（PIF）拠出金（任意拠出金）		太平洋島嶼国を代表する地域国際機関であるPIFの活動を資金面にて支援することにより，太平洋島嶼国地域においてのみならず，それら太平洋島嶼国の支持を得て，国際場裡における日本の外交的プレゼンスの向上等に繋げるとともに，日本と島嶼国との政治経済関係の強化を図る。	PIFは，豪州，ニュージーランドの他，太平洋島嶼国14か国2地域により構成される国際機関。太平洋島嶼国14か国は，国際社会における我が国の政策及び活動の重要な支持基盤。また，我が国にとり水産資源の供給源であるとともに，我が国のエネルギー政策に欠かせないシーレーンとして重要であるところ，太平洋島嶼国の経済的自立及び持続可能な開発を支援しつつ，安定的な友好関係を維持・発展させることは極めて重要。本件拠出金は，我が国とPIFの政策協調，国際場裡における共同行動を確保すべく，PIFが実施する島嶼国間の貿易統合・投資政策・ビジネス開発等のプロジェクトの調査，企画・立案，実施に対して資金を拠出	0	0									8_6								非該当	
811	外務省	11		197		シナイ半島駐留多国籍軍監視団（MFO）拠出金（任意拠出金）		中東和平の実現は，我が国の安全保障とエネルギーの安定供給を確保する上で，最重要外交課題の一つ。過去4回にわたって戦火を交えたエジプトとイスラエルとの間で1979年に締結された平和条約に基づく両国国境地帯の停戦を維持し，もって他のアラブ諸国・地域とイスラエルとの包括的な和平に向けた環境を醸成する。	1979年3月に締結されたエジプト・イスラエル平和条約及び同議定書に示されたシナイ半島等における兵力展開の制限に関し，これを脅かす活動の監視・報告，違反事案の認定を行うため，監視活動を行っている。 2005年からは，ガザ地区との国境沿いに展開したエジプト国境警備隊の監視が任務に追加された。	0	0									8_6								非該当	
812	外務省	11		198		国際連合軍縮会議拠出金（任意拠出金）		国連軍縮会議を開催し，各国政府関係者，国連関係者，有識者等による自由闊達な議論を通じて，軍縮の進展に向けた国際的機運を盛り上げる。同時に，我が国が軍縮問題に積極的に貢献する姿勢を示し国際社会における発言力を強化すること，国際社会における軍縮の取組を今後も持続的に主導していくべく若い世代を含む国民の意識高揚を図ることも目的とする。これは軍縮教育を重視する我が国にとって重要。	軍縮に関する様々な問題について，各国政府関係者，国連関係者，有識者等が議論を行う国連主催の国際会議。国内の地方自治体が開催都市として立候補し，外務省は後援する。1989年に京都市で第1回会議が開催されて以降ほぼ毎年開催されており，2016年には長崎市で第26回会議が開催された。我が国は唯一の戦争被爆国として軍縮教育を重視しており，国連軍縮部との貴重な協力案件としても本件会議開催を重視している。外務省は本件拠出金を通じてハイレベルの国連関係者等が本件会議に出席することを確保するとともに，議題調整や招待者選定などの事前準備も含めサブスタンス面で貢献を行っている。	0	0									5_d4_2								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:-)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:-)	競争的資金(該当:〇 非該当:-)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-)	SBIR対象(該当:〇 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
813	外務省	11		199		特定通常兵器使用禁止制限条約締約国会議等拠出金		我が国は，特定通常兵器使用禁止条約の爆発性戦争残存物に関する議定書（第5議定書）について，締約国としてではなく，オブサーバーとして締約国会議に参加しているため，同議定書第10条3項規定に基づき，その際の会議費を負担する必要がある。本議定書のオブザーバーである我が国は，締約国会議における意思決定には参加出来ないものの，締約国会合に出席の上，我が国の立場と異なる議論が行われていないか，議論の流れ及び関係国の意見を把握	本議定書は，爆発性残存物（ERW）の危険及び影響からの文民及び民用物の保護のための予防措置，現存するERWについての援助，一般的予防措置等について規定されており，締約国会議では議定書の履行及び運用等について議論される。ERWには，戦争中及び武力紛争の当事者が残置又は投棄した爆発性弾薬であって，残置又は投棄した当該当事者の管理下にない弾薬を含んでおり，政治的にも重要な議論が行われている。	0	0										8_6								非該当	
814	外務省	11		200		日・カリコム友好協力拠出金（任意拠出金）		2000年11月の第1回日・カリコム外相会議で採択された「21世紀のための日・カリコム協力のための新たな枠組み」を踏まえ，設置。カリコム諸国への協力事業の拡大とそれを通じた日・カリコム諸国間の友好・信頼関係の増進や国連等のマルチの場におけるカリコム諸国14か国との協力関係の維持，強化を目的とする。	日・カリコム友好協力の促進及びカリコム諸国の発展に資するプロジェクトに対し支援するもの。カリコムからの要請に基づき日本とカリコムの友好協力に貢献に資するプロジェクトを支援。支援分野に限定はない。 2015年は，観光業のみならず人の往来や物流の発展を促進する等，経済活動の活性に資する「カリコム多国間航空サービス協定見直し最終化支援プロジェクト」を承認し，カリコム航空運輸セクターの情報収集及び分析を行い，政策提言を行うプロジェクトを実施中である。 2016年は，「日・カリコム共同閣僚声明」の下，小島嶼国特有の脆弱性克服を含む持続的発展に向けた協力に資する案件として，また，「カリコムのための戦略的計画2015-2019」の優先戦略である「社会的強靭性：公平な人間社会開発」に資する案件として，「カリブ地域における非感染性疾患予防・統制のための塩分摂取量削減」プロジェクトを承認し，心疾患リスク要因である塩分摂取を削減するための国家戦略のモデル枠組みの開発等実施中 。	0	0										7_b_7								非該当	
815	外務省	11		202		親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金（対日理解促進交流プログラム）		日本とアジア大洋州，北米，欧州，中南米の各国・地域との間で，対外発信力を有し，将来を担う人材を招へい・派遣し，政治，経済，社会，文化，歴史及び外交政策等に関する対日理解の促進を図るとともに，親日派・知日派を発掘し，また，日本の外交姿勢や魅力等について被招へい者・被派遣者自ら積極的に発信してもらうことで対外発信を強化し，我が国の外交基盤を拡充する。	日本とアジア大洋州，北米，欧州，中南米の各国・地域との間で，10日間程度の招へい・派遣事業として，招へいは高校生～社会人等，派遣は高校生～大学院生等を対象に，対日理解を促進するプログラム（日本の概要等についての講義，政府機関への表敬，同世代やテーマ別関係者との意見交換会や文化交流会，日本の技術・優位性を体験できる展示会や施設及び企業等の視察，日本各地の文化遺産等の名所訪問，ホームステイ等）を実施。また，プログラム中又はプログラム後，被招へい者・被派遣者は日本の魅力を		0	0										5_a4_2								非該当	
816	外務省	11		203		武器貿易条約締約国会議等分担金		本件条約は，国際的及び地域的な平和及び安全への寄与等のために通常兵器の国際の属目を規制するための可能な限り高い水準の共通の国際的基準を確立し，通常兵器の不正な取引及びこれらの流用を防止することを目的としている。	・本件分担金は，条約の運用及び各国の履行状況の検討，主に締約国の報告から生ずる問題の検討，また条約の普遍化へ向けた検討等の活動を行う本件条約の締約国会議及び関連会議開催経費の支弁に活用される。締約国として締約国会議他関連会合へ参加する我が国は，条約上の義務として，本件経費を負担する必要がある。 ・第2回締約国会議（2016年8月）は，「実効的条約履行」「透明性及び報告」「条約普遍化」の3つの作業部会を設置した。これら作業部会では，条約の目的に関して集中的な議論を行っている。これら作業部会の成果は，それぞれ締約国会議に報告され，以後の活動に活かされる予定。	0	0										8_6								非該当	
817	外務省	11		204		対人地雷禁止条約拠出金		本件拠出金は，対人地雷禁止条約（以下，「オタワ条約」）の事務局を担う「履行支援ユニット（ISU）」の活動経費。ISUの目的は，条約に関する知見を集約する基盤及び条約の事務局として，全ての締約国に対してアドバイスや義務履行のための支援を行い，締約国会議議長及び各委員会の共同議長を支援する。条約の普遍化に関する活動を行い，条約に関する情報を管理・提供・発信し，公式・非公式な会議記録及び文書を管理・保存する。また，関連する国際機関，市民社会，地雷除去機関等との連携を行う。このようにISUは条約の精神を実現するために必要不可欠な役割を果たしており，この運営費用を拠出することは，我が国が重視する対人地雷の廃絶を含む軍縮問題促進することにつながるとともに，我が国が本条約の基盤となる事務局を支えることによって本件問題に真剣に取り組んでいる姿勢を国際社会に示すものであり，国際社会の信頼を得る上でも非常に重要	オタワ条約履行支援ユニット（ISU）は，締約国が義務を遵守・履行することを支援し，条約の事務局機能を担うために，2001年9月に設立された。 事業内容としては，締約国会議議長及び各委員会の共同議長の作業を支援，締約国会議，会期間会合等の非公式協議の円滑な開催のためのサポート，スポンサーシップ・プログラムの執行，各国の義務履行状況を監督し，アドバイスを行う，ホームページの更新・管理，プレス・リリース，その他締約国の求めに応じてあらゆる条約関連業務を行う。 なお，対人地雷禁止条約の関係では締約国会議等分担金として義務的分担金の拠出を行っているが（行政事業レビューシートO171），同分担金は，条約上規定された会議の開催経費であり，その拠出根拠も条約に記載されている。 他方，本件拠出金は，ISUの活動経費として任意に拠出しているものである。それぞれの拠出先，使途等は異なってい	0	0										8_6								非該当	
818	外務省	11		212		アセアン留学生交流等拠出金（任意拠出金）		アスジャ・インターナショナル（以下アスジャ）は，ASCOJA（ASEAN各国の帰国留学生会の連合組織）と連携して，ASEAN諸国からの留学生に対し，日本文化や生活習慣体験，日本人学生等との交流事業を実施し，将来日本とASEAN諸国間の友好協力関係の中核的担い手となる親日家・知日家を養成・支援する。また，30年余りにわたる歴史を有するユニークな外交基盤であるアスジャ・ASCOJAネットワークを更に活性化・拡大して，日・ASEAN関係を更に強化する。	アスジャは，ASEAN10か国の各帰国留学生会から推薦される国費留学生（毎年1か国あたり大学院レベル2名，学部レベル1名）を対象に，留学生の対日理解促進，日本とASEAN諸国との友好関係増進を図るため，日本文化体験事業，日本人学生との交流事業を実施する。また，各帰国留学生会間及び日本との連携協力を強化するために，各帰国留学生会メンバーをつなぐオンライン・プラットフォームを運営している。更に，日本とASEAN各国間の人的交流・ビジネス交流等のあり方について，帰国留学生の観点から議論するため，ASEAN各国において各帰国留学生会メンバーを集めてアスジャ・ASCOJAシンポジウムを実施する。	0	0										5_a4_2								非該当	
819	外務省	11		224		国際連合食糧農業機関（FAO）分担金		次の施策を通じ世界経済の発展及び人類の飢餓からの解放を実現することが目的であり，かかる施策は，我が国の食料安全保障の向上に資する。 ①世界各国国民の栄養水準及び生活水準の向上 ②食糧及び農産物の生産及び流通の改善 ③農村住民の生活条件の改善	①国際条約等の執行機関としての国際ルールの策定・実施（国際植物防疫条約，食料・農業植物遺伝資源に関する国際条約等） ②世界の食糧・農林水産物に関する情報の収集・伝達，調査分析及び各種統計資料の作成等（世界農業白書，GIEWS等） ③国際的な協議の場の提供（総会，国際会議の開催等） ④開発途上国に対する技術助言，技術協力（フィールド・	5,194,495	0	5	一般	－	50	4	－	－	－	－	2_c_5	1_c_3_1	6_5_7						該当	
820	外務省	11		225		経済協力開発機構（OECD）分担金		我が国は、1964年の加盟以来、OECDの様々な活動に貢献するとともに、これらから多くの知見を得、我が国自身の経済・社会システムの改善に役立ててきている。また、OECDの議論、協議の場は、国際社会におけるルール作り、先進国レベルの高い「事実上の標準」作りにおいて、我が国の立場を反映させる絶好の機会ともなっている。このような状況から、本件は、加盟国の義務である分担金を支払うことにより、OECD全体の活動に積極的に貢献・参加することを目的としている。分担金の支払いは、我が国のOECDにおける発言力確保にも資するもの。	OECD（経済協力開発機構）は、マーシャル・プランの受入機関であったOEEC（欧州経済協力機構）を発展的に改組して1961年9月に発足した。当初、英国、仏、独等の旧OEEC加盟18ヵ国に米国とカナダを加えた20ヵ国で発足したが、64年に日本、その後更に加盟国が増加し、平成28年7月時点では35ヵ国となっている。 OECDは、①加盟国の経済成長、②開発途上国に対する政策、③自由かつ多角的な貿易の拡大をの三大目標を掲げ、マクロ経済、貿易、投資、環境、科学技術、労働、社会政策、開発途上国援助等の極めて広範な分野にわたる加盟国間の情報・ノウハウの交換、分析・政策提言、共同研究等の協力を行っている。また、世界経済に占める新興国・非加盟国の割合が徐々に拡大していることを踏まえ、加盟候補国の他、中国、インド、インドネシア、ブラジル、南アの関与強化国（キーパートナー国）、東南アジア等との様々な協	0	0										8_6								非該当	
821	外務省	11		226		世界貿易機関（WTO）分担金		我が国の経済的繁栄に資する多角的貿易体制の維持・強化に中心的役割を果たしているWTOに対する我が国としての応分の負担のための経費。WTOの交渉機能強化に向けて各種交渉会合を開催し，また，保護主義を抑止し，加盟国・地域がWTO協定に定められているルールを遵守していくことを確保し，既存のルールの実効性を高めていく上でも必要不可欠。	（1）閣僚会議は原則2年に1回開催。WTOの重要事項（WTO協定の義務免除，改正，解釈決定，不適用等）についての決定又は検討を行う。（2）一般理事会において，予算見積りの採択，他の国際機関等との取決め，WTO全般の任務に関する決定等を行う。（3）貿易交渉委員会会合は，一般理事会の下，2001年に開始されたドーハ・ラウンド交渉全体を総覧し，各分野の交渉が行われている8つの交渉グループから交渉の進捗状況や結果の報告を受ける。（4）分野別理事会は，物品の貿易に関する多角的協定，サービスの貿易に関する一般協定，貿易関連知的所有権協定の運用及び実施の監視を行う。（5）その他の各種活動も行われ	0	0										8_6								非該当	
822	外務省	11		227		経済協力開発機構国際エネルギー機関（IEA）分担金		国際エネルギー計画（IEP）等を通じて以下の施策を実施し，世界のエネルギー安全保障を強化することが目的であり，かかる施策は我が国のエネルギー安全保障の強化に資する。 ①石油の緊急備蓄水準の確定，需要抑制，緊急時対応システムの設立及び発動 ②石油輸入依存度の低減のための省エネルギー，代替エネルギーの開発，エネルギー研究開発の促進 ③天然ガス安全保障の強化，国際的な緊急時対応能力の	石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応，市場の分析，中長期の需給見通し，エネルギー源多様化に向けた分析・研究，電力セキュリティの強化に向けた活動計画の策定，エネルギー技術・開発協力，省エネルギーの研究・普及，加盟国のエネルギー政策の相互審査，非加盟国との協力等を行っている。	0	0										8_5_1								非該当	
823	外務省	11		228		ASEAN貿易投資観光促進センター拠出金		日ASEAN各国政府が参加し，日本においてASEANを代表する国際機関としての特質を活用し，ASEANから日本への貿易促進，日ASEAN間の双方向の投資の促進，日ASEAN間の観光・人物交流の促進を通じて，日ASEAN各国の企業等の経済統合への適切な参画，ASEANワイドの事業や域内の格差是正支援等，2025年に向けたASEAN共同体の更なる統合（「ASEAN共同体ビジョン2025」の実施）といった新たな課題への対応に貢献するとともに，ASEANに関する人的・知的ネットワークの拠点としての役割を果たし，日ASEAN関係の発展に貢献する。	これまでASEAN産品の展示・商談会，ASEAN各国向けの投資セミナー，投資視察ミッション派遣等を主たる事業として実施していたが，センターの特質を活かし，ASEANワイドの事業，ASEAN統合における大きな課題である格差是正（CLMV）支援，一般的な貿易、投資、観光促進から、課題となる分野を特定した事業，独自の研究・分析，ASEANに関する人的・知的ネットワークの形成等を中心に実施していく方向で事業内容を大幅に転換。そのため，成果目標や活動指標等もほぼ全面的に変わっている。	0	0										8_6								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当：〇 非該当：-)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当：〇 非該当：-)	競争的資金(該当：〇 非該当：-)	独立行政法人向け財政支出(該当：〇 非該当：-)	SBIR対象(該当：〇 非該当：-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
824	外務省	11		229		エネルギー憲章条約(ECT)分担金		本条約は，旧ソ連及び東欧諸国における市場原理に基づく法整備等を通じて，エネルギー原料・産品の貿易の自由化及びエネルギー分野における投資の保護・自由化を図ることにより，当該諸国から先進諸国へのエネルギーの安定供給の確保並びに当該諸国のエネルギー分野の再建及び経済改革を促進することを目的として作成された。近年では締約国の増加により，法的基盤の裾野が拡大している。エネルギー資源の大宗を海外からの輸入に依存する我が国として，本条約の関連プロセスに参加し活動を支えることで，我が国企業の利益や我が国へのエネルギーの安定供給を確保・促進する。	本条約は，締約国におけるエネルギー分野における投資環境の一層の改善を図るための法的基盤を提供しており，締約国の投資環境やエネルギー効率に関する報告書の出版やワークショップの開催等による技術的支援を通じて，投資保護やエネルギー体系における環境への悪影響の軽減に関する政策形成に貢献すると共に，非締約国への加入促進のアウトリーチ活動も実施している。 ※本条約は，蘭のエネルギー共同体構想に淵源を有するが，我が国は本構想が東欧及び旧ソ連諸国も対象とするものであることが明らかになって以降，本件が全世界的な文脈で検討されるべきものであることを強く主張し，交渉への参加をEC側に認めさせた経緯がある。その後の交渉においては欧州諸国と共に中心的な役割を果たし，積極的に条約を実施する活動に従事してきた。我が国は，交渉にかかる経費について応分の負担を行い，平成7年以降は著名国として条約の機構部分を暫定的に適用し，法令の範囲内で当該経費を分担金として負担する義務を負ってきた。	0	0									5_b4_1_1	1_b_2_5	3_c4_5							非該当	
825	外務省	11		230		日中韓協力事務局拠出金(義務的拠出金)		地理的近接性と文化的な深いつながりを有し，また，世界のGDPの20パーセントを占めて東アジアの繁栄をけん引する原動力である日中韓の3か国間の協力案件の探求及び実施を促進すること等により，3か国間の相互理解を深め，交流を増進し，ひいては地域全体の安定と繁栄に寄与し，情勢が著しく変化する東アジア地域においても国民生活の安寧と繁栄を確保するための環境を醸成することを目的とする。	日中韓協力国際フォーラム(日中韓3か国の政府関係者や有識者が一堂に会して毎年開催される同事務局主催の最大行事)やその他の政策フォーラム(日中韓FTAセミナー，日中韓ビジネス・レセプション，日中韓防災机上演習，日中韓サイバー協議等。3か国政府との共催のものを含む。)の企画・運営，メディア・学生等様々なレベルの交流事業(日中韓大学生ビデオ・コンテスト，日中韓記者交流プログラム等)の実施，各種調査・研究事業(日中韓経済研究調査，日中韓データブック等)の実施，政府間協議(日中韓サミット，日中韓外相会議，日中韓高級事務レベル協議，その他分野ごとの政府間協議(日中韓サイバー協議等))の側面支援(ロジスティクス業務，記録作成等)，他国際機関(ASEAN等)との意見交換による地域協力促進への貢献等を通じ，幅広い分野における日中韓協力の促進に寄与し，3か国間	0	0									8_6									非該当	
826	外務省	11		231		アジア太平洋経済協力(APEC)拠出金(義務的拠出金)		世界人口の約4割，GDPの約6割，貿易量の約5割を占めるアジア太平洋地域の市場を，我が国経済成長のために取り込むべく同地域の経済統合の深化を推進するとともに，多角的貿易体制を強化する貿易・投資の自由化・円滑化の促進に向けた先進的な取組などを通じて，貿易立国である日本の経済力の維持・発展に資するルールを整備すること等を目的とする。	APECでは，地域経済統合の推進や貿易・投資の自由化・円滑化，主に途上国を対象とした経済・技術協力に関する様々な取組が行われており，我が国が拠出している義務的拠出金は，例えば，アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)実現に向けた能力構築に関する取組，連結性強化のためのインフラ開発投資の促進，サービス貿易の更なる自由化のためのロードマップの策定等，貿易立国である日本の経済力の維持・発展に資するルール整備等に要する費用等にも活用されている。また，我が国では，APEC加盟の他国・地域が拠出する拠出金を活用し，上記に関連し，加盟国・地域の理解増進を目的とした各種プロジェクトを実施しているほか，首脳宣言，閣僚文及び閣僚声明等への反映を通じて日本に有利な経済環境の形成，確保に努めている。また，国際組織であるAPEC事務局の運営経費にも利用されている。	0	0									8_6									非該当	
827	外務省	11		232		国際再生可能エネルギー機関(IRENA)分担金		国際再生可能エネルギー機関(IRENA)は，再生可能エネルギー(太陽光，風力，バイオマス，地熱，水力，波力等)の普及及び持続可能な利用の促進を目的として設立された国際機関。再生可能エネルギーの促進を目指す我が国のエネルギー政策の推進及び我が国のエネルギー安全保障の向	主な活動は，再生可能エネルギー利用の分析・把握・体系化，関連する政策立案・実施上の助言の提供，加盟国の能力開発支援等。	0	0									8_1_5									非該当	
828	外務省	11		233		国際穀物理事会(IGC)分担金		国際穀物協定は，穀物貿易にかかる国際協力を促進するための「穀物貿易規約」と，途上国への食料援助のための「食糧援助規約」の2つの法的文書から構成されており，国際穀物理事会(International Grains Council)は穀物貿易規約の運用機関。穀物の貿易と国際協力を促進し，国際穀物市場の安定に寄与することを目的とする。我が国は，中国に次ぐ穀物(大豆を含む)の輸入国であり，同協定の下での協力により国際穀物市場の安定が図られることは，世界及び我が国の食料安全保障の確保・強化にとって極めて重	穀物の主要輸出国(米，EU，加，アルゼンチン，豪など，計10か国・地域)及び主要輸入国(日本，エジプト，韓国など，計17か国)が加盟し，穀物の生産量(生育状況を含む)や穀物の貿易に関連する市場情報のみならず，穀物生産・消費・在庫・貿易等に関する各国政府の施策やその変更等に関しても情報交換を行う。	0	0									5_d4_2									非該当	
829	外務省	11		234		北大西洋条約機構(NATO)信託基金拠出金(任意拠出金)		NATOが中央アジア・コーカサス地域等において実施している小型武器廃棄，武器弾薬管理，対人地雷廃棄等の事業やアフガニスタンにおいて実施しているアフガニスタン治安部隊支援に関する事業への拠出を行うことにより，中央アジア・コーカサス地域やアフガニスタンの平和及び安定に寄与するとともに，NATO及び関係諸国との関係強化を図る。	NATOは，我が国と基本的価値を共有する欧米諸国をメンバーとする集団防衛組織であり，周辺地域の安全保障に関与する他，海賊対策を含む海洋安全保障やサイバー防衛等のグローバルな課題に対応。NATOとの連携は，既にある日米，米欧の同盟に加え，基本的価値を共有する日米欧の三角形の一辺を形成する，我が国外交上重要な連携。 NATOは信託基金の枠組みを利用して，中央アジア・コーカサス地域等において，小型武器廃棄，武器弾薬管理，対人地雷廃棄等の事業を実施し，紛争予防，テロリストへの武器等の流出防止，地域の安定化及び平和の構築のための事業を実施しているほか，アフガニスタンにおいて，同国の治安維持を担うアフガニスタン治安部隊を強化するための事業を実施し，国際社会全体の課題であるアフガニスタンの治安の改善に貢献している。 我が国は，中央アジア・コーカサス地域及びアフガニスタンにおける平和構築事業に高い実績及び経験を有するNATO及び関係諸国と緊密に連携することにより，我が国単独では支援困難な分野において貢献を行い，以て世界の平和と安定への寄与を示すことが可能となっている。	0	0									8_6									非該当	
830	外務省	11		235		国際エネルギー・フォーラム事務局(IEF)拠出金		国際エネルギー・フォーラム(IEF)は，約80か国の産油国と消費国の閣僚が一堂に会し，エネルギー市場の安定をはじめ，エネルギー分野が直面する課題について率直な議論を行う場。産油国と消費国の対話・協調と国際機関共同データイニシアティブ(JODI)などを通じて石油・ガス市場の透明性を向上させることにより，市場の安定化を促進することを目的としている。かかる取組は，国際石油・ガス市場の安定に貢献するとともに，我が国の経済基盤に不可欠なエネル	(1)石油・ガスの生産国と消費国との対話の機会の提供及び利益の相互関係についての理解を促進 (2)エネルギー，技術，環境，経済成長の間の相互関係に関する研究の促進及び意見交換の場の提供 (3)健全な世界経済，供給と需要の安定確保，エネルギー資源の世界的な取引の拡大のための安定したかつ透明性のあるエネルギー市場の促進(JODIなど)	0	0									5_d4_2									非該当	
831	外務省	11		236		太平洋経済協力会議(PECC)拠出金(義務的拠出金)		産・官・学の三者から構成されるという組織の有意性を活用しつつ，現下の貿易・投資の自由化・円滑化をめぐる諸課題に加えて，アジア太平洋地域の経済的，社会的イシューに関し，中長期的視点から調査，研究を実施し，これをAPECと共有することで，APECの将来的な議論の一里塚となることを目的としている。また，世界人口の約4割，GDPの約6割，貿易量の約5割を占めるアジア太平洋地域の市場を我が国経済成長のために取り込むべく，同地域の経済統合の深化，経済社会的福祉の向上に知的な貢献をすること等を目的としており，ひいては，アジア太平洋地域における新たな貿易と投資の拡大の機運を高め，日本を含め新たな繁栄と成長のチャンスをもたらすことが期待されるところであ	PECCはAPECの公的オブザーバーとして，全てのAPEC関連会合，WGに出席することが認められており，政府当局の視点とは異なる，第三者的な視点，大所高所の視点から，APECの議論に積極的に貢献している。PECCにおいては，経済連携協定(EPA)の潜在的なインパクトの測定，年金・医療保険・雇用保険等に関する調査研究が行われているなど，APECにおいて現時点では大きくは取り上げられていないものの，将来的な地域経済統合，社会的連結性強化の観点からは重要となる先進的な分野に関する調査等を実施しており，これをAPECに還元することでAPECの議論に大きな影響を与えている。	0	0									8_6									非該当	
832	外務省	11		237		アジア欧州財団(ASEF：ASIA-EUROPE FOUNDATION)拠出金(義務的拠出金)		ASEM(アジア欧州会合)の唯一の常設機関であるASEF事務局の運営経費負担に係る我が国の継続的な貢献(義務的拠出)を果たし，アジア欧州間の相互理解の促進に主体的に関与・貢献する。これはASEM首脳会合や閣僚級会合における我が国の影響力・発言力を維持・強化し，ASEFを通じて，我が国の関心事項(アジアの安保環境，テロ対策等)に関するアジア欧州間の協力・連携を推進するためにも必要不可欠。	ASEFは，アジア欧州間の相互理解促進のため，ASEM3本柱を形成する政治，経済並びに社会・文化のうち，特に知的交流，文化交流，人物交流等の分野において，人権セミナー(非公式人権セミナー)，若者や女性の社会進出を後押しするシンポジウム(ASEFヤングリーダーズサミット等)，災害時のリスクコミュニケーションを経験したジャーナリストがベストプラクティスを共有しあうワークショップ(ジャーナリスト会議)，また，各国において影響力のある財界関係者が世界経済について意見交換するフォーラム(経済フォーラム)の企画・開催など，アジア欧州の民間セクターを取り込んだ交流事業を行っている。 本件義務的拠出金は，上述の事業を企画・開催するASEF事務局の人件費，施設維持管理費等の経常経費に使用さ	0	0									6_6									非該当	
833	外務省	11		238		国際民間航空機関(ICAO)拠出金(義務的拠出金)		IC旅券は，旅券の真正性を暗号技術によって検証できることでセキュリティ性が向上した旅券である。右検証にはIC旅券発給国が提供する公開鍵が必要であり，同鍵を集中管理するICAO PKD(Public Key Directory：公開鍵ディレクトリ)に参加し，インターネットを介して各国出入国管理当局に我が国IC旅券の公開鍵を確実に提供することを目的とする。右により，日本人の海外渡航の便宜を図る。	ICAO PKD参加には、参加申請が承認された後、PKD内に自国の公開鍵登録システムを設置し、同システムの動作確認、所定の登録費・参加費の支払い及び公開鍵の登録を行う。PKD参加国は90日毎に公開鍵と右失効リストの更新を行い、PKD運用経費(固定)と事務局経費(参加国で均等に分担)を支払わなければならない。PKDの運営方針はPKD理事会によって決定され、運営はICAO事務局に委託されている。システムの構築、運用は請負企業によって行われて	0	0									4_b4_1_1									非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
834	外務省	11		239		ASEAN貿易投資観光促進センター拠出金(任意拠出金)		日ASEAN各国政府が参加し、日本においてASEANを代表する国際機関としての特質を活用し、ASEANから日本への貿易促進、日ASEAN間の双方向の投資の促進、日ASEAN間の観光・人物交流の促進を通じて、日ASEAN各国の企業等の経済統合への適切な参画、ASEANワイドの事業や域内の格差是正支援等、2025年に向けたASEAN共同体の更なる統合(「ASEAN共同体ビジョン2025」の実施)といった新たな課題への対応に貢献するとともに、ASEANに関する人的・知的ネットワークの拠点としての役割を果たし、日ASEAN関係の発展に貢献する。	センターに対する義務拠出金が、事務局の維持と分野横断的な事業、ASEAN全加盟国に資する事業等を中心に充てられているのに対し、任意拠出金については、特にASEANへの後発加盟国であるカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムへ(CLMV)の支援による域内の格差是正のための事業(グッドデザイン賞メコン・デザインセレクションの実施によるCLMV産品の輸出競争力強化支援)や、日ASEAN関係の強化に資する新たな分野(クリエイティブ産業支援等)での事業等を中心として活用されている。	0	0												8_6								非該当	
835	外務省	11		240		日・経済協力開発機構協力拠出金(任意拠出金)		経済・社会等多岐にわたる分野における国際的なルール、標準づくり、加盟国間の相互審査(ピア・レビュー)、情報・ノウハウの交換、非加盟国・地域への協力といったOECDの活動に、任意拠出金を活用して、我が国として戦略的かつ柔軟・機動的に関与することにより、日本にとって好ましい国際経済理念を創出する。例えば、2014年に立ち上げた「東南アジア地域プログラム」は、日本企業が多数進出しており、今後の成長センターたる同地域における我が国のプレゼンス強化及び日本企業の活動環境の改善に資する。	（１）G7、G20を含め、国際社会の変化を踏まえて新たに対応を求められる課題に関する活動に積極的に関与すること、（２）「規制制度改革(構造改革)」、「持続可能な開発」、「腐敗(贈賄等)防止対策」、「環境と他分野の政策との統合」などのグローバル・スタンダードが急速に変化している分野におけるOECDの最新の分析結果を適時に我が国に紹介すること、（３）OECDの経済・開発分野の知見や経験を活かして、OECD加盟国との協力を行い、それら地域の投資、開発、経済発展に資するためのプロジェクト(アジアへのアウトリーチ活動、中東、アフリカの投資円滑化のための取組、OECDの活動のアジアへの広報)を支援する	0	0												8_6								非該当	
836	外務省	11		241		アジア太平洋経済協力拠出金(TILF基金)(任意拠出金)		世界人口の約4割、GDPの約6割、貿易量の約5割を占めるアジア太平洋地域の市場を、我が国経済成長のために取り込むべく同地域の経済統合の深化を推進するとともに、多角的貿易体制を強化する貿易・投資の自由化・円滑化の促進に向けた先進的な取組などを通じて、貿易立国である日本の経済力の維持・発展に資するルール整備すること等を目的とする。特に、途上国の貿易・投資の自由化・円滑化に関する取組を支援することで、日本企業の海外展開の支援、アジア太平洋地域の経済統合の深化を図ることを目的とする。	本基金は、日本が初めてAPECをホストした1995年、我が国家のイニシアティブとして立ち上げられたものであり、同APECにおいて、総額100億円を上限に拠出することを表明したもの。アジア太平洋地域における貿易・投資の自由化・円滑化促進に関するプロジェクト(ワークショップ開催、調査研究等)実施している。創設の経緯から、TILFといえば日本というほど、当該基金における日本の知名度は非常に高い。当該基金を活用しつつ、特に発展途上国の当局の自由貿易協定に対する理解増進に関するセミナーなどが実施されているほか、我が国主導で、アジアとラテンアメリカ地域のバリューチェーン強化に関する調査・研究が、29年度は競争に係るFTA交渉技術に関するFTAAP能力構築ワークショップがそれぞれ実施されるなど貿易・投資の自由化・円滑化に関する当該分野における様々な取組が昨今は実施	0	0												8_6								非該当	
837	外務省	11		242		世界貿易機関(WTO)事務局拠出金(任意拠出金)		多くの国で、世界経済危機後、保護主義的圧力が高止まっており、貿易・投資の自由化推進及び多角的貿易体制の強化が、日本経済及び世界経済の持続的成長のためにも不可欠。本拠出金は途上国政府関係者がWTO協定の知識を身に付けることにより、WTOにおける交渉、協定履行監視、紛争解決の各機能への参画を促す。また、能力向上を通じて交渉を促進し、我が国のLDCを含む途上国に対する影響力の向上にも資するものである。	ドーハ開発アジェンダ(ドーハ・ラウンド:DDA)において、WTO加盟国の5分の4を占める途上国の交渉能力の不足や投資や貿易円滑化などの新分野に関する理解不足が交渉促進の阻害要因の一つとなっているとの途上国の主張を踏まえ、途上国の交渉参加を促すことを目的として、先進国の任意拠出によるグローバル・トラスト・ファンドを創設。途上国に対してWTOの各協定や新分野に関する技術協力プログラム(ジュネーブでのトレーニング、各地域におけるセミナーや各国への専門家派遣、E-learningなど)を実施してい	0	0												5_a4_2								非該当	
838	外務省	11		243		日韓産業技術協力共同事業体拠出金(任意拠出金)		1992年の日韓首脳間の合意をふまえた「実践計画」に基づき、日韓間の産業技術協力の促進のため、日韓ビジネス交流の促進、日韓の産業技術交流、地域間産業交流、産業技術協力に関する調査・広報等の事業を行うことを目的として	日韓両国の財団からなる日韓産業技術協力共同事業体が、①日韓ビジネス交流促進事業(日韓新分野連携セミナー)、②産業・技術交流事業(次世代若手経営者交流事業)、③日韓経済連携関連事業、④調査・広報事業を行う。	0	0												5_b4_1_3								非該当	
839	外務省	11		244		国際貿易センター(ITC)拠出金(任意拠出金)		開発途上国の輸出振興のための技術的援助を行う目的で、WTO及びUNCTADの下に設立された貿易のための援助(AfT)の実施に特化した唯一の援助実施機関。途上国の輸出環境整備、貿易のための民間セクター支援を実施しており、日本企業の途上国進出促進や途上国企業との貿易振興にも裨益。特に女性の企業家育成支援、女性企業家の貿易参画支援を目的としたプロジェクトを形成に力を注いでおり、日本企業とも提携し市場価値の高い商品を開発するなど、日本経済にも貢献している。	ITCは、途上国の貿易促進及び輸出産業振興支援の分野で大きな実績を有している。特に、輸出振興に不可欠な中小企業支援、及び女性企業家支援を含む民間セクター育成のための案件実施に精通しており、受益国政府に加え、他の国際機関からも高い評価を受けている。我が国は、東アフリカ及び西アフリカにおいて貧困女性を組織化し、そこで縫製された民族衣装をベースに作成された服飾品を、ファッション・マーケットに紹介・販売促進する「Ethical Fashion」プロジェクトにイヤマーク拠出している。	0	0												5_a4_2								非該当	
840	外務省	11		245		APECビジネス諮問委員会拠出金(任意拠出金)		ABAC(APECビジネス諮問委員会)は、APEC参加21カ国・地域の首脳が指名したビジネス界の代表(各メンバー国・地域上限3名)で構成されるAPEC唯一の公式民間諮問団体。我が国から3名の委員を派遣。ABACは、APECのオブザーバーとして全てのAPEC関連会合、WGに参加することを認められている。このように、ビジネス界の声を反映するシステムを内包しているのがAPECの大きな特徴。世界のGDPの約6割、貿易量の約5割、人口の約4割を占めるアジア太平洋地域の市場を我が国経済成長のために取り込むべく、APECで議論されている同地域の経済統合の深化、日本企業のビジネス環境改善、投資円滑化に向けた環境整備等といった諸課題に関し、日本企業の声を、ABACやABAC日本委員会を通じて直接APECに届けること等を目的とする。	ABACは、各メンバーからのABAC委員が集まり、年に4回の会議を開催。毎年のAPECの主要なテーマを踏まえつつ、ビジネス界としてどのような施策をAPECに求めていくかを議論し、首脳への提言書、貿易担当大臣や関連閣僚に対する提言レターを作成。首脳会議の際には、首脳への提言内容を踏まえ、APEC首脳と対話を行い、直接要請を行う。この対話には、原則的に日本の総理を含むすべてのAPEC首脳が毎年参加。ITA(情報技術協定)拡大や環境物品の自由化交渉はABACの提言を受けたAPECでの合意を踏まえてWTOにおける交渉が開始されたものであり、いずれも我が国経済界がその実現を強く要請してきたもの。またABACの提言に基づいて具現化され、APEC域内の無査証移動を可能とするAPECビジネストラベルカードは、我が国の運用開始から日本人に対して既に3万枚を発行している上、申請数も急激に増加しており、日本のビジネス関係者に大きな便宜をはかるものとなっている。これらをはじめとして、APECにおいて、短期的に、また中長期的にAPECで取り組むべき課題など有益なインプットを行っている。	0	0												8_6								非該当	
841	外務省	11		246		アジア欧州財団(ASEF:ASIA-EUROPE FOUNDATION)拠出金(任意拠出金)		ASEM(アジア欧州会合)の唯一の常設機関であり、プロジェクト執行機関であるASEFに対して、プロジェクト実施経費の任意拠出を行い、アジア欧州間の相互理解の促進に主体的に関与・貢献する。これは、ASEM首脳会合や閣僚級会合における我が国の影響力・発言力を維持・強化し、ASEFを通じて我が国の関心事項(アジアの安保環境、テロ対策等)に関するアジア・欧州間の協力・連携を推進するためにも必要不可欠。	ASEFは、アジア欧州間の相互理解促進のため、ASEM3本柱を形成する政治、経済に並ぶ社会・文化のうち、特に知的交流、文化交流、人物交流等の分野において、人権セミナー(非公式人権セミナー)、若者や女性の社会進出を後押しするシンポジウム(ASEFヤングリーダーズサミット等)、災害時のリスクコミュニケーションを経験したジャーナリストがベストプラクティスを共有しあうワークショップ(ジャーナリスト会議)、また、各国において影響力のある財界関係者が世界経済について意見交換するフォーラム(経済フォーラム)の企画・開催など、アジア欧州の民間セクターを取り込んだ交流事業を行っている。 28年度の我が国任意拠出金は、ASEMが2016年に設立20周年を迎えたことを期に、ASEFがHP上にASEMメンバー国閣僚からのメッセージを掲載する「ASEM設立20周年デ	0	0												5_a4_2								非該当	
842	外務省	11		247		中東淡水化研究センター拠出金(任意拠出金)		中東淡水化研究センター(MEDRC)への拠出は、我が国による中東和平・パレスチナ支援の一環であり、中東和平の平和と安定は、我が国の平和と安定、経済の安定的成長の確保の観点から極めて重要な問題である。MEDRCの事業目的は、「淡水化に関連する基礎研究及び応用研究の進行、実施、調整等を行うこと、また、淡水化の技術的な工程を改善することにより、中東和平プロセス並びにその他地域の人々の生活水準に貢献すること」とされている(設立協	水問題と和平実現を結びつける機関として、淡水化に関する調査研究、人材育成、情報交流、及び他機関との提携関係保進を主として活動している。特に、中東和平当事者(イスラエル、パレスチナ、ヨルダン)が関与する淡水化技術研修事業、研究助成、奨学金事業は、停滞する中東和平多国間協議プロセスの中で、当事者間の信頼醸成に大きく貢献しているとして、国際社会から高い評価を受けている。	3,310	3,310	5	一般	－	95	4	－	－	－	－	1_a_1								該当	
843	外務省	11		249		国際連合開発計画(UNDP)拠出金(パートナーシップ基金)		国連内の開発関連国際機関(計32機関)グループの議長を務め、開発分野の中核的機関であるUNDPの高い専門的知見、経験、グローバルなネットワークを活用し、各国・地域において我が国の二国間援助を補完し、また、相乗効果を生み出す事業を実施する。特に、UNDPの日本人職員が形成・管理する事業を中心に実施することで、国際機関における我が国のビジビリティを向上させ、日本人職員の増強に貢献し、以て日本とUNDPのパートナーシップ強化する。	我が国とUNDPとの共通の重点分野である、持続可能な開発目標、防災、女性、ガバナンス、危機対応・復興等の案件を効果的且つ効率的に実施する。特に、UNDPの日本人職員が形成・管理する事業を実施する。	0	0												8_6								非該当	
844	外務省	11		250		国際連合教育科学文化機関(UNESCO)分担金		国連憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言語、宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権、基本的自由に対する尊重の念が世界に遍く行き渡るように、教育、科学、文化、コミュニケーションを通じて国家間の協力を促進し、世界の平和と安全に寄与することを目的とする。我が国としては、文化の分野における国際規範の整備促進等の国際貢献を通じ、各国の人々による経済社会開発を支えることにより、親日感の醸成を図るとの目標が掲げており、本件はこの目標に資するものである。	ユネスコ分担金は加盟国の義務的な分担金であり、ユネスコの通常予算を支弁するもの。我が国を含む加盟国からの拠出により、ユネスコの組織運営(地域事務所を含む事務局運営、執行委員会及び総会の開催)、及び、ユネスコが取り組む教育、自然科学、人文・社会科学、文化、情報・コミュニケーションの5分野における国際的な知的協力・倫理的活動、加盟国の能力開発等に関する各種事業、法規範設定等を実施している。	0	0												8_5_7								非該当	
845	外務省	11		251		オゾン層保護基金拠出金(義務的拠出金)		本件事業は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書に基づき、途上国のオゾン層保護対策支援を行うことを目的としている。地球規模の環境問題であるオゾン層保護対策を効果的・効率的に推進する上では途上国に対する支援措置が不可欠であるところ、我が国が本件事業を通じて協力を行う意義は大きい。	開発途上国におけるオゾン層破壊物質(ODS)生産・消費削減プロジェクトを策定・実施している。同基金への拠出金は、モントリオール議定書第10条に基づき、基金の支援対象となる途上国以外の締約国により、本議定書締約国会合において決定された予算額及び国連分担率に基づき拠出される(平成27-29年における我が国の分担率は15.0124%)。我が国は基金発足当初より執行委員会の常任メンバーとして基金の運営に参画・貢献しており、同基金に対する拠出を通じ、我が国の方針を反映しつつ、オゾン層の保護のための効果的かつ効率的な取組を推進する。	0	0												8_6								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:-)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:-)	競争的資金(該当:〇 非該当:-)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-)	SBIR対象(該当:〇 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
846	外務省	11		252		国際連合工業開発機関(UNIDO)分担金		開発途上国に対する工業開発の促進及び加速化を図り、世界的、地域的及び国家的なレベルにおいて、部門別の工業開発及び工業協力を促進することを目的として設立された国際機関であるUNIDOに対する加盟国としての義務を果たし、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献する。また、日・UNIDO間のパートナーシップを強化し、人間の安全保障、アフリカ支援、環境・気候変動等我が国が重視する政策を協力して推進するとともに、我が国民間セクターの技術・ノウハウの活用や海外事業展開、国際機関における日本人職員の増強にも貢献する。	UNIDOの運営費、調査費その他の恒常的に要する費用等のための支出(通常予算)に対する分担金を負担。UNIDOは、(1)開発途上国における工業化政策、工業計画の立案、企画等についての助言及び勧告、(2)専門家派遣による開発途上国での直接技術指導、(3)開発途上国の工業化推進に必要とされる先進国資本及び関連技術の斡旋、(4)開発途上国の研究、技術開発等に対する機材供与、(5)工業技術、投資、財政、生産、経営計画立案に関する資料収集、分析及び情報交換の促進、(6)民間企業を含めた専門家会議、研究、討論会等の開催を実施。	0	0										8,6								非該当	
847	外務省	11		253		アジア生産性機構(APO)分担金		APOは、アジア太平洋諸国の生産性向上を目的として1961年に設立された地域国際機関。我が国は、生産性向上運動の先進国として、加盟国・地域の発展のため、我が国で開発された生産性向上手法をAPOを通じて積極的に普及していくとともに、我が国企業支援の一環として、我が国企業の海外展開及びこれら企業の製品の輸出促進に資する事業を推進する。	APO分担金は、APOの事業費及び事務局運営費に充てられている。APO事務局は分担金及び拠出金により年間100件程度のプロジェクトを実施しており、主要なものとして、①加盟国・地域の民間企業関係者及び生産性本部(国内産業の生産性向上を目的として設置されている国内機関)関係者を対象とした、研修、セミナー、調査、会議、②加盟国・地域の生産性の計測及び生産性データブックの作成、③生産性向上と環境保全の両立を目指す事業として、環境配慮製品の国際見本市である「エコプロダクツ国際展」の実施等が	0	0										8,6								非該当	
848	外務省	11		254		国際移住機関(IOM)分担金		国際移住機関(IOM)の加盟国は、IOM憲章の規程に基づき、機関の運営費である管理予算に充てられる分担金を理事会及び加盟国が合意した分担率に基づき支払う義務があるところ、加盟国としての義務を果たすもの。我が国としては、IOMを通じ、人間の安全保障の確保を目指した人道支援を中東、サブサハラアフリカ地域で毎年積極的に実施し、女性支援分野においてもIOMの女性支援案件により女性の保護と能力強化に資する支援を積極的に実施することを目	国際移住機関(IOM)の加盟国は、IOM憲章の規程に基づき、機関の運営費である管理予算に充てられる分担金を理事会及び加盟国が合意した分担率に基づき支払う義務があるところ、加盟国としての義務を果たすもの。我が国としては、IOMを通じ、人間の安全保障の確保を目指した人道支援を中東、サブサハラアフリカ地域で毎年積極的に実施し、女性支援分野においてもIOMの女性支援案件により女性の保護と能力強化に資する支援を積極的に実施することを目	0	0										8,6								非該当	
849	外務省	11		255		気候変動枠組条約(UNFCCC)拠出金(義務的拠出金)		地球温暖化問題に対処するための国際的な枠組みである国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の加盟国として義務づけられている拠出金。UNFCCC事務局の運営経費を拠出することで、本条約締約国間の気候変動枠組交渉を円滑に進め、先進国と開発途上国の双方が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みを構築・実施することを目指す。	UNFCCCは、地球温暖化問題に対処するため、温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的として、先進国における温室効果ガスの抑制削減措置の実施、途上国の取組に対する支援等を定めている。当該拠出金はデータ収集分析や人材育成等、UNFCCC事務局の運用に充てられている。本条約は、1992年5月9日に採択され、我が国は同年6月13日、国際連合環境開発会議の場で署名し、1994年5月28日に締結した。また、本条約の下で開催されている締約国会議では、温室効果ガス削減のためのルール作りや、その運用等を協議している。	0	0										8,6								非該当	
850	外務省	11		256		生物多様性条約拠出金(義務的拠出金)		本件事業により、生物多様性条約の目的である生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するための同条約事務局の活動を支援する。我が国は2010年に愛知県名古屋市で開催された第10回締約国会議(COP10)から2012年まで議長国を務めた後も、引き続き最大の拠出国として生物多様性保全の分野において更なるリーダーシップを発揮していくことが求められているところ、本件事業は重要である。	本件事業は、生物多様性条約事務局の活動を支援するための義務的拠出金であり、各国の年間拠出額は、隔年で開催される締約国会議において本条約の財政規則に基づいて決定される。我が国の分担率は13.55%(2014年に採択された2015-2016年度予算時点)で最大の拠出国。各国からの拠出金は、条約事務局により、締約国会議の開催準備、締約国会議の決定事項の推進、各種報告書の作成、他の関係国際機関との協力、開発途上国への支援、普及啓発、情報提供などの業務を行うために用いられる。我が国は、本件事業を行うことによって締約国の資格を有し、会議への参加・交渉等を通じて、生物多様性分野における我が国のプレゼンスを確保するとともに、我が国の方針を反映することが可能となっており、COP10において策定された戦略計画2011-2020の実施と愛知目標の達成に向けた世界的な取	0	0										6,6								非該当	
851	外務省	11		257		気候変動枠組条約(UNFCCC)拠出金(京都議定書拠出金)(義務的拠出金)		地球温暖化問題に対処するための国際的な枠組みである国連気候変動枠組条約京都議定書の加盟国として義務づけられている拠出金。国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局の運営経費を拠出することで、京都議定書の円滑な履行に資する。	国連気候変動枠組条約京都議定書は、UNFCCCの究極目標である大気中の温室効果ガスの濃度の安定化に資するため、締約国に対し温室効果ガスを一定数値削減することを義務付けている。当該拠出金はデータ収集分析や人材育成等、UNFCCC事務局の運用に充てられている。 本議定書は、1997年12月にUNFCCC第3回締約国会議で採択された。我が国は、1998年4月28日に署名し、2005年2月16日に効力が発生した。 本議定書に係る事務は、UNFCCC事務局が行う。(議定書第14条)	0	0										8,6								非該当	
852	外務省	11		258		国際熱帯木材機関(ITTO)分担金		本件事業は、合法的な伐採が行われた森林からの熱帯木材の国際貿易の拡大及び多様化並びに熱帯木材生産林の持続可能な経営を促進することを目的とする国際熱帯木材協定(ITTA)の実施に向けた国際熱帯木材機関(ITTO)事務局の活動を支援するものである。	本件事業は、ITTAの運用に関する費用及び同協定に基づき我が国(横浜市)に本部が置かれている国際熱帯木材機関(ITTO)事務局の運営費に充てられる義務的分担金であり、機関の意思決定を行う理事会の開催のほか、熱帯林経営に関するガイドライン及び基準の作成・普及、熱帯木材貿易に関する統計資料の整備・公表並びに持続可能な熱帯林経営を促進するための生産国支援などの活動を支えるも	0	0										8,6								非該当	
853	外務省	11		259		砂漠化対処条約拠出金(義務的拠出金)		本件事業により、砂漠化対処条約の目的である、地球規模の影響が懸念されている砂漠化の進行に関し、国際的協調の下に対処するための法的枠組みの構築と具体的措置の実施推進を達成することができる。特に、砂漠化対処の国際的な体制に参加することにより、我が国は国際場裏においてアフリカ諸国をはじめとする締約国から、我が国取組への支持と理解を得てきているところ、本件事業の意義は大きい。	本件事業は砂漠化対処条約の事務局の活動を支援するための義務的拠出金。同事務局は、締約国会議や補助機関会合の準備、条約に基づく報告書のとりまとめ、他の国際機関との協力、締約国会議が決定する他の任務の遂行及び各種の規範作りを行っている。特に、我が国は、本件事業を通じて、地球規模の環境問題である砂漠化進行に関し、我が国の方針を反映させつつ、国際協調に基づく効果的な対策の立案及び実施に大きく貢献している。	0	0										8,6								非該当	
854	外務省	11		260		バーゼル条約拠出金(義務的拠出金)		本件事業により、バーゼル条約の目的である、有害廃棄物及びその他の廃棄物の越境移動並びにその処分の規制について、国際的な枠組みの策定と環境の保護等を推進することが可能となる。有害廃棄物及びその他の廃棄物の発生の増加及び複雑化並びにこれらの廃棄物の国境を越える移動によって引き起こされる人の健康及び環境に対する脅威は、我が国にとっても重大な問題であり、有害廃棄物及びその他の廃棄物の越境移動並びにその処分の規制を国際的に進める本件事業は我が国にとっても重要である。	本件事業は,条約事務局の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金。拠出金は全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額の拠出を求められている。条約事務局は、同基金を活用し、締約国会議の準備、条約に基づく報告書作成、他の関係国際機関との協力、廃棄物処分等に関する情報収集及び締約国への送付、廃棄物処理等に関する技術の普及、締約国会議が決定する他の任務の遂行等の活動を実施している。我が国は、本件事業を行うことによって締約国の資格を有し、締約国会議に参加している。その上で、右会議において有害廃棄物及びその他の廃棄物の国境を越える移動の規制を強化することにより我が国の利益を確保するとともに、これらの廃棄物を環境上適正に処理し、その国境を越える移動の	0	0										8,6								非該当	
855	外務省	11		261		野生動植物取引規制条約信託基金拠出金(義務的拠出金)		本件事業により、ワシントン条約の目的である野生動植物の種の過度な国際取引の規制を通じて、これらの種の保全のための国際協力を行い、そのための議論に参画していくことで、我が国として動植物の種の持続可能な利用の確保を促進していく。	1. 本件事業は、条約に規定された条約事務局の任務及び締約国会議の決議・決定により同事務局に付託された活動の円滑な遂行に必要な経費を賄うため、条約信託基金に対し拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出することとなっている。 2. 条約事務局は、条約信託基金の資金により、①締約国会議の準備・フォローアップ、②条約実施のための各国の法令整備、執行、研修の支援、③条約の実施に係る動告の作成、④問題のある取引等についての通報・注意喚起、⑤条約附属書の編集、⑥締約国会議で採択された新たな決議や決定の発出、⑦条約附属書に掲載された種の具体的な特定を支援するための情報提供等を実施している。 3. 我が国は、本件事業に拠出することで締約国の資格を有し、会議への参加・交渉等を通じて、決議案や決定案等	0	0										8,6								非該当	
856	外務省	11		262		水鳥湿地保全条約拠出金(義務的拠出金)		特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びこれらの湿地に生息する動植物の保全を促進することを目的とする、ラムサール条約の事務局の活動を支援する。湿地は水鳥など地球規模で移動する生物の生息場であるとともに、水資源の供給源や洪水の防止など防災上の生態系サービスを享有する場となっている。我が国の湿地も世界的に移動する水鳥の生息を支える場となっており、本事業は湿地に生息する動植物の保護、特に渡り鳥を保護するために国際的な協力を進める上で我が国にとって極めて重要である。	本件事業は、ラムサール条約事務局の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出している。各国からの拠出金は、条約事務局により、締約国会議の開催準備、締約国会議の決議事項の推進、各国の国別報告書の検討及び情報収集、水鳥及び湿地保全に関する助言、広報、普及啓発などの業務を行うために用いられる。我が国は、本件事業を行うことによって締約国の資格により、会議への参加・交渉等を通じて、国際的な湿地保全における我が国のプレゼンスを確保するとともに、我が国の方針を反映することが可能となっている。	0	0										8,6								非該当	
857	外務省	11		263		オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書拠出金(義務的拠出金)		本件事業により、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の目的である、オゾン層の変化の結果生じるおそれがある悪影響から、人の健康及び環境を保護するために、オゾン層を破壊する恐れのある物質を特定し、当該物質の生産、消費及び貿易の規制が実施されており、地球規模の環境問題であるオゾン層の保護を達成する上で、本件事業の重要性は高い。	本件事業は、議定書事務局の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出している(我が国の分担率は10.797%であり、米国に次ぐ第二位の拠出国)。議定書事務局は、主に①締約国会合の開催、②公開作業部会の開催、③各国のオゾン層破壊物質の生産・消費・輸出入量の集計及び公表、④その他締約国会合が決定する他の任務の遂行等の業務を実施している。我が国は、本拠出を通じて我が国の方針を反映させつつ、地球規模課題であるオゾン層保護のための各種政策決定及び実	0	0										8,6								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当：○非該当：－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当：○非該当：－)	競争的資金(該当：○非該当：－)	独立行政法人向け財政支出(該当：○非該当：－)	SBIR対象(該当：○非該当：－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
858	外務省	11		264		国際自然保護連合(IUCN)拠出金（義務的拠出金）		本件事業により，IUCN（自然及び天然資源の保全に係る国家、政府機関、国内及び国際的非政府機関の連合体）を通じ，その目的である全地球的な野生動植物の保護，自然環境・天然資源の保全分野における専門家による調査研究の実施、各方面への勧告、開発途上地域に対する支援等を実施することが可能となる。また，我が国が，IUCNの国家会員として、本拠出金を拠出することにより、①我が国の方針をIUCNの取組に反映させつつ、②世界各国のNGO等を通じて我が国の地球環境問題への積極的な取組を効果的に	本件事業は，IUCN事務局の事業を支援するための拠出金。同事務局は，4年に1度開催される世界自然保護会議（総会）において，一般方針の決定，各種プログラムと予算の承認，IUCNの全ての事項に関する監督及び全般的な運営を行う理事会に関する事務等を行うことにより，環境分野における国際的な規範作りを担っている。また，本件事業を行うことにより，国家会員としての総会等への参加・交渉等を通じて，我が国の方針が反映されるよう働きかけを行うことが可能となっている。	0	0												8_6								非該当	
859	外務省	11		265		ストックホルム条約（POPs条約）拠出金（義務的拠出金）		本件事業により、ストックホルム条約の目的である、ダイオキシン類、PCB、DDT等の残留性有機汚染物質（Persistent Organic Pollutants：POPs）の排出を削減し廃絶するための手段を講じることによりPOPsによる悪影響からの人の健康と環境の保護が可能となる。POPsは、毒性が強く、残留性、生物蓄積性、長距離にわたる環境における移動の可能性を有する物質であり、地球規模での汚染防止を達成する上で本条約の着実な実施が不可欠である。また、POPsの製造及び使用の規制等に関し，我が国の方針を反映させる上でも、本件事業は重要である。	本件事業は条約事務局の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出している（我が国の拠出金分担率は12.806%であり，締約国中最大の拠出国）。同事務局は主に①締約国会議（COP）及び補助機関会合の準備並びに役務の提供，②締約国の本条約遂行に必要な支援の提供，③他の関係国際機関・団体の事務局との調整，④各締約国より受領した情報及び他の入手可能な情報に基づく定期報告書の作成及び提供，⑤本条約の定める事務局の任務及びCOPが決定する任務の遂行等を実施している。本事業を通じて，我が国の方針を反映させつつ，POPsの製造及び使用の規制等についての基準設定等	0	0												8_6								非該当	
860	外務省	11		266		世界遺産基金分担金		世界遺産条約の締約国に課される義務的分担金。同条約は、人類共通の貴重な遺産としての文化遺産及び自然遺産を損傷、破損等の脅威から国際的な枠組みで保護していくことを目的とし、締約国から支払われた分担金はそのための諸活動経費に充てられる。	条約に基づく義務的分担金。各締約国から支払われる分担金及び寄付金等から成る世界遺産基金により、世界遺産一覧表の作成、顕著な普遍的価値を有する世界の文化遺産及び自然遺産の保護に係る調査・研究、専門家派遣、研修、機材供与、資金協力等の国際的援助等、条約に基づく具体的な保護措置が実施される。具体的な使途や使途毎の予算配分については、作業指針に基づいて、世界遺産委員会（締約国の中から選挙で選出された21ヵ国で構成）が	0	0												6_5_5								非該当	
861	外務省	11		267		無形文化遺産基金分担金		無形文化遺産保護条約の締約国に課される義務的分担金。同条約は、無形文化遺産を国際的な枠組みで保護していくことを目的とし、締約国から支払われた分担金は、そのための諸活動経費に充てられる。（注：本条約は2003年ユネスコ総会において採択、2006年4月に条約発効。我が国は、他国に先駆け国内の無形文化財保護に取り組んで参た経験を活かして条約交渉段階から議論を主導、2004年に締結した。）	条約に基づく義務的分担金。各締約国から支払われる分担金等から成る無形文化遺産基金により、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」や「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」の作成、専門家の提供、必要な職員の養成、設備及びノウハウの供与等の国際的な援助等、本条約に基づく具体的な保護措置が実施される。具体的な使途や使途毎の予算配分については、締約国会議が定める指針に基づいて、政府間委員会（締約国の中から選挙で選出された24ヵ国で構成）が決定する（条約第25条4）。	0	0												6_5_5								非該当	
862	外務省	11		268		生物多様性条約カルタヘナ議定書拠出金（義務的拠出金）		本件事業により，生物多様性条約（CBD）カルタヘナ議定書（以下，「カルタヘナ議定書」という。）の目的である，現代のバイオテクノロジーにより改変された生物であって生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものの国境を越える安全な移送，取扱い及び利用の分野において十分な水準の保護を確保するための事務局の活動を支援する。	本件事業は，カルタヘナ議定書の実施・運用に係るCBD事務局の活動を支援するための義務的拠出金であり，各国の年間拠出額は，隔年で実施される締約国会合において決定される。我が国の分担率は15.414%（2014年に採択された2015-2016年度予算時点）で最大の拠出国。各国からの拠出金は、CBD事務局により，締約国会合の開催準備，締約国会合の決定事項の推進，各種報告書の作成，他の関係国際機関との協力，開発途上国への支援，普及啓発，情報提供などの業務を行うために用いられる。我が国は，本件事業を行うことによって締約国の資格を有し，会議への参加・交渉等を通じて，改変された生物の適切な取扱いを含む生物多様性の保全等における我が国のプレゼンスを確保するとともに，我が国の方針を反映することが可能となっ	0	0												6_6								非該当	
863	外務省	11		269		北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)拠出金（義務的拠出金）		本件事業により，国連環境計画（UNEP）の下の地域海計画の一つである北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）の目的である，主に日本、中国、韓国、ロシアの4ヵ国の陸域に囲まれた閉鎖性海域である日本海及び黄海における海洋及び沿岸の環境の保護，管理及び発展の推進等に向けた取組を周辺諸国との協力の下，推進していくことが可能となる。閉鎖性海域は海水の循環が緩慢で人間活動による水域環境の悪化を招きやすいことから，周辺諸国との連携に基づく海洋環境管理を推進していく本件事業は重要である。	本件事情は，4ヵ国が分担してNOWPAP信託基金（活動経費）に拠出することで、NOWPAPの活動主体として指定された地域活動センターが、海洋環境データの共有、汚染物質のモニタリング、油流出緊急時計画の作成、漂流・漂着ゴミ対策などの活動を行う。また、我が国が誘致した地域調整部富山事務所の運営費（職員の給与等）を、我が国が負担することで、韓国の釜山事務所とともに、NOWPAPの活動を調整・監督することが可能となる。NOWPAP地域調整部は，年1回政府間会合を開催し，メンバー国や関係国際機関との調整，計画の管理業務，政府間会合で合意された運営や事業に係る業務を実施している。我が国は本件事業による政府間会合等への出席等を通じて，我が国の方針を反映させつつ，日本海及び黄海における海洋環境保護のための	0	0												8_6								非該当	
864	外務省	11		270		ロッテルダム条約（PIC条約）拠出金（義務的拠出金）		本件事業により、ロッテルダム条約の目的である有害な化学物質等に関する情報共有及びその輸出入に係る手続を実施することにより、有害な化学物質の適正な管理の促進が可能となる。我が国が本条約事務局の活動を支援することで、締約国としての責務を果たすとともに、化学物質管理の国際的な基準設定に関して我が国の立場をよりよく反映することが可能となる。	本件事業は，UNEPケミカル及びFAO事務局が提供している条約事務局の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり，全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出している（我が国の分担率は額は13．851%であり，締約国中最大の拠出国）。同事務局は主に①締約国会議、補助機関会合の準備及び役務の提供，②締約国の本条約遂行に必要な支援の提供，③他の関係国際機関・団体の事務局との調整，④本条約の定める事務局の任務及び締約国会議が決定する任務の遂行等を実施している。本事業を通じて，有害な化学物質の適正な管理に寄与するとともに，科学物質管理の国際的な基準設定に関し，我が国の方針の反映に努めている。	0	0												8_6								非該当	
865	外務省	11		271		オゾン層の保護のためのウィーン条約拠出金（義務的拠出金）		本件事業により，オゾン層保護のためのウィーン条約の目的である，フロン等のオゾン層破壊物質から生物に有害な紫外線の地上への到達を防いでいるオゾン層を保護するための国際協力が推進される。地球規模の環境問題であるオゾン層の保護を達成する上で，ウィーン条約の着実な実施は不可欠であり，本件事業は重要である。	本件事業は，条約事務局の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり，全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出（我が国の分担率は10．797%であり，米国に次ぐ第二位の拠出国）。条約事務局は，各国からの拠出金を通じ，主に①締約国会議，ビューロー会合等の開催，②オゾン研究管理者会議の開催，③オゾン層保護に係る広報・普及啓発活動，④ウェブサイトの運営及び締約国会議が決定する他の任務の遂行等を行う。我が国は，本拠出を通じ，我が国の方針を反映しつつ，フロン等のオゾン層破壊物質からオゾン層を保護する	0	0												8_6								非該当	
866	外務省	11		272		南極条約(義務的拠出金）		本件事業により，南極条約及び南極関連の国際的枠組みとしての南極条約体制の目的である，南極の平和的利用（軍事基地の建設，軍事演習の実施等の禁止），科学的調査の自由と国際協力の促進，領土権主張の凍結，鉱物資源の活動の禁止等を達成することができる。特に我が国は，南極に対する領土権を放棄していること，また，南極観測に黎明期から積極的に関わってきており，昭和基地を有して観測を行っていることから，南極条約体制の目的を達成するための本件事業は重要である。	本件事案は南極条約の事務局の活動を支援するための義務的拠出金であり，我が国を含めた南極条約協議国（29か国）が5つのカテゴリー別に負担。我が国は，米，英，仏，豪等と同じAランク（最高拠出額）で，負担率は，4.37%（2015年に採択された2016年度予算時点）。 南極事務局は，年1回，「南極条約協議国会議」及び「環境保護委員会」を開催し，南極に係る喫緊の問題を議論し，必要な規範作りを行っている。また，南極基地の査察の報告等も行い，各国の基地を通じた南極観測のあり方等を議論している。 本件事業は，我が国は，本件事業を行うことによって協議国の資格を有し，会議への参加・交渉等を通じ，南極における我が国の利益を確保するとともに，南極観測の円滑化に取	0	0												8_6								非該当	
867	外務省	11		273		コロンボ計画分担金		1951年に設立されたASEAN（除カンボジア）及びSAARC（南アジア地域協力連合）諸国等の26カ国が参加する国際開発機関であるコロンボ計画はアジア地域のネットワークを用いて加盟国のニーズに対応した地域の経済・社会開発の促進のための触媒的な役割を果たしており，コロンボ計画への支援を通じ，我が国開発協力大綱に掲げる南南協力を積極的に推進するとともに麻薬対策をはじめとする地球規模課題の取組に向けた地域の連結性を強化する。	南南協力の促進を目指すコロンボ計画の運営のための分担金。なお，分担金は全加盟国による一律同額負担。プログラムとして，行政・環境プログラム（加盟国公共セクターの人材開発），長期奨学金プログラム（加盟国行政官の就学支援），民間部門開発プログラム（中小企業振興），麻薬アドバイザリープログラムなどを南南協力として実施。	0	0												8_6								非該当	
868	外務省	11		274		国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）拠出金（任意拠出金）		我が国は，難民等に対する人道支援を国際貢献の重要な柱の一つと位置付けており，この分野で我が国の姿勢を国内外に示すとともに，外交上の発言権を維持するため，国際連合パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）が担当するパレスチナ難民を除く全世界の難民の保護・支援及び難民問題の恒久的解決を目的として中立的立場から包括的な取組を行う唯一の国際機関である国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）を通じて，難民・国内避難民に対す	民族・宗教・政治的対立等に起因する紛争の多発により急増した難民や国内避難民に係る問題は，人道上の問題であるとともに，周辺地域のみならず世界の平和と安定に影響を及ぼしかねない問題である。我が国は，アフリカ地域，中東，アフガニスタン及び周辺国地域を中心に，難民帰還が進む地域における帰還支援，現地コミュニティにも裨益する形での帰還先における再統合支援に加え，帰還の見通しが立たない難民・国内避難民の保護・支援活動等を支援す	0	0												8_6								非該当	
869	外務省	11		275		国際連合児童基金（UNICEF）拠出金		UNICEFは子どものための活動（教育，保健，衛生，子どもの保護等）を専門とする唯一の国連の支援機関。UNICEFの衡平性原則（最も脆弱な子どもたちへの支援の重視）は，我が国の重要外交・開発課題である人間の安全保障の現場レベルでの実践に大きく貢献している。また，その広範かつ包括的な活動を通じ，幅広い持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた開発支援を実施しており，我が国はUNICEFへの拠出を通じ，すべての子どもの権利の実現を目的とした人道・開発分野における広範な支援活動に貢献	UNICEFは，世界の子どものために，保健，HIV/AIDS，水・衛生，栄養，教育，子どもの保護等の分野において，自然災害や武力紛争の際の緊急人道支援から中長期的な開発支援まで幅広く活動している。その支援活動を通じて，広範なSDGsの達成（SDG1:貧困撲滅，SDG2:飢餓，SDG3:保健，SDG4:教育，SDG5:ジェンダー，SDG6:水と衛生，SDG8:経済成長と働きがい，SDG10:不平等の是正，SDG16:平和な社会作り等）に向けた開発支援に積極的に取り組んでおり，我が国が重視する人間の安全保障の実現及びSDGsの実施	0	0												8_6								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:-)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:-)	競争的資金(該当:〇 非該当:-)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-)	SBIR対象(該当:〇 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
870	外務省	11		276		国際連合世界食糧計画(WFP)拠出金(任意拠出金)		WFPとの連携により，飢餓・貧困対策，母子の栄養強化，学校給食を通じた教育支援等を実施することで，我が国が重点外交政策として推進している人間の安全保障の実現と持続可能な開発目標の達成を目指す。WFPへの拠出を通じ，自然災害や紛争により深刻な食料・栄養不足にある人々約250万人の食料安全保障・栄養改善を促進する。	①食料を通じた経済社会開発支援，②難民その他の緊急食料不足及びゆ長期的食料不足の解消，及び③国連及びFAOと連携した世界の食料安全保障の促進を目的に，2016年には82カ国において約8,200万人に食料支援を実施。2016年度の我が国拠出による事業では，シリア及び周辺国，イラク，イエメン，アフガニスタン，サブサハラ・アフリカ地域，パプアニューギニア，ハイチ等の国々で，難民・国内避難民支援，子どもや妊産婦の栄養改善，学校給食，労働や職業訓練の対価としての食料配布，人道支援物資の輸送サービスの提供等の事業を実施し，約320万人が裨益。	0	0											8_6								非該当	
871	外務省	11		277		世界エイズ・結核・マラリア対策基金拠出金		途上国におけるエイズ，結核，マラリアの三大感染症による感染，死亡者数の削減に持続可能で適切な貢献を行い，支援を必要とする国々において三大感染症により引き起こされた影響を緩和し，持続可能な開発のための2030アジェンダのゴール3で掲げられている三大感染症の流行終息達成に寄与すること。民間財団でも国連の基金でもなく，官民のパートナーシップによる新しい形態の機関として，二国間援助機関や国連機関と連携して感染症対策への支援を行う。なお，世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）は，２０００年の九州・沖縄サミットで感染症対策が主要課題とされ，追加的資金調達の必要性をG8首脳間で確認したことを受けて設立された。日本は，いわばグローバルファンドの生みの親であり，継続的にグローバルファンドを	途上国におけるエイズ，結核，マラリア（三大感染症）の予防，治療，ケアを実現し，促進するための事業や，三大感染症対策を効果的に実施するための強靭かつ持続可能な保健システムを構築するための事業に対して資金供与を行い，途上国の保健状態の改善に貢献する。	0	0											8_6								非該当	
872	外務省	11		278		国際連合開発計画(UNDP)拠出金(コア・ファンド)		UNDPは，国連内で開発に携わる計32機関からなる国連開発グループの議長を務める開発分野の中核的機関であり，開発分野における高い専門的知見と経験，グローバルなネットワークを有している。UNDPは，持続可能な開発目標の実施，人間の安全保障の推進，防災・女性等，我が国が重視する地球規模課題の解決に向けて大きな役割を担っていることから，我が国はUNDPへの拠出を通じて，開発課題に対するコミットメントを国内外に示すと共に，UNDPに対する発言力・影響力を確保することを目的とする。	UNDPは，「貧困の撲滅，不平等と排除の大幅是正」を目標として，持続可能な開発プロセス，包摂的で効果的な民主的ガバナンス，強靭な社会の構築を重点分野とし，途上国のニーズに即した支援を177の国・地域で実施している。UNDPコア・ファンドはUNDPの通常財源であり，特に後開発途上国における貧困撲滅や持続可能な開発目標実施等のための開発活動経費，及び本部・地域事務所・約130の国事務所の運営費や人件費等に充当される。	0	0											8_6								非該当	
873	外務省	11		279		赤十字国際委員会(ICRC)拠出金 〈任意拠出金〉		赤十字国際委員会（ICRC）は，ジュネーヴ諸条約にその役割が明記され，人道支援分野等において，他の国際機関にはない独自の活動を行っており，国際的にも高い評価を得ている。また，ノーベル賞を3度以上受賞した世界唯一の機関である。ICRCを支援することは，紛争地域の平和と安定に資するのみならず，我が国が人道危機の解決に対して積極的であるとの姿勢を国内外に示すもの。この事業によって，前年同様1百万以上の紛争被害者を保護することを目指す。	ICRCは，紛争被害者の保護を中心として，医療支援，食糧・生活物資等の支給，飲料水供給，衛生活動等の「緊急人道支援」を実施しており，我が国や他の国際機関が安全・能力上の制約から支援不可能な状況・場所で，時に「唯一の援助機関」として活動している。また，捕虜や被拘禁者の人道状況の監視，離散家族の安否調査等の「保護」活動や，国際人道法の普及も行っている。ICRCのこのような活動を通じて，紛争で苦しむ人々を支援する。この事業によって，150万人の紛争被害者を保護が実現した。	0	0											8_6								非該当	
874	外務省	11		280		国際連合人口基金(UNFPA)拠出金		家族計画を含むセクシャル・リプロダクティブ・ヘルス（SRH）分野は持続可能な開発目標（SDGs）の目標一つであり，人口開発はSDGsの保健課題達成において重要。母子保健，リプロダクティブ・ヘルス，家族計画に関する情報やサービスの提供等において最大の国連機関であるUNFPAへの拠出を通じ，人間の安全保障の実現，SDGsの達成に貢献する。	1. UNFPAの活動の根幹を支える組織運営費及びプログラム実施経費に充てられるUNFPAコア・ファンドに対し，拠出を実施。 UNFPAは，2014-2017年の活動計画（ストラテジック・プラン）に基づき，世界158カ国・地域で国別プログラムを策定。政策づくりと実施の両面から，性と生殖に関する健康に関するサービスを通じた母子保健の推進，家族計画に係る情報・サービスの提供，性感染症対策，国勢調査等の人口関連データの収集・分析・調査への協力を通じた包括的な人口政策の策定・実施・評価支援等を実施。 2. 多数国間または地域的規模で活動する人口開発分野のNGO等の活動を支援する「インターカントリーなNGO支援信託基金」に対し，拠出を実施。	0	0											8_6								非該当	
875	外務省	11		281		国際連合地雷対策支援信託基金(UNMAS)拠出金（任意拠出金）		我が国は，オタワ条約署名以降，実質的な対人地雷の禁止と，被災国支援（地雷処理，被害者支援等）の強化を目指し包括的に取組んできており，UNMAS（VTF）を通じて，地雷除去，地雷の被害の予防及び被害者の支援を行うことで，人間の安全保障の実現という我が国の重要外交課題の達成を目指す。日本の拠出により，世界における地雷犠牲者を基準年（2005年）の半数にするとの目標に貢献する。	1. 地雷回避教育支援（日常の生活・仕事空間が地雷埋設地と近接する各国・地域での，地雷等爆発物による被害を回避するための啓蒙教育） 2. 地雷除去支援（地雷等の除去活動のための要員トレーニングと実際の除去活動） 3. 武器の安全管理　（地雷等を含む武器を回収した後の保管・管理に関するトレーニング及び管理） 4. 地雷被害者の社会復帰支援（地雷被害者がコミュニティに包摂され，経済活動にも従事できるよう支援を行う）	0	0											5_a4_2	8_6							非該当	
876	外務省	11		282		国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）拠出金 （任意拠出金）		パレスチナ問題の当事者であるパレスチナ難民の救済事業を実施するUNRWAを支援することで，主要な国際問題の一つである中東和平問題について，和平に向けて前進できるような環境作りのために国際社会の一員として貢献する。 日本の拠出により約22万人のパレスチナ難民の支援を目指す。	ガザ地区，ヨルダン側西岸，ヨルダン，レバノン及びシリアに居住するパレスチナ難民587万人に対し，教育（小中学校の運営），医療・保健，救済（食料支援，住宅改善支援など），福祉（女性・身体障害者対象プログラムの実施など）といった生活に最低限必要な公的サービスを提供するほか，シリアやガザ情勢の悪化を受けて厳しい状況に置かれているパレスチナ難民に対する緊急人道支援を実施している。	0	0											8_6								非該当	
877	外務省	11		283		国際農業研究協議グループ(CGIAR)拠出金 （任意拠出金）		●CGIARは国際的な農林水産業研究に対する長期的かつ組織的支援を通じて，開発途上国における食料増産，生産性改善を図ることにより，途上国の住民の福祉向上を図ることを目的として設立。 ●本事業は，CGIARを通じ，我が国が重視する政策内容を反映しつつ，各国の農業研究機関，民間セクター，NGO等と協力して途上国の経済発展・福祉向上のための農業（林業，水産業を含む）研究を実施することを目的とする。 （Science誌の試算方法によると，我が国邦人研究者が貢献した「緑の革命」（コメ，小麦の品種開発）の経済効果は，2000年時点で約5000億円とされるように，農業研究を通じた技術革新には，大きな経済的潜在価値がある。）	●CGIAR傘下の各研究センターは，開発途上国の経済発展・福祉向上のための国際農業（林業、水産業を含む）研究を実施しており，本事業は，研究センターに対し，我が国の政策関心事項に沿ったイヤーマーク拠出を実施。具体的には，一国では対応が困難な気候変動や生物多様性等の横断的政策課題を重視しつつ，農作物の遺伝資源の保存・評価，適正な品種の開発・提供，病虫害対策，水資源等の天然資源の管理・保全，食料・農業政策形成のためのデータ分析提供，開発途上国の農業研修等を実施。その際，JICAや我が国民間セクターとの連携や，我が国邦人研究者の参画を重視。 ●我が国は，設立以来，アジア先進国代表の理事国として，CGIARの組織運営にも主導的に関与しており，わが国重点事項の組織全体の方針への反映を図りつつ，各組織運営に必要な活動のための拠出を実施。 ●CGIAR傘下の研究センターには，邦人の若手・女性研究	203,044	203,044	5	一般	－	50	4	－	－	－	－	1_a_1	8_5_1	3_a_1	5_a4_1_1					該当	
878	外務省	11		284		国際家族計画連盟(IPPF)拠出金		IPPFは持続可能な開発目標（SDGs）の達成にとって重要な人口，リプロダクティブヘルス分野において，人間の安全保障に資する母子保健の推進，家族計画に関する情報やサービスの提供，性感染症やHIV／エイズの予防及び治療等を実施している。世界約170カ国において約140の加盟団体から構成され，当該分野でコミュニティに根ざす活動を行うIPPFへの拠出を通じ，リプロダクティブヘルスに関するSDGs達成に貢献する。本分野は性・文化・宗教等に密接に関わり，二国間援助のみでは効果的な実施が困難。60年以上に亘り，当該分野で活動を積み重ね，現地で知見と信頼を得ているIPPFとの協力は効果的。このため，IPPFへの拠出を通じて，日本が重視する政策の実施を図る。	1. IPPFの活動の根幹を支える組織運営費及びプログラム事業費に充てられるIPPFコア・ファンドに対し，拠出を実施。 2. コミュニティ・レベルで，特に脆弱層に対しての支援を実施する「HIV／エイズとリプロダクティブ・ヘルス日本信託基金」に対し，拠出。	0	0											8_6								非該当	
879	外務省	11		285		人間の安全保障基金拠出金		人間一人ひとりに着目し，人々が恐怖と欠乏から解放され，尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目的とする「人間の安全保障」は我が国外交の重要な柱であり，国家安全保障戦略や開発協力大綱において明記されている。人間の安全保障基金は，具体的な事業を通じて国際社会における人間の安全保障の理念の普及と途上国における実践を目標とする。国際社会において唯一「人間の安全保障」の名を冠した基金であり，同基金への拠出を通じ，「人間の安全保障」の知名度を高めることは，同概念を重視する日本のイメージと直結し，国連及び国際開発分野におけるプレゼンスの向上につながっている。また，グローバル化が進み，世界の国々の相互影響と依存の度合が急速に高まる中，本拠出金を通じて紛争やテロ，貧困，感染症，環境汚染や気候変動といった様々な脅威に統合的に対応することは，日本を取り巻く国際環境を安定的なものとし，日本自身の平和と	本事業は，人間の安全保障の理念の普及と途上国における実践を支援するため我が国が主導して1999年に国連に設置したマルチドナー信託基金。理念の実践部分については，人間の安全保障がとるアプローチの特徴である包括的・分野横断的なアプローチを確保するため，本基金を活用する案件は，国連機関をはじめとする複数の国際機関が連携して，貧困・環境破壊・紛争・地雷・難民問題・麻薬・感染症等の地球規模の諸問題に効果的に取り組むプロジェクトであることとしている。プロジェクトは主として、人間一人ひとりの保護（プロテクション）と能力強化（エンパワーメント）という相互補強的な2本柱に基づく枠組みによって推進される。理念の普及については，同基金を活用した広報資料の作成と発信，セミナー等の開催を支援する。また，途上国におけるプロジェクトは，実施を通じて裨益コミュニティのみならず，実施機関に対しても人間の安全保障の概念を普及す	0	0											8_6								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額(千円)	左記うち要望額うち科技予算額(千円)	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
880	外務省	11		286		Gaviワクチンアライアンス拠出金		・Gaviワクチンアライアンス(以下、Gavi)は、予防接種率を向上させることにより、子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的としている。 ・Gaviの活動は、生涯を通じた基礎的保健サービスを確立し、UHCの達成を目指す我が国の国際保健政策「平和と健康のための基本方針」(2015年発表)に合致。同基本方針の中では特に、国際機関等との協力強化を通じた感染症対策の一環として、Gaviによる予防接種活動への協力の実施を明記。 ・我が国を含むG7が目指す「全ての人々に対する生涯を通じた保健サービスの確保」のための方策として重要視されるGaviを通じた予防接種支援は、2016年5月のG7伊勢志摩サミットで発表された「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」で掲げられた。 ・一方、ワクチン価格を低下させる取組や、被支援国の予防接種のスケールアップは二国間援助のみでは効果的な実施が困難。当該分野で革新的なメカニズムと	開発途上国を対象とし2016年からは新たに以下を目標として活動を行っている(2016－2020戦略目標)。 1　平等なワクチンの導入・普及と接種率の上昇の加速化 2　保健システム強化にあたり、その一部としての予防接種の効率性と有効性の向上 3　各国の予防接種プログラムの持続可能性の改善 4　ワクチン及び他の予防接種関連品の市場形成	0	0											8,6									非該当	
881	外務省	11		287		国際連合人間居住財団(UN-HABITAT)拠出金 (任意拠出金)		UN-HABITAT(国連人間居住計画)は、人口増大と共に深刻化している途上国の都市化及び居住問題(スラム対策等)等の解決に取り組むことを目的とした国連機関であり、本拠出は、UN-HABITAT、特にそのアジア太平洋地域本部(福岡本部)の活動を支えるためのものである。また、本活動は、九州北部を中心に居住環境に資する技術やノウハウを有する我が国の民間企業(特に中小企業)等と連携を図っている。	(コア拠出)UN-HABITATの運営基盤を強化するため、同機関の事務局運営経費等の一部を拠出。 (イヤマーク拠出)① UN-HABITATアジア太平洋地域本部(福岡本部)が行う研究、指針の作成、各国・各国際機関との情報交換、広報活動、研修、パイロット・プロジェクト等の実施。② 国連アピール等に基づき、UN-HABITATが実施する紛争地域や災害被災地等における緊急的な住宅供給等のプロジェクトの実施。	0	0											8,6									非該当	
882	外務省	11		288		国際連合人道問題調整事務所(OCHA)拠出金(任意拠出金)		国際機関やNGOなど様々な主体が活動する人道支援の現場において、効率的・効果的な活動を行う上で、OCHAによるニーズの把握及び調整機能は重要な役割を果たしている。本件拠出を通じて人道支援活動の総合調整を行うOCHAの活動を支援することにより、効果的・効率的な人道支援の実現、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に貢献することができる。OCHAへの拠出を通じ、速やかに被災状況や支援ニーズに関する情報収集を行うとともに、人道支援機関が調整のとれた支援方針のもとに活動を実施し、被災者に対する円滑な人道支援の提供を可能にすることを目指す。	OCHAは、世界各地において大規模な自然災害や紛争が発生した際、各種緊急人道支援機関が活動の偏りを避けつつ、各機関の専門知識等を効果的に活用できるよう支援活動の総合調整と支援戦略の取りまとめを行っている。また、統一アピールの作成、自然災害及び紛争が発生した際、関連情報を24時間インターネット上で迅速に配信するリリーフウェブの運営、国際人道問題に関する調査、評価及び政策形成、理解促進等、人道支援を行う際の基礎となる活動を行っている。2016年には39の統一アピールを発表し、世界中で約5,000万人が裨益。日本の拠出により、南スーダン、シリア周辺国、イエメン等、アフリカや中東地域等において自然災害や紛争等の被害を受けた人々約170万人に対し、	0	0											8,6									非該当	
883	外務省	11		289		初等教育開係(GPE)拠出金		我が国は、人間の安全保障の推進のため、教育支援を重視している。二国間支援に加え、多国間(マルチ)機関であるGPEを通じた支援を実施することで、二国間支援では対応が困難な紛争地域での支援や、緊急下における教育支援において、迅速な支援を行うことで、大きな成果を出している(GPEは2013～2015年にイエメンでの支援を行い、紛争被害を受けた150校の校舎再建事業に資金拠出した他、約9万人の児童に学用品を供与し、教育から取り残された子どもたちへの支援を実施)。我が国はGPEへの拠出を通じ、低所得国や紛争国等における主として初等教育の普及改善・学習環境の改善に貢献し、人間の安全保障の推進に取	GPE(旧称ETI)は、世銀主導で設立された教育分野での唯一の国際的な支援枠組みであり、支援対象国(低所得国)における教育支援のため、支援対象国が策定する教育セクター計画に基づき、事業を実施するための資金・能力・データ・政策等の面での不足を埋めるための財政的、技術的支援(能力構築支援を含む)を実施する。支援は教育セクター計画の策定のための専門的な技術(政策)指導等を行うとともに、GPE基金からの拠出による財政支援を行う。	0	0											8,6									非該当	
884	外務省	11		290		中央緊急対応基金(CERF)拠出金(任意拠出金)		中央緊急対応基金(CERF)は、国連人道支援改革の一環として設置されたものであり、突発的な大規模災害・紛争発生時に緊急人道支援に関する初動財源を確保することにより、被害の拡大を最小限にすること、及びドナーからの支援が行き渡らない資金不足の危機(いわゆる「忘れられた危機」)への対応を可能にすることを目的としている。同基金への拠出を通じて、我が国の人道支援に対する積極的な姿勢を内外に示すとともに、最も脆弱な人々を支援する。	CERFは、大規模災害・紛争発生時に国連機関を通じて緊急人道支援を行うための初動財源を確保している。具体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・危機的人道状況の改善を行うために必要な事業を、緊急援助調整官(CERF事務局)に対して申請し、要件に該当する場合には、右事業の活動資金が供与される。CERFへの拠出を通じ、国際社会における人道支援の初動対応の強化が図られ、緊急時に最も脆弱な人々に迅速かつ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能となる。2016年には、はイラク、ウガンダ、南スーダン、ナイジェリア等での事業に対し拠出を実	0	0											8,6									非該当	
885	外務省	11		291		国連大学拠出金(通常拠出)		(1)日本が国際社会でイニシアティブを発揮している防災、平和構築、環境、アフリカ支援等の分野において、国連大学を活用して、国際社会に向け日本の重点施策を効果的に発信。 (2)大学院プログラムにより、途上国の能力強化に貢献するともに、国連機関が提供する、地球規模課題に取り組む質の高い人材育成プログラムとして、国際機関の邦人職員増に貢献。 (3)我が国に本部が所在する国連機関として、国内の大学・研究機関等との協力関係を通じ、日本の大学の国際化やグローバル人材の育成に貢献。	国連大学は国連決議に基づいて設立され、本部を日本に置く国連機関(昭和51年の国連と日本との間の協定)。世界各地に所在する国連大学・学術研究機関によってネットワークを構築し、地球規模の諸課題の解決のための調査・研究を行う。また、調査・研究に基づく政策提言を国連システムに対して行い、国連のシンクタンクとしての役割を果たし、また、大学院教育や途上国の人材育成を行う。本事業は第一にこれらの国連大学の地球規模での主要な活動を可能にする本部機能の基盤を下支えし、第二に日本国内で国連大学の活動と、防災、人間の安全保障、平和、ガバナンス、持続可能性、気候変動等の地球規模課題に関する知	173,056	173,056	4	一般	－	50	2	－	－	－	－	5_a12_1									該当	
886	外務省	11		293		国際連合地域開発センター(UNCRD)拠出金(任意拠出金)		UNCRDは、1971年に日本と国連との間で締結された協定に基づいて名古屋市に設立された国連機関。開発途上国に対し、地域開発に関する総合的機能を持った機関として、開発途上国における地域開発の能力向上のほか、特に我が国が重視する環境に配慮した地域開発の観点から、環境省と連携して環境的に持続可能な交通(EST)や3R、地方自治体の廃棄物管理サービスを拡大するための国際パートナーシップ(IPLA)についてアジア太平洋地域における政策の合意形成を図ることを目的とした事業を実施。	統合的地域開発計画策定及び人間の安全保障、環境、防災、経済・社会開発等の分野における地域開発について、以下の事業を実施するUNCRDの維持・運営を支援する。 (1) 開発途上国の行政官等を対象とした、地域開発の能力向上のための研修 (2) 研修用の教材開発を兼ねた調査研究 (3) 政策フォーラムの開催 (4) 政府機関、NGO、大学等の要請に基づく各種助言 (5) 関連する情報交流のネットワークの確立	0	0											8_6									非該当	
887	外務省	11		296		国際連合環境計画(UNEP)拠出金(任意拠出金)		①本件事業とUNEPの設立目的との関係 　地球規模の環境問題に対処するためには、個別の問題を超えた横断的な対応が必要。国連環境計画(UNEP)は、国連における環境分野の唯一の専門組織であり、リオ＋20(平成24年)において国連加盟国はこれを強化することで一致した。本件事業は各国からのUNEPコア拠出(ノンイヤマーク)の一部としてUNEPの活動を支援するもの。 ②本件事業の我が国にとっての意義 　条約化を含む国際環境アジェンダの設定において、3R政策や低炭素社会、有害化学物質処理技術など我が国の環境政策と技術を国際的に主流化する。	UNEPは専ら環境分野で、主に以下の種別の活動を実施:国際協力を促進するための政策提言、国連システム内の政策調整を実現するための一般的政策指針の提示、国連システム内の政策実施報告の査収、科学・学術等専門機関に対する知見と情報の提供の促進、途上国等における国内・国際の環境政策が及ぼす影響のレビュー、UNEPの活動資金の検査・承認。 　これを踏まえ、本件事業では、二年毎の国連環境総会に代表される各種会合を実施し、採択された決議に基づき、多数国間環境条約や各種ガイドラインの策定促進、環境アセスメントの実施とデータの提供、地球環境のモニタリング、	0	0											8_6									非該当	
888	外務省	11		297		国際連合ボランティア計画(UNV)拠出金(平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業)(任意拠出金)		1　平和構築・開発の現場で活躍出来る日本及び各国の文民専門家の育成及び平和構築・開発の現場で活躍する日本人のプレゼンスの強化を目的に「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」を実施。 2　上記事業「プライマリー・コース」の海外実務研修として、平和構築・開発の現場で活動する国際機関等へのボランティア派遣の実績があり、効果的な海外実務研修の実施が可能となる国連ボランティア計画(UNV)の枠組みを活用。	平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業の研修に参加する日本人研修員に対し、UNVの枠組みを活用して幅広い分野で世界各国に展開している国際機関等に派遣し、平和構築・開発の現場で国際業務の実務経験を積ませることを通じ、将来の平和構築分野におけるキャリア形成の促進を図る。	0	0											5_a4_2									非該当	
889	外務省	11		298		国際連合開発計画(UNDP)拠出金(日本・パレスチナ開発基金)		「日本・パレスチナ開発基金」(日パ基金)への拠出は、我が国による中東和平・パレスチナ支援の一環であり、中東和平の平和と安定は、我が国の平和と安定。経済の安定的成長の確保の観点から極めて重要な問題である。日パ基金は、中東和平実現の唯一の方途である、イスラエルと共存共栄するパレスチナ独立国家樹立に向けての「国作り」、「人づくり」努力を支援することで、パレスチナ人の和平プロセスへの支持と取組を維持・強化し、和平実現への適切な環境を醸成する。	本件基金は、二国家解決を念頭に置きながら、パレスチナの民政安定並びにパレスチナの国造り及び人づくりを支援するため、中・長期的な観点から、UNDPエルサレム事務所を通じ、パレスチナ自治政府とも協議を行い、先方のニーズを踏まえつつ、パレスチナの行政能力向上、経済開発、改革支援及び双方の信頼醸成に資する案件を形成し、実施するものである。案件実施の際には、プロジェクト関連物資及び工事の調達・請負契約は、現地パレスチナ人企業や労働者を積極的に活用しており、パレスチナ人の能力強化、パレスチナ経済にも裨益する援助形態を取っている。	0	0											5_c4_2									非該当	
890	外務省	11		299		国連環境計画(UNEP)国際環境技術センター拠出金(任意拠出金)		①本件事業と国際環境技術センター(IETC)の設立目的との関係 　IETCは、国連における環境分野の唯一の専門組織であるUNEP内の機関として、途上国等への環境技術の移転を目的として設立され、我が国が誘致した。本件事業は、IETCの設置に関する日本国政府とUNEPとの取極においてホスト国として我が国が応分の寄与を行う旨規定されていることに対応するもの。 ②本件事業の我が国にとっての意義 　我が国が優位性を有する廃棄物分野を中心に途上国等への環境技術の移転を通じ、我が国の環境政策と技術を国	IETCは、UNEP管理理事会決定に従い、途上国等に対して環境上適正な技術を移転するための事業を実施している。具体的には、研修・コンサルティング業務、調査業務、情報の蓄積・普及教務を行っている。 　本件事業により、IETCがUNEPの実施する国連環境総会の決議に基づきワークショップの開催、調査報告書の作成、廃棄物関連組織のグローバルネットワーク化を行うに際し、我が国の方針を反映するため我が国として各案件の策定から事後評価までのプロセス全体に関与している。	0	0											8_6									非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
891	外務省	11		300		国際連合開発計画(UNDP)拠出金(TICADプロセス推進支援)(任意拠出金)		我が国は本拠出金を通じて対アフリカ支援を着実に推進しており，我が国のイニシアティブ及び具体的取組はアフリカ諸国を始め国際社会に高く評価されている。UNDPは，国連システムの主要な開発機関であり，国際場裡でのプレゼンスも大きく，同機関を通じて事業を実施することでTICADプロセスが効果的に推進されている。 また，UNDPは全てのアフリカ諸国に事務所を有しており，他の機関にはない強力な域内ネットワークを活用した充実した実施体制により，TICADの重点分野の中でも二国間での協力を進めることが容易ではない貿易・投資・観光等の分野等に焦点を絞ったプロジェクトの実施が可能となってい	TICADプロセスの推進に資する事業を各年度につき1件以上実施する。	0	0										5_d4_2								非該当	
892	外務省	11		301		国際連合国際防災戦略事務局(UNISDR)拠出金		UNISDRは，唯一の防災に特化した国際機関であり，国際防災協力を推進している。具体的には，第2回国連防災世界会議で採択された国際的な防災指針である「兵庫行動枠組2005-2015」のフォローアップの中心的役割を担ってきた。兵庫行動枠組(HFA)は各国がその実施を要請されており，UNISDRはその実施を支援するとともに、進捗のモニタリング及び報告を行っている。また，その後継枠組にあたる「仙台防災枠組2015-2030」は，平成27年3月に仙台市で開催された第3回国連防災世界会議において，コンセンサスで採択され、また国連総会でも承認されたところ。我が国は，防災大国としての経験・知見を活かし，国際防災協力を積極的に進めていることから，同事務局の活動を支援している。	UNISDRを通じて，主に途上国における災害による被害の軽減を，以下の活動を通じて実施する。 1 第3回国連防災世界会議(於：仙台)で採択された国際的な防災指針である「仙台防災枠組2015-2030」の推進およびそのフォローアップ 2 各国政府，国際機関，地方自治体，防災センター，有識者等の協調・連携強化 3 防災に係わる知識・情報の共有(「世界津波の日」の世界各地における普及啓発活動を含む)	0	0										7_b_7								非該当	
893	外務省	11		303		アジア生産性機構(APO)拠出金		(1)女性の起業等への支援を通じて，女性の社会進出を促す，女性が活躍できる場を拡大する。 (2)「産業人材育成協力イニシアティブ」として，アジア地域の経済発展の基盤となる産業人材の育成のための支援を実施し，途上国の着実な発展及び中進国の更なる発展を後押しする。 (3)官民学の連携による産業人材育成を促進する。	(1)日本を含むアジアの企業経営者が集い，女性の社会進出の成功例や女性の社会進出による生産性向上のための課題について意見交換を行う。 (2)アフリカの生産性向上に携わる組織とのネットワークを活用し，アジア及びアフリカにおける産業人材の育成を行う。 (3)日本における官民学の連携による産業人材育成のグッドプラックティスを加盟国・地域と共有し，域内における同取組の発展に役立てる。	0	0										5_d4_1_3	5_a4_1_3	3_c3_2						非該当	
894	外務省	11		304		国際連合ボランティア計画拠出金(日本UNV協力事業)		国際的なボランティアの動員及びボランティア活動の推進を通じて途上国の平和と開発への貢献を目的として設立されたUNVの活動を支援するとともに，日本人に国連ボランティアとして途上国の国連諸機関の事務所等で勤務する機会を提供し，我が国の顔の見える支援を行うことを目的とす	途上国において，その国の政府または国際機関等が実施する各種の人道・開発支援活動に対し，日本人の国連ボランティアを派遣(ボランティア派遣のための経費は現地生活費，住居費，渡航費等のみ)。	0	0										5_a4_2								非該当	
895	外務省	11		306		ハイレベル政治フォーラム拠出金(旧・持続可能な開発委員会拠出金)(任意拠出金)		多数国間環境条約の遵守及び実施を促進するためには，すべての締約国の参加による締約国会議や関連会合の開催が不可欠である。本件事業により，我が国のプレゼンスを示しつつ，多数国間環境条約の事務局や国際機関等が実施する活動への途上国からの参加や，条約実施に係る途上国の能力開発を支援することで，地球環境に係る国際的な条約体制を強化するとともに，我が国の国内における法制や政策，実践を踏まえた我が国の立場をより良く反映させ，もって多数国間の枠組みで，我が国が効果的に事業実	我が国は多数国間環境条約の事務局や国際機関等からの要請を踏まえつつ，締約国会議や関連会合の開催の支援や、条約事務局や国際機関による能力開発セミナー等の開催その他の個別プロジェクトの実施の支援を行い、多数国間環境条約の遵守及び実施や関連事業の実施を促進する。我が国は、本件事業を行うことによって，多数国間条約事務局や国際機関における関連会合の開催支援や事業の円滑化を図りつつ，地球環境問題に対する我が国の積極的な取組を示すとともに，我が国の方針が効果的に反映され	0	0										8_6								非該当	
896	外務省	11		307		国際移住機関(IOM)拠出金(人身取引被害者の帰国支援事業)(任意拠出金)		●犯罪対策閣僚会議が決定した「人身取引対策行動計画2014」に明記された事業として，我が国で保護された外国人人身取引被害者の出身国への帰国支援及び帰国後の社会復帰支援を行うことを通じ，被害者への啓発を通じて人身取引事案の再発を防止し，人身取引の根本原因たる貧困に対処し，我が国ひいては被害者の出身国における人身取引を撲滅する。 ●我が国で保護される外国人人身取引被害者の出身国としては，東南アジアが多くを占めるため，その観点から当該地域の人身取引対策の枠組みに積極的に貢献する。	●2014年12月に新たに策定された「人身取引対策行動計画2014」に従い，IOMを通じ，国内で保護された被害者のカウンセリング費用，帰国のための航空券代，帰国後の社会復帰支援費用(職業訓練・医療費等)などを手当てする。 ●また，人の密輸・人身取引及び関連の国境を越える犯罪に対処するアジア・太平洋地域における枠組みであるバリ・プロセスに対する支援の一環として，IOMが維持管理する同プロセスのウェブサイトの管理費用を手当てすることにより，同地域において人身取引に関する情報交換を促進し	0	0										8_6	4_b4_2							非該当	
897	外務省	11		308		経済協力開発機構・開発関連(DAC)拠出金		経済協力開発機構・開発援助委員会(OECD-DAC)は，OECDにおいて援助政策を議論し，援助の実施方法等に関する国際的な潮流を決める重要なフォーラム。加盟国の大部分は，援助実施の方法について我が国とは考え方が異なる欧州ドナーであり，議論に我が国の主張を反映させるためには，DACの活動に積極的に参画することにより，援助潮流の形成に関与する必要がある。	我が国は，1995年以来，毎年DACに拠出することにより，援助効果向上他，我が国の優先分野ないし比較優位を踏まえた活動に積極的に関与している。平成28年度拠出金は，①効果的な開発協力に関するグローバルパートナーシップ(GPEDC)第2回ハイレベル会合，②TOSSD(持続可能な開発のための公的総支援)に活用されている。	0	0										5_c4_2								非該当	
898	外務省	11		309		国際開発教育・研究機関拠出金(任意拠出金)		●東南アジア地域において，知名度が高く，高い教育レベルを有し，日本との豊富な連携実績のあるアジア工科大学(AIT)を支援することにより，同地域の国々の工学系人材の育成を支援し，我が国とアジア地域の協力強化に資する。 ●特に，近年重要性を増しているリモートセンシングを活用した東南アジア地域の気候変動・防災対策の分野では，東京大学やJAXAとの連携も進めており，アジア地域でトップレベルの学科(修士・博士課程)と研究センターを擁することから，同分野を中心とした支援を実施する。	奨学金：アジア工科大学において，リモートセンシング・地理情報(RS-GIS)を専攻する学生(博士・修士)に対して奨学金を供与する。	12,034	12,034	4	一般	－	50	4	－	－	－	－	5_a12_1								該当	
899	外務省	11		310		エスカップ基金(ESCAP)拠出金(任意拠出金)		国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)は，国連経済社会理事会の地域委員会の一つであり，アジア太平洋地域各国における経済・社会・環境等に関する問題を解決するため，多様な会合やワークショップ等の開催や，他の国際機関等との連携による事業の実施等により，各国における開発や，政策決定者・実務者の能力向上等を行い、域内の格差是正・貧困削減に貢献するとともに、域内協力の推進に寄与している。エスカップ基金(JECF)を通じて拠出することで，我が国が重視する障害者支援や防災に関する事業について，我が国の意向を反映した形で実施することを目的と	この拠出金によるJECFを通じた支援の対象は、ESCAPが行う域内の政策調整のための会議開催、各国の政策決定者・実務者に対する研修、訓練、技術指導の提供等の技術協力事業である。	0	0										8_6								非該当	
900	外務省	11		311		世界蔬菜センター(AVRDC)拠出金		世界蔬菜センター(アジア蔬菜研究開発センターより昨年改称。略称はAVRDCを維持)は，開発途上国の貧困削減のため、蔬菜(野菜)類の生産技術の維持・改良及び、効率的な市場流通機構等の調査・研究、並びに有用遺伝資源の配布事業を行う国際機関である。本事業は，AVRDCの事業を支援することにより，環境に配慮しつつ，開発途上国の農村や都市近郊に生活する低所得者層の栄養改善と収入増加を図り，途上国の貧困削減、持続可能な開発に貢献することを目的とする。また，事業実施においては，我が国民間セクターが参画し，AVRDCが保有する遺伝資源等を活用した研究を行っており，我が国民間セクターの海外事業展開	AVRDCによる以下の活動及びこれを支えるAVRDCの運営経費を支援する。(1)研究活動(品種の育種・改良、土壌分析及び肥料施肥法の改良、栽培法の研究、収穫物の加工法及び流通面の研究)、(2)現場出張サービスプログラムの実施、(3)遺伝資源の保存、(4)種子の配布、(5)開発途上国の国別研究強化のための支援、国際シンポジウム、セミナー及びワークショップの開催、(6)訓練コースによる研修生教育、(7)情報提供サービス等 なお，AVRDC理事に岩永国立研究開発法人国際農林水産業研究センター(JIRCAS)理事長が就任しており，日本との専門的・実務的な連携が強化されている。	1,030	1,030	5	一般	－	50	4	－	－	－	－	1_a_1	8_5_2	3_a_1	5_a4_1_1					該当	
901	外務省	11		312		国際連合訓練調査研修所(UNITAR)拠出金(任意拠出金)		UNITARは，国連・専門機関職員や開発途上国の行政官等への訓練・研修を通じて，開発途上国の地球規模の諸課題の解決に貢献することを目的とする国連専門機関である。特に，UNITARのアジア大洋州やアフリカでの活動拠点である広島事務所(隈元美穂子所長)に対して，広島県等の地方自治体等とともに，その活動の的確な実施を支援することで，防災，核軍縮等我が国の外交政策上の優先事項の推進や広島の地方創生に貢献している(UNITARはジュネーブ本部の他，ニューヨークと広島に事務所を設置)。	UNITARは訓練や研修に特化した唯一の国連専門機関。6つの重点分野(①持続可能な開発目標(SDGs)実施のための能力構築，②マルチ外交の強化，③経済開発と社会の包摂性の推進，④環境の持続性とグリーン開発の推進，⑤持続可能な平和構築の推進，⑥開発と人道支援の向上)に沿って，様々な地球規模課題の政策決定に係る企画・立案能力の向上や組織管理のノウハウ等に関する訓練，研修事業等を実施し，途上国等の行政官等の能力向上，人材育成に貢献。毎年約500の研修，ワークショップ，eラーニングコースを実施しており，特に，広島事務所では，これらの重点分野を踏まえ，広島の特性・資源を活かした，平和構築，軍縮不拡散，防災等我が国の外交イニシアティブと合致する事	0	0										8_6								非該当	
902	外務省	11		321		国際機関評価ネットワーク(MOPAN)拠出金		MOPAN (Multilateral Organisation Performance Assessment Network) を通じて，参加国が合同で国際機関のアセスメントを実施することによって，国際機関との対話を促進し，国際機関の組織・運営を改善させ，また，国際機関の拠出について，ドナー国政府が国民に対する説明責任を果たす一助とする。	アセスメント対象となる国際機関を選定の上，MOPAN参加国の監督の下でMOPAN事務局がコンサルタントによるアセスメント調査作業(文献調査，本部及び裨益国における質問票調査及びインタビュー等)を実施し，各機関の運営・管理・成果について調査の上，結果を公表している。同一機関については4～5年サイクルで改善の経過を追う。国際機関の組織・運営の改善のための提言，対話の材料を提供するもの。国際機関間の比較対象を目的とせない，という了解の下，アセスメントを実施している。また，コア資金による活動を対象とし，参加ドナーによるイヤマーク資金による事業については対象としない。2014年まで年間4～6機関をアセスメント対象としていたが，2015年から2年間で12～14機関をアセスメント対象とする体制に移行(主に1年目文献調査，2年目国際機関本部及び裨益国でのインタビューな	0	0										8_6								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:-)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:-)	競争的資金(該当:〇 非該当:-)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-)	SBIR対象(該当:〇 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
903	外務省	11		323		アジアパシフィックアライアンス拠出金		アジア太平洋地域における大規模自然災害発生時，アジアパシフィックアライアンス(A-PAD)に参加する各国のNGOと民間セクターが各国政府と連携・協働し，迅速かつ効果的な緊急人道支援活動を行うこと及びアジア太平洋地域における包括的な防災体制の構築を目的とする(2012年10月に日本のNGOが主導となって設立。現在，日本，韓国，インドネシア，フィリピン，スリランカ，バングラデシュの6か国のNGOと民間セクターが正式なメンバー。CEOは大西健丞氏(ピースウィンズ・ジャパン代表理事/ジャパン・プラットフォーム共同代表理事等))。災害に脆弱なアジア太平洋地域の各国に構築するナショナル・プラットフォームが，当該国内の災害のみならず，域内で大規模災害が発生した際に相互支援を展開することを念頭に平時から協力体制を築くことで，我が国が域内諸国の災害被災者へ支援を展開するだけでなく，東日本大震災に相当する規模の国内災害時には，加盟メンバー国のナショナル・プラットフォームからの支援が期	アジア太平洋地域において自然災害が発生した際，各国のA-PADメンバーNGO及び民間団体等(以下，「ナショナル・プラットフォーム(NP)」)が協働・連携し，即時に出動。捜索活動や被災者支援等緊急人道支援活動を迅速かつ効果的に実施する。その他，平時においては，各メンバー国NPの強化，NP間の連携促進，アジア各国においてNPを構築するためのアウトリーチ活動，域内における人材育成・能力強化事業等を行う。 2015年においては，フィリピン等における緊急人道支援活動に加え，スリランカ，バングラデシュ，インドネシア，日本から議員団を招聘し，韓国においてA-PAD国際議員連盟の発足準備会を開催，また，2016年には仙台での第3回国際防災世界会議へのブース出展するほか，スリランカ，インドネシアでは災害時の企業との連携をテーマとした国際シンポジウムを主催した。その他，ネットワーク内部の人材育成のため	0	0										7_b_7								非該当	
904	外務省	11		324		生物多様性条約名古屋議定書拠出金(義務的拠出金)		本件事業により，生物多様性条約(CBD)名古屋議定書(以下，「名古屋議定書」という。)の目的である，遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること並びにこれによって生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用を推進するための事務局の活動を支援する。我が国は2010年に愛知県名古屋市で開催された第10回締約国会議(COP10)より2012年まで議長国を務めた後も，引き続き，本議定書に係る分野において更なるリーダーシップを発揮していくことが求められているところ，本件事業は重要である。	本件事業は，名古屋議定書に係るCBD事務局の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり，全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額の拠出が求められる。各国からの拠出金は，議定書の目的を達成するため，締約国会合の準備，締約国会合により課された任務の遂行，各種資料の作成，他の国際機関との調整，開発途上国の支援，普及啓発，情報交換センターの運営などの業務を行うために用いられる。我が国は，議定書締結後に本事業を行うことによって，締約国としての会議への参加・交渉等を通じて我が国の方針を反映することが可	0	0										8_6								非該当	
905	外務省	11		325		水俣条約拠出金(義務的拠出金)		本件事業により，水銀に関する水俣条約の目的である，水銀が人の健康及び環境に及ぼすリスクを低減するための包括的な規制の整備を推進することが可能になる。水銀は，環境中における残留性及び生物への蓄積性を有しており，我が国における水俣病の重要な教訓も踏まえ，国際的に協力して地球規模での環境の汚染を防止する必要性があるところ，本件事業は我が国にとって重要な案件である。	本件事業は，条約事務局の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金である。拠出金は，全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額の拠出を求められる。条約事務局には，同基金を活用し，締約国会議の準備・開催，条約に基づく報告書の作成，他の関係国際機関との協力等の活動を通じて，水銀の採掘，使用，貿易，廃棄，環境への排出に係る，包括的な国際枠組みを整備することが期待されている。	0	0										5_d4_2								非該当	
906	外務省	11		330		経済協力開発機構・開発センター分担金		OECD開発センターは，発展途上国の開発問題に関する調査・研究や開発に関するOECD加盟国の知識・経験をOECD非加盟国に普及・活用すること，及びニーズに適応した有効な援助を行う上で必要な情報をOECD加盟国に提供することを目的とする機関であり，最大分担金拠出国の一国として運営委員会の意思決定に関与し，我が国のプレゼンスを高めるもの。	OECD開発センターは，52カ国(OECD加盟国27カ国，OECD非加盟国25カ国)が参加，開発問題に関する調査・研究とともに，OECD開発戦略の実施，多面的国別レビュー，地域別経済アウトルック，地域別経済フォーラム・ラウンドテーブル，テーマ別ラウンドテーブル(天然資源依拠経済，グローバル・バリュー・チェーン等)を通じた知識・経験の共有，政策対話・政策提言のほか，統計・指標策定など	0	0										8_6								非該当	
907	外務省	11		332		国際保健パートナーシップ(IHP+)拠出金(任意拠出金)		G7伊勢志摩サミット及びTICAD VIの成果の実施に向け，保健分野の国際連携枠組み(国際保健パートナーシップ(IHP+))を拡大・強化し，ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を推進するために設立が合意された「International Health Partnership for UHC2030」(略称：UHC2030)への移行を支援し，持続可能な開発目標(SDGs：3.8 UHCの達成)の達成に貢献する。	国際保健分野の国際保健パートナーシップ(IHP+)の連携枠組みが拡大・強化されるUHC2030に関し，その移行が迅速かつ効率的・効果的に行われるよう，IHP+事務局を支援するもの。UHC2030では，以下の事業を主に実施。 1　政治的なモメンタムの強化：　国際社会でUHCの取組を進めていくため，国際会議，国際的イニシアティブ等の場でアドボカシー活動を実施。また，UHCに関する広報をステークホルダーが一致して行うため，UHC2030内にワーキンググループを設置し戦略等を策定。 2　保健システム強化とUHCについての共通理解形成：　市民社会も含めた全ての関係するステークホルダーの専門的知識を活用し，UHCに向けた取組を進めるため，UHC2030内にワーキング・グループ等を設置しグッドプラクティス等の知見を共有。また，途上国の感染症対策に対する対応力の強化，中進国へ移行する国への対応等個別テーマについて，国際会議やワーキンググループ等で各国・機関の経験・知見の共有の実施。 3　UHC取組のモニタリング：　UHC取組のモニタリングの国	0	0										7_b_7								非該当	
908	外務省	11		335		施設整備費		庁舎施設の経年劣化への対応のみならず，高効率の機器を導入する等抜本的な改修工事及び改修工事に係る設計・工事監理を行い，それぞれの施設の効率的・効果的な整備と活用を図る。	外務省所管建物・工作物の新営，改修等による施設整備工事，設計・工事監理業務の外部委託及び附帯事務経費	0	0										4_a4_2								非該当	
909	外務省	11		336		在外公館施設		在外公館は日本の外交の最前線であり，外交交渉，任国の政治・経済情勢等の情報収集・分析，邦人保護，開発協力や対外発信，日本企業支援，文化交流等の幅広い業務の拠点となっている。その役割は，職員のオフィスとしての機能にとどまらず，人脈構築・広報活動の展開や在外選挙の投票所のように在留邦人へのサービス提供もあり，緊急時には在留邦人の支援の拠点にもなる。在外公館が「日本の顔」及び在留邦人の最後の「砦」として機能できるよう，在外公館施設の整備を進める。	本件経費は，現在400以上ある在外公館施設のうち約190を占める国有施設に関するもの。国有施設の約6割が築30年を超えていることに加え，途上国は厳しい気候，劣悪なインフラ，現地メンテナンス技術のレベルの低さ等によりいずれも老朽化が進行。また，テロの脅威や地震等自然災害時に在外公館が邦人保護の拠点として十分な活動ができるよう，一層の安全強化の必要性が増大し，さらに，情報防護の観点から保秘対策の必要性も増大している。以上を踏まえ，在外公館施設における活動・機能を確保し，施設維持及び安全体制の強化を図るために必要な大・中規模修繕及	0	0										4_a4_2								非該当	
910	財務省	12		1		予算編成支援システム		予算編成支援システムは、国の予算編成業務及び決算作成業務の複雑多様化、予算書・決算書等の国会への早期提出、限られた人員での事務処理等に対処するため、的確かつ迅速な情報収集及び情報提供による事務作業の改善合理化を図るとともに、更に効率性及び信頼性の高いシステムを構築することにより、国の予算編成業務、決算作成業務等の効率化・合理化を図ることを目的としている。	予算編成支援システムは、財務省及び各省庁で整備されるLAN端末機等を利用し、政府共通NW等によるネットワークにより、 ・国の予算編成作業の効率化・合理化を図るため、概算要求から決定までの計数管理、予算内容の分析及び予算書等の自動作成 ・国の歳入歳出決算等の作成の効率化を図るため、官庁会計システム(ADAMSⅡ)等により一元的に管理されている各省庁の歳入・歳出の決算関係データを活用し、決算の分析及び決算書の作成	0	0										4_b4_2								非該当	
911	財務省	12		2		官庁会計システム(歳入金電子納付システムを含む)		官庁会計システムは、国(全府省を対象)の会計事務における各種会計情報(予算の執行から決算の過程まで)を電子化し、統一的に処理することにより、会計事務の適正化・効率化を図ることを目的としている。また、歳入金電子納付システムは、電子申請・届出等に係る行政手数料等の電子納付を実現することにより、国民等の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化・効率化の向上に資することを目的としている。	官庁会計システムは、各官署に整備される職員用パソコンと会計センターの電子計算機とを政府共通ネットワーク等で結び、国の会計事務(予算の執行から決算の過程まで)を一括集中処理するシステムであり、会計センターでは当該システムの開発及び管理・運用を行っている。また、歳入金電子納付システムは、民間収納インフラ(マルチペイメントネットワーク)を活用し、納付の原因の確認を行うための各府省の共同利用型のシステムであり、会計センターで開発及び管	0	0										4_b4_2								非該当	
912	財務省	12		3		諸外国の税制に関する調査		少子高齢化や経済のグローバル化への対応等が課題となる中で、同様な問題を抱える諸外国が税制面でどのような対策・制度を導入してきたか、また諸外国の税制の実態がどのようになっているかを調査し、我が国の制度と比較検討を行うことで、我が国の税制の特徴を把握し、今後の税制の制度設計に資することを目的としている。	平成26年度から平成28年度において「諸外国の老後所得保障・資産形成支援制度及び税制上の支援措置の概要に関する調査」、「諸外国における相続税回避への対応策に関する調査」及び「アジア諸国における優遇税制に関する調査」を税理士法人等に委託した。当該事業を執行する者については、外国語に習熟しかつ税制に関する専門知識を有するものである必要があることから、一定の質を担保しつつ調達金額を抑えるため、一般競争入札(総合評価方式)等により、組織や業務従事者の経験・能力等を総合的に勘案し、委託先を決定している。なお、落札率については、同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがあることから記載	0	0										1_c_3_9								非該当	
913	財務省	12		4		国税庁の広報活動経費		納税者に自発的かつ適正に申告・納税していただくため、申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすく的確な周知・広報を行う。	①　国民に租税の意義・役割についての理解や税務行政に対する信頼を高めてもらうことを目的とした税の啓発活動の実施 ②　適正な申告及び納税を目的とした申告・納税手続に関	0	0										3_c4_5								非該当	
914	財務省	12		5		電話相談センター運営経費		納税者から寄せられる一般的な税に関する相談等について、限られた人員で、より多くの相談に迅速かつ的確に対応するため、電話相談センターに配置された担当者が集中的に受け付けることにより、納税者利便の向上及び税務相談事務の効率化を図る。	電話相談センターでは、より多くの相談等に効率的に対応するためのシステムを構築し、以下の内容を実施している。 ①税務署にかけられた電話を、自動音声案内により税に関する相談(電話相談センター)と税務署に対する照会とに振り分ける。 ②電話相談センターでは、担当者が税目別に対応することにより、相談時間の短縮を図るなど、納税者利便の向上に努めている。 ③相談の過程で税務署への照会が必要であると判明した場合には、税務署に転送する。	0	0										8_6								非該当	
915	財務省	12		6		国税総合管理(KSK)システム		国税総合管理システム(以下「KSKシステム」という。)は、税の申告及び納付事績、各種の情報を入力することにより、国税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用することを目的とした税務行政事務の基盤システムである。	KSKシステムは、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種の情報を入力することにより、国税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコン	0	0										4_b4_2								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
916	財務省	12		7		集中電話催告システム		新たに大量に発生する滞納事案等に対して、効果的・効率的な滞納整理を行うことを目的として、従来、各税務署において、大口・悪質事案へ実地の滞納整理を行う傍らで行っていた電話催告を、各国税局集中電話催告センター室に集約して、集中電話催告システムを活用して、早期かつ反復的な催告を集中的に実施している。	集中電話催告センター室においては、大量に発生する事案に対して、条件設定に応じて催告対象者を抽出する集中電話催告システムの機能を活用して電話をかけて、早期に反復的な納付催告を実施している。また、職員が端末機の画面に表示された滞納税額等の内容を確認しながら、滞納者に対して滞納国税の納付しょうようを行い、応答内容等をシステムに入力している。電話催告の結果、短期間に完納する旨の申出があった場合には、システムで作成した納付書を送付するとともに、納付の履行監視も行っている。また、滞納者に納付意思のないような場合には、税務署徴収部門に回付して、センターでの応答内容を基に迅速に財産	0	0										8_6								非該当	
917	財務省	12		8		法人番号システム等		番号制度は、効率的な情報の管理及び利用並びに迅速な情報の授受により、行政運営の効率化及び公正な給付と負担の確保を図ることが可能となるほか、国民の利便性の向上を図ることを可能とするもの。	法人番号の付番機関として、法人等に対して法人番号を指定し通知するとともに、当該法人等の名称、本店の所在地及び法人番号を検索・閲覧等できるサービスをホームページで提供しており、民間においても利活用が可能となった。 また、番号の利活用機関として、番号付き納税申告書、法定調書等の税務関係書類の受付、入力、読込等を行うほか、番号制度の導入を契機とした納税者利便の向上や行	0	0										8_6	4_b4_2							非該当	
918	財務省	12		9		国税電子申告・納税システム		①納税者利便の向上（納税者が自宅や事業所等からインターネットを利用して、申告・申請・届出・納税を行うことができるようにするためのシステムを提供する。） ②税務行政の効率化（納税者の情報を電子的に受理することにより、効率的な事務運営を可能とする。）	①国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」という。）の運用 ②e-Taxのプログラム開発・修正 ③納税者がシステムを利用するための、ヘルプデスクの運用 ④税務署において納税者が電子申告を行うための機器の	0	0										4_b4_2	8_6							非該当	
919	財務省	12		10		単式蒸留焼酎製造業近代化事業費等補助金		日本酒造組合中央会（以下「中央会」という。）が実施する、清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和45年法律第77号）（以下「安定法」という。）に掲げる事業への支援を通じて、清酒製造業者及び単式蒸留焼酎製造業者（以下「清酒製造業者等」という。）の経営基盤の安定を図り、酒税の確保並びに酒類業の健全な発達に資することを目的としている。	安定法第3条第1項第3号及び第3条第2項第2号に掲げる事業として、中央会が実施する清酒及び単式蒸留焼酎（以下「清酒等」という。）の近代化事業等の主な内容は次のとおり。 ・清酒・単式蒸留焼酎の海外における認知度向上や訪日外国人・在日外国人に向けての情報発信等の日本産酒類の輸出促進への取り組み。 ・酒造りの伝統技術の継承や酒文化の情報発信等の伝統・文化及び地域への取り組み。	0	0										8_6								非該当	
920	財務省	12		11		独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金		酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とする独立行政法人酒類総合研究所の業務の財源に充てる。	適正課税及び適正表示の確保、酒類の品質及び安全性の確保、技術力の維持強化の支援、日本産酒類の輸出促進、地域振興の推進等を達成するため、各項目の達成に資する質の高い研究を横断的に実施し、成果の普及を図っている。さらに、前段の取り組みの一環として、国税庁から依頼があった高度な分析・鑑定、全国新酒鑑評会の開催、各種講習会等の実施に取り組んでいる。また、共同研究を積極的に実施するなど、関係機関との連携をより一層充実させることにより、酒類に関するナショナルセンターとしての役割	961,193	0	1	一般	－	13	3	－	－	〇	－	7_a_2								該当	
921	財務省	12		12		政府借入金入札システム（旧国庫事務電算化システム）		借入金入札を確実かつ円滑に行い、特別会計の多額な資金調達を確実に行うとともに、中長期的なコストを抑制する。	本システムは、国が民間金融機関から入札にて借入金を調達する際の事務手続きを電子化したもの。 具体的には、国と民間金融機関との間で①借入条件・入札結果の通知、②入札書の提出・収受等一連の入札事務、③借入金の債務管理を行っている。 ・平成13年5月より稼動。 ・現在は、「交付税及び譲与税配付金特別会計」、「エネルギー対策特別会計」及び「国有林野事業債務管理特別会計」の借入金入札事務に活用。	0	0										4_b4_2								非該当	
922	財務省	12		13		国有財産台帳価格改定時価倍率調査		国有財産はその分類及び種類に従い、その台帳を備えなければならない（国有財産法第32条）とされており、毎年（国有財産法施行令改正（平成23年8月30日施行）により価格改定時期を5年ごとから毎年へ変更）3月31日の現況において、財務大臣の定めるところにより評価し、国有財産の台帳価格を改定しなければならない（国有財産法施行令第23条）とされていることから、適切な価格改定を実施するため、客観性と妥当性があり、将来予測が適切に反映された時価倍率を作成するもの。	土地、立木竹、地役権等の国有財産台帳価格の改定にあたっては、前回の改定価格（あるいは取得価格）にそれぞれの価格変動に即した時価倍率を乗じて算出するなど、国有財産台帳価格に適切に時価を反映させることとしている。時価倍率の作成については、区分・種目ごとの膨大な地価情報等を全国レベルで調査・収集・整理・分析・検証しその客観性と妥当性を確保するため、不動産の専門家に委託している。 委託調査の実施にあたっては、一般競争入札（総合評価	0	0										1_c_2_9								非該当	
923	財務省	12		14		府省共通国有財産総合情報管理システム		①国有財産法に基づく国有財産台帳の記録や、国有財産増減及び現在額総計算書等の国会報告資料の作成業務等を効率的に行うこと ②国有財産に関する個別の情報や入札物件情報等を広く国民に提供すること 等を目的としている。	国有財産総合情報管理システムは、各府省で整備される利用端末と当該システムとを政府共通ネットワーク等で結び、台帳記録・決算等の国有財産関係業務を情報処理するほか、インターネットを通じて国有財産に関する情報を広く国民に提供している。 理財局において本システムの開発及び管理・運用を行っている。	0	0										4_b4_2								非該当	
924	財務省	12		15		公務員宿舎建設等に必要な経費（民間資金等を活用した公務員宿舎の整備、維持管理及び運営に必要な経費を含む）		国家公務員宿舎法に基づき、国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、国等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的としている。（国家公務員宿舎法第1条）	理財局において宿舎の設置等の企画立案、事務の統一等を行い、財務局等において事業を執行している。 1．「国家公務員宿舎の削減計画」等を踏まえ、真に必要な公務員宿舎（合同宿舎及び省庁別宿舎のうち財務省が設置する宿舎）の建替及び老朽化し耐震性等に問題のある合同宿舎の改修等を実施。 2．過年度において民間資金等を活用（PFI方式）して整備された合同宿舎についての対価（割賦分）の支払い並びに維持管理運営費及び割賦金利の支払い。	0	0										4_a4_2								非該当	
925	財務省	12		16		特定国有財産の整備（一般会計）		国の庁舎等の整備を計画的に実施して、国有財産の適正かつ効率的な活用を図り、公共の利益の増進と公務の能率の向上に資することを目的とする（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（以下「庁舎法」という。）第1条）。 国の庁舎等に供する国有財産の使用の効率化及び配置の適正化を図る（庁舎法第5条）。	庁舎等を集約立体化・移転再配置する場合又は地震防災機能を発揮するために必要な庁舎を整備する場合に、新施設の整備後不用となった旧施設跡地等の処分収入で整備費をまかなう、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づく特定国有財産整備計画を策定し、庁舎等整備を実施する。 従前、本計画を経理していた特定国有財産整備特別会計が平成21年度末をもって廃止されたため、平成22年度以降に定めた本計画の事業については、一般会計で経理されている。 事業の実施について、施設の企画や整備水準の設定、工事の発注、検査等は国で行い、設計や施工については民間事業者が実施している。国が行う発注等の業務について	0	0										4_a4_2								非該当	
926	財務省	12		17		普通財産管理処分経費		・国有財産について、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行うことを目的としている。（国有財産法第9条の5） ※　国有財産は、国の行政目的に直接供される「行政財産」と、それ以外の「普通財産」の二つに分類される。	・国有財産の適正な管理及び有効活用の促進を図る観点から、未利用国有地の管理等業務（物件調書作成及び物件整備等）及び普通財産の管理処分等業務（売払い、貸付等に係る契約事務等）を実施。これらの業務を遂行する上で必要となる事務は、会計法令等により国自らが行わなければならない事務を除き、積極的に民間委託を実施している。 ・民間委託の実施に当たっては、法令の定めに基づき競争入札を実施し、予算の効率的執行に努めている。	0	0										8_6								非該当	
927	財務省	12		18		公務員宿舎の維持管理に必要な経費		国家公務員宿舎法に基づき、国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、国等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的としている。（国家公務員宿舎法第1条）	宿舎としての機能を効率的に発揮するため、合同宿舎（全省庁の職員が貸与対象）の維持管理等を民間委託等により実施しており、主な内容は以下のとおり。 ・合同宿舎の入退去処理等の日常管理業務及び法令により義務付けられた昇降機等の保守点検業務（以下、「日常管理業務等」という。）。 ・災害や事故による緊急的修繕や、経年劣化による風呂釜取替等経常的に発生する合同宿舎の修繕。 ・「国家公務員宿舎の削減計画」等に基づき、廃止することとされた合同宿舎の円滑な処分に向けた引き継ぎに要する	0	0										4_a4_2								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
928	財務省	12		19		特定国有財産の整備（財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定）		国の庁舎等の整備を計画的に実施して、国有財産の適正かつ効率的な活用を図り、公共の利益の増進と公務の能率の向上に資することを目的とする（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（以下「庁舎法」という。）第1条）。 国の庁舎等に供する国有財産の使用の効率化及び配置の適正化を図る（庁舎法第5条）。	庁舎等を集約立体化・移転再配置する場合又は地震防災機能を発揮するために必要な庁舎を整備する場合に、新施設の整備後不用となった旧施設跡地等の処分収入で整備費をまかなう、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づく特定国有財産整備計画を策定し、庁舎等整備を実施する。 従前、本計画を経理していた特定国有財産整備特別会計が、特別会計改革の一環により平成21年度末をもって廃止されたため、平成21年度末までに策定されていた未完了事業については、経過的に設置された財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定で経理されている。 なお、未完了事業完了後の残余財産は、一般会計に承継されることとされている。 事業の実施について、施設の企画や整備水準の設定、工事の発注、検査等は国で行い、設計や施工については民間事業者が実施している。国が行う発注等の業務については、予算を配付された各省各庁（要求官署）が実施する。	0	0									4_a4_2								非該当	
929	財務省	12		20		国庫収支見込システム		国庫では、税収等の受入と一般歳出等の支払とのタイミングのずれから現金過不足が生じるため、政府短期証券の発行等により一時的な現金不足を補うなどの資金繰り等を行っている。そのような資金繰り等に必要な国庫収支事務を電子化し、業務の効率化を図るとともに、国庫金の正確で効率的な管理に努める。	国庫の資金繰りを効率的に行うためには、正確な見込み（収入・支出の把握）が必要となるため、日本銀行や各府省等から報告すべき情報をオンラインで登録・確認することにより、国庫金の正確で効率的な管理を行っている。	0	0									4_b4_2								非該当	
930	財務省	12		21		通貨に関する実態調査		通貨制度の企画・立案、通貨の円滑な供給、偽造・変造の防止等を行うにあたり、 ・ 通貨の仕様に関する意見　・ 偽造防止技術の浸透度合　・ 通貨の磨耗・汚損の状況 ・ 記念貨幣に関する意見　・ 電子マネー等の支払手段の動向　・ 通貨の保有状況 等の通貨に関する国民の意識や利用実態について把握することを目的とする。	一般競争契約（最低価格）により選定した民間調査機関に対し、通貨に関する国民の意識や利用実態を把握するために必要な質問項目について、国民からの聴き取りを行う調査を委託。委託先の民間調査機関は、全国1,200人を対象として、個別訪問によりアンケート調査を実施。質問項目毎に、地域別、性別、年齢別等に集計した上で、報告書を作成。	0	0									1_c_2_9								非該当	
931	財務省	12		22		貨幣の製造に必要な経費		国民生活に不可欠な貨幣について、世界最高水準の偽造防止技術を活用し、高い品質が均一に保たれるよう徹底した品質・製造工程管理の下で、貨幣を確実に製造し、円滑に供給すること。	貨幣の製造及び発行の権能は諸外国と同様、政府に属しており、財務大臣は当該経費により貨幣の製造に関する事務を独立行政法人造幣局に行わせている。具体的には流通用貨幣・記念貨幣の製造、回収貨幣の鋳つぶし、地金の保管等を行わせている。 偽造困難・純正画一な貨幣の製造により、国民が安心して貨幣を使用できる状況を維持し、確実・安定的製造により必要十分な貨幣を供給するため、財務大臣は、独立行政法人造幣局法第12条に基づき、「貨幣製造計画」を策定し、造幣局に製造を指示している。 なお、この事業については、偽造貨幣の対処のため、緊急に製造枚数の増加を行う場合がある。	0	0									8_6								非該当	
932	財務省	12		23		輸出入・通関情報処理システム等経費		税関業務を迅速かつ効率的に処理するシステムを適切に運営、管理することにより、限られた人員の中で、適正かつ公平な税の課税・徴収、国民の安全・安心の確保など税関の使命を的確に果たすとともに、利用者利便の向上を通じて国際物流等の迅速化・円滑化を図る。	NACCSは、輸出入等関連業務（税関手続、食品衛生手続、動植物検疫手続等の官業務及び輸送、保管等の輸出入に関連する民間業務）を電子的に処理する官民共用のシステムであり、CISは、輸出入申告・審査・検査の実績、その他の各種情報を蓄積し、NACCSによる輸出入通関処理に的確かつ迅速に反映するとともに業務に必要な各種情報を税関職員に提供することを主要な機能としたシステムである。 当該システムを活用し、我が国に輸出入される全ての貨物を国境で管理する一連の業務を行い、①国民の安全・安心の確保、②適正かつ公平な関税等の徴収、③貿易円滑化の推進のために必要なNACCSの使用料及びCIS等の	0	0									4_b4_2								非該当	
933	財務省	12		24		税関監視艇整備運航経費		近年の密輸事犯の巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備などを図ることにより、不正薬物・銃器等の社会悪物品、大量破壊兵器等のテロ関連物資の効果的な水際取締りを図る。	税関の監視艇は、海港等における密輸及び漁船等を利用した洋上取引に対処するとともに、それら密輸行為を抑止することなどを目的として配備しており、海上巡回による不審事象や不審船舶の発見、船舶の動静監視、外国貿易船への立入り検査時における当該船舶に対する海上からの監視、離島及び不開港における情報収集等に活用している。	0	0									4_a4_2								非該当	
934	財務省	12		25		X線検査装置整備等経費		・近年の密輸事犯の巧妙化、多様化に対応した取締体制の整備などを図ることにより、不正薬物や銃砲等の社会悪物品、大量破壊兵器等のテロ関連物資等の効果的な水際取締りを図る。 ・輸入申告時における申告外物品の発見等により、適正な関税等の賦課・徴収を図る。 ・検査機器を活用した迅速かつ的確な検査の実施により、国際物流の迅速化・円滑化を図る。	X線検査装置及び不正薬物・爆発物探知装置は、不正薬物や銃砲等の社会悪物品、大量破壊兵器等のテロ関連物資等の密輸事犯に的確かつ迅速に対応するため配備しているものであり、輸出入される商業貨物、出入国旅客等の携帯品及び国際郵便物等の検査対象貨物を破壊することなく、隠匿された不正薬物等の有無を的確かつ迅速に確認するために活用している。	0	0									4_a4_2								非該当	
935	財務省	12		26		大型X線検査装置整備等経費		・近年の密輸事犯の巧妙化、多様化に対応した取締体制の整備などを図ることにより、不正薬物や銃砲等の社会悪物品、大量破壊兵器等のテロ関連物資等の効果的な水際取締りを図る。 ・輸入申告時における申告外物品の発見等により、適正な関税等の賦課・徴収を図る。 ・検査機器を活用した迅速かつ的確な検査の実施により、国際物流の迅速化・円滑化を図る。	大型X線検査装置は、コンテナ貨物、自動車やモーターボート、大型機械等の貨物に対する水際取締り及び物流の円滑化の両立を図るため配備しているものであり、通常のX線検査装置では透過することができない検査対象貨物を破壊することなく、隠匿された不正薬物等の有無を的確かつ迅速に確認するために活用している。	0	0									4_a4_2								非該当	
936	財務省	12		27		埠頭監視カメラ整備等経費		・近年の密輸事犯の巧妙化、多様化に対応した取締体制の整備などを図ることにより、不正薬物や銃砲等の社会悪物品、大量破壊兵器等のテロ関連物資等の効果的な水際取締りを図る。 ・輸出入申告時等における申告外物品の発見等により、適正な通関を図る。	埠頭監視カメラは、不正薬物や銃砲等の社会悪物品や大量破壊兵器等のテロ関連物品等の密輸リスクの高い要注意地域を仕出地とする船舶の入港実績が多い港等へ配備しているものであり、貨物の積卸し状況、乗組員や訪船者の乗下船及び物品の授受等の動向把握を行うために活用している。	0	0									4_a4_2								非該当	
937	財務省	12		28		麻薬探知犬整備等経費		・近年の密輸事犯の巧妙化、多様化に対応した取締体制の整備などを図ることにより、不正薬物や銃砲等の社会悪物品、爆発物等のテロ関連物資等の効果的な水際取締りを図る。 ・麻薬探知犬を活用した迅速かつ的確な検査の実施により、国際物流の迅速化・円滑化を図る。	麻薬探知犬は、不正薬物や銃砲等の社会悪物品の密輸事犯に的確に対応するため配備しているものであり、輸出入される商業貨物、出入国旅客等の携帯品及び国際郵便物等の検査対象貨物に付着した臭いを探知して、隠匿された不正薬物等の有無を的確に確認するために活用している。 麻薬探知犬は、公募により調達した候補犬に対して約4か月間の育成訓練を実施した後、最終評価に合格した候補犬	0	0									4_a4_2								非該当	
938	財務省	12		29		アジア開発銀行貧困削減日本基金（JFPR）への拠出		アジア開発銀行（ADB）は、アジア太平洋地域における経済成長と貧困削減を促進するため、域内の開発途上国に対する融資、無償支援、技術支援を供与している。貧困削減日本基金（JFPR）は、同地域における貧困削減を促進することを目的とする。	JFPRでは、ADBに加盟している開発途上国に対する貧困削減を目的とした無償支援及び技術協力を実施。	0	0									7_b_7								非該当	
939	財務省	12		30		アジア開発銀行日本奨学金制度（JSP）への拠出		アジア開発銀行（ADB）は、アジア太平洋地域における経済成長と貧困削減を促進するため、域内の開発途上国に対する融資、無償支援、技術支援を供与している。日本奨学金制度（JSP）は、アジア・太平洋地域の人材育成を図り、ひいては地域の経済・社会の発展促進を目的とする。	JSPでは、ADBに加盟している開発途上国の国籍を有する者に対し、高い水準の開発に関連する教育を受ける機会を提供。	0	0									7_b_7								非該当	
940	財務省	12		31		世界銀行開発政策・人材育成基金（PHRD）への拠出		世界銀行は、極度の貧困撲滅と繁栄の共有を目的に、全世界の開発途上国に対し、融資、無償支援、技術支援を供与している。日本開発政策・人材育成基金（PHRD）は、開発途上国の持続的発展の促進及び途上国開発分野における我が国のプレゼンス向上を目的。	日本開発政策・人材育成基金（PHRD）は、世銀による開発途上国における開発政策の策定・実施と人材育成の支援、及び日本と世銀グループのパートナーシップ強化等を実施。	0	0									7_b_7								非該当	
941	財務省	12		32		世界銀行日本社会開発基金（JSDF）への拠出		世界銀行は、極度の貧困撲滅と繁栄の共有を目的に、全世界の開発途上国に対し、融資、無償支援、技術支援を供与している。日本社会開発基金（JSDF）は、開発途上国の持続的発展の促進を目的としている。	日本社会開発基金（JSDF）は、世銀の開発目標と整合的ではあるが、世銀本体からの融資では届きにくい開発途上国の貧困層・社会的弱者に対する直接的支援や、その担い手となるNGO等の能力強化を通じて、開発途上国の貧困緩和に役立つ革新的な活動に対する支援を実施。	0	0									7_b_7								非該当	
942	財務省	12		33		国際金融公社包括的日本信託基金（CJTF）への拠出		国際金融公社包括的日本信託基金は、途上国の民間セクター育成を通じた投資及び雇用の促進による、支援対象地域の持続的発展を目的としている。	国際金融公社（IFC）は、開発途上国の発展に不可欠な民間セクターの育成を目的に、開発途上国の民間企業等に対し、技術協力等を供与している。本基金では、IFCによる途上国の投資環境整備や民間企業の能力強化に資する技術協力等の実施を促進。	0	0									7_b_7								非該当	
943	財務省	12		34		米州開発銀行日本特別基金（JSF）への拠出		日本特別基金（JSF）は、IDBグループが中南米地域で行う融資などのオペレーションを補完し、開発効果を高めると共に、日本の開発政策やMDBs政策をIDBのオペレーションに反映させることで、IDBグループとの関係強化や中南米地域における日本のプレゼンスを高めることを狙いとしている。	JSFの事業内容の概要は、次の通り。 ① 「質の高いインフラ」の展開を支えるツールの一つとして、インフラ分野の案件に関し、案件組成支援や案件実施に係る技術協力の供与。 ② コミュニティ・ベースの小規模案件の支援を通じた、格差是正・弱者保護。 ③ 開発分野における、日本らしい、先駆的な取り組み（防災など）。	0	0									7_b_7								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額(千円)	左記うち要望額うち科技予算額(千円)	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:○ 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:○ 非該当:－)	競争的資金(該当:○ 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:○ 非該当:－)	SBIR対象(該当:○ 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
944	財務省	12		35		アフリカ開発銀行開発政策・人材育成基金(PHRDG)への拠出		アフリカ開発銀行(AfDB)は、貧困削減を目的にアフリカ諸国に対し、各種開発プロジェクトやセクター改革等を対象とした融資、技術支援を供与している。AfDBの域内開発途上加盟国における開発プロジェクトの策定・実施の促進に必要な技術協力や人材育成等のための資金を供与し、もって途上国の開発に資することを目的とする。	開発政策・人材育成基金(PHRDG)では、主に日本政府とAfDBのパートナーシップを強化し、アフリカ諸国の開発に資するプロジェクト(貿易促進、ソーシャルビジネスの推進、人材育成支援等)を対象に、技術支援を提供。	0	0										7_b_7								非該当	
945	財務省	12		36		アフリカ開発銀行アフリカ民間セクター向け支援基金(FAPA)への拠出		アフリカ開発銀行(AfDB)は、貧困削減を目的にアフリカ諸国に対し、各種開発プロジェクトやセクター改革等を対象とした融資、技術支援を供与している。アフリカ民間セクター向け支援基金(FAPA)は、アフリカ開発銀行の域内開発途上加盟国における開発プロジェクトの策定・実施の促進に必要な技術協力や人材育成等のための資金を供与し、もって途上国の開発に資することを目的とする。	アフリカ民間セクター向け支援基金(FAPA)では、アフリカ開発銀行の支援分野の中で、民間セクター開発に資する、特に①投資環境整備、②金融システム強化、③インフラ開発、④中小零細企業支援、⑤貿易円滑化の5分野を対象に、技術支援を提供。	0	0										7_b_7								非該当	
946	財務省	12		37		欧州復興開発銀行日本・EBRD協力基金(JECF)への拠出		欧州復興開発銀行(EBRD)は、中東欧・旧ソ連地域の民主化、市場経済への移行、民間企業の育成等を支援することを目的とする。日本・EBRD協力基金(JECF)は、EBRDが投融資を補完する技術援助・指導及び助言サービスを支援し、EBRDの受益国(支援対象国)の民主化、市場経済への移行、民間セクターの活動を促進することを目的とする。	JECFは、中東欧・旧ソ連地域の民間企業等への技術協力等に対して資金提供を行って同地域の経済の発展に貢献している(金融、エネルギー、農業・製造業、インフラといった分野での支援)。	0	0										7_b_7								非該当	
947	財務省	12		38		国際通貨基金日本信託基金(JSA)技術支援への拠出		IMFは途上国による健全な経済政策運営を図るべく、財政、金融等の分野での政策形成や制度構築に資する技術支援を含めた途上国向けの支援を実施している。本基金は、後発アジア諸国を中心とする途上国におけるIMFによる技術支援の推進を通じて、途上国の実践的な行政能力強化を図	後発アジア諸国を中心とする途上国に対し、財政及び税、金融、統計、マネーロンダリング等の分野でIMFによる技術支援を実施。	0	0										7_b_7								非該当	
948	財務省	12		39		国際通貨基金日本信託基金(JSA)奨学金制度への拠出		①アジア向け奨学金 　アジアの途上国の政府及び中央銀行職員に対し、行政運営の土台となるマクロ経済等に関する高い水準の知識を獲得し、ひいては行政能力の向上を図るもの。 ②日本人向け奨学金 　将来IMF職員になることを目指している日本人の博士号取得を支援し、IMFの日本人職員数の増加を図るもの。	①アジア向け奨学金 　アジアの途上国の政府及び中央銀行職員に対して、日本国内の大学院の修士課程で高い水準のマクロ経済に関する教育を受ける機会を提供するため、奨学金を付与。 ②日本人向け奨学金 　将来IMF職員を目指して海外の大学院の博士課程でマクロ経済等を専攻する日本人に対し奨学金を付与。	0	0										7_b_7								非該当	
949	財務省	12		40		東南アジア諸国連合(ASEAN)事務局拠出金		ASEAN+3地域の金融市場の安定と発展を実現するため、①1997年に発生したアジア通貨危機のような事態の早期発見や再発防止を行うこと、②アジアの金融市場の深化を通じ、成長を日本の成長に取り込むこと、③これら施策を効果的に推進するためのASEAN+3の地域金融協力プロセスを推進することを目的とする。	本拠出金を通じ、主に以下の取り組みを実施。 ①アジアにおける貯蓄をアジアに対する投資へ活用する観点から開始されたASEAN+3域内の現地通貨建て債券市場育成に向けた「アジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)」の取り組みのうち、各国の発展段階に応じて、ASEAN諸国の債券市場育成のために必要な各国当局の能力強化及び人材育成を目的とした技術支援 ②ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議等の会議運営支	0	0										7_b_7								非該当	
950	財務省	12		41		東南アジア諸国連合プラス三国国マクロ経済調査事務局(AMRO)拠出金		ASEAN＋3地域の金融市場の安定及び経済の持続的な発展を実現するため、1997年に発生したアジア通貨危機のような事態の早期発見・再発防止を行うこと。	ASEAN＋3地域経済の監視(サーベイランス)・分析を行うとともに、1997年に発生したアジア通貨危機のような事態を予防するために整備されたチェンマイ・イニシアティブの実施を支援する機関であるASEAN＋3マクロ経済調査事務局(AMRO)への拠出を通じて、AMROの運営を支援するとともに、域内の通貨・金融の安定化に貢献する。	0	0										7_b_7								非該当	
951	財務省	12		42		経済協力開発機構日本基金(JVC)金融・環境・開発への拠出		金融、環境・開発の分野について、アジア諸国を中心とする途上国を対象としたフォーラムの開催等により、知識の蓄積を有するOECDによる対象国の分析や、先進国の実施してきた政策による成果及び問題点の共有、他の途上国の実施する政策との比較等の取組を行うことで、中長期的にこれらの国の政策担当者の行政能力強化を図る。	アジア諸国を中心とする途上国を対象にしたフォーラムの開催等により、金融分野であれば資本市場や金融部門の課題への取組、環境部門であれば気候変動に関する金融・投資、開発分野であればアジアの開発戦略の策定や政策提言等を行うことで、対象国の行政能力強化を図るもの。	0	0										7_b_7								非該当	
952	財務省	12		43		経済協力開発機構(OECD)租税政策・税務行政センター等の行う税務関連事業に対する拠出		・アジア諸国を中心とするOECD非加盟国の国際課税に係る政策立案・税務行政執行の能力向上、 ・各国間の税務情報交換に係る国際的基準の遵守の確保、及び ・多国籍企業による過度な租税回避等を防ぐOECD/G20の「BEPSプロジェクト」の円滑・広範な実施の確保、 を通じて、日本企業の進出先である途上国・新興国の投資環境の整備、及びグローバルに公平な競争条件の確保と適正な課税実現に貢献すること。	本事業は、「OECDモデル租税条約」や「OECD移転価格ガイドライン」等の策定を通じて、国際課税分野における国際基準策定の中心的役割を担う「OECD租税委員会」に対する拠出金である。上記「事業の目的」に従い、本事業は同委員会及び事務局が以下の取組を進める際に要する資金を拠出するものである。 ・アジアを中心としたOECD非加盟国に対する国際課税関連の専門家派遣を通じた、各国の税制立案及び執行担当職員に対する講習会・研修会の開催・斡旋等 ・各国間の税務情報交換に係る国際的基準の遵守状況を審査する機関である「税に関する透明性と情報交換についてのグローバル・フォーラム」の運営 ・多国籍企業の過度な租税回避等を防ぐため、国際基準の全面的見直しを図る「OECD/G20 BEPSプロジェクト」を円滑・広範に実施するための事務局運営	0	0										7_b_7								非該当	
953	財務省	12		44		関税協力理事会関税協力基金(CCF)への拠出		税関当局間の国際協力を通じて、安全・安心な社会の実現、貿易円滑化の推進及び適正かつ公正な関税の徴収を達成するため、世界税関機構(WCO)(正式名称:関税協力理事会)と連携しながら、開発途上国税関の能力向上・構築	本拠出金により、開発途上国税関を対象として、不正薬物密輸対策やテロ対策、貿易円滑化等に係るワークショップや、留学生制度等の人材育成プログラムを実施する。	0	0										7_b_7								非該当	
954	財務省	12		45		関税協力理事会関税協力基金(CCF)模倣品・海賊版拡散防止への拠出		水際における模倣品・海賊版の取締制度整備に必要な知識の習得及び取締りに必要なリスク分析能力や模倣品等の識別能力を高めるため、世界税関機構(WCO)(正式名称:関税協力理事会)と連携しながら、開発途上国税関の能力向上・構築を図ること。	本拠出金により、開発途上国税関を対象として、模倣品・海賊版の取締能力向上に係るワークショップや、留学生制度等の人材育成プログラムを実施する。	0	0										7_b_7								非該当	
955	財務省	12		46		アジア太平洋経済協力(APEC)拠出金		本拠出金を原資に活動が行われているアジア太平洋経済協力(以下APEC)は、先進エコノミーならず、途上エコノミーの貿易・投資に係る環境整備を通じて、地域の持続的な経済成長を図ることを目的としており、APECが行う活動にかかる資金を拠出するもの(APECメンバーの半数以上が途上エコノミーで構成)。※APECでは、「国」とは呼ばず、「エコノミー」と呼ぶ。	我が国からは、会議運営支援や各種プロジェクトの実施に関する支援、及び広報活動を主たる任務とする事務局の官房経費及び事業経費に充当される「通常拠出金」(全参加エコノミーが予め定められた一定の比率にしたがって拠出)及び貿易・投資の自由化・円滑化に資するキャパシティービルディング等の事業に充当される「TILF基金」(平成7年APEC首脳会議(大阪)において村山首相(当時)が「100億円を上限に拠出する」ことを表明した(国際約束))を拠出する。	0	0										7_b_7								非該当	
956	財務省	12		47		独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門への出資		国際協力機構(JICA)有償資金協力部門への出資を通じ、同部門の中長期的な財務の健全性を維持するとともに、開発途上国のニーズに十分応える規模の有償資金協力事業(円借款等)の持続的な実施を確保。	JICAの有償資金協力業務は、開発途上地域の政府等に長期かつ低利の譲許的条件で有償の資金供与(円借款等)による協力を行うことで、開発途上地域の経済及び社会の開発に寄与し、我が国との経済交流を促進することを目的としている(JICA法第13条第1項第2号)。JICA有償資金協力部門への出資事業は、こうした有償資金協力業務を行うJICA有償資金協力勘定の中長期的な財務基盤の強化を図	0	0										7_b_7								非該当	
957	財務省	12		48		米州投資公社出資金		中南米・カリブ加盟諸国の民間企業に対する投融資を通じて域内経済の発展に寄与すること。	米州投資公社(IIC)は、加盟国からの出資及び借入金を原資として、企業への投融資やアドバイザリー・サービスを通じた技術・ノウハウを提供。また、開発効果の高いプロジェクトを支援するとともに、民間金融機関との協調融資を通じ、民間資金の開発分野への動員にも取り組んでいる。	0	0										7_b_7								非該当	
958	財務省	12		49		新創業融資等実施事業 (日本政策金融公庫補給金)		株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)(国民一般向け業務)が新規開業者、被災者、再チャレンジ者(廃業歴を有する創業者)等の特定の借り手に対し、政策目的をもって低利の資金を供給し、中小企業・小規模事業者の金融の円滑化を図る。	公庫(国民一般向け業務)が行う以下の貸付金利低減に関して、その金利低減分について、国が公庫に対し補給金を交付するものである。 ・ 公庫(国民一般向け業務)が、営業実績が乏しいなどの理由から一般の金融機関から融資を受けることが困難な場合が多い創業企業等に対して融資をする際に、その融資に対する金利の低減。 ・ 特定の政策目的に沿って設けられている特別貸付等に係る金利の低減。	0	0										8_6								非該当	
959	財務省	12		51		中小企業信用保険事業 (日本政策金融公庫出資金)		各都道府県等の信用保証協会が行う中小企業・小規模事業者向け貸付に対する債務保証(以下、「債務保証」という。)について、株式会社日本政策金融公庫(以下、「公庫」という。)が再保険(信用保険)を実施することにより、信用保証協会の保証能力を強化し、中小企業等の資金調達の円滑化を図るもの。	当該事業は、国が、信用保険を引き受け、信用保証協会による代位弁済が発生した場合に保険金を支払う公庫に対して出資を行い、中小企業信用補完制度を支える公庫の財務基盤強化を図るものである。 平成28年度については、中小企業の資金繰り等を支援するために、国は公庫に対し公庫(信用保険等業務)の財務基盤強化に必要な出資金を措置している。	0	0										8_6								非該当	
960	財務省	12		52		危機対応円滑化業務(危機対応円滑化業務出資金・補助金・補給金)		株式会社日本政策投資銀行等の指定金融機関が危機対応業務(内外の金融秩序の混乱や、大規模な災害等に対処するために必要な資金の貸付け等)を実施するにあたり、株式会社日本政策金融公庫(以下、「公庫」という。)が、指定金融機関に対する信用供与等を行うことにより、危機発生時における円滑な資金供給を図る。	主務大臣が指定金融機関による危機対応業務の必要性を認定した場合に、公庫が指定金融機関に対し、以下の信用供与等を行う。 ①必要な資金の貸付け ②指定金融機関の貸付金が弁済されない場合における非弁済額の一部補填(損害担保) ③指定金融機関の貸付金利を引き下げるための利子補給金の交付	0	0										8_6								非該当	
961	財務省	12		53		地震再保険事業		一定額以上の巨額な地震等の損害を国が再保険することを内容とした地震再保険事業の実施により、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的としている。	国民の自助の備えとしての地震保険について、民間保険会社が負う地震保険責任を政府が再保険し、再保険料の受入れ、管理・運用のほか、民間のみでは対応できない巨大地震発生の際には、再保険金の支払を行う。また、地震再保険事業の健全な運営の観点から、地震保険制度の企画立案・運営や地震保険の普及促進のための取組を実施して	0	0										8_6								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
962	財務省	12		54		国家公務員共済組合連合会等助成費		国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに国家公務員の職務の能率的運営に資することを目的とする。 旧陸軍共済組合等の年金受給者に年金を支給するなどの措置を講ずることを目的とする。	①「国家公務員共済組合法」等に基づく基礎年金拠出金等の一部国庫負担分の日本郵政共済組合及び国家公務員共済組合連合会職員共済組合への交付。 ②「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」に基づく年金の支給、共済組合に対する特定健康診査及び特定保健指導に要する費用の一部補助その他の国家公務員共済組合連合会が実施する事業に要する費用の一部の国家公務員共済組合連合会への交付等を実施し	0	0										6_6								非該当	
963	財務省	12		56		広報資料の改善を目的とした各種調査		社会保障と税の一体改革を始め、財政政策に係る効果的な広報活動を行うために、財政政策及びその背景にある社会構造の変化が国民にどの程度認知されているのか、現状の広報資料の広報効果等を調査し、その結果に応じて広報資料の改善を行うことを目的とする。	財政政策やその背景にある社会構造の変化が国民にどの程度認知されているのか等を把握するため、一般競争入札(最低価格)により選定した民間調査会社に対し、必要な調査の実施、結果の集計、報告書の作成を委託する。平成28年度においては、複合的な観点から調査するために①SNS調査(400サンプル)、②Web調査(5,000サンプル)、③郵送調査(101サンプル)、④会場調査(120サンプル)の4つの調査方法を組み合わせて実施した。	0	0										1_c_2_9								非該当	
964	財務省	12		57		財政経済計量分析委託		本事業は、財政経済モデルとフォワード型マクロ経済モデルについて、高度化・拡張を行い、経済主体の異質性を踏まえた経済・財政の中長期シミュレーションを実施することを目的とする。	平成28年度においては、マクロ経済モデルの高度化・拡張として、 ①財政経済モデルについて、モデルに用いられるデータセット及びSAM(Social Accounting Matrix、社会会計表)を2016年度予算、税制改正、政府経済見通し、国民経済計算確報等を踏まえて完全なアップデートを行うとともに、政府の中長期的な経済財政運営に関する基本方針や社会保障制度改革、所得や資産等の家計の異質性に関するマイクロデータの分析、金利の期間構造に関する分析等を踏まえつつ方程式体系の見直しを実施、 ②フォワード型マクロ経済モデルについて、経済主体の異質性(流動性制約の有無や世代間の異質性等)や経済の非線形性、経済環境の変化、国際機関や経済理論の発展の動向等を踏まえながら、モデルを高度化・拡張。また、日本経済と関連した多国間の相互依存関係、最適な税制の在り方や財政状況の深刻化を考慮した分析を実施。また、その上で、政策担当部局のニーズを踏まえ、これらのモデルを用いて、経済主体の異質性を踏まえた経済・財政の中長期のシミュレーションを実施、 等の成果を得た。	12,475	0	5	一般	－	95	4	－	－	－	－	1_b_1								該当	
965	財務省	12		58		財務本省施設費		財務本省所属の庁舎、宿舎その他の建物について、経年により老朽化した設備等の改修・整備を行い、公務の能率増進を図ることを目的とする。	財務本省所属の庁舎、宿舎その他の建物の約8割が築後21年以上経過しており老朽化の進行が著しい状況にある。このような状況を踏まえ、次のような考え方により、改修工事を実施している。 ① 管理する施設の経年進行に合わせ、中長期にわたるトータルコストの低減を考慮したうえで、維持管理・修繕(改修)を行っている。 ② 厳しい財政状況の下、毎年度の予算要求に際し、重要性・緊急性の精査を行っている。 ③ ①及び②により効果的・効率的・計画的な予算執行に努めている。	0	0										4_a4_2								非該当	
966	財務省	12		59		財務局施設費		財務局の庁舎等について、劣化した設備の改修を実施し、災害を防除するとともに来庁者の利便と公務の能率増進とを図ることを目的とする。	財務局の庁舎の多くが昭和40年代から昭和50年代前半にかけ建築されており、老朽化が進行している状況にある。 このような状況を踏まえ、震災発生時における来庁者や職員の安全を確保するために必要な改修工事や老朽などにより劣化した設備の改修工事を実施している。	0	0										4_a4_2								非該当	
967	財務省	12		60		税関施設費		税関業務の遂行に必要な庁舎等について、災害に備えた整備、経年により老朽化した設備の改修等を行い、公衆の利便性向上と公務の能率推進を図る。	税関業務の遂行に必要な庁舎等について、来庁者や職員の安全性確保等のため、老朽化した庁舎の施設整備を実施するものである。	0	0										4_a4_2								非該当	
968	財務省	12		61		国税庁施設費(税務署庁舎等の改修事業)		災害を防除するとともに納税者の利便性向上と公務の能率増進とを図ることを目的とした庁舎等の整備。	国税局・税務署庁舎等の多くが昭和30年代から40年代にかけて集中的に整備されたことから、老朽化が進行している状況にあるほか、新建築基準法の施行(昭和56年)以前に建築された庁舎等の中には、耐震性能が不足している庁舎等が存在する。 このような状況を踏まえ、災害発生時に納税者や職員の安全を確保するために必要な改修工事や老朽などにより劣	0	0										4_a4_2								非該当	
969	復興庁(財務省)	8		33		東日本大震災復興特別貸付等実施事業		株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)(国民一般向け業務)が、直接的又は間接的に東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象とした東日本大震災復興特別貸付等を積極的に実施することにより、被災した中小企業等における資金調達の円滑化を図る。	東日本大震災の発生に伴い、被災した中小企業・小規模事業者に対する東日本大震災復興特別貸付等の実施を踏まえ、国は公庫に対し公庫(国民一般向け業務)の財務基盤強化を図るために必要な出資金を措置している。	0	0										8_6								非該当	
970	文部科学省	13	新29	2		専修学校による地域産業中核的人材養成事業		産業や社会構造の変化、グローバル化等が進む中で、経済社会の一層の発展を期するためには、経済再生の先導役となる産業分野の雇用拡大や人材移動を円滑に進めるとともに、個人の可能性を最大限発揮し、日本再生・地域再生を担う中核的役割を果たす専門人材の養成が必要不可欠である。柔軟な制度的特性を生かしながら産業構造の変化や各地域のニーズ等に対応した実践的な職業教育を行う専修学校の人材養成機能を充実・強化し、地域産業の発展を支える中核的な人材養成機関としての専修学校の役割の	地域産業の発展を支える中核的な人材養成機関としての専修学校の役割の充実を図るため、社会人向けの教育プログラムや特色ある教育カリキュラムの開発・実証、効果的な産学連携教育の実施のためのガイドラインの作成、分野に応じた中長期的な人材育成に向けた協議体制(人材育成協議会)の構築に向けた取組を推進する。	0	0										3_c2_3								非該当	
971	文部科学省	13	新29	3		専修学校グローバル化対応推進支援事業		日本の産業競争力を高めるため、専修学校、日本語教育機関及び諸外国の教育機関並びに産業界が一体となり、各地域における専修学校への外国人留学生の戦略的な受入れに向けた体制の整備を推進することにより、外国人留学生の受入れを促進する。	本事業は、諸外国における日本の専修学校の広報・優秀な外国人留学生の掘り起こし、日本語教育支援や修学支援、留学生の在籍管理、卒業後の国内への定着支援など、専修学校への留学に係る入口から出口に至るまでの総合的・戦略的な留学生施策を推進するための各地域におけるモデル体制を構築するとともに、専修学校における外国人留学生の動向や就職状況などの実態把握のため、全国的	0	0										3_c2_3								非該当	
972	文部科学省	13	新29	4		男女共同参画推進のための学び・キャリア形成支援事業		女性がリカレント教育を活用して復職・再就職しやすい環境整備の在り方や、大学等が、男女共同参画センター、産業界、ハローワーク等と連携し、地域の中で女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みづくりに関するモデル構築や普及啓発のための研究協議会の開催により、学びを通じて、男女がともに仕事と家庭、地域における活動に参画し、活躍できるような社会の実現を目指す。	大学等において、産業界からの人材ニーズに応じた講座や受講時の保育環境の在り方の検討、男女共同参画センター、ハローワーク等と連携した女性の復職・再就職等の支援等、大学等が、男女共同参画センター、産業界、ハローワーク等と連携した女性の学びを支援する保育環境整備と社会参画等につながるキャリア形成支援の一体的支援について取組をモデル的に実施し、取組実施プロセスや連携体制等、地域における二ーズや課題を検証することで、女性の学びを通じた社会参画のための地域連携モデルを構築し、これらの取組の普及啓発のための研究協議会を開催す	0	0										3_c4_5								非該当	
973	文部科学省	13	新29	5		地域の教育資源を活用した教育格差解消プラン		地域の多様な教育資源を効果的に活用し、困難を抱える親子の状況等に応じたきめ細かなアプローチを行う多様で特色ある取組モデルを構築するとともに、地域発の教育格差解消の取組を全国に普及することにより、困難を抱える親子が共に学び・育つことを応援し、家庭環境にかかわらず全ての者が活躍できる一億総活躍社会の実現の促進を図る。	以下事業について地方公共団体に委託し、困難を抱える親子の状況等に応じたきめ細かなアプローチを行う多様で特色ある取組モデルを構築し、地域発の教育格差解消の取組を全国に普及させる。 ・図書館資源を活用した困難地域等における読書・学習機会提供事業 ・先駆的家庭教育支援推進事業(訪問型家庭教育支援の実施)	0	0										3_c2_3								非該当	
974	文部科学省	13	新29	6		家庭教育支援推進事業		家庭教育を支える環境の大きな変化や児童虐待相談対応件数の急速な増加など、家庭をめぐる問題が複雑化する中で、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている。全ての保護者が安心して家庭教育が行えるよう、様々な事情で学習機会や相談の場に足を運ぶことができない保護者へのきめ細かい支援の充実を図る。また、ライフスタイルの多様化などにより、家庭や社会の影響を受けやすい子供たちの生活習慣の乱れが、学習意欲や体力・気力の低下の要因の一つとして指摘されている。府省や地域、団体、企業等との連携を図り、子供から大人までの生活習慣づくりを推	全ての保護者が安心して子供を産み育てられる社会の実現に向け、最新の家庭教育支援の在り方に関する検討や実地調査等を行い、その成果を人材養成や家庭教育支援活動の多様化に活用するとともに、子供の生活習慣に影響を与える家庭環境、社会・経済的環境(企業活動)に関するエビデンスの収集・分類や、企業や働く保護者への普及啓発方法などについて検討する。	0	0										5_a4_2								非該当	
975	文部科学省	13	新29	7		次世代の教育情報化推進事業		子供たちの基礎的・基本的な知識技能と、思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度など確かな学力の育成のため、学習や生活の主要な場である学校において、ICTの特長を効果的に活用した教育を推進し、子供たちの情報活用能力の育成を図る。また、教員の指導を支える質の高い教材を確保するとともに、教員のICT活用や情報教育指導力の向上を推進し、新学習指導要領を見据えた情報教育・ICT活用の充実を図る。	新学習指導要領を見据え、教科横断的な情報活用能力の育成に係るカリキュラム・マネジメントの在り方等の実践的な研究を実施するとともに、ICTを効果的に活用した指導方法の開発のための実践的な研究を実施する。 また、新学習指導要領における新たな学びに対応するため、教育コンテンツの開発促進のために必要な要件等に関する調査研究を実施するとともに、新学習指導要領下での教員のICT活用や情報教育指導力向上を図る。	84,090	0	5	一般	－	15	4	－	－	－	－	1_b_3_5	5_a3_1							該当	
976	文部科学省	13	新29	8		次世代学校支援モデル構築事業		校務の情報を学習記録データ(学習履歴や学習成果物等の授業・学習の記録)等と有効につなげ、学びを可視化することを通じ、教員による学習指導や生徒指導等の質の向上、学級・学校経営の改善等に資することを目的とする。	教員による学習指導や生徒指導等の質の向上、学級・学校経営の改善等の教育の質の向上に向けて、総務省との連携の下、学校におけるデータ活用の在り方、個人情報としての学習記録データの管理の在り方、学習記録のデータ化の方法、システム要件(情報セキュリティ対策を含む)等についての実証研究を行う。	0	0										5_a3_2								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
977	文部科学省	13	新29	9		これからの時代に求められる資質・能力を育むためのカリキュラム・マネジメントの在り方に関する調査研究		新学習指導要領に基づく小学校の授業時数の増加に関して、弾力的な時間割編成等の取組に関する調査研究等を行い、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを支援することを目的とする。	新学習指導要領に基づく小学校の外国語教育の充実に伴い、平成32年度より中学年・高学年において年間35単位時間、授業時数が増加する。その授業時数の確保の在り方について、全小学校において一律の取扱いとすることは困難であることから、弾力的な時間割編成や教育効果を高めるための指導計画、教材等の在り方について実践的な調査研究を行うことで、カリキュラム・マネジメントに関する定量的なデータを得て、その成果を普及する。調査研究にあたっては、カリキュラム・マネジメントの在り方に関する調査研究を行う小学校を「カリキュラム・マネジメント調査研究実践校」に指定し、指定を受けた学校の管理機関に対して調査研究	20,397	0	5	一般	－	15	4	－	－	－	－	1_b_1	2_a_1							該当	
978	文部科学省	13	新29	10		広域通信制高等学校における教育の質の確保のための研究開発事業		平成28年9月に策定した高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの実効性を担保するとともに、効果的な指導監督・点検調査・評価方法を確立するため、文部科学省と所轄庁等が連携して広域通信制高等学校に対する集中点検等を実施し、その成果を取りまとめた上で、全国に普及・展開し、広域通信制高等学校に対する指導監督	広域通信制高等学校の所轄庁等において、広域通信制高等学校における管理運営や教育指導に関する指導監督・点検調査・評価の在り方（第三者の参画を得た評価の仕組みの構築等）を調査研究した上で、その効果や課題を明らかにすることにより、効果的な指導監督等の在り方を実証する。	0	0										1_b_3_6								非該当	
979	文部科学省	13	新29	11		教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業		教育の直接の担い手である教員の資質能力の向上を図るにあたっては、教育委員会と大学との連携が重要であるとされてきた。こうした背景を踏まえ、本事業は、教育委員会や大学等との連携のもと、教員の養成・採用・研修における諸課題の解決等に資する先進事例を創出し、その成果を共有し全国への普及を図るとともに、得られた成果やデータを政策立案の裏付けとして活用するものである。	平成29年度事業では、教育委員会11件、大学26件、民間団体等4件の委託契約を結び、初任・中堅・管理職それぞれの段階に対応した研修等開発事業、校内研修の体制構築事業及び学びの継続による専修免許状取得プログラム開発事業等の、教員の養成・採用・研修を通じた一体的な改革に資する取組を推進する。	0	0										5_a4_2								非該当	
980	文部科学省	13	新29	12		私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業		私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関し、年収400万円未満の世帯に属する児童生徒について、授業料負担の軽減を行いつつ、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて実態把握のための調査を行う。	年収400万円未満の世帯に属する児童生徒について、年額10万円の授業料負担の軽減をするため、各都道府県が実施する補助事業への支援を行いつつ、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて実態把握のための調査を行う。	0	0										5_a4_2								非該当	
981	文部科学省	13	新29	14		大学入学希望者学力評価テスト(仮称)プレテストの実施		中央教育審議会答申や高大接続システム改革会議「最終報告」等を踏まえ、「知識・技能」を基盤とした「思考力・判断力・表現力」を中心に評価する「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」を実施するため、平成32年度から現行の大学入試センター試験に代え、当該テストの試行テスト（プレテスト）を通して作問・採点、実施運営等の検証やテストシステムの構築等を行い、当該テストの円滑な実施を図ることで、各大学において受験性の「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する大学入学者選抜への転換を促進する。	平成32年度から実施する「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」を円滑に実施するため、記述式問題の作問・採点や試験問題の難易度を含むテストの信頼性・妥当性についての実証的検証、英語4技能を適切に評価するための資格・検定試験の活用に係る検証、トラブル発生時の対応等を含めた運営上の課題の検証等を行うためのプレテストの実施や、その結果を踏まえた当該テストの企画検討、環境整備等に係る必要経費について支援する。	0	0										2_b_2_6								非該当	
982	文部科学省	13	新29	15		獣医学アドバンスト教育プログラム構築推進委託事業		国際水準の動物・畜産物の安全性確保に関わる即戦力となる獣医師の養成に資するため、公衆・家畜衛生、産業動物臨床分野における高度獣医療技術の修得を目的とした、先導的かつ実践的な教育プログラムを構築し、全国の獣医系大学へ広く公表・普及することにより、我が国の獣医学教育の高度化を図る。	獣医師を目指す獣医系大学の学生の専門的能力向上のため、高学年次を対象とし、保健所や農業共済組合等との連携強化による実践的知識・技術の十分な経験を取り入れた教育プログラムを開発するため、公衆・家畜衛生分野、及び産業動物臨床分野におけるアドバンスト教育プログラムを構築に向けた取組に関し、受託機関において獣医系大学等の協働により調査研究を実施する。	0	0										1_b_3_6								非該当	
983	文部科学省	13	新29	17		多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）」養成プラン		がんは、我が国の死因第一位の疾患であり、生涯のうちに約2人に1人ががんにかかると推計されているなど、国民の生命及び健康にとって重大な問題となっており、新たにがんゲノム医療推進、希少がん及び小児がん、ライフステージに応じたがん対策が求められていることから、これらの新たなニーズに対応するため、がん医療に携わる専門的な知識・技能を有する医師及びその他医療従事者を養成する。	がんに係る多様な新ニーズに対応するため、大学間の連携による「がん医療人材養成拠点」において、各大学の特色を生かした教育プログラムを構築し、ゲノム医療従事者、希少がん及び小児がんに対応できる医療人材、ライフステージに応じたがん対策を推進するがん専門医療人材養成に係る優れた取組を支援する。 【補助率：定額補助】	1,123,136	0	4	一般	－	13	4	〇	－	－	－	5_c12_1								該当	
984	文部科学省	13	新29	18		基礎研究医養成活性化プログラム		医学・医療の基盤である基礎医学研究は、医学部学生への教育や臨床への橋渡し研究においても重要な役割を果たしている。一方で、基礎医学研究においては、キャリアパスに不安を持つ者も多く将来を担う若手医師の割合が減少しているほか、中国等の新興国の台頭により我が国の国際競争力は相対的に低下傾向にある。また、特に病理学や法医学分野における医師が不足しているほか、死因究明等推進計画（平成26年6月閣議決定）において、死因究明等を担う人材が求められていることから、基礎研究医の養成に向けた取組を推進することで、一層の活性化を進め、我が国の	本事業では、基礎医学を志す医師の減少に歯止めをかけるとともに、我が国の国際競争力を強化するため、各大学がそれぞれの強みを生かし連携し、キャリアパスの構築までを見据えた体系的な教育プログラムを構築するなどの基礎研究医養成を活性化させる取組を支援する。 【補助率：定額補助】	75,000	0	4	一般	－	15	4	〇	－	－	－	5_c12_1								該当	
985	文部科学省	13	新29	19		社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業		障害のある誰もが活躍できる社会の実現のためには、大学等の高等教育機関において質の高い教育を受けることをとおして、社会で必要とされる力を十分に身につけ、社会に送り出されることが重要である。本事業においては、各大学において障害学生の修学支援や就職支援が十分に行われるのに必要な体制整備やノウハウの蓄積・開発・共有のため、関係機関の連携を推進する。	障害のある学生への支援を支える組織的プラットフォームの土台として、大学等の連携プラットフォームを形成し、以下のような取組の推進を支援する。 ・大学等、福祉や労働行政機関、障害当事者団体、企業等との組織的なネットワークの構築 ・障害のある学生への支援における課題の解決に向けた、職員や研究者その他の関係者の有機的連携 ・障害のある学生への支援の手法の開発・調査や、人材・設備・教材などの支援リソースの共有手法の研究など、これまでの支援方法を発展させる取組 ・得られた知見等の成果の集約、全国の大学等へ普及・展開	0	0										5_c4_2								非該当	
986	文部科学省	13	新29	20		次世代アントレプレナー育成プログラム（EDGE-NEXT）		日本再興戦略2016や第5期科学技術基本計画等を踏まえ、これまでの事業成果や知見を活用し、アントレプレナーを育成・蛍出するプログラムへの受講生の拡大や、実際に起業するロールモデル創出の加速に向け、大学等が行うイノベーション人材育成プログラムの更なる発展を通じて、国全体の起業活動率の向上、アントレプレナーシップの醸成を目指し、我が国のベンチャー創出力を強化する。	これまでの取組の成果や知見を踏まえつつ、イノベーション人材育成プログラムへの受講生の拡大や、実際に起業に至ったロールモデル創出を加速させるイノベーション人材育成プログラムの開発、実施に取り組む機関を支援する。 事業実施機関は、複数の民間企業や海外の機関、他大学とも連携することを条件として、若手研究者や学生、民間企業等、幅広い受講者を対象に、大学の研究成果等を活用した起業（ベンチャー創出）に必要となる知見やノウハウを提供するとともに、国は、実施機関間、受講者間のネットワーク構築等を通じて、大学をハブとしたベンチャー・エコシステムの構築を進める。 これらを通じて、国内の大学、更には、国全体のベンチャー	357,160	30,104	5	一般	－	13	4	〇	－	－	－	5_a12_1								該当	
987	文部科学省	13	新29	21		データ関連人材育成プログラム		我が国が第4次産業革命を勝ち抜き、未来社会を創造するためには、AI, IoT, ビッグデータ、セキュリティ等を扱うデータ関連人材の育成・確保が喫緊の課題。 博士課程学生や博士号取得者（以下「博士人材等」という）に対する研修プログラムを実施することにより、我が国社会で求められるデータ関連人材を育成し、博士人材等の高度な研究能力を有する人材の社会の多様な場での活躍を促進する。	研修プログラムの開発・実施を行う代表機関が、データ関連人材の雇用を希望する企業、大学等とコンソーシアムを形成し、博士人材等に対して、インターンシップ・PBL等による研修プログラムを開発・実施することで、各々の専門性を有しながら、データサイエンス等のスキルを習得させるとともに、キャリア開発の支援を実施する。 （PBL：Problem Based Learning（課題解決型学習）） 各コンソーシアムへの補助率は1/2とする。	251,712	49,655	5	一般	－	13	4	〇	－	－	－	5_c3_1								該当	
988	文部科学省	13	新29	22		数学アドバンストイノベーションプラットフォーム		数学・数理科学の持つ力を活用し、諸科学・産業が抱える問題の背後にある本質的な構造にまで掘り下げた研究を促進することで、従来のイノベーションの概念を超える異次元のイノベーション（アドバンストイノベーション）が実現され、我が国の国際競争力強化に資することが期待される。このため、諸科学・産業における潜在的な数学・数理科学へのニーズ（数学・数理科学を活用することで解決が期待される問題）を発掘し、その問題の解決にふさわしい数学・数理科学研究者とのマッチングを図り、諸科学・産業と数学・数理科学との協働による研究の促進を目指す。	全国の大学等における数学・数理科学と諸科学・産業との協働による研究拠点の力を結集できる全国的なネットワークを幹事拠点を中心に構築することにより、各拠点の情報や協働に取り組む数学・数理科学研究者の専門分野・研究実績等の情報を集約・分析し、重点化連携分野を中心に数学・数理科学の応用事例や数理的手法・理論の訴求活動を行う、そして、数学・数理科学を活用することで解決が期待される問題を発掘し、その問題の解決にふさわしい数学・数理科学研究者とのマッチングのための議論の場の設定等を通じて研究テーマの具体化を図り、問題を抱える諸科学・産業と数学・数理科学研究者との協働による研究を促進するとともに、得られた成果やノウハウ等の各拠点への水平展	31,054	0	5	一般	－	13	4	〇	－	－	－	5_b1_1								該当	
989	文部科学省	13	新29	23		首都圏を中心としたレジリエンス総合力向上プロジェクト		官民一体の総合的な災害対応や事業継続、個人の防災行動等に資する適切な提供情報の在り方の確立を目指す。	首都直下地震等への防災力を向上するため、官民連携超高密度地震観測システムの構築、非構造部材を含む構造物の崩壊余裕度に関するセンサー情報の収集により、官民一体の総合的な災害対応や事業継続、個人の防災行動等に資するビッグデータを整備する。また、IoT/ビッグデータ解析による都市機能維持の観点からの情報の利活用手法の	456,591	159,820	5	一般	－	13	4	－	－	〇	－	1_a_1	4_b1_2							該当	
990	文部科学省	13	新29	24		核融合分野の研究開発推進事務		核融合分野の研究開発に関する各国の研究成果、活動の情報交換を行い、文部科学省における核融合分野の研究開発を効果的かつ円滑に推進する。	文部科学省が担う核融合分野の研究開発を進めるために、核融合分野の国際協力等の必要な事務を実施する。 ※本事業は、平成28年度以前は原子力研究開発利用の推進（事業番号0259）の一部として実施していたもの。	30,711	0	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	5_c1_1								該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
991	文部科学省	13	新29	25		子供の運動習慣アップ支援事業		子どもの体力については基礎的運動能力が依然として低い水準にあり、また運動習慣の二極化も認められていることから、より多くの子どもが十分に体を動かして、スポーツの楽しさや意義・価値を実感することができる環境の整備が求められている。日常的に運動・スポーツを実施する習慣を身に付け、多様な体の動きを獲得すべき年代の子供に対し、運動遊びプログラムを通じて、楽しみながら多様な動きを身に付けることができる機会を提供する。また、その年代の保護者を中心に、この時期に多様な運動をすることの重要性を啓発する。	運動遊びプログラムを通じて子供達が主体的に活動できるようプレイリードできるプレイリーダー及びインストラクターを養成する。 また、放課後子供教室や幼稚園等にプレイリーダーを派遣して、小学生に運動遊びプログラムを提供し、多様な運動を身に付けるとともに、体を動かす楽しさを体感してもらうことでその後の運動習慣の向上を図る。併せて保護者向けにこの年代における運動遊びの重要性を啓発する。 さらに、上記の一連の事業を水平展開を容易にするため、マニュアルを作成する。	0	0												5_c4_2	3_b_4							非該当	
992	文部科学省	13	新29	27		学校における体育・スポーツ資質向上等推進事業		体育・保健体育の授業における現場が抱えている諸課題の解決に向けた先進的な取組を基に、解決プログラムを開発し全国的な普及を促進することによって、質の高い授業の実践が展開されることにより、体育・保健体育の授業の充実を図ることを目的とする。	体育・保健体育等WGで挙げられた諸課題に対する取組を実践研究することによって成果と課題を整理し、また、それらの諸課題を解決するプログラムを開発することで、全国的な普及を促進する。	0	0												2_b_2_6							非該当	
993	文部科学省	13	新29	28		スポーツ施設のストック適正化		ストック適正化による安全で多様なスポーツ施設の持続的な確保を図るため、地方公共団体の個別施設計画策定を推進する。	平成29年春に公表した「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン(案)」に基づく地方公共団体の個別施設計画の策定について、利用料金の設定や民間施設との連携等、検討内容が複雑で多岐に渡ることから、先進事例を形成し、横展開による全国の計画策定の推進を図る。	0	0												8_5_6							非該当	
994	文部科学省	13	新29	29		大学横断的かつ競技横断的統括組織(日本版NCAA)創設事業		我が国の大学スポーツの持つ潜在力(人材輩出、経済活性化、地域貢献等)を生かすため、大学スポーツに係る体制の充実を図る必要がある。そのため、適切な組織運営管理や健全な大学スポーツビジネスの確立等をめざす大学横断的かつ競技横断的統括組織(日本版NCAA(National Collegiate Athletic Association))の創設に向けて、日本版NCAAの具体的な在り方について検討する学産官連携の協議会を開催するとともに、大学スポーツの活性化に全学的体制で取り組む各大学において、専門人材の育成や先進	(1)大学スポーツを全学的に推進する体制を整える大学や学生競技連盟を中核として、関係者による学産官連携協議会を設置し、我が国を取り巻く環境に合致した日本版NCAAの在り方をとりまとめる。 (2)各大学におけるスポーツ分野を一体的に統括する部局の設置を促進するため、大学スポーツの活性化に全学的に取り組む各大学において、専門人材の育成配置や先進的モデル事業を展開する。	0	0												5_c4_1_6							非該当	
995	文部科学省	13	新29	30		スポーツ人口拡大に向けた官民連携プロジェクト		ビジネスパーソンの運動・スポーツの習慣の定着や、個人の行動変容を促す新たなスポーツのスタイル等の開発をはじめ官民連携によるスポーツ人口の拡大を推進する。	(1)ビジネスパーソン向け国民運動(運動・スポーツ習慣づくり)官民連携プロジェクト 忙しいビジネスパーソンでも気軽に運動・スポーツに取り組めるように、官民連携で通勤時間や勤務時間に運動・スポーツをする習慣づくりを行う。 (2)スポーツ人口拡大に向けた新たなスポーツの開発・普及プロジェクト より多くの国民のスポーツ活動を後押しするべく気軽にスポーツをできる環境を整備するため、年齢や性別、運動能力といった違いを感じずに誰もが生涯を通じて楽しめる新しいスポーツの開発・普及に取り組む。	0	0												3_c2_3							非該当	
996	文部科学省	13	新29	31		スポーツ産業の成長促進事業		本事業は、スポーツ産業の成長を促進するため、収益性の高いスタジアム・アリーナの整備推進、スポーツ団体等の経営人材育成、新たなスポーツ関連新事業の創出支援を通じて、スポーツの自律的好循環を実現するとともに、スポーツ市場規模の拡大を図ることを目的としている。	①スタジアム・アリーナ改革推進事業では、平成28年度に策定するガイドラインを踏まえ、官民連携協議会の開催、専門家派遣等による先進事例の形成支援を実施する。 ②スポーツ経営人材育成・活用事業では、スポーツ団体組織運営に必要な経営人材の養成等を通じて、スポーツ経営人材の育成・活用プラットフォームを構築する。 ③スポーツ関連新事業創出支援事業では、海外市場への取組や地域のスポーツチーム等の活性化に必要な、市場動向調査・市場開拓支援を実施する。	0	0												5_a4_2							非該当	
997	文部科学省	13	新29	32		スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業		スポーツによる地域活性化を推進するため、スポーツツーリズムに関する消費者意識・実態に係る調査・分析を行い、スポーツ庁が関連産業界と連携・協同し「スポーツツーリズム」を新しいレジャースタイルとして活性化・定着化させるためのプロモーション活動を展開し、広く一般の需要を喚起するとともに、地域自治体・産業界等の活動を活発化させる。	(1)スポーツツーリズム調査・発信事業 スポーツツーリズムに関する消費者意識・実態に係る調査・分析を行い、官民連携協議会が策定した「プロモーション戦略」に基づき、各種メディア等を通じたスポーツツーリズム需要拡大のためのプロモーションを行う。 (2)スポーツ文化ツーリズム創造・発信事業 「スポーツ文化ツーリズム」を各地で定着させるため、スポーツ庁・文化庁・観光庁が連携して、スポーツと文化芸術を融合させた将来の新たな観光地域の魅力となるような取組を発掘するとともに、本年度においては、その取組をブラッシュアップさせる機会を拡大し、併せて情報発信・プロモーションを強化することで、地域振興策を進めていく。	0	0												3_b_1_6	1_b_2_6							非該当	
998	文部科学省	13	新29	33		Specialプロジェクト2020		2020年からの新たな特別支援教育(学習指導要領改訂)を契機に、全国の特別支援学校で、スポーツのみならず文化・教育活動も含めた、全国的な祭典を開催することで、地域の誰にでも開かれた次世代の「共生学校」を創造し、東京オリンピック・パラリンピック大会のレガシーとして、障害の有無や年齢・性別を超えた、地域の共生社会の拠点づくり	国レベルの実行委員会を開催するとともに、各地での祭典開催のための体制整備及び情報収集し、具体的な取組の先進事例を蓄積するためのモデル事業を実施する。また、特別支援学校におけるスポーツ活動等推進のための基盤整備を行うとともに、特別支援学校を対象とした全国的なスポーツ・文化大会の開催支援を実施する。	0	0												3_b_4							非該当	
999	文部科学省	13	新29	34		ハイパフォーマンスセンターの基盤整備		「競技力強化のための今後の支援方針(平成28年10月3日スポーツ庁策定)」および第2期となる「スポーツ基本計画(平成29年3月24日文部科学省策定)」に基づき、日本オリンピック委員会(JOC)及び日本パラリンピック委員会(JPC)の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、我が国のトップアスリートが、オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう、日本スポーツ振興センター(JSC)に設置されたハイパフォーマンスセンターの基盤整備を図り、我が国アスリートのメダル獲得の優位性を確実に向上させるなどの取組を実	東京都北区西が丘にある国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンターから構成される「ハイパフォーマンスセンター」について、ハイパフォーマンスに関する情報収集・分析や競技用具の開発等に係る機能強化を図るとともに、関係機関間の連携を促すプラットフォームを整備し、我が国の国際競技力が中長期にわたって向上していくための基盤を整備する。	945,356	0	5	一般	－	13	4	〇	－	－	－	4_a3_1							該当	
1000	文部科学省	13	新29	35		スポーツ界のコンプライアンス強化事業		スポーツ界における透明性、公平・公正性の確保はスポーツ活動の基盤でありその実現に向け、スポーツが持っている本来の力を損なうことがないよう、スポーツ界のコンプライアンスに関する体制整備を促進する。	我が国のスポーツ界におけるコンプライアンス違反の現況を総合的に把握評価するため、コンプライアンス違反に関する具体的な事案と処分例及び教育研修の体制・内容・課題について、スポーツ団体への実地調査や先行研究資料の調査等を実施するとともに、スポーツ団体において不適切な事案が発生した場合の対応手順モデルを作成・普及する。また、コンプライアンス違反を未然に防止するため、スポーツ団体、弁護士、医療機関、警察等と連携を図りながら、全てのアスリート及び指導者やスタッフが能動的かつ双方向的に取り組むことのできる効果的なコンプライアンス教育研修プログラムを開発し、スポーツ団体に普及させるとともに、反社会的勢力との関与等のようなコンプライアンスに関する注意事項や相談体制等の周知のための資料を作成し、各	0	0												5_b4_2							非該当	
1001	文部科学省	13	新29	36		観光拠点形成重点支援事業		「明日の日本を支える観光ビジョン」における目標の1つに『文化財の観光資源としての開花』が掲げられたことを受け、文化庁は、当該目標達成のためのアクションプログラムとして「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を策定。当該プログラムにおいて、2020年までに文化財を中核とする観光拠点を全国で200箇所程度整備することとしている。 本事業においては、拠点整備を効果的に推進するため、歴史文化基本構想策定地域や、他のモデルとなるような優良な取組を実施する地域に対する重点的な支援を実施す	①歴史文化基本構想を策定した市区町村を構成員とする協議会等が、当該構想に基づき実施する情報発信、人材育成、普及啓発、公開活用に資する設備整備等を支援する。 ②優良モデル創出 文化財を中核とする観光拠点整備のモデルを形成するため、国指定等文化財の活用に資する修理・整備等を支援する。	0	0												4_a4_1_5							非該当	
1002	文部科学省	13	新29	38		美しい日本探訪のための文化財建造物魅力向上促進事業		重要文化財(建造物)・登録有形文化財(建造物)の壁や屋根等の外観及び公開範囲の仕上げに関わる部位を、健全で美しい状態に回復する取組に対して支援を行うことで、観光資源の魅力向上に資する。	重要文化財(建造物)・登録有形文化財(建造物)の所有者等が土壁の塗り直しや屋根の差し茅等の外観及び公開範囲の仕上げに関わる部位を健全で美しい状態に回復する取組に対して支援を行う(補助率:50%)。	0	0												4_a4_1_5							非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1003	文部科学省	13	新29	39		新時代の教育のための国際協働		激動する国際情勢を踏まえ、新しい時代に求められる資質・能力の育成に資するため、G7各国等との間における国際交流及び国際協働を推進する。	(1)新時代の教育のための国際協働プログラム 平成28年5月に開催されたG7倉敷教育大臣会合で合意された「倉敷宣言」において、G7各国間での教育に関する理念・課題の共有や国際協働の重要性が確認されたことを踏まえ、各国の豊かな経験を相互に学び合い、教育分野におけるG7各国間の関係強化を図ることにより、多様化する教育課題に対する教育実践を改善するため、以下の事業を実施する。 ①教員交流 G7各国の教育現場が抱える課題や優れた取組に係る調査分析を踏まえ、現地に教員等を派遣し、教育現場でのモデル授業等の教育実践活動や現地教員との交流活動を通じて、相互に学び合い、成果を共有する教員交流事業を実施。 ②二国間教育ワークショップの開催 両国で関心が高い分野をテーマとして、両国の政府関係者、教育関係者、研究者、教員等が議論し、課題や成果を共有するワークショップを開催。 ③国際機関との連携 経済協力開発機構（OECD）に拠出し、時代の変化に対応した新たな学習枠組みを開発する事業を実施。 (2)日米教育交流の推進 「教育交流計画に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府	0	0									8_6	5_c4_1_4	5_d4_1_4						非該当	
1004	文部科学省	13	新29	40		留学生就職促進プログラム		少子高齢化の進む我が国において、高度外国人材の活用が求められている状況の中、我が国で学修する外国人留学生を我が国国内の企業に就職させるための特別な教育プログラムを構築し支援を行うことで、企業における高度人材の確保を促進させることが可能となるとともに、我が国への留学の魅力を高め、「留学生30万人計画」のさらなる推進を目指す。	成長戦略における「外国人材の我が国企業への就職の拡大」に向け、各大学が地域の自治体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「日本語能力」「日本での企業文化等キャリア教育」「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援し、外国人留学生の我が国での定着を図るとともに、日本留学の魅力を高め、諸外国から我が国への留学生増加を図る。	0	0									5_a4_2								非該当	
1005	文部科学省	13	新30	1		専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業		産業の高度化やグローバル化の進展の中で、職業はより専門化し、職業人として専門的な知識・技能が求められるようになっていくことが予想され、地域産業を担い、実践的に活躍し、あるいは我が国の産業を牽引して人材を各分野において養成するための職業教育の充実がますます重要なものになってくる。これを踏まえ、専修学校が担っている実践的な職業教育の魅力発信力を強化することで、職業教育への理解を促進し、職業接続を含めた幅広い視野からの進路選択をできる流れを構築する。	専修学校が担う実践的な職業教育に関する理解を促進するため、中学校や高等学校、企業等、各ターゲットを意識した、効果的な情報集約・情報発信等の在り方・手法について検証を行うとともに、検証により示された方針等を踏まえ、各ステークホルダー別、各地域特性別に専修学校と各教育機関や企業等が連携した「職業体感型教育」(職業体験講座の提供、出前授業)等を実施した際の効果や連携にあたっての留意点等を整理する。	0	0									3_c2_3								非該当	
1006	文部科学省	13	新30	2		学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業		平成26年の障害者権利条約の批准や平成28年の障害者差別解消法の施行等も踏まえ、学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を維持・開発・伸長し、共生社会の実現に向けた取組を推進する。	学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、学校から社会への移行期や生涯の各ライフステージにおける効果的な学習に係る具体的な学習プログラムや実施体制等に関する実証的な研究開発を行い、成果を全国に普及す	0	0									2_b_1_6								非該当	
1007	文部科学省	13	新30	3		社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究		人生100年時代を見据えた我が国全体の生産性の向上につなげていくため、経済社会環境の変化に対応した社会人の学びを推進することが重要である。そのためには、各大学・専修学校等の社会人向けのプログラムの開設状況や、社会人の学びを支援する各種制度に関する情報を効果的に社会人に届けることが必要であることから、広く社会人が効果的・効率的に、リカレント教育に関する情報にアクセスすることができる機会を創出する。	社会人及び企業への調査等を通じ、①社会人の学びの目的や、②勤務先企業の属性等のセグメント別に、学びに関する情報アクセスについてのニーズ・課題を分析する。その上で、企業、大学、専修学校等の関係者で構成する実行委員会における検討を経て、効果的な情報アクセスの方策について、モデルを設計する。また、「社会人の学び直しフェア(仮称)」等の場を設け、情報アクセス改善に関する上記モデルを実践し、その成果を分析することにより、効果的な情報アクセスの在り方について、政府機関、教育機関等の改善策を取りまとめ、関係機関に提供することで、社会人が効率的に情報収集できる環境の創出、普及を図る。	0	0									1_b_2_6								非該当	
1008	文部科学省	13	新30	6		学校ICT環境整備加速化支援事業		教員の「働き方改革」の実現に資するため、都道府県単位での「統合型校務支援システム」の共同調達・運用を促進し、同システムの全国的整備を加速化させることにより、教員の長時間勤務を是正する。また、一定の要件を満たす小規模校において遠隔授業システムの活用を促進することにより、小規模校における教育上の課題の克服を図る。	〇統合型校務支援システムの導入促進 都道府県単位での統合型校務支援システムの共同調達・運用を促進するため、同システムの共同調達に係る初期導入経費や自治体間の調整経費を支援する。 〇小規模校における遠隔授業システムの導入支援 児童生徒が減少し、集団の中で多様な意見に触れて学習する環境の維持が難しくなっている小規模校において、児童生徒の学びの質の向上を図るため、他校等と連携した遠隔授業システムの導入を支援する。	311,337	311,337	5	一般	－	15	4	－	－	－	－	3_c3_1	3_c3_2							該当	
1009	文部科学省	13	新30	7		高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業		高等学校において、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図るとともに、平成29年度中に改訂を予定している高等学校学習指導要領を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し、普及を図る。 また、定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。	・「経済・財政再生計画改革工程表」に基づき、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図る。 ・平成29年度中に改訂を予定している高等学校学習指導要領を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し普及を図る。 ・定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。	0	0									3_c2_3								非該当	
1010	文部科学省	13	新30	9		卓越大学院プログラム		第4次産業革命の推進、Society5.0の実現に向け、各大学が自身の強みを核に、国内外の様々な機関と組織的な連携を行い、世界最高水準の教育力と研究力を結集した学位プログラムの構築を通じて、人材育成・交流、及び新たな共同研究の創出が持続的に展開される拠点を形成し、あらゆるセクターを牽引する卓越した博士人材の育成を進める取組を支援する。	〇あらゆるセクターを牽引する卓越した博士人材として各大学が明確な人材育成像を設定し、世界に通用する質の保証された5年一貫の博士課程学位プログラムを構築・実践。 〇国内外のトップ大学、研究機関、民間企業等の多様なセクターと「組織」対「組織」の連携を図り、優秀な教員・研究者・学生が結集した環境において、独創的な教育研究を実施。 〇多様なセクターとの連携により、新たな共同研究の創出、学生のインターンシップ・海外実習等の促進、活発な教員・研究者の人事交流、社会人の博士学位取得促進等の取組を推進し、人材育成・交流・共同研究のハブを形成。 〇これらの取組を通じて、あらゆるセクターで活躍できる博士人材を輩出するための、持続的な拠点運営のサイクルを構築する。	5,604,771	5,600,000	4	一般	－	13	4	〇	－	－	－	5_c12_1								該当	
1011	文部科学省	13	新30	12		高度経営人材養成プログラム支援事業		国民一人当たりの労働生産性を向上させるため、グローバルに活躍する経営人材や地方の主要産業等を担う経営人材、特定分野を牽引する経営人材の養成を図る取組を支援し、国際競争力の強化や、地方創生に資する経営系大学院の機能強化を図ることにより、日本経済の成長に寄与する人材を輩出する。	上記目標を達成するため、以下2つのパターンに分けて支援する。 ・Global経営人材養成型(国際化) 我が国の経営系大学院を世界に伍するレベルに引き上げるため、グローバルに活躍する経営人材を養成するための経営系大学院を支援する。 ・Local経営人材養成型(地方創生) 労働生産性が低い地方の経済成長を促すため、主要産業等を担う高度な専門性を有する経営人材を養成するための地方の拠点となり得る経営系大学院を支援する。	0	0									1_b_3_6								非該当	
1012	文部科学省	13	新30	12		高度経営人材養成プログラム支援事業		国民一人当たりの労働生産性を向上させるため、グローバルに活躍する経営人材や地方の主要産業等を担う経営人材、特定分野を牽引する経営人材の養成を図る取組を支援し、国際競争力の強化や、地方創生に資する経営系大学院の機能強化を図ることにより、日本経済の成長に寄与する人材を輩出する。	上記目標を達成するため、以下2つのパターンに分けて支援する。 ・Global経営人材養成型(国際化) 我が国の経営系大学院を世界に伍するレベルに引き上げるため、グローバルに活躍する経営人材を養成するための経営系大学院を支援する。 ・Local経営人材養成型(地方創生) 労働生産性が低い地方の経済成長を促すため、主要産業等を担う高度な専門性を有する経営人材を養成するための地方の拠点となり得る経営系大学院を支援する。	0	0									1_b_3_6								非該当	
1013	文部科学省	13	新30	13		私学助成改革推進委託事業		2020年度以降の18歳人口の急激な減少や経済社会が急激に変化するなか、私立学校の教育研究の一層の充実の必要性や経営困難校の顕在化などの課題が指摘されており、これらの課題に対応するため、私学助成をより効率的・効果的に配分するための検証の仕組みを構築する。	私学助成を通じた私立学校への効率的・効果的な支援等を行うため、経営強化に向けた連携方策や私学助成の効果に係る分析、各都道府県が実施している私学助成の実態等について調査研究を実施するとともに、私立大学等改革フォーラムを開催し、好事例の展開、政策の定着を図る。 【主な調査研究テーマ】 ・私立大学の経営強化に向けた連携方策に係る調査研究 ・私立大学のリカレント教育推進に係る調査研究 ・私学助成を通じた私立大学の特色ある取組に係る調査研究	0	0									1_b_2_6								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1014	文部科学省	13	新30	14		オープンイノベーション機構の整備		大学に「経営」視点を根付かせ、オープンイノベーションにより健全な成長を実現。 ・大型の民間投資を呼び込んで自立的に運営されるシステムを大学内部に形成することにより、大学のマネジメント機能を大幅強化 ・大型の民間投資の呼び込みにより大学の財務基盤を強化 ・企業との深い連携を通じて、社会実装の視点から自らの研究を考察するという意識改革をもたらし、大学改革、研究力強化、人材育成を加速	オープンイノベーション加速のため、大学等において優れた研究者を部局を超え組織化し、事業化・知財等の専門人材により企業の事業戦略に深く関わる大型共同研究を集中的にマネジメントする体制の構築を支援する。 具体的には、以下の要素を持つオープンイノベーション機構の整備に関し、高い意欲と優れた構想を持つ大学等を5年間支援。 ①大学等の経営トップによるリーダーシップの下で、プロフェッショナル人材（クリエイティブ・マネージャー）を集めた特別な集中的にマネジメントする体制の構築	1,408,493	1,020,000	5	一般	－	13	4	〇	－	－	－	5_b1_1								該当	
1015	文部科学省	13	新30	16		官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の推進		科学的にも産業的にも高い利用が見込まれ、研究力強化と生産性向上に貢献する、軟X線に強みを持つ高輝度3GeV級放射光源（次世代放射光施設）について、官民地域パートナーシップによる施設の具体化等を推進する。	最先端の科学技術は、物質の「構造解析」に加えて物質の「機能理解」へと向かっており、物質表面の電子状態変化を時間的に追える高輝度の軟X線利用環境の整備が重要となっている。このため、学術・産業ともに高い利用が見込まれる、軟X線に強みを持つ次世代放射光施設の早期整備が求められている。また、科学技術・学術審議会量子ビーム利用推進小委員会においては、財源負担も含めた官民地域パートナーシップにより整備を推進することが重要との見解が示されており、我が国の研究力強化と生産性向上に貢献する次世代放射光施設について、官民地域パートナーシッ	233,872	0	5	一般	－	13	4	－	－	〇	－	4_a1_1								該当	
1016	文部科学省	13	新30	17		光・量子飛躍フラッグシッププログラム（Q-LEAP）		量子科学技術（光・量子技術）は、効率の技術革新を踏まえ、諸外国において研究開発投資が拡大している。また、第5期科学技術基本計画においても、超スマート社会（Society 5.0）における新たな価値創出のコアとなる強みを有する基盤技術の一つと位置づけられている。このような背景を踏まえ、量子科学技術に係る研究開発を推進し、従来技術の限界を非連続に解決（Quantum leap）し得る「量子」のポテンシャルを最大限に引き出し、Society 5.0関連技術を横断的に強化する。	高いインパクトを与え得る技術領域（量子情報処理、量子計測・センシング、極短パルスレーザー、次世代レーザー加工）を対象とするロードマップを踏まえ、異分野融合、産学連携のネットワーク型研究拠点による研究を推進する。具体的には、明確な研究開発目標、マイルストーンの設定ときめ細かな進捗管理により推進するFlagshipプロジェクトを中核に、基礎基盤研究、想定ユーザーとの共同研究・産学連携をあわせて推進する。なお、事業期間は原則5年間としているが、評価の結果を踏まえ、最長10年間まで延長可とす	2,200,000	2,200,000	5	一般	－	13	4	〇	〇	－	－	1_a_1								該当	
1017	文部科学省	13	新30	18		Society5.0実現化研究拠点支援事業		知恵・情報・技術・人材が高い水準で揃う大学等において、組織の長のリーダーシップの下、情報科学技術を核として様々な研究成果を統合しつつ、産業界、自治体、他の研究機関等と連携して社会実装を目指す取組を支援し、Society5.0の実証・課題解決の先端中核拠点を創成する。	大学等において、情報科学技術を基盤として、事業や学内組織の垣根を越えて研究成果を統合し、社会実装に向けた取組を加速するため、学長等のリーダーシップにより組織全体としてのマネジメントを発揮できる体制構築を支援する。 また、企業等からの本格的な投資の呼び水となることが見込まれる大学等での実証試験等の実施や概念実証に必要	700,000	300,000	5	一般	－	13	4	〇	－	－	－	2_a_1								該当	
1018	文部科学省	13	新30	19		海洋情報把握技術開発		海洋状況把握（MDA）の基礎となる海洋情報の収集・取得に関する取組を強化し、海洋空間を有効利用するための情報資源として活用していくことが重要であるが、海洋生態系や海洋環境等の情報は十分には観測・計測が行われておらず、効率的に観測・計測するための技術が存在していないものもある。また、国際的にも国連の持続可能な開発目標（SDGs）等において、科学的な観測データの収集は喫緊の課題となっている。このため、既存プログラムで研究開発されたモニタリング技術やセンサ技術等の成果も積極的に活用しつつ、我が国の産学官の技術力を結集し、海洋情報をより効率的かつ高精度に把握する革新的な技術を検討し、具体化するとともに、我が国の産業競争力の強化に貢	大学等が有する高度な技術や知見を幅広く活用し、海洋情報（海洋生態系や海洋環境等）をより効率的かつ高精度にリアルタイムで把握する革新的な観測・計測技術を研究開発する。これにより、海洋ガバナンスを図りつつ海洋空間を有効に活用するための基礎・基盤技術を整備するだけでなく、開発された成果を民間企業等へ技術移転を行い、今後重要性が増す海洋観測を行う民間企業等の産業競争力強化にも貢献する。	98,949	98,949	5	一般	－	13	4	〇	－	－	－	1_a_1								該当	
1019	文部科学省	13	新30	20		スポーツ活動支援事業		地域の身近な場で、安全・安心に、多様なスポーツに親しめる環境の整備に向けた地方公共団体やスポーツ団体の取組を支援・推進することにより、年齢、性別、障害の有無等に関わらず、全ての人々が関心や適性等に応じて、気軽にスポーツに親しめる機会を提供することによって、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進する。	（1）安全なスポーツ活動支援事業 スポーツ実施率を向上させるため、比較的競技人口が多く、個人での活動が中心となる種目（ランニング、ウォーキング、トレッキング等）に関して、故障・怪我の症状・部位・要因・件数等を調査・分析し、年代別に故障・事故に対する予防・対処についての資料を作成し、普及・啓発を行う。 （2）総合型クラブの質的充実に向けた支援推進事業 総合型クラブが、行政をはじめとした関係機関との連携を図り、地域住民からの要望にも対応する公益的な事業体としての役割を果たしていくため、活動実態や運営形態、ガバナンス等の基準を設定した登録・認証等の制度を導入する。 また、総合型クラブに対する全国的な支援をより効率的・効果的に実施するため、各都道府県において、総合型クラブの自立的な運営の促進に向けた支援を担う中間支援組織	0	0										1_b_3_6	5_b4_2							非該当	
1020	文部科学省	13	新30	21		運動部活動改革プラン		平成29年度に作成する「運動部活動の総合的なガイドライン」を踏まえた運動部活動に関する実践・調査研究を行い、各学校において持続可能な運動部活動が行われるよう、研究結果を周知・普及させる。	（1）運動部活動の在り方に関するアドバイザリー会議の開催等 外部有識者による会議を設置し、実践・調査研究の実施状況の把握及び実施結果の周知・普及を行う。 （2）「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえた運動部活動に関する実践・調査・実証研究 運動部活動のニーズの多様化等に対応するため、以下の実践・調査研究を実施する。 ① ニーズの多様化に関する実践研究 ② 地域・家庭によるスポーツ活動への移行に関する実践研究 ③ 学校医・産婦人科医との連携による実践研究 ④ 競技大会への参加・運営の在り方に関する調査研究	0	0										5_d4_2	2_b_1_5							非該当	
1021	文部科学省	13	新30	23		ストック適正化における大規模施設の方向性検討		国体等を開催するための施設について、大会後も含めた施設利用や地方公共団体の負担等に十分配慮した基準等の策定を促進するため、基準等の適正化に向けた施設の基本的方向性を示す。	国体等により整備された施設の大会後の使用実態等を把握し、中央競技団体と協力して大会等に向けて基準等の適正化を図るための課題、対応策を検討する。	0	0										1_b_2_6								非該当	
1022	文部科学省	13	新30	25		障害者スポーツ推進プロジェクト		各地域における課題に対応した障害者スポーツの振興体制の強化、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等を図るとともに、障害者スポーツ団体の体制の強化を図り、他団体や民間企業等と連携した活動の充実を推進する。	①障害者の継続的なスポーツの実施促進に向けて、各地域における課題に対応して、障害者スポーツの振興体制の強化、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等を図る。 ②障害者スポーツ団体の連携や体制整備への支援、民間企業等に対する障害者スポーツ支援への理解の促進等を行うことにより、障害者スポーツ団体の体制の強化を図り、	0	0										5_b4_2								非該当	
1023	文部科学省	13	新30	26		女性スポーツ推進事業		第2期スポーツ基本計画において、女性の「する」「みる」「ささえる」スポーツへの参加を促進するための環境を整備することにより、スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進することとされている。本事業では、スポーツを通じた女性の活躍促進に向けて、女性のスポーツ実施率の向上のためのキャンペーン等の実施や、女性スポーツ指導者の育成支援、スポーツ団体における女性役員の育成支援を行う。	（1）女性のスポーツ参加促進事業 女性のスポーツ実施率を向上させるため、女性のスポーツ参加促進プログラムの開発・実施、女性スポーツキャンペーン等の実施を通じて、女性が生涯を通じてスポーツに参加しやすい環境を整備する。 （2）スポーツ団体における女性役員の育成事業	0	0										3_c2_3	5_a4_2							非該当	
1024	文部科学省	13	新30	30		日本の美再発見！文化財美術工芸品魅力開花推進事業		文化財の外観を綺麗にすることで、より多くの文化財美術工芸品の観光資源としての価値を再発見することにより、更なる活用を促進し、地域経済活性化に資する。	国宝・重要文化財（美術工芸品）の外観を、健全で美しい状態に回復するために、当該文化財の所有者および管理団体等が行う取組に対し、補助を行う。（補助率50%）	0	0										4_a4_1_5								非該当	
1025	文部科学省	13	新30	31		地域活性化のための特色ある文化財調査・活用事業		膨大な員数の文化財を個別に調査、目録作成し、保存環境を改善するとともに、調査により得られた新知見をウェブを利用することによって、その成果を効果的に発信することにより、まだまだ知られていない地域の豊かな文化・歴史を明らかにし、地域の観光振興につながる。	膨大な員数の文化財を個別に調査、目録作成し、保存環境を改善するとともに、調査により得られた新知見をウェブで公開する取組に対し、補助を行う。（補助率：50%）	0	0										8_1_6								非該当	
1026	文部科学省	13	新30	34		アジア高校生架け橋プロジェクト		国際交流会議「アジアの未来」での総理大臣スピーチを踏まえ、アジア諸国で日本語を学ぶ優秀な高校生を日本全国の高校に招聘するプロジェクトを実施する。多くの日本人高校生が海外に行かずして海外の高校生との国際交流を経験するとともに、海外の若者が日本の生きた「教育」、「文化」等を経験する。 ※国際交流会議「アジアの未来」総理大臣スピーチ （H29.6.5）＜抜粋＞ 「日本語を学ぶアジアの高校生たちに、10か月、日本で	アジア諸国で日本語を学ぶ優秀な高校生を日本全国の高校に招聘する。日本各地でホームステイや寮生活をしながら、日本の高校生と共に学び合い、国際交流を深める。（今後5年間で1,000人規模の交流を実現） これにより、日本の高校生の留学意欲や国際的素養が向上するとともに、当該事業の国際交流を通して、日本とアジアの高校ネットワークの構築や、互いの国に精通したリーダー、架け橋となる人材を育成することを目指す。	0	0										5_a4_2								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:-)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:-)	競争的資金(該当:〇 非該当:-)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-)	SBIR対象(該当:〇 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1027	文部科学省	13		1		地方教育費及び行政の実態調査		以下の調査を着実に実施し、その成果を広く国民や研究者等が活用しやすい環境を整備する。 【地方教育費調査】 学校教育，社会教育，生涯学習関連及び教育行政のために地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態及び地方教育行政機関の組織等の状況を明らかにし，国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得る。 【子供の学習費調査】 子供を公立又は私立の学校に通学させている保護者が子供の学校教育及び学校外活動のために支出した経費並びに世帯の年間収入の実態をとらえ，教育に関する国の諸施策を検討・立案するための基礎資料を得る。	【地方教育費調査】 都道府県及び市町村(特別区，一部事務組合，共同設置及び広域連合を含む。)の教育委員会並びに公立の幼稚園，幼保連携型認定こども園，小学校，中学校，特別支援学校，高等学校，中等教育学校，専修学校，各種学校及び高等専門学校に対し，オンラインの調査票(オンラインが不可能な客体は紙の調査票)により，教育委員会等における教育費，知事部局における生涯学習関連費，教育行政機関の組織及び活動の状況について調査を行い，報告書等で公表する。 【子供の学習費調査】 抽出された公立並びに私立の幼稚園，小学校，中学校及び高等学校(全日制)とその幼児・児童・生徒の保護者を対象に，調査票を配付し，1年間の学校教育費・学校給食費・学校外活動費などの支出状況につい	0	0									8_1_6								非該当	
1028	文部科学省	13		2		内外教育事情等調査		社会の変化に伴う社会的・政策的ニーズに的確に対応できるよう統計調査の見直し、調査データの分析及び二次的利用等を推進するために必要な検討を行う。 また、我が国の教育施策に資する諸外国の教育制度・事情に関する実地調査の実施等を行い、広く国民や研究者等が活用しやすい基礎資料の整備を図る。	統計分析アドバイザーによる指導・助言を基に国内統計調査の分析及び集計方法等の見直しを行う。 また、公的統計の整備に関する基本的な計画を踏まえた統計調査の体系的整備等、新しい時代に対応した統計調査を推進するため、外部有識者による検討会を開催し、必要な検討を行う。 外国教育事情調査については、実地調査、文献調査、外国調査アドバイザーによる指導・助言等を通じて、諸外国の教育制度・事情に関する情報を収集・整理・分析し、国際的な比較を可能とすること等によって、教育施策立案のため	0	0									1_b_2_6								非該当	
1029	文部科学省	13		3		学校基本調査		学校教育法上の学校の全般に関し、その基本的事項を調査して、広く国民や研究者等が活用しやすい学校教育行政上の基礎資料を得る。	本調査は、統計法に基づく基幹統計調査であり、学校調査、学校通信教育調査、不就学学齢児童生徒調査、学校施設調査、学校経費調査、卒業後の状況調査で構成されており、調査票またはオンライン調査システムにより毎年調査を行っている。 調査は、高等学校以下の学校及び専修学校・各種学校については、都道府県に調査事務を委託(法定受託事務)する地方分査の方式により、大学、短期大学、高等専門学校については文部科学省が直接実施の上、集計処理を行い、	0	0									8_1_6								非該当	
1030	文部科学省	13		4		学校保健統計調査		学校における幼児、児童及び生徒の発育及び健康の状態を調査し、広く国民や研究者等が活用しやすい学校保健行政上の基礎資料を得る。	当該調査は、統計法に基づく基幹統計調査であり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園のうち、文部科学大臣があらかじめ指定する学校に在籍する満5歳から17歳までの児童等の全部又は一部を対象とし、発育状態及び健康状態について、調査票またはオンライン調査システムにより毎年調査を行っている。 調査は、都道府県に調査事務を委託(法定受託事務)する地方分査の方式により実施し、文部科学省において集計処	0	0									8_1_6								非該当	
1031	文部科学省	13		6		政府統計共同利用システムの整備		「電子政府構築計画」(平成15年7月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、平成19年3月に策定された「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」により、政府全体として効率的なシステム投資及びシステム運用業務の効率化並びにオンライン調査の推進を図る。また、取集された統計データについては、「世界最先端IT 国家創造宣言について」(平成25年6月14日閣議決定)及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)に基づき、有効活用を図る。	各府省で整備していた統計情報システムを集約した「政府統計共同利用システム」で利用する電子調査票等を整備し、オンライン調査の推進を図るとともに、オンラインで取集した統計データを審査・集計するためのシステムを構築する。また、取集された統計データについては特別集計(調査票情報の二次的利用)により有効活用する。	0	0									4_b4_2								非該当	
1032	文部科学省	13		7		教育改革の総合的推進に関する調査研究		教育改革に関する様々な施策を推進するために、教育制度の現状等を調査・把握し、基礎資料を得るとともに、教育を取り巻く課題の実態等の把握等を行い、情報を広く提供し、その成果を踏まえて更なる教育改革施策の企画立案・実施等を行う。	幅広い国民を対象とし、教育を取り巻く課題の実態などを把握するための調査研究を実施する。特に、教育再生実行会議をはじめとする政府等の会議において指摘されている事項など、重要性の高い調査研究を優先的に行うこととする。 また、調査研究の成果は、中央教育審議会の審議をはじめとする文部科学省の企画立案において活用するとともに、関係機関における教育改革の推進に当たって活用でき	0	0									1_b_2_6								非該当	
1033	文部科学省	13		8		社会教育調査		都道府県教育委員会及び市町村教育委員会の社会教育関係職員に関する事項、社会教育行政の実施状況や「公民館調査」、「図書館調査」、「博物館調査」等の職員に関する事項、施設、設備、事業実施、利用状況などの社会教育に関する基本的事項を調査し、広く国民や研究者等が活用しやすい社会教育行政上の基礎資料を得る。	当該調査は、統計法に基づく基幹統計調査であり、社会教育行政調査、公民館調査、図書館調査、博物館調査、青少年教育施設調査、女性教育施設調査、体育施設調査、劇場，音楽堂等調査、生涯学習センター調査の9つの調査で構成されており、各都道府県・市町村、都道府県・市町村教育委員会及び該当社会教育関係施設について、調査票又はオンラインシステムにより3年毎に調査を行い、翌年度に報告書を作成している。 調査は、公私立の施設については、都道府県に調査事務を委託(法定受託事務)する地方分査の方式により実施し、	0	0									8_1_6								非該当	
1034	文部科学省	13		9		地域政策等に関する調査研究		地域で実施する教育的な取組が、子供たちへの教育的効果のみならず、地域政策等を推進する上で全国に共通している課題を解決し、地域社会全体の活性化や振興等につながるよう、今後国が施策の企画や立案の際に必要となる基礎データの集積や現状分析等に関する調査研究を行い、その成果を全国に発信するとともに、全国の自治体で成果が活用される。	地域政策等を推進する上で全国に共通する課題(人口の都市への流出、少子化等)を解決し、教育を通じて地域社会全体が活性化するよう、シンクタンク等の民間企業や大学等に対し各地域における教育実践に関する調査研究を委託・実施し、今後国が施策の企画や立案を行う際に必要となる現状把握や基礎データの集積・分析、課題解決に向けたモデルの策定等を行うとともに、そのモデルやデータ等を地域政策に関わる全国の自治体や関係団体、大学等が有	0	0									1_b_2_6								非該当	
1035	文部科学省	13		10		学校から社会・職業への移行に係る縦断調査		教育再生実行会議(内閣総理大臣開催)等において、教育への投資の効果を客観的に計測する「証拠(エビデンス)」の必要性が指摘される中、学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計(縦断調査)を整備することで(「公的統計の整備に関する基本的な計画(平成26年3月閣議決定)」)、広く国民や研究者等が活用しやすい教育行政	本調査は、2001年(平成13年)に出生した子供の実態及び経年変化の状況を継続的に観察するものであり、調査対象者への調査票の配布及び回収について往復郵送方式により行う。提出された調査票については当省において集計を行い、その結果を公表する。	0	0									8_1_6								非該当	
1036	文部科学省	13		11		政策研究機能の高度化推進経費		政策研究機能の高度化を図り、国の教育行政上の課題に関し、基礎的な事項についての調査研究などを実施して、教育政策の企画・立案や教育関係者における活用に資するよう、その研究成果を集約・提示する。	〇政策諸課題に関する準備的・予備的研究を実施(政策研究課題リサーチ経費) 〇研究所内の基礎的な研究組織の専門領域における調査研究を実施(教育政策立案に資するための調査研究経費) 〇教育行政上の政策課題についてプロジェクトチームによって調査研究を実施(調査研究等特別推進経費) 〇研究体制整備や研究領域拡充のため客員研究員を招へいし研究を実施(客員研究員経費) 〇研究所の多様な事業及び調査研究活動全般について総合的かつ適切な外部評価等の実施(外部評価等実施経費)	75,755	0	2	一般	－	13	4	－	－	－	－	1_b_1								該当	
1037	文部科学省	13		12		国際研究協力経費		OECD(経済協力開発機構)、IEA(国際教育到達度評価学会)などの国際機関等を通じ、加盟国と共同して教育成果や教育政策について国際比較の調査研究を行い、教育政策の企画立案に資する客観的で信頼性の高いデータを広く国民に提供する。	IEA及びOECDの加盟国とともに、各国の学校カリキュラムをもとにした小学校、中学校の算数・数学と理科の教育到達度の国際比較、および義務教育修了時点の生徒、大学修了時の学生、成人を対象としたそれぞれ学習到達度、学習成果、成人力の国際比較調査研究を行い、政策・施策の	377,186	0	2	一般	－	13	4	－	－	－	－	1_b_1								該当	
1038	文部科学省	13		14		生涯学習施策に関する調査研究		生涯学習施策に関する各種調査研究を実施し、多様な学習ニーズや学習機会の提供者等の実態を的確に把握するとともに、そのデータを分析・活用し、生涯学習施策の企画・立案等に活用する。	有識者等による委員会を開催し、調査研究の方向性を検討するとともに、調査研究の実施はテーマに知見のある外部機関へ委託し、生涯学習施策に関する調査研究を進める。 また、本事業における成果は、文部科学省において活用するだけでなく、地方自治体における生涯学習施策に係る企画立案をはじめ、教育機関・生涯学習関係団体等におい	0	0									1_b_2_6								非該当	
1039	文部科学省	13		15		高等学校卒業程度認定試験等		高等学校卒業程度認定試験及び中学校卒業程度認定試験を実施することにより、高等学校又は中学校を卒業していない者等の学習成果を適切に評価し、広く高等教育又は後期中等教育を受ける機会を開き、教育による社会のセーフティネット機能を果たすとともに、国民の誰もが生涯を通じて、自由に学習機会を選択して学び、その成果が適切に評価されるよう、生涯を通じた幅広い学習機会の提供に資する。	本事業は高等学校卒業程度認定試験及び中学校卒業程度認定試験の実施運営、問題作成及び合格者等への各種証明書発行とそのためのデータ管理等を実施するものである。 (参考) ① 高等学校卒業程度認定試験は、様々な理由により高等学校を卒業していない等、大学入学資格を有していない者に対し、高等学校を卒業した者と同 等以上の学力があるかどうかを認定する試験であり、合格者には大学入学資格が付与される。 ② 中学校卒業程度認定試験は、病気等やむを得ない事由により就学義務を猶予又は免除された者等に対し、中学校を卒業した者と同等以上の学力が あるかどうかを認定する試験であり、合格者には高等学校	0	0									8_6								非該当	
1040	文部科学省	13		16		放送大学学園補助		放送大学学園が行う放送大学の設置・運営、放送、その他附帯する業務に要する経費に対して補助を行い、もって学習者の多様なニーズに対応し、生涯を通じた幅広い学習機会を提供する。	放送大学学園に対し、放送大学における学習環境の充実・整備に必要な経費の補助を行い、大学教育の機会に対する国民の広範な要請にこたえるとともに、大学教育のための放送の普及発達を図る。(補助率:定額)	0	0									7_b_6								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:-)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:-)	競争的資金(該当:〇 非該当:-)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-)	SBIR対象(該当:〇 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1041	文部科学省	13		18		職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進		「職業実践専門課程」(企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、学校評価や情報公開を積極的に行うなど、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定)制度等を通じて、専修学校全体の質保証・向上を図る。	職業教育の充実及び専修学校教育の質保証・向上を図るため、「専修学校における学校評価ガイドライン(平成25年3月 生涯学習政策局)」を除まえた学校評価の充実や研修体制づくり等の推進、高校や企業等への効果的な情報発信の在り方について検討・検証を行うとともに、職業実践専門課程認定校を中心とした第三者評価の検証等の取組を進め	0	0										8_6								非該当	
1042	文部科学省	13		20		連携・協働による消費者教育推進事業		地域における消費者教育が一層推進されるよう、連携・協働による消費者教育推進体制の姿を明らかにするとともに、地域で推進するための課題解決や情報共有、人的交流を行い、効果的な消費者教育の推進体制を「消費者教育の推進に関する基本的な方針」に基づき構築することを目指す。	効果的な消費者教育の推進体制を構築するために、自主的な消費者教育の推進体制づくりが困難な地域を想定し、連携・協働による消費者教育を実施し、効果的な教育体制を実証する。また、全国の社会教育等における消費者教育の先駆的実践者を、文部科学省が消費者教育アドバイザーとして委嘱し、地方公共団体等からの求めに応じて派遣する。さらに、全国協議会を開催し、多様な主体が消費者教育の実践の成果公表及び地域における消費者教育の課題共	0	0										5_a4_2								非該当	
1043	文部科学省	13		21		専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業		専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、教育機会を確保するための取組、公費投入についての教育的効果や効果的な修学支援の検証を行い、意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう、学習機会の充実を図る。	経済的理由により修学が困難な生徒に対する経済的支援や、修学支援のためのアドバイス業務並びに支援効果等の測定のための基礎データの収集を都道府県に委託する。併せて専門的な知見を有する外部機関に委託を行い、都道府県が収集する基礎データ等に基づく施策効果等の実態調査を実施する。また有識者等による検討会を設置し、支援にかかる効果の検証や今後の方向性の検討を行う。	177,843	0	5	一般	－	15	4	－	－	－	－	1_b_1								該当	
1044	文部科学省	13		25		独立行政法人国立科学博物館運営費交付金に必要な経費		自然史・科学技術史に関する中核的研究機関として，また国内の主導的な博物館として，地球や生命，科学技術に対する認識を深め，人々が生涯を通じて人類と自然，科学技術の望ましい関係について考える機会を提供する。	(1)調査研究(自然史及び科学技術史に関する中核的研究機関として，体系的に収集・保管している標本資料等に基づく実証的な研究を実施) (2)標本資料の収集・保管(調査研究に裏付けられた標本資料をナショナルコレクションとして収集・保管し，内外の研究や展示等の利用に供するとともに，将来世代へ継承) (3)展示・学習支援活動(生涯を通じた国民の科学リテラシーの向上を図るため，博物館ならではの展示・学習支援活動により，調査研究及び標本資料の収集で得られた知的・物的資源を社会へ還元) の三つの活動を，標本資料と研究者を介して，一体不可分で実施。	2,728,902	0	1	一般	－	13	3	－	－	〇	－	7_a_2								該当	
1045	文部科学省	13		26		独立行政法人国立女性教育会館運営費交付金に必要な経費		女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする。	①男女共同参画社会の実現に向けた人材の育成・研修の実施 ②男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備のための調査研究の実施 ③男女共同参画推進のための広報・情報発信	124,295	0	1	一般	－	95	3	－	－	〇	－	7_b_1	7_b_6							該当	
1046	文部科学省	13		27		独立行政法人国立女性教育会館施設整備に必要な経費		女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする。	国立女性教育会館の設置する施設の整備充実を図る。(補助率:定額)	0	0										4_a4_2								非該当	
1047	文部科学省	13		28		社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業		都道府県・政令市等において社会教育に係る活動の中核的なリーダーとなり得る専門的職員を対象に研修を実施し、地域の社会教育の水準向上に寄与するとともに、学びによる地域課題解決、高齢者の社会参画等の促進を目的とした普及・啓発を行う。	社会教育主事、学芸員及び司書等の社会教育の専門的職員は、昨今の多様化、専門化した個人の要望や社会の要請に地域の指導者として高度な役割が求められている。 そのため、社会教育の専門的職員に必要な資質・能力について必要な資格要件を定め、資格付与講習や認定試験を行い、また、資格取得後も社会の変化や地域の実情に対応できるように資質向上の研修を実施する。 また、各地域が共有する課題・問題の解決に向けて協議を行う「地域力活性化コンファレンス」を開催するなどの普及・啓発のための取組を行う。	0	0										5_a4_2								非該当	
1048	文部科学省	13		30		学校を核とした地域力強化プラン		超少子化・高齢化の進展、地域のつながりの希薄化、地域格差・経済格差の進行、共働き世帯の増加等により、子供たちを取り巻く地域力が衰退していることから、地域住民等の参画による学校を核とした人づくり・地域づくりを実施することにより地域の将来を担う子供たちを育成し、学校を中心とした地域力の強化を図る必要がある。このため、学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開し、子供たちの教育環境の充実を図るとともに、地域コ	地方公共団体の申請に基づき、地域の活性化に資する事業に対し、補助する。(補助率1/3) 都道府県については、都道府県が直接実施をするスクールヘルスリーダーの派遣等の事業に補助するほか、管下の市町村が実施する学校支援活動や放課後子供教室、家庭教育支援に資する事業に対して間接補助を行う。政令指定都市・中核市については、政令指定都市・中核市が直接実施する学校支援活動、放課後子供教室等の事業に対して補	0	0										8_6								非該当	
1049	文部科学省	13		32		博物館ネットワークによる未来へのレガシー継承・発信事業		2019年国際博物館会議(ICOM)京都大会に向けた取組を通じた博物館の活性化・国際化により、観光振興や国際交流の拠点としての博物館の機能を強化し、博物館を核とした新たな地域創生につなげる。	2019年国際博物館会議(ICOM)京都大会、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に際しては、日本の魅力を国内外に発信することが求められているところ、訪日外国人をはじめとする来館者の増加に向けて、複数の博物館により構成されるコンソーシアムを中心とした共同展示や多言語による情報発信など博物館の魅力向上の取組を進めるとともに、ICOM京都大会とその開催を契機とした博物館・学芸員に対する理解促進・外部資金獲得など先進的な博物館経営の事例収集・普及の取組を進め、博物館の機	30,892	0	5	一般	－	15	4	〇	－	－	－	3_b_1_7								該当	
1050	文部科学省	13		33		社会教育実践研究センター		国として社会教育行政を着実に推進していくために、全国各地の取組の実態などを探り、その成果や課題などを分析・検証し、得られたデータや成果を調査研究報告書の作成やセミナー等の開催等により全国に広く普及することにより、専門的職員の質の向上等を図り、地域再生の基盤となる社会教育行政政策の展開に寄与する。	全国の社会教育活動の充実・活性化、指導者の育成及び奉仕活動・体験活動の推進・定着等により、地域再生の基盤となる地域の教育力の活性化を図るために以下の事業を実施する。 ①社会教育活動の実態に関する基本調査事業、②社会教育事業の開発・展開に関する調査研究事業、③奉仕活動・	36,081	0	2	一般	－	13	4	－	－	－	－	1_b_1								該当	
1051	文部科学省	13		36		教育用コンテンツ奨励事業		映画その他の映像作品及び紙芝居について、教育上価値が高く、学校教育又は社会教育に広く利用されることが適当と認められるものを選定し、広く一般に普及することを通じて、教育に利用される映像作品等の質的向上に寄与するこ	学識経験者による審査会を開催し、映画、DVD等の映像教材、紙芝居及びデジタルコンテンツについて、教育上価値が高く、学校教育又は社会教育に広く利用されることが適当と認められるものを選定し、広く一般に普及を図る。	0	0										3_c4_5								非該当	
1052	文部科学省	13		39		ICTを活用した教育推進自治体応援事業		ICTを活用した教育の取組に地域間で差異が生じており、自治体の状況に応じたサポート体制の構築が必要であるため、教員のICT活用指導力の向上や発達段階に応じた授業実践体制の整備促進、ICT環境整備の促進に取り組む。	●ICTを活用した学びの推進プロジェクト ・指導力パワーアップコース 教員のICT活用指導力の向上を目指す自治体(都道府県・指定都市教育委員会)を指定し、教員養成課程を持つ大学と連携を図り、教員等のICT活用指導力向上のための研修等のプログラムを策定・実践する取組を実施。 ・ICT活用実践コース ICTを活用した学びの実践体制の構築を図るためのモデルカリキュラムの策定に取り組む自治体(都道府県・市区町村教育委員会)を指定し、ICTを活用した授業の実践体制を構築するためのモデルカリキュラムを策定・実践する取組を実施。 ●ICT活用教育アドバイザー派遣事業 国に「ICT活用教育アドバイザリーボード」を設置し、ICT環境の整備を図ろうとする自治体ニーズに応じてアドバイザーを派遣。ICTを活用した教育の推進計画やICT機器整備計画(機器購入の調達手法含む)の策定に当たっての留意事項等の助言を実施。 ●校務におけるICT活用促進事業 教職員の業務改善を図る観点などから、教育委員会における校務の情報化を推進するため、校務に係る業務分析・標準化及び統合型校務支援システムの共同調達・運用の指	0	0										5_c4_1_5	3_c4_2							非該当	
1053	文部科学省	13		41		情報モラル教育推進事業		スマートフォンの急速な普及等に伴い、生活の利便性が向上する一方で、子供が被害者や加害者となる深刻な事案が発生しており、適切に情報を取り扱う能力を育成する情報モラルに関する教育がますます重要になっている。このため情報社会の便利な側面のみならず、影の側面にも対応した指導の充実に資する取組を実施し、情報モラル教育の一層の充実を推進する。	(1)情報モラルに関する教員向け指導手引書等の作成 ①子供たちが被害者・加害者とならないために、プライベート画像の流出や、誹謗(ひぼう)・中傷や無許可による画像掲載などが犯罪行為であることの認識不足に起因したトラブルに関する教員向けの指導手引書を作成し、配布する。 ②インターネット上で遭遇する課題(ネット依存や情報セキュリティ等)に関する保護者向けの普及啓発教材を作成し、配布する。 (2)情報モラル教育の指導に関する調査研究 各自治体や学校が独自に取り組んでいる優れた情報モラル教育に関する取組(情報セキュリティに関する取組を含む)について事例を収集し、指導上の参考となるモデルプランを作成し、情報モラル教育の充実を図る。また、諸外国の情報モラル教育に関する取組についての調査を行う。これらの成果については文部科学省のHPで公表すること等で関係者に広く周知する。 (3)セミナー及びフォーラムの開催 情報モラル教育にかかわる教員等の指導力を高めるとともに保護者等の理解を深め、児童生徒の資質能力の育成及	0	0										5_c4_2								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1054	文部科学省	13		42		教育研究情報化推進事業		教育情報に関するデータベースの提供、教育情報共有ポータルサイトの運用、研究成果のホームページ上での公表等により、当該研究所の活動成果を広く普及させることで、研究所内外の研究活動及び教育活動を支援する。	本研究所の研究成果をホームページ上で公開するとともに、教育に関する多様な情報を収集・調査の上、データベースを構築し、その内容を広く提供している。また、教育関係者の知識と経験を共有するための情報基盤を整備し、教育情報共有ポータルサイトの運用を行う。このほか、本研究所の研究活動全般の基盤となる電子計算機、サーバ機器及びネットワークなどの情報関連基盤の整備・運用を行ってい	176,110	0	2	一般	－	13	4	－	－	－	－	3_b_1_7								該当	
1055	文部科学省	13		43		教育課程の基準の改善		現行の学習指導要領によらない教育課程の編成・実施を認める研究開発学校を指定し、新しい教育課程、指導方法等について研究開発を行い、研究開発の成果に関する定量的なデータ等を得ながらそれらを活用し、教育課程の基準の改善等に生かすことを目的とする。	学校における教育実践の中から提起されてくる教育上の課題や急激な社会の変化・発展に伴って生じた学校教育に対する多様な要請に対応するため、教育課程に関する研究開発を行う学校を「研究開発学校」として指定し、学習指導要領等の現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を認めることにより、新しい教育課程・指導方法を開発するものである。当該実践研究にあたっては、文部科学省が研究開発学校の管理機関(学校を設置する教育委員会等)に対して、研究開発の実施を委託するものである。	34,676	0	5	一般	－	15	4	〇	－	－	－	2_b_2_6	1_a_3							該当	
1056	文部科学省	13		44		全国学力・学習状況調査の実施		義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立し学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。	本事業は小学校6学年及び中学校3学年の全児童生徒を対象として、国語、算数・数学の学力等の状況を調査するものであり、平成24年度調査からは国庫債務負担行為を活用し、準備事業と実施事業を一体的に実施している。 ●平成28年度調査の実施事業 平成28年度調査のうち、調査問題等の配送・回収・採点・集計・調査結果の提供を民間機関へ委託。 （平成28年度：4月19日付調査実施。） ●平成29年度調査の準備事業 平成29年度調査のうち、問題作成等を除く調査問題の配送の準備、解答用紙等の回収、採点、集計等の準備を民間機関へ委託。 （平成29年度：4月18日付調査実施。）	0	0										8_1_6								非該当	
1057	文部科学省	13		45		学力調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究		文部科学省では、児童生徒の学力や学習状況を把握し、教育施策や指導の改善を図るとともに、児童生徒一人一人の学習状況の改善に役立てるため、全国学力・学習状況調査を実施しているところである。このような調査目的の達成に資するため、大学等の研究機関の専門的な知見を活用した、高度な分析に関する調査研究を実施。	大学等の研究機関の専門的な知見を活用した、高度な分析に関して、平成28年度においては、以下の項目を委託内容とする調査研究を実施。 ・全国学力・学習状況調査の結果を用いた小学校6年生から中学校3年生への学力等の状況の変化に関する調査研究 ・児童生徒や学校の社会経済的背景を分析するための調査の在り方に関する調査研究 ・質問紙調査の項目及び分析手法に関する内外調査研究 ・全国学力・学習状況調査の結果を活用した教育施策や教育指導の改善に資する調査研究	0	0										1_b_3_6								非該当	
1058	文部科学省	13		46		学習指導要領等の編集改訂等		新しい高等学校学習指導要領の解説の作成、教師への学習指導要領の配布、各都道府県教育委員会の担当者等への説明会の実施、保護者等への理念の共有、教育課程編成・実施上の課題の解消や優れた実践の共有等のための調査研究の実施などにより、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育むことを目指す新学習指導要領等の理念を着実に実現する。	・高等学校の学習指導要領の解説の作成を行う。 ・各都道府県等教育委員会の指導主事等を対象とした中央説明会や、保護者等を対象とした新教育課程公開説明会などによる新学習指導要領の趣旨や理念等の周知・徹底を図る。 ・全国の高等学校の教師に対して、新学習指導要領を印刷し、配布する。 ・新学習指導要領移行措置に対応する算数・数学・理科の補助教材を作成し児童生徒等に配布する。 ・幼稚園・小・中・高等学校の教育実践を支援するため、中等教育資料及び初等教育資料の編集を行う。 ・指導の改善充実を図るための各種調査研究を行う。	0	0										5_a4_2								非該当	
1059	文部科学省	13		47		環境教育の実践普及		持続可能な社会の構築、低炭素社会の実現を目指し、環境教育の実践・普及を図る。	環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の全国への普及を図るため次の事業を実施 （1）環境のための地球規模の学習及び観測プログラム（グローブ）への参加 （2）環境教育・リーダー研修基礎講座の開催	6,778	0	5	一般	－	15	4	－	－	－	－	3_b_1_1								該当	
1060	文部科学省	13		48		教科書の検定調査発行供給等		確かな学力の育成に資するため、全ての児童生徒が教科の主たる教材として使用する必要がある教科書について、その水準と多様性を十分に確保し、必要とされる部数が供給されるよう取り組むとともに、義務教育段階においては憲法26条に掲げる義務教育無償の精神を広く実現するため、法令に則り教科書を無償で児童生徒に給与するほか、教科書等の効果的な活用を図る。さらに、教育の機会均等の観点から、障害のある児童生徒のための教科用特定図書等の普及を促進する。	教科書発行者の創意工夫が生かされつつ適切な教科書を確保するための教科書検定を実施する。また、必要とされる教科書の地域ごと種類ごとの需要数の集計を文部科学省において実施するとともに、義務教育段階の児童生徒に係る教科書については、教科書発行者と文部科学省で直接購入契約を結び、児童生徒に無償で給与する。加えて、障害のある児童生徒のための教科用特定図書等の普及を促進するため、教科用特定図書等の作成者向けに教科書デジタルデータの提供を行うとともに効率的な製作方法等に係る	0	0										8_6								非該当	
1061	文部科学省	13		49		産業教育総合推進事業		新しい時代に即した高等学校における産業教育の振興・活性化を図るため、より多くの人々の産業教育に対する理解、関心を高める。	高等学校生徒による産業教育に関する成果等の総合的な発表の場として全国的な規模で提供する全国産業教育フェアを、都道府県教育委員会との連携・協力の下で開催する。主な内容は、以下のとおり。 〇作品展示　〇意見・体験発表 〇作品・研究発表　〇フラワーアレンジメントコンテスト 〇ロボット競技大会	0	0										3_c4_5								非該当	
1062	文部科学省	13		50		産業教育設備費補助		私立高等学校の設置者が産業教育のための実験実習設備を整備するために、これに要する経費の一部を補助し、もって産業教育の振興を図るものである。	高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）における産業教育のための実験実習設備を整備するために必要な経費 （1）補助率：1／3 （沖縄分6／10） （2）補助事業者：学校法人 （3）補助対象事業 ・基準設備： 高等学校産業教育設備基準に掲げる設備を整備する。 ・設備更新： 以前に整備した老朽損耗が著しい設備を整備する。 ・専攻科： 高等学校における専攻科の実験実収設備を整備する。 ・普通科等産業教育設備： 高等学校の普通科等における産業教育の実験実習設備を整備する。	0	0										4_a4_2								非該当	
1063	文部科学省	13		51		学校における放射線に関する教育の支援		放射線に関する知識を科学的に理解し、科学的に考え行動することができるよう、国として、学校・地域の実情等に応じた多様な放射線に関する教育を支援するため、教職員等を対象とした研修及び児童生徒等を対象とした出前事業を実施し、児童生徒等の理解増進を図る。	放射線に関する教育のための教員等への支援 ・教職員等を対象とした放射線に関する研修等の実施 ・児童生徒達を対象とした放射線に関する理解を深化するための出前授業の実施	0	0										5_a4_1_1								非該当	
1064	文部科学省	13		52		高等学校等の新たな教育改革に向けた調査研究事業		都道府県の指導助言等の下、指定市町村全域での小中一貫教育の導入に向けた先導的な取組に関する委託研究を行う。	都道府県教育委員会の積極的な指導助言等の下、市町村教育委員会が管下全域での小中一貫教育の導入に向けた取組を行う委託研究事業を実施することにより、小中一貫教育の一層の推進に資する。	0	0										1_b_2_6								非該当	
1065	文部科学省	13		53		補習等のための指導員等派遣事業		学校を取り巻く環境が複雑・困難化するとともに、様々な教育課題への対応を迫られる中、多様な経験・専門性を持った地域の人材を、地域や学校の実情に応じて配置することにより、学校の教育力の向上を図る。	市（特別区を含む。）町村教育委員会の委員長、委員、教育長、事務局職員等を対象とした研究協議会の開催等を行うとともに、都道府県・指定都市（参加を希望する中核市）教育委員会の教職員管理主事等人事担当職員を対象として、学校管理運営、教職員の人事管理、公務員制度、公務員の労働関係等を中心とした講義及び、これらの諸問題についての演習・協議を行う教職員管理主事等研修講座等を実施する。また、国や地方公共団体の教育施策の状況等について情報提供するため、文部科学省で企画編集した「教育委員会月報」を毎月印刷製本し、都道府県教育委員会等に提供する。さらに、夜間中学の新設や既存の夜間中学における教育機会の確保充実に向けた調査研究等を行う。加えて、統合による魅力ある学校づくりや、統合困難な地域における教育環境の充実の取組モデルを創出するための委託	0	0										5_a4_2								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当：〇 非該当：-)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当：〇 非該当：-)	競争的資金(該当：〇 非該当：-)	独立行政法人向け財政支出(該当：〇 非該当：-)	SBIR対象(該当：〇 非該当：-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1066	文部科学省	13		54		小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業		日本再興戦略・第2期教育振興基本計画等において提言された、小学校における英語教育実施学年の早期化、教科化、指導体制の在り方や、中・高等学校における英語による英語授業実施や、言語活動の充実・高度化等、初等中等教育を通じた系統的な英語教育について検討するとともに、32年度（中学校は33年度、高等学校は34年度）より全面実施される新学習指導要領に向けた先進的な取組の支援や教材の整備・開発、教員指導力向上のための取組、生徒の英語力調査等を実施し、小・中・高等学校を通じた英語教育を抜本的に強化する。	〇外国語教育強化地域拠点事業 新学習指導要領の実施に向けて、外国語教育に係る研究開発を実施し、実践例を全国に普及する。（委託先　国公私立学校の管理機関：教育委員会、学校法人、国立大学法人） 〇外部専門機関と連携した英語指導力向上事業 事業開始の平成26年度以降、5年程度をかけ、小学校教員、中・高等学校の英語担当教員を対象とした研修を支援する。（委託先　都道府県　政令指定都市教育委員会、ブリティッシュカウンシル） 〇小学校英語教科化に向けた専門性向上のための講習の開発・実施 小学校教員の専科指導が可能となるプログラムの開発及び講習の実施を大学等に委託する。また、プログラム等を「免許法認定講習」として認定し、小学校教員の中学校英語免許状取得を促進する。（委託先　学校法人、国立大学法人、教育委員会） 〇中学校・高等学校における英語教育の抜本的改善のための指導方法等に関する実証研究 先進的な指導方法・ICT教材の活用等についてエビデンスベースの実証研究を行い、研究成果を全国に提供する。（委託先　国立大学法人） 〇英語教育改善のための英語力調査事業（中学校・高等学校） 外部試験団体と連携し、生徒の英語力を把握分析・検証するとともに、教員の指導改善に生かすための調査を実施する。 〇小学校の新たな外国語教育における新教材の開発・整	0	0										5_a4_2								非該当	
1067	文部科学省	13		55		スーパーグローバルハイスクール		急速にグローバル化が加速する現状を踏まえ、社会課題に対する関心と深い教養に加え、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーを高等学校段階から育成する。	国際化を進める国内の大学を中心に、企業、国際機関等と連携を図り、グローバルな社会課題を発見・解決できる人材や、グローバルなビジネスで活躍できる人材の育成に取り組む高等学校等を「スーパーグローバルハイスクール」に指定し、質の高いカリキュラムの開発・実践やその体制整備を	0	0										5_a4_2								非該当	
1068	文部科学省	13		57		スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール		スーパー・プロフェッショナル・ハイスクールでは、近年の科学技術の進展等に伴い産業界で必要な専門知識や技術が高度化し、従来の産業分類を超えた複合的な産業が発展しており、専門高校においては、大学・研究機関・企業等との連携の強化等により、社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付けられる実践的な教育の充実を図る。また、農林水産高校等の魅力発信に関する調査研究事業では、農林水産高校等の専門高校に対する中学生や保護者等の理解・関心を高める。	スーパー・プロフェッショナル・ハイスクールでは、高度な知識・技能を身に付けた専門的職業人を育成するため、専攻科を含めた5年一貫のカリキュラムの研究や大学・研究機関等との連携など、先進的な卓越した取組を行う専門高校を指定し、実践研究を行う。実施は都道府県教育委員会、学校法人、又は国立大学法人等に委託する。外部有識者からなる企画評価会議を設け、委託テーマの設定、事業計画の審査、事業の進捗状況のフォローアップ及び事業成果の検証・普及等を行う。また、農林水産高校等の魅力発信に関する調査研究事業では、農林水産高校等の学習状況や職業との関係を中学生や保護者等に効果的に伝える取組事例の収集や農林水産高校等に関する実態調査を行い、今後の農林水産高校等における魅力発信方策について調査研究し、その成果を広く普及する。実施は民間企業等を予定。	0	0										8_2_6								非該当	
1069	文部科学省	13		58		主体的・対話的で深い学びの推進事業		グローバル化・少子化の進展の中で、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、自ら課題を発見し、他者と協働してその解決に取り組み、新たな価値を創造する力、社会性や人間関係形成能力などを育成することが一層重要となっていることから、学習プログラムの開発、指導方法・指導体制の工夫・改善、国際バカロレアのカリキュラムの分析を行い、その成果を普及することにより、子供たちが課題の解決に向けて主体的・協働的に学ぶ授業を推進する。	教育委員会等への委託により、 ①教科横断的な視点からの学習・指導方法の改善のための調査研究　②学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究 ③対話・創作・表現等を取り入れた教育活動の実践研究 ④国際バカロレアのカリキュラムに関する調査研究 を行い、その成果を普及する。	0	0										1_b_2_6								非該当	
1070	文部科学省	13		60		高校生の基礎学力の定着に向けた学習改善のための研究開発事業		「教育再生実行会議第四次提言（平成25年10月）」、「経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）」等で示された高校教育・大学教育と入学者選抜を通じた高大接続改革を推進するため、高校生の学習意欲の喚起とともに基礎学力の着実な定着を目指して、高等学校基礎学力テスト（仮称）の導入検討等に取り組む。	学校現場においてきめ細かな学習指導に取り組むための指導体制の在り方の検討や教材開発等とともに、前述の指導を受けた生徒の基礎学力の定着度や学習状況等を的確に把握し、更なる指導改善に活かすためのテスト手法等に関する仕組みや実施方法等を調査研究する。 （1）高等学校基礎学力テスト（仮称）の導入を念頭に置いた基礎学力の着実な定着に取り組む実践研究校における調査研究	0	0										1_b_3_6	2_b_2_6							非該当	
1071	文部科学省	13		61		司書教諭及び学校司書の資質の向上等を通じた学校図書館改革		学校図書館が確かな学力や豊かな人間性の育成において果たす重要な役割や、第186回通常国会において成立した学校図書館法の一部を改正する法律等を踏まえ、司書教諭と学校司書が連携した学校図書館の活用の促進や、司書教諭及び学校司書の資質向上等を図る。	（1）学校司書の資格・養成の在り方や資質能力の向上等に関する調査研究事業 司書教諭と学校司書の連携やそれぞれの資質能力の向上等を通じた、学校図書館の効果的な活用の在り方について、学校の設置者等が学校や地域の実情等に応じたテーマを選択して調査研究を実施する。国はその先導的な取組事例を収集し、成果の普及を図ることで、学校図書館の効果的な活用に係る取組を推進する。 （2）司書教諭養成講習会 学校図書館法第5条に定められている司書教諭の講習を文部科学省から大学等に委託し、司書教諭を養成する。	0	0										8_1_6	3_c2_3	5_a4_2						非該当	
1072	文部科学省	13		62		主体的な社会参画の力を育む指導の充実		教育基本法や学校教育法の趣旨を踏まえ、政治参加や社会参画、社会における自立と共生に向けて行動できる力など、これからの時代に求められる資質・能力、態度を小・中・高等学校を通して育成する。	主体的な社会参画の力を育むための学習プログラムの開発や政治参加に関する学習活動に係る調査を行い、その成果を普及するとともに、次期学習指導要領改訂に活用することにより、各学校における指導の改善を図る。	0	0										1_b_2_6								非該当	
1073	文部科学省	13		63		教育課程研究センター		教育課程の基準改善をはじめとした学校教育に関する政策の企画・立案等に資する調査研究を実施し、教育委員会、学校等に対する専門的な援助・助言を行うことにより、学習指導要領の目標・内容等の全国各地域・学校への普及・定着や学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等を図る。	初等中等教育の教育課程に関する政策に係る基礎的な事項の調査等を実施している。 具体的には、①学力に関する調査研究、②教育課程の改善に資する実践的調査研究、③教育課程の円滑な実施を推進するための事業、④全国学力・学習状況調査の問題作成・分析を行っている。 また、調査結果等を基にした指導資料の作成、研究協議会の開催等により、全国の教育委員会や学校等に対する専門的な援助・助言や優れた事例等の情報提供を行っている。	794,407	0	2	一般	－	13	4	－	－	－	－	1_b_1								該当	
1074	文部科学省	13		64		生徒指導等に関する調査研究		いじめ、暴力行為、自殺、不登校などは依然として相当数に上っており、教育上の大きな課題となっている。これまでも、児童生徒の問題行動等への対応など生徒指導体制の強化や学校と家庭・地域・関係機関等との連携の推進などの施策に取り組んでいるところである。ついては、社会の変化が著しい昨今の情勢を踏まえ、喫緊の課題に対し、速やかで適切な対応が可能となるような施策を行うことが求められており、また、「いじめ防止対策推進法」においては、国の責務として、いじめ防止のための対策の実施状況についての調査研究等を行うものとされている。このため、教育委員会や学校等において適切に生徒指導の体制が構築されるよう促すため、調査研究を実施し、いじめ問題をはじめとする児童生徒の問題行動に対する今後の施策の在り方を検討するとともに、教育委員会や学校による未然防止、早期発見・早期対応などの、速やかで適切な対応を支援することを目的と	①児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する調査研究、②脳科学・精神医学・心理学等に関する研究と学校教育の連携による調査研究協力者会議、③不登校施策の在り方に関する調査研究を実施し、教育委員会や学校の取組を支援する。	0	0										1_b_2_6								非該当	
1075	文部科学省	13		65		人権教育開発事業		人権教育については、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が成立しており、同法を受け、平成14年に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」では、学校における指導方法の改善を図るための調査研究等を行うこととしている。このため、推進地域・指定校の指定による実践的な研究、及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行い、人権教育の一層の推進を図る。	1．人権教育総合推進地域事業 学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な取組を都道府県教育委員会との連携・協力の下で推進し、基本的人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育の充実に資することを目的として、実践的な研究を委託。 2．人権教育研究指定校事業 学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とて、モデル校を指定し、実践的な研究を委託。 3．人権教育の指導方法の在り方等に関する調査研究 人権教育に関する事業等の実践・成果を踏まえ、学校における人権教育に関する指導方法等の在り方等について調査研究を行い、その成果の普及を図る。	0	0										3_c2_3	8_1_6							非該当	
1076	文部科学省	13		66		いじめ対策・不登校支援等総合推進事業		いじめが背景事情として認められる生徒の自殺事案など、子供の生命・身体の安全が損なわれるような痛ましい事案が発生しており、社会全体が一丸となっていじめの問題に取り組んでいくことが求められている。このような状況を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、教育相談体制の整備等に総合的に取り組む。	〇国及び地方自治体において外部人材活用によるいじめ問題への支援体制を構築（補助率1/3） 〇外部人材を活用した教育相談・関係機関との連携強化等（補助率1/3） ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等配置の充実 ・24時間対応の相談窓口の充実　　等	0	0										8_6								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1077	文部科学省	13		67		道徳教育の抜本的改善・充実		人としてのよりよい生き方について考え、実践する力を育む道徳教育への抜本的改善・充実を図るため、「私たちの道徳」をはじめとする教材の充実や活用、効果的な指導方法の普及等による教員の指導力向上、家庭・地域との連携強化などの取組を推進する。	・教員の指導力の向上を図ることを目的として、「道徳教育パワーアップ研究協議会」を各都道府県等で開催するための支援を行うとともに、各地域の実態に応じた道徳教育を推進するため、外部講師の活用や地域教材の作成、家庭・地域との連携などの自治体等の取組を支援する。 ・道徳科の趣旨やねらいを踏まえた効果的な指導方法や評価方法について、現在、各学校等で取り組まれている好事例や優れた教材を収集・集約・発信するための機能を有した「道徳教育アーカイブ」の充実を図る。	0	0												3_c2_3								非該当	
1078	文部科学省	13		68		将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育むキャリア教育推進事業		中教審「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」等を踏まえ、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、キャリア教育の充実が求められている中、学校と地域・産業界との連携を深め、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な能力や態度を培い、自ら勤労観・職業観を形成していけるよう学校における体系的キャリア教育を推進する。	(1)優れた取組の表彰やシンポジウムの開催等によるキャリア教育の普及・啓発 (2)次期学習指導要領等を踏まえた、小学校における進路選択等のキャリア教育の在り方等についての調査研究 (3)チャレンジ精神や実行力等の起業家精神等を養うための学校における起業体験の推進 (4)児童生徒が自らの学習活動等の学びのプロセスを記述し振り返ることのできる教材の導入に向けた調査研究 (5)職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育を推進するための専門人材の配置。（「学校を核とした地域力強化プラン」の一部として計上） 等を実施する。	0	0												5_a4_2								非該当	
1079	文部科学省	13		69		我が国の伝統・文化教育の充実に係る調査研究		教育基本法や学習指導要領で重視されている伝統・文化に関する教育の充実を図り、グローバル社会で活躍し、伝統・文化を世界へ発信できる人材の育成を目指す。	教育委員会等の学校設置者及び学校に対し、我が国の伝統や文化に関する教育の充実を図るためのカリキュラムの開発、指導方法の工夫・改善に関する実践研究、教材や指導資料等の作成、教員研修プログラムの開発、研修資料等の作成などを委託し、我が国の伝統や文化についての理解を深める取組を推進する。	0	0												1_b_2_6								非該当	
1080	文部科学省	13		70		生徒指導・進路指導研究センター		初等中等教育における生徒指導及び進路指導に関する政策の企画・立案に資するため、生徒指導・進路指導に係る基礎研究、理論研究、実践研究を行い、その調査分析結果を教育委員会、学校現場に還元し、生徒指導・進路指導の充実を図る。	〇生徒指導の課題や実態についての調査、先進的な取組などについての情報収集を行い、整理・分析した成果を基に指導資料等を作成し、学校や教育委員会等に配布し、その普及に努める。（生徒指導の改善・充実に資する基礎的・実践的調査研究）	37,030	0	2	一般	－	13	4	－	－	－	－	1_b_1								該当	
1081	文部科学省	13		71		体験活動推進プロジェクト等の充実		青少年が自立への意欲を高め、心と体の相伴った成長を促進するため、全ての青少年の生活に体験活動を根付かせ、社会との関係の中で自己実現を図れるよう、自然体験や社会体験など多様な体験活動の機会を充実するための取組を推進する。	青少年の体験活動について、①家庭や企業などへの体験活動の理解を広めていくための全国的な普及啓発、②青少年を対象とした生活体験・自然体験等に関する調査研究や青少年の体験活動の評価・顕彰制度に関する調査研究、③企業が社会貢献活動の一環として青少年を対象に行う環境保全活動や自然体験活動の全国普及に向けた表彰やシンポジウムの実施、④青少年が自信をもって成長し、より良い社会の担い手となるために自己肯定感を育むために有効な体験活動について効果的な事業を検証する。	0	0												3_c4_5	5_c4_2							非該当	
1082	文部科学省	13		72		青少年の国際交流の推進		国際化が進展する中、青少年自らが国際社会の一員であることを自覚し、自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々と共生していくことが重要な課題となっているため、青少年に対し、国内外における異文化体験や青少年交流等の機会を充実させ、国際的な視野を養う意識を高める。	①青少年国際交流推進事業 国内外の青少年指導者及び次代を担う青年リーダー、高校生の海外派遣・日本招へいを行い、青少年の現状や問題点等についての意見交換や、青少年育成活動、施設等の特性を生かす研修を伴った相互交流事業を行う。 ②地域における青少年の国際交流推進事業 文化の異なる国の青少年を招へいし、概ね1週間程度の宿泊を伴う英語による共同生活を体験する機会を提供することにより、地域への愛着を持ったグローバル人材の育成や英語学習へのモチベーションの維持・向上に資する。	0	0												5_a4_2								非該当	
1083	文部科学省	13		74		子供の読書活動推進事業		子供の読書活動を推進するため「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成20年3月に閣議決定された「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）」、平成25年5月に閣議決定された「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）」を踏まえ、子供が自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を図るとともに、施策の総合的かつ計画的な推進を図る。	学校、図書館、読書ボランティア団体等による読書コミュニティの構築を促進するため、「子供の読書活動推進ネットワークフォーラム」を全国各地で開催し、それぞれの取組の紹介や推進計画をはじめ、子供の読書活動を推進する諸施策（家読、ビブリオバトル）等に関する情報提供等を行う。また、広く国民に子供の読書活動について関心と理解を深めるため「子ども読書の日」（4月23日）を広く周知するほか、特色ある優れた取組を行っている民間団体等を表彰する。さらに、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）」を踏まえ、子供の読書活動を推進する取組について評価・検証と今後の施策の基礎資料とするための調査研究	0	0												3_c4_5	8_1_6							非該当	
1084	文部科学省	13		75		青少年を取り巻く有害環境対策の推進		インターネット上の違法・有害サイトを通じた犯罪やいじめ等に青少年が巻き込まれるとともに、「ネット依存」による生活習慣の乱れなどが課題となっていることから、青少年の健全育成を図るため、関係府省庁と連携し、インターネット等の適切な使用やネット依存を含む各種依存症予防について、保護者と青少年に直接働きかける啓発と教育活動を推進する。	(1)ネット安全安心全国推進フォーラム、ネットモラル・キャラバン隊の実施、青少年安全ネット・ワークショップ、ネット対策地域支援により、有害環境から子供を守るための推進体制の構築を図る。 (2)ネット依存傾向の青少年を対象とし、青少年教育施設を活用した自然体験や宿泊体験プログラム等を普及することにより、ネット依存対策を推進する。 (3)依存症予防教育を推進するため、シンポジウム等の開催や、社会教育施設を活用した児童生徒、地域住民向けの「依存症予防教室」の開催等の取組について支援を行う。	0	0												8_4	3_c4_5	8_6						非該当	
1085	文部科学省	13		76		独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費交付金に必要な経費		独立行政法人国立青少年教育振興機構が行う業務（青少年教育の振興及び健全な青少年の育成）にかかる経費の一部に充てることにより、同機構の業務の円滑な実施及び同業務の推進に資する。	独立行政法人国立青少年教育振興機構の業務にかかる経費のうち、青少年教育事業や基金事業の実施にかかる費用、また法人の管理運営にかかる費用を運営費交付金として交付。 【青少年教育事業】 ＜教育事業＞ 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の推進として、青少年教育に関するモデル的プログラムの開発、青少年の国際交流の推進、青少年教育指導者等の養成及び資質の向上、青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発等を実施。 ＜研修支援＞ 青少年及び青少年教育指導者等に対して、広く学習の場や機会、情報を提供するとともに、指導・助言する等の教育的支援を行うことにより、研修利用者の多様で主体的・効果的な学習活動を促進する。 ＜青少年教育関係機関・団体との連絡促進＞ 青少年教育に関する国内外の関係機関・団体等との連携を促進し、関係機関等によるネットワークを構築するとともに、構築されたネットワークを活用した情報共有等を推進する。 ＜青少年教育に関する調査及び研究＞ 青少年教育に関する基礎的・専門的な調査及び研究を行い、その成果等を広く提供・活用することにより青少年教育の振興を図る。 【基金事業】 ＜子どもゆめ基金＞ 主に地域レベルで民間団体が行う体験活動や読書活動等に対し財政的支援を行い、民間団体の活動を活性化することにより、青少年の健全育成を図る。	2,180,090	0	5	一般	－	95	3	〇	－	－	－	7_b_6	7_b_1							該当	
1086	文部科学省	13		77		独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備に必要な経費		独立行政法人国立青少年教育振興機構の設置する研修施設の整備充実を図るため、機構が行う研修施設の整備（災害復旧を含む）に要する経費に対して補助を行い、青少年を中心とした国立青少年教育施設の利用者や災害時の避難者が安全・安心に利用できる環境を確保すること、さらには、これら施設を活用した機構の各種事業の実施を通じた健全な青少年育成等を目的としている。	国立青少年教育施設（昭和34年から順次設置）の基幹設備やライフラインは、設置以来、更新・改修が十分になされておらず、施設の機能低下や事故発生の危険性がある。建築基準法第12条に基づく各種改修工事等、施設の安全確保の上で必要不可欠な各種整備を実施する。	0	0												4_a4_2								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:-)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:-)	競争的資金(該当:〇 非該当:-)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-)	SBIR対象(該当:〇 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1087	文部科学省	13		78		学校保健推進事業		新型インフルエンザ等の各種感染症やアトピー性皮膚炎等のアレルギー疾患、メンタルヘルスなど児童生徒の現代的健康課題が多様化・深刻化の傾向にあり、これらに適切に対応し児童生徒の健康の保持増進のための学校保健の取組を推進する。また、平成24年6月に新たに閣議決定された「がん対策推進基本計画」に基づき、引き続き、学校における健康教育全体の中で、がん教育への取組を推進する。さらに、学校等における薬物乱用防止教育を充実させ、青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上を図る。	・児童生徒の現代的な健康課題に対して、教師が正しく現状を把握し適切に対応を行うことができるよう、講習会や指導参考資料の作成、各地域における指導者養成と普及を目的とした研修会等を行う。 ・各都道府県・指定都市において、地域の実情を踏まえたがん教育を実施するとともに、国においては有識者からなる「がん教育」の在り方に関する検討会を設置し、各都道府県・指定都市で行っている先進事例の分析・調査等を行い、全国に展開させるための検討等を行う。 ・児童生徒の健康課題を総合的に解説する啓発教材を作成し、全国の学校に配付する。 ・薬物乱用防止教育の充実を図るため、大学生向けの啓発教材の作成等を行うとともに、薬物乱用防止教室の指導者に対する講習会等を行う。	0	0												3_c4_5								非該当	
1088	文部科学省	13		79		学校安全推進事業		昨今、学校内外における不審者による子供の安全を脅かす事件、登下校中の子供が巻き込まれる交通事故や地震・風水害等の自然災害が発生するなど、学校における子供の安全の確保が喫緊の課題となっている。教職員の安全に関する資質・能力を向上させることにより、防犯対策、通学路における交通安全対策及び防災対策を推進するとともに、子供が自ら安全な行動をとれるようにするための安全教育を支援するなど、学校安全の取組を支援する。	① 教職員や児童生徒の防犯、交通安全及び防災に対する意識の向上等を目的とする学校安全教室の開催を推進するため、各教室の講師となる教職員等を対象とした講習会を実施するとともに、応急手当に必要な技能として、心肺蘇生法（AEDの取扱いを含む。）の実技講習会及び事件・事故発生時の初期対応等における教職員等の資質を高めるため、学校事故対応に関する講習会を実施する。 ② 児童の防犯、交通安全及び防災意識の向上等を図るため、児童向けパンフレットを作成・配布する。	0	0												5_a4_2								非該当	
1089	文部科学省	13		80		学校給食・食育総合支援事業		子供たちの食生活の乱れによる健康への影響が問題となっており、食に関する指導の充実が喫緊の課題となっているため、栄養教諭を中心に地域と連携した食育指導体制の充実を図ることにより、学校・家庭・地域が一体となった食育の推進を図る。	・学校における食育を推進するため、各種外部機関と連携し、食育プログラムを開発するスーパー食育スクールを指定し、栄養教諭を中心に外部の専門家等を活用しながら食育の推進を図る。 ・学校給食を通して、食品ロスの削減、地産地消の推進、伝統的な食文化の継承といった課題の解決に資することを目的とした事業を実施する。 ・学校における食育指導の現状及び課題を検証するとともに、栄養教諭の専門性を一層十分に生かせる今後の指導体制を検討するための調査研究を実施する。 ・学校給食等を取り巻く様々な行政上の課題に関する調査	0	0												2_b_2_6								非該当	
1090	文部科学省	13		81		災害共済給付事業		独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う義務教育諸学校等の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）を対象とし、当該児童生徒等の保護者に対し、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金を支給する災害共済給付に要する経費の一部を補助することにより、保護者及び設置者の負担を過重にすることなく学校災害に対する救済を行い、学校教育の円滑な実施を図ることを目的とする。	〇災害共済給付補助 学校の管理下において、①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けているとき、②学校の教育計画に基づく課外指導（部活動など）を受けているときの教育活動中の災害に対して、災害共済給付に要する経費の一部を補助 義務教育諸学校（1/3） 高等学校、高等専門学校、幼稚園（文部科学大臣の定める額） 〇要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助 公立の義務教育諸学校の設置者が、児童又は生徒の保護者で、要保護者及び準要保護者からその共済掛金を徴収しない場合に、その一部を補助	0	0												8_6								非該当	
1091	文部科学省	13		82		日本学校保健会補助		公益財団法人日本学校保健会が行う学校保健に関する普及指導事業、調査研究事業及び健康増進事業について、必要な経費の一部を補助し、もって学校保健の振興を図ることを目的とする。	学校保健のセンター的機関として、学校保健の重要問題に関し、調査、研究、普及、指導、を行い、学校保健の向上に資するために必要な事業を行う。【補助率：定額】	0	0												1_b_4_6								非該当	
1092	文部科学省	13		84		地域とともにある学校づくりの推進		保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」の推進等により社会総掛かりで教育再生を実行するため、協働による地域とともにある学校づくりや学校現場における業務の適正化を図る。	〇地域とともにある学校づくりを推進するため、首長部局や関係機関等との協働による新たな学校モデルの構築や発信に関する調査研究の実施や、学校運営協議会の設置の促進を図るためのコミュニティ・スクール推進員の派遣を行う。 〇学校現場における業務の適正化を推進するため、各教育委員会による学校の業務改善のための取組を加速させる実践研究の実施や、そうした取組に対する助言・支援を行う	0	0												1_c_2_9	3_b_4							非該当	
1093	文部科学省	13		85		地方教育行政推進事業		学校教育法や地教行法等に基づき、国と地方公共団体の適切な役割分担と相互の連携・協力による教育行政を行うため、教育委員会に対して、国や地方公共団体の教育施策の状況等について情報提供を進め、また、教育委員会に関する情報資料の収集、配付並びに教育行政の諸般の問題についての連絡及び指導を行う。	市（特別区を含む。）町村教育委員会の委員長、委員、教育長、事務局職員等を対象とした研究協議会の開催等を行うとともに、都道府県・指定都市（参加を希望する中核市）教育委員会の教職員管理主事等人事担当職員を対象として、学校管理運営、教職員の人事管理、公務員制度、公務員の労働関係等を中心とした講義及び、これらの諸問題についての演習・協議を行う教職員管理主事等研修講座等を実施する。また、国や地方公共団体の教育施策の状況等について情報提供するため、文部科学省で企画編集した「教育委員会月報」を毎月印刷製本し、都道府県教育委員会等に提供する。さらに、中学校夜間学級における学習指導、生徒指導上の課題とその解決策の実践を集約するとともに、中学校夜間学級未設置道県における設置に向けた課題の整理を支援する。加えて、我が国における少子化に対応した小・中学校教育の高度化の取組を加速させるため、①学校統合による魅力ある学校づくりのモデルや、②地理的な要因等により学校統合が困難な地域等において小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化させるための取組に係	0	0												5_a4_2	3_c4_5	8_1_4						非該当	
1094	文部科学省	13		87		大学における教員の現職教育への支援		社会の急激な変化に伴い高度化・複雑化する教育課題について、教員として必要な最新の知識技能を身に付けるため、全国各地域で質の高い更新講習の円滑な受講環境を確保し、教員免許更新制の円滑な実施を目指す。	大学における教員の現職教育への支援を行うため、補助対象事業となる教員免許状更新講習を開設する大学等への補助（補助率：定額）を行うとともに、これまでの教員講習の成果と課題を踏まえつつ、今後の更なる教員の資質能力向上に資する講習の在り方について、調査研究事業を実施す	0	0												5_a4_2								非該当	
1095	文部科学省	13		88		教員資格認定試験		広く一般社会から人材を求め、教員の確保を図るため、教育者としてふさわしい資質を身に付け、教職を志す者に対して教員免許状を授与し、教職への道を開くことを目的としている。また、幼稚園教員資格認定試験については、保育所との連携を一層推進するために、保育士として一定の在職経験を有するものが幼稚園教諭免許状を取得する方策とし	本事業は、教員資格認定試験の実施運営、問題作成及び合格者等への各種証明書発行とそのためのデータ管理等を実施する業務を、大学への委託等により実施するものである。 なお、教員資格認定試験は、教員免許状授与の特例として実施される試験であり、合格者には都道府県への申請に	0	0												8_6								非該当	
1096	文部科学省	13		89		全国優秀教員顕彰事業		教職員の意欲及び資質能力の向上を図るとともに今後の学校教育の改善に資するため、学校教育において教育実践等に特に顕著な成果を挙げた全国の中堅教職員及び教職員組織を文部科学大臣より表彰し、その功績を広く周知する 。	学校教育において、①学習指導、②生徒指導・進路指導、③体育・保健・給食指導、④部活動指導、⑤特別支援教育、⑥学校運営の改善などの分野の教育実践等に特に顕著な成果を挙げた、全国の国立学校、公立学校又は私立学校の幼稚園等、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の中堅教職員について、文部科学大臣が表彰を行う。また、平成28年度より、教職員同士や専門的な職員等との連携・分担といった組織的な取組による、前記各分野の教育実践等に特に顕著な成果を挙げた教職員組織も	0	0												3_c4_5								非該当	
1097	文部科学省	13		90		公立学校共済組合著及指導監査等		地方公務員等共済組合法第144条の27第4項に基づき、公立学校共済組合の業務及び財産の状況を的確に把握し、組合の事業遂行の適正を期し、もってその健全な運営に資することを目的とする。	公立学校共済組合本部、支部及び組合運営施設について、健全な運営が行われるよう、法令遵守状況、業務の執行状況、財産の状況などの監査を実施し、指導・助言を行う。	0	0												6_6								非該当	
1098	文部科学省	13		91		義務教育費国庫負担金及び標準法実施等		義務教育費国庫負担金及び公立学校の学級編制・教職員定数の適正な実施や今後の制度改正等に資すること。	義務教育費国庫負担金及び「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等を適正に実施するために必要な調査を行うとともに、今後の学級編制や教職員定数等の見直しのための検討会等を実施する。	0	0												6_6								非該当	
1099	文部科学省	13		92		現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業		現職教員が隣接校種の免許状をこれまでよりも容易に取得することができるような研修環境の充実を図るとともに、免許法認定講習及び研修又は更新講習の相互活用により新たな免許状取得の促進を目的とする。	大学等において現職教員の新たな免許状取得促進のために小中学校免許状併有のための講習、更新講習との相互活用による講習、通信・放送・インターネット等を活用した講習及び希少免許教科等に関する講習の開発・実施を行う。	0	0												5_a4_2								非該当	
1100	文部科学省	13		93		教育政策形成に関する実証研究		教育の目的の多面性と教育の手段の多様性を踏まえ、政策の持つ多義的な効果を総合的に評価し、学校・教育環境に関するデータや教育政策の成果及び費用、背景にある環境要因、地方自治体の政策ニーズを総合的に考慮した政策形成を推進するため、教育政策の効果を評価する実証研究を実施する。	有識者や意欲ある自治体の協力を得つつ、時代の変化に対応した新しい教育への取組、いじめ・不登校、子供の貧困等の学校の課題に関する状況や、それらの課題に対応するための指導体制の在り方など、教育政策の効果を評価するための中期及び短期の実証研究を実施する。 【平成29年度に実施する実証研究】 ①学級規模等の影響・効果（学力、非認知能力等）の調査 ②加配教員・専門スタッフ配置の効果分析 ③高い成果を上げている地域・学校の取組・教育環境の分析	0	0												1_b_3_6								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額［千円］	機関コード（1～5）	会計の別（一般・特別）	復興特会（該当：○ 非該当：－）	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当：○ 非該当：－)	競争的資金(該当：○ 非該当：－)	独立行政法人向け財政支出（該当：○ 非該当：－）	SBIR対象（該当：○ 非該当：－）	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1101	文部科学省	13		94		独立行政法人教職員支援機構運営費交付金に必要な経費		校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修等を行うことにより、その資質の向上を図ることを目的とし、教育委員会や民間機関等では担い得ない、国として真に実施すべき、 ①各地域で中核的な役割を担う校長・教頭等の総合的な学校経営力の育成 ②全国的な学校教育上の喫緊の課題に対する研修等の指導者の養成　など 各地域の中核リーダーを養成するため、総合的、一元的に研修を実施するものである。	1．各地域で中核的な役割を担う校長・教員その他の学校教育関係職員に対する研修 教育委員会や民間機関等では担い得ない、国として真に実施すべき、下記の研修を実施 （1）各地域で中核となって活躍する管理職や中堅リーダーを育成する研修 （2）喫緊の重要課題に関する各地域における研修指導者を養成するための研修 （3）地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修 2．学校教育関係職員に対する研修に関する指導、助言、援助 （1）研修教材の作成・提供 （2）教員研修モデルカリキュラムの開発事業	0	0										5_a4_2								非該当	
1102	文部科学省	13		95		独立行政法人教職員支援機構施設整備に必要な経費		独立行政法人教職員支援機構施設の整備充実を通じ、校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修等を行うことにより、その資質の向上を図ることを目的とし、教育委員会や民間機関等では担い得ない、国として真に実施すべき研修を総合的・一元的にかつ円滑に実施する。	独立行政法人教職員支援機構の用地は、当センター発足当初、国より承継した部分及び独立行政法人都市再生機構が先行取得した土地の借地部分から構成されていた。本補助金により、この借地部分の購入を計画的に進めてきたが、平成26年度にすべての用地の取得が完了した。 センターが設置する施設については老朽化や機能向上のための施設整備を計画的に行う。	0	0										4_a4_2								非該当	
1103	文部科学省	13		96		文教施設に関する整備指針等の策定		安全・安心かつ機能的な学校施設等の整備を促進するため、社会情勢や地域の実情を踏まえた今後の学校施設の在り方に係る提言、手引き等を検討するための有識者会議や実証的研究を実施する。これらを踏まえ整備指針改訂や制度改正等を行うとともに、設置者に対して情報提供・普及啓発を図る。	平成29年度は、学習指導要領の改訂に合わせて、有識者会議を設置し、新学習指導要領等を踏まえた学校施設の在り方について検討を行う。 また、地方公共団体等と連携し、地域等の関係者と合意形成を図りながら小中一貫教育・学校施設の複合化に適した学校施設の具体的な計画の検討や、平成27年に作成した「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」を踏まえ、個別施設計画策定の支援、実際の施設整備に向けた検討を通して老朽化した学校施設をより長く使い続けていくための手法を検証する実証事業を実施する。 さらに、個別施設計画の標準的な様式等を示す「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」を作成し、個別施設計画策定を促す。 これらの成果を全国の学校設置者に情報提供・普及啓発を図ることで、地域の実態を踏まえた計画的かつ効果的な学校施設整備を進める。	10,401	5,200	5	一般	－	14	4	○	－	－	－	1_b_1	3_c2_3							該当	
1104	文部科学省	13		97		文教施設の防災対策の強化・推進		学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であり、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、その安全性の確保や避難所機能の確保は極めて重要である。このため、耐震化相談窓口による技術支援や講習会の開催による普及・啓発、非構造部材の耐震対策を含めた実証的検証の実施等を通じ、学校設置者の防災に関する意識の向上及び知識の向上が継続的に図られることを目的と	津波対策、避難所としての防災機能強化及び非構造部材の耐震対策等をテーマとした実証的検証を実施し、その成果をとりまとめるとともに、講習会を開催して普及・啓発を図る。 また、学校設置者が耐震化を進めるに当たっての施策的、技術的な問い合わせに対応するため有識者による相談窓口を設置し、情報提供機能の強化を図る。	18,369	0	5	一般	－	15	4	－	－	－	－	3_c2_1	3_c2_3							該当	
1105	文部科学省	13		98		文教施設の環境対策の推進		低炭素社会の実現に向けて、すべての学校で、環境への負荷の低減を図るため、学校施設を環境教育や省エネルギー活動に活用できるエコスクールづくりの推進、木材利用を含む学校施設の環境対策の推進及び省エネルギー対策の強化等、中長期的な取組が図られるよう情報発信及び普及・啓発等を行い、学校設置者の環境対策に関する意識の向上及び知識の向上が図られることを目的とする。	地方公共団体等を対象に、①環境を考慮した学校づくりに関する調査研究等や実証事業等で得られた知見を全国に発信。②「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を踏まえ、学校施設の木材利用に関する調査研究等や事例収集等で得られた知見を全国に発信するとともに、専門家による講演や取組事例等を通じて木材を活用した学校施設づくりの取組を支援。③省エネ法の主務大臣として、所管する各事業者が省エネ法を適切に遵守するために、定期報告や現地調査等を通じて必要な指導助言を行う。また、①～③について研修会や講習会等を実施し、普	0	0										3_c4_5								非該当	
1106	文部科学省	13		99		公立学校施設整備費		国が果たすべき責務である義務教育をはじめとする教育の機会均等と水準の維持向上を図る観点から、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」等に基づき、公立学校施設整備に要する経費の一部を国が補助することにより、学校教育の円滑な実施を確保することを目的としている。 特に、老朽化が著しく進行する中で、児童生徒の安全・安心を確保するとともに、避難所としての機能強化を図るために、緊急的に整備が必要な老朽化が著しい学校施設の改善を行うこととしている。	〔負担(算定)割合〕 改築事業 1/3、新増築事業(小中学校) 1/2、老朽化対策事業 1/3 など 公立文教施設整備費については、老朽化対策や長寿命化改修事業、新増築事業を実施する。さらに、学校施設の耐震化や非構造部材の耐震対策を含む防災機能の強化等を推進し、地震発生時や日常の安全・安心を確保するとともに、学校施設の環境改善を図る。 特に、これまで耐震化を重点的に推進してきたため、築25年を経過した老朽建物が全体の75%を占めており、老朽化対策が急務となっている。そのうち、老朽化が著しく、安全性・機能性に大きな問題を抱え、学校教育を行う上で支障が生じる恐れが高い築45年を経過（昭和45年度以前に建築）した建物については、平成28年度～32年度で集中的に改善する。	0	0										4_a4_2								非該当	
1107	文部科学省	13		101		公立学校施設災害復旧費		暴風、こう水、高潮、地震、大火などの災害によって被害を受けた公立学校施設の復旧に要する経費について、その一部を補助する。	公立学校施設の設置者に対し、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（負担金）及び公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱（補助金）に基づき、被災した公立学校施設の復旧に係る総事業費の一部を補助している。また、法定受託事務として、都道府県に事務処理を委任しているため、旅費・需用費・役務費等の事業の実施に必要な経費を交付している。〔負担（補助）率〕2/3（離島等 4/5）	0	0										4_a4_2								非該当	
1108	文部科学省	13		102		文教施設研究センター		学校施設の多様な学習活動への対応，省エネルギーや二酸化炭素排出量の削減，防災対策や老朽化・長寿命化対策等，学校施設が直面している今日的な課題に対して，その諸施策の企画・立案に資するため，適切な実態把握とこれに基づく解決策等の検討など専門的・技術的な観点に立った調査研究を行い，その成果を広く内外に普及・啓発する。	○文教施設に関する基礎的調査研究 課題ごとに関係分野の専門家の協力を得て研究会を設置し，調査や委員会等を行い対策を検討し，その成果を報告書にまとめ公表。報告書は，文部科学省の関連施策のエビデンスや事業遂行のツールとして活用されるとともに，全国の教育委員会や国立大学法人等で活用されている。 ○高度化・複雑化する課題に対応するための情報収集・発信機能の充実 基礎的調査研究の実施に必要な国内外の関連施策や文献に関する情報収集・分析するとともに，OECD/GNEELE（効果的学習環境事業各国専門家会合）に参加し，学校施設の国際比較や先進事例に関する情報収集・発信を行う。	14,316	0	2	一般	－	13	4	－	－	－	－	1_b_1								該当	
1109	文部科学省	13		103		へき地児童生徒援助費等補助		へき地教育振興法等に基づき、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の児童生徒を対象として、都道府県及び市町村が負担するスクールバス・ボート購入費、遠距離通学費等、保健管理費及び離島高校生就学支援費に要する経費について、国がその一部を補助することにより、これらの負担を軽減し、教育水準の維持向上を図る。	【補助対象経費】 スクールバス・ボート購入費、遠距離通学費等、保健管理費及び離島高校生就学支援費に要する経費について、都道府県及び市町村が負担する場合に国がその一部を補助する。 【補助率】 1/2、1/3、2/3	0	0										8_6								非該当	
1110	文部科学省	13		104		要保護児童生徒援助費補助等		経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に学用品費等を給与するなど就学援助事業を行う市町村に対し、国が必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。	学校教育法第19条において、「経済的理由によつて就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」とされており、市町村が要保護者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者）に対して就学援助を行う場合、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」等に基づき、これに要する経費の１／２を国が補助するもの	0	0										5_a4_2								非該当	
1111	文部科学省	13		105		海外子女教育推進体制の整備		我が国の国際的諸活動の進展に伴い、長期間海外に滞在する邦人が同伴する子どもの数は、平成28年4月15日現在で約7万9千人となっている。海外子女教育はこれらの子どもに対し、日本国民としてふさわしい教育を行うとともに、国際性を培うことを目的としており、我が国の教育の一環をなすものとして位置付けられるものであり、さらなる推進が必要であるため、現地調査及び指導助言等により、在外教育施設における教育水準の向上や安全対策を図る。	在外教育施設における教育水準の向上や安全対策を図るため、海外子女教育担当官を現地に派遣し、実状の把握及び指導・助言を行う。また、在外教育施設の安全対策や指導に精通した教育関係者に協力を依頼し、指導資料を作成配布し、安全対策や指導に役立てる。 さらに、国内の学校が行っている教育と同等の教育を行うことを目的とする在外教育施設に対して、認定のための調査や認定後の状況把握のため、現地調査を行う。	0	0										5_b4_2								非該当	
1112	文部科学省	13		106		海外子女教育活動の助成		日本国憲法第26条の定める教育の機会均等確保の精神及び教育基本法第5条第4項の義務教育無償の精神に沿って、日本人学校等の在外教育施設に対し、必要な教育支援を行い、教育環境の整備を図る。	日本人学校・補習授業校・私立在外教育施設における教育指導の充実に資するため、国内の小学校及び中学校に準じ、一般教材、理科教材、教育用コンピューター及び学校図書館図書等の整備を行うための経費について、予算の範囲内で補助する。 また、海外に在留する日本人の義務教育段階相当年齢児童生徒のうち、日本人学校、補習授業校のいずれにも通学していない者を対象に、帰国後の学校教育への適応等に備え、基礎学力の維持向上を図るための通信教育を実施するための経費について、予算の範囲内で補助する。 さらに、国内の学校法人が主体となり、海外に在住する日本人児童生徒の教育のために設置運営している教育施設（私立在外教育施設）について、当該施設へ教員を派遣する事業に対し、国内の義務教育と同等の教育が受けられる	0	0										5_a4_2								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額(千円)	左記うち要望額うち科技予算額(千円)	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1113	文部科学省	13		107		在外教育施設教員派遣事業等		海外在留法人が帯同する子供の教育機会を確保するため、日本人学校等の在外教育施設において学ぶ児童生徒に対し、日本国憲法第26条に定める教育の機会均等確保の精神及び教育基本法第5条第4項の義務教育無償の精神に沿って、日本国民にふさわしい教育を行うとともに、併せて、児童生徒の国際性を培う。	在外教育施設(日本人学校・補習授業校)に対して、文部科学省が、国内の義務教育諸学校の教員や退職教員を派遣する。 当該派遣教員に対して、外務公務員に準じた在勤手当および赴任旅費等の支給を行うとともに、現職の派遣教員の派遣元である都道府県教育委員会等に対しては、国内給与相当分を在外教育施設派遣教員委託費として交付する。 また、在外教育施設に適切な教員を派遣するため、文部科学省において面接等の選考を実施するとともに、派遣後の	0	0									5_a4_2								非該当	
1114	文部科学省	13		108		帰国・外国人児童生徒等教育の推進		帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな指導・支援体制を整備するため、個々の実態を踏まえた日本語指導の在り方の検討、教員や支援員の確保及びその資質の向上等に取り組み、帰国・外国人児童生徒等に対する教育の充実を図る。 また、平成27年度からは、言語、家庭環境その他の事情により不就学・自宅待機となっている外国人の子供に対して、日本語等の指導や学習習慣の確保に取り組む自治体その他団体等で連携した支援体制の構築を図り、公立学校等への就学を支援する。	1帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等 　都道府県等教育委員会の担当指導主事等を対象とした協議会を直接実施により開催し、研究協議や情報交換等を行う。 2帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業(補助事業) 　公立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等に対する教育支援の体制整備を行う自治体に対して、当該事業を実施するための経費の一部を補助することにより、公立学校、地方自治体、その他団体で連携した指導・支援体制の構築を図る。 3定住外国人の子供の就学促進事業 　不就学や自宅待機となっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体に対して、当該事業を実施するための経費の1／3以内を補助。 4外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラムの開発事業(委託事業)	0	0									5_c4_2	5_a4_2							非該当	
1115	文部科学省	13		109		アイヌ子弟高等学校等進学奨励費補助(高校・高専)		北海道に居住するアイヌの子弟で、将来社会において有為な人材として活躍することが期待されながら経済的な理由によって進学後修学が困難な者に対して、北海道が奨学金及び通学用品等助成金の給与を行う場合、これに必要な経費の一部を国が補助することにより、北海道のアイヌ子弟の高等学校等への進学を促進することを目的とする。	○補助先：北海道 ○補助率：1／2以内 ○補助対象経費 【高校】 奨学金：国・公立　23,000円／月、私立　43,000円／月 　　通学用品等助成金：国・公立　23,760円／年、私立53,760円／年 　　【専修学校等】 奨学金：23,000円／月 　　通学用品等助成金：23,760／	0	0									5_a4_2								非該当	
1116	文部科学省	13		110		高校生等への修学支援		全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金等及び高校生等奨学給付金を支給することにより、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与すること。	○高等学校等就学支援金等：高等学校等に在籍する生徒のうち、年収が約910万円(市町村民税所得割額 304,200円)未満の世帯に対して、授業料として基準額(118,800円)を支給し、私立学校等に通う低所得・中所得世帯の生徒については年収に応じて、基準額の1．5～2．5倍加算した支援金を国が支給。 ○高校生等奨学給付金：高等学校等に在籍する生徒のうち、生活保護受給世帯及び、市町村民税所得割額が非課税の世帯を対象に、授業料以外の教育費負担を軽減するために、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業を支援(補助率1／3)。	0	0									5_a4_2								非該当	
1117	文部科学省	13		111		被災児童生徒就学支援等事業(熊本地震対応分)		熊本地震により経済的理由から就学が困難となった世帯の幼児児童生徒に、就学支援等を実施し、もって教育機会の確保に資することを目的とする。	熊本地震で被災し、経済的に就学が困難な幼児児童生徒の就学機会を確保するため、幼稚園児への就園支援、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料等減免などを実	0	0									5_a4_2								非該当	
1118	文部科学省	13		112		アイヌ子弟高等学校等進学奨励費補助(大学)		北海道に居住するアイヌの子弟で、大学又は短期大学に進学する能力を持ち、将来、社会において有為な人材として活躍することが期待されながら経済的理由によって進学後修学が困難な者に、奨学金及び通学用品等助成金の貸与事業を行う北海道に対し、その経費の一部を補助することを通じて、北海道のアイヌの子弟の大学、短期大学への進学を奨励し、社会的・経済的自立を促進する。	北海道が行う、大学、短期大学への進学奨励のための奨学金及び通学用品等助成金の貸与事業に対する経費の補助。 ○補助先：北海道 ○補助率：1／2 ○補助対象経費：①奨学金　国公立　51,000円／月 　　私　立　82,000円／月	0	0									5_a4_2								非該当	
1119	文部科学省	13		113		幼稚園教育内容・方法の改善充実		幼児教育関係者に幼稚園教育要領の理解を更に深めることにより、幼稚園教育の質の向上を図る。	本事業は、幼稚園の園長、地域の指導的立場にある幼稚園教員、幼稚園教員養成系大学の教員、保育所保育士等の参加を得て、幼稚園の教育課程の編成及び指導上の課題や、学校評価など幼稚園を取り巻く諸課題に関して、中央及び都道府県において研究協議会を行うものである。 　都道府県協議会においては、幼稚園の教育課程の編成をはじめとする幼稚園教育に関する内容、幼稚園の運営・管理等に関する専門的な講義、研究協議等を行う。	0	0									5_c4_2								非該当	
1120	文部科学省	13		114		幼稚園就園奨励費補助		幼稚園に通う園児をもつ保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、公私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図り、幼稚園への就園機会の充実を図る。	幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、公私立幼稚園間における保護者負担の較差の是正を図ることとし、保育料等を軽減する「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、国が所要経費の一部を補助する。(補助率：一般の市町村は1／3以内。東京都特別区及び財政力指数が1.00を超える指定都市は1／4以内。) また、地方公共団体が就園奨励事業を円滑に行えるよう既存の事業管理システムの改修に要する経費の一部を補助する。(補助率：1／2以内)	0	0									5_a4_2								非該当	
1121	文部科学省	13		115		認定こども園等への財政支援		子供を安心して育てることができる体制の整備を促進するため、都道府県が行う認定こども園等の施設整備事業及び教育支援体制整備事業に係る経費の一部を交付し認定こども園の設置促進を図る。	各都道府県が行う認定こども園の設置促進に資する以下の事業について、認定こども園施設整備交付金及び教育支援体制整備事業費交付金により経費の一部を交付する。 ・認定こども園施設整備交付金 (補助率：国　1／2) ①認定こども園整備 ②幼稚園耐震化整備 ③防犯対策整備 ・教育支援体制整備事業費交付金 (補助率：国　3／4、1／2、1／3) ①幼児教育の質の向上のための緊急環境整備 ②認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援 ③保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援 ④認定こども園等への円滑な移行のための準備支援 ⑤園務改善のためのICT化支援	0	0									4_a4_2	5_a4_2	5_b4_2	8_5_1					非該当	
1122	文部科学省	13		116		幼児教育の質向上推進プラン		地方公共団体・大学等における幼児教育の質の向上に関する調査研究を通じ、幼児教育の質向上のための施策の立案に資するデータ及び事例を収集し、幼稚園等の教育活動の充実を図る。	地方公共団体・大学等にて幼児期における教育内容等について、より深化・充実するための調査研究を行う。また、地方公共団体における幼児教育の推進体制を構築するための事業を行い、好事例を収集・分析した上でその成果を全国展開するとともに、幼稚園に優秀な人材を確保するための先導的な取組を支援し、有効な方法を検証する。	0	0									3_c2_3								非該当	
1123	文部科学省	13		117		幼児教育研究センター		エビデンスに基づいた幼児教育政策の形成を実現し、質の高い幼児教育を実現するため、幼児教育に関する国内研究拠点として、他の研究機関等と連携しつつ、幼児教育に係る基礎研究、理論研究、調査事業、実践研究を行い、その調査結果を地方公共団体や幼稚園等の幼児教育関係者に広く普及する。	○幼児教育に関する科学的・実証的な調査研究を推進 質の高い幼児教育の実現に向け、幼児教育に関連する所内外の様々な研究者や地方公共団体、幼稚園等と連携しつつ、幼児教育施策・実践の質と効果に関する国内縦断調査の検討や、幼児教育の質に関する理論的・実証的研究等を行う。 ○国における幼児教育の研究拠点(ナショナルセンター)の機能充実 国内外の研究機関や、地方自治体、幼稚園等とネットワークを形成し幼児教育の研究を推進すると共に、国内外の研究成果等を収集・整理する。また、国内外の研究により得られた科学的な知見を幼児教育の実践に生かし、質の高い幼児教育を実現するため、研究協議会等を通じて幼児教育	7,619	0	2	一般	－	13	4	－	－	－	－	1_b_1								該当	
1124	文部科学省	13		118		特別支援教育充実事業		発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、特別支援教育の充実に資する体制整備の推進や教員の専門性向上及び指導内容・方法の改善を図ることを目的とする。	○必要な支援を行う体制を構築するため、発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援、障害のある生徒の高等学校段階におけるキャリア教育の充実や「特別の教育課程」の編成に関する研究、障害の状態等に応じて使いやすい教材の開発、教育課程の改善に資するための実践研究を行う。 ○適切な指導を行うための体制構築のため、特別支援学校教員免許取得のための認定講習を実施することにより、教	0	0									1_b_3_6	5_a4_2							非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1125	文部科学省	13		119		インクルーシブ教育システム推進事業費補助		近年の特別な支援を必要とする児童生徒の増加や「障害者の権利に関する条約」を踏まえ、「合理的配慮」という新しい概念の普及・実践及びその基礎となる「基礎的環境整備」の推進に当たっての諸課題の解決・対応方策など実践的な体制強化・取組事例収集により、インクルーシブ教育システムの構築を推進することを目的とする。	インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、合理的配慮の実践事例及び実施環境の整備事例の収集のため、①早期からの教育と福祉等関係機関の連携による教育相談・支援体制の構築、②幼稚園、小・中学校、高等学校等における合理的配慮の充実及び拠点地域・学校における調査研究、③特別支援学校が小・中学校等を支援するセンター的機能充実等のための特別支援学校の機能強化に関するモデル事業を行うとともに、④障害のある子供が一般的な教育制度から排除されないための基礎的環境整備として医療的ケアのための看護師配置を行う。また、合理的配慮の関連知識の情報共有を図り、合理的配慮の実践を促進	0	0										5_a4_2								非該当	
1126	文部科学省	13		120		特別支援教育設備整備費等補助		私立の特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級において教育上必要となる設備等の整備に要する経費について補助することで私立学校における特別支援教育の教育環境の整備を図るものである。	Ⅰ．特別支援教育設備整備事業 障害状況に応じた適切な教育を実施するにあたり、特別に必要となる設備整備に要する経費 Ⅱ．最新の情報機器等整備事業 障害のある児童生徒の情報教育において、視覚障害児・肢体不自由児・知的障害児など障害の種類や程度に応じた特別な情報機器の整備に要する経費 Ⅲ．学校安全設備整備事業 学校における突発的な事件・事故に対応するため、特別支援学校等において、障害による種々の困難に特別に配慮した安全管理に必要な設備整備に要する経費 （補助率……1／2）	0	0										4_a4_2								非該当	
1127	文部科学省	13		121		特別支援教育就学奨励費負担等		教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の特殊事情にかんがみ、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」を踏まえ、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するための特別支援教育就学奨励事業を実施する都道府県等に対しその事業を支援するための補助及び国立大学附属特別支援学校等の児童生徒の保護者に対する補助を行うことを目的とする。	特別支援学校等に就学している幼児児童生徒の保護者等に対し、当該保護者等が負担することとなる通学費、学校給食費、学用品費等就学に必要な経費について、経済的負担能力に応じて、都道府県又は市町村が援助する場合に、その経費の一部を補助する。 補助事業者は、 ・ 負担金（法律補助） 都道府県 ・ 補助金（予算補助） 都道府県（特別支援学校分）及び市町村（特別支援学級分） ・ 交付金（法律補助） 国立大学法人附属特別支援学校及び附属小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者等 （補助率 …… 都道府県及び市町村が援助した額の1／2、交付金は10／10補助）	0	0										5_a4_2								非該当	
1128	文部科学省	13		122		独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金に必要な経費		（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第3条）特別支援教育に関する研究のうち主として実際的な研究を総合的に行い、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的とする。	① 国の特別支援教育政策立案及び施策の推進等に寄与する研究を行い、研究成果の幅広い普及を図ること、② 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の育成や資質向上に係る支援等を行うこと、③ 特別支援教育に関する情報収集・情報発信を充実するとともに、幅広い関係者の理解の促進、関係団体と連携した効率的・効果的な情報提供を行うこと、④ インクルーシブ教育システムに係る研究所のリソースを一元化したセンターを設置し、各都道府県・市町村の直面する課題の解決に寄与する取組等を行うこと等により、特別支援教	1,049,000	0	1	一般	－	13	3	－	－	－	－	1_a_1	5_c4_1_7	3_b_1_7						該当	
1129	文部科学省	13		123		独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備に必要な経費		特別支援教育に関する実際的、総合的な研究や特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修等を行う独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）の施設の充実を通じ、教員の専門性の向上や指導内容・方法等の改善を図ることにより、子供たち一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進に寄与する。	研究所の設置する研究所施設の整備充実を図り、研究所が行う研究所施設の整備に要する経費に対して補助を行う。 （補助率：定額） 中期計画における施設・設備に関する計画において、実施事業を定めており、業務の実施状況、施設・設備の老朽度合い等を勘案して施設整備が行われる。 平成27年度は、障害者スポーツに関する教員研修のための施設整備として、体育館壁面の養生マットの敷設、床フローリング材の改修等を行った。 平成28年度は、老朽化・塩害等により劣化した外壁の改修工事等を行った。 平成29年度も引き続き、老朽化・塩害等により劣化した外壁の改修工事を行う予定。	37,584	0	1	一般	－	13	2	－	－	－	－	4_a1_2								該当	
1130	文部科学省	13		124		義務教育費国庫負担金に必要な経費		義務教育の根幹（機会均等・水準確保・無償制）を国が責任を持って支えるため、義務教育費国庫負担制度に基づき、義務教育に必要な経費のうち最も重要な教職員給与費について国が3分の1を負担して、全国すべての学校に必要な教職員を確保する。	国は、毎年度、各都道府県・指定都市ごとに、公立の義務教育諸学校の教職員給与費等について、その実支出額の3分の1を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県・指定都市ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。（義務教育費国庫負担法第二条及び第三条、義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令）	0	0										5_a4_2								非該当	
1131	文部科学省	13		125		国立大学法人等施設事務経費		国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の施設について、中長期的な整備方針を策定し、計画的・重点的な整備を進める。 第4次国立大学法人等施設整備5か年計画（28～32年度）においては、以下の①②③を基本的考え方として、施設整備を推進する。 ・安全・安心な教育研究環境の基盤の整備【安全・安心】① ・国立大学等の機能強化等変化への対応【機能強化】② ・サステイナブル・キャンパスの形成【サステイナブル】③	・国立大学法人等施設の整備に要する補助金等の予算案の準備及び補助金の交付に係る事務。 ・国立大学法人等施設整備に係る事業の選定にあたり、透明性・客観性を確保する観点から、外部有識者により「国立大学法人等施設整備に関する検討会」を開催。 ・国立大学法人等施設の整備に要する補助金の適正な執行を図るため、交付先の国立大学法人等において現地調査を実施。 ・国立大学法人等全体の中長期的な施設整備方針の策定に向け、平成26年2月から有識者により調査研究協力者会議において検討を開始（平成27年度に策定。28年度以降も国立大学法人等施設に関する課題について必要な検討を実施。）。 ・国立大学法人等施設整備にあたって民間のノウハウ等を活用した新たな整備手法による事業の推進等に係る委託事業の実施。	17,306	0	5	一般	－	95	4	－	－	－	－	6_1	1_b_2_1	1_b_3_6						該当	
1132	文部科学省	13		126		大学等施設の整備に係る基準等の策定等		国立の文教施設並びに国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人（以下「大学等」）における施設の整備や管理運営の在り方に係る基準や手引き等を検討するため、有識者会議や調査研究等を実施するとともに、大学等に対してその検討結果の普及に努めることで、質の高い、安全な教育環境の確保、施設整備事務の合理化・効率化、施設マネジメントの取組を推進する。	平成28年度は、文部科学省が定める技術的基準の改定を行うとともに、平成26年度に作成した報告書（※1）等の内容の理解を更に深め、各大学等における取組をより一層推進するため、その主旨を踏まえた事例集（※2）等を作成し、大学等に周知した。 平成29年度は、指針（※3）を踏まえた事例集を作成し、大学等に周知する。 ※1 「大学経営に求められる施設戦略」：施設マネジメントの基本的な考え方や具体的な実施手法等を示した報告書。H27.3取りまとめ。 ※2 「大学経営に求められる施設戦略 先進的・効果的な施設マネジメントの実践事例 ―全学的な体制による施設マネジメントの推進―」：「全学的な体制による施設マネジメントの推進」をテーマとして多様な取組を紹介した事例集。H29.3取りまとめ。 ※3 「国立文教施設設計指針」：施設を設計する際の基本的な考え方や留意事項等を示した指針。H26.7策定。	0	0										3_b_4								非該当	
1133	文部科学省	13		127		国立大学法人等施設整備（文教施設費）		国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下、「国立大学法人等」という。）の施設について、中長期的な整備方針を策定し、計画的・重点的な整備を進める。 第4次国立大学法人等施設整備5か年計画（28～32年度）においては、以下の①②③を基本的な考え方として、施設整備を推進する。 ・安全・安心な教育研究環境の基盤の整備【安全・安心】① ・国立大学等の機能強化等変化への対応【機能強化】② ・サステイナブル・キャンパスの形成【サステイナブル】③	上記事業目的を達成するため、国立大学法人等が行う施設整備事業に対し補助金を交付し、国立大学法人等施設の重点的・計画的整備を支援する（補助率：定額）。	4,472,574	4,465,120	5	一般	－	13	2	－	－	－	－	4_a12_2	4_a1_2							該当	
1134	文部科学省	13		127		国立大学法人等施設整備（文教施設費）		国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下、「国立大学法人等」という。）の施設について、中長期的な整備方針を策定し、計画的・重点的な整備を進める。 第4次国立大学法人等施設整備5か年計画（28～32年度）においては、以下の①②③を基本的な考え方として、施設整備を推進する。 ・安全・安心な教育研究環境の基盤の整備【安全・安心】① ・国立大学等の機能強化等変化への対応【機能強化】② ・サステイナブル・キャンパスの形成【サステイナブル】③	上記事業目的を達成するため、国立大学法人等が行う施設整備事業に対し補助金を交付し、国立大学法人等施設の重点的・計画的整備を支援する（補助率：定額）。	26,371,433	5,794,191	5	一般	－	15	2	－	－	－	－	4_a12_2	4_a1_2							該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1135	文部科学省	13		129		高等教育改革の総合的な推進等		個別事業に直接関連づかない高等教育に関する政策の遂行を目的として、高等教育行政の今後の方向性等に関して企画・立案の為の検討材料を得るなど、主に政策・施策・事業立案段階において、必要となる行政事務を実施する。	高等教育行政の今後の方向性等に関して企画・立案の為の検討材料を得るなど、個々の事業に直接関連づかない以下の行政事務を実施し、その為の事務的経費(謝金、旅費、庁費)を支出する。 ・特定の政策課題を専門的な見地から検討するために、外部有識者が参画する会議を開催 ・関係機関等への政策説明等の会議出席 ・その他、高等教育改革の総合的な推進等に資する一般行政事務	0	0										6_6								非該当	
1136	文部科学省	13		133		課題解決型高度医療人材養成プログラム		医療の高度化等に対応するため、優れた専門医療人材(医師、歯科医師、看護師、薬剤師等)を養成するとともに教育体制の充実を図ることで、社会から求められる多様な医療ニーズに対応できる優れた専門医療人材を養成、医療の安全確保や質の向上を図るための大学病院の体制強化や質の高い医療関連職種の養成・活用促進を目指す。	高度な教育力・技術力を有する大学が核となって、我が国が抱える医療現場の諸課題等に対して、科学的根拠に基づいた医療が提供できる優れた医療人材の養成を推進する。 【補助率:定額補助】	770,000	0	4	一般	－	15	4	〇	－	－	－	5_c12_1								該当	
1137	文部科学省	13		134		大学改革研究委託事業		国を挙げて取り組むべき大学教育の改革課題に機動的に対応するため、専門的知見を持つ研究者を有する大学等に、(1)中教審等の審議に資する専門的な調査研究、(2)政策目標、提言内容等の具体化、実質化を図るために必要な方策に関する調査研究、(3)その他実態把握等の調査研究を必要とする政策課題等を委託し、質の高い情報等を効率的に収集する。その成果を今後の高等教育行政施策の企画立案及び改善に資するとともに、成果を広く公表することにより、各大学の取組を支援・促進し、大学改革の一層の推進と教育の質の向上を図ることを目的とする。	平成28年度の事業は大きく、(1)大学改革推進委託、(2)大学における公共獣医事教育推進委託に分かれる。いずれも、国公私立の大学(短期大学を含む)、独立行政法人、学協会、民間の調査研究機関等を対象に、調査研究テーマの実施計画を公募し、応募のあった実施計画について、外部の有識者・専門家等で構成される選定委員会により、実施方法、事業計画、実施体制等の審査(一般競争又は企画競争入札)を行う。選定した実施計画については、文部科学省と委託機関の長との間で委託契約を締結し、業務計画書に基づき事業を実施する。 【参考】H28実施テーマ: (1)教育改革の実態の把握及び分析等に関する調査研究、 (2)大学教育における分野別質保証の在り方に関する調査	0	0										1_b_2_6								非該当	
1138	文部科学省	13		135		博士課程教育リーディングプログラム		優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、国内外第一級の教員・学生を結集し、産・学・官の参画を得つつ、専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した世界に通用する質の保証された学位プログラムを構築・展開する大学院教育の抜本的改革を支援し、最高学府に相応しい大学院の形成を推進する。	○明確な人材育成像を設定し、博士課程前期・後期一貫した世界に通用する質の保証された学位プログラムを構築。 ○国内外の多様なセクターから第一級の教員・学生を結集した密接な指導体制による独創的な教育研究を実施。 ○世界に先駆け解決すべき人類社会の課題に基づき、産・学・官がプログラムの企画段階から参画。国際性、実践性を備えた研究訓練を行う教育プログラムを実施。 【定額補助】	7,105,886	0	4	一般	－	13	4	〇	－	－	－	5_c12_1								該当	
1139	文部科学省	13		136		大学の世界展開力強化事業		我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った日本人学生の海外留学と外国人学生の受入を推進する国際教育連携ネットワーク形成の取組を支援することで、大学教育のグローバル展開力の強化を図る。	○国毎の高等教育制度の相違を超え、単位の相互認定や成績管理、学位授与等を行う教育交流プログラムの開発・実施を行う大学を支援し、日本人学生の海外派遣と外国人学生の受入を促進。 ○平成23年度に「キャンパス・アジア中核拠点形成支援」と「米国大学等との協働教育創成支援」を、平成24年度に「ASEAN諸国等との大学間交流形成支援」を、平成25年度より「海外との戦略的高等教育連携支援(欧州・AIMS)」を、平成26年度に「ロシア、インド等との大学間交流形成支援」(平成29年度に拡充)を、平成27年度に「中南米等との大学間交流形成支援」を、平成28年度に「アジア諸国等との大学間交流の枠組み強化」を開始。 ○公募により、国公私立大学を通じて競争的に選定、重点的な財政支援を行う。支援期間は原則5年間。 (定額補	0	0										5_c4_2								非該当	
1140	文部科学省	13		137		独立行政法人大学改革支援・学位授与機構運営費交付金に必要な経費		大学等の評価、学位授与、質保証連携及びこれらに関する調査研究並びに国立大学等の施設費等の貸付・交付の業務を通して、我が国の高等教育の質の向上を支援し、もって我が国の高等教育の発展に寄与する。	○大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。 ○国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け(施設費貸付事業)を行うこと。 ○国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付(施設費交付事業)を行うこと。 ○学校教育法に定めるところにより、学位(学士、修士、博士)を授与すること。 ○大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。 ○大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。 ○文部科学省の国立大学法人評価委員会からの要請に基づき、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価を行い、その結果について、国立大学法人評価委員会及び当該評価の対象となった国立大学又は大学共同利用機関に提供し、並びに公表すること。 ○国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務の償還及び当該承継債務に係る利子の支払を行うこと。(※) ○承継債務償還及び施設費交付事業に充てるため、独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した財産のうち機構が承継するものの管理及び処分を行うこと。(※)	0	0										7_b_6								非該当	
1141	文部科学省	13		138		独立行政法人国立高等専門学校機構運営費交付金に必要な経費		国立高等専門学校(全51校:平成27年4月1日現在)を設置・運営することにより、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成させるとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図る。	○国立高等専門学校を設置し、これを運営すること。 ○学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談、寄宿舎における生活指導その他の援助を行うこと。 ○機構以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の機構以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。 ○公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。	62,172,314	0	1	一般	－	15	3	－	－	〇	－	7_a_1								該当	
1142	文部科学省	13		139		国立大学法人船舶建造費に必要な経費		国立大学法人が行う船舶の建造に要する経費に対して補助を行い、もって大学の教育研究に対する国民の要請にこたえるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図る。	国立大学法人の事業運営に資するため、海上における実地の教育研究に必要な船舶の建造に係る経費を補助することにより、水産学、商船学など海上における実地の教育研究が不可欠な分野の基盤の整備を図り、実践的な人材養成及び高度な学術研究を推進する。老朽化が進行した船舶は故障が頻発し、また、教育研究機器等の性能も旧来のもので、安全な航海、円滑な教育研究に支障を来していることから、代船の建造を実施することにより、安全かつ円滑な教育研究環境を確保する。(補助率・定額補助)	1,802,394	0	4	一般	－	15	2	－	－	－	－	4_a12_2								該当	
1143	文部科学省	13		140		国立大学法人の運営に必要な経費		各国立大学法人は、我が国の学術研究と研究者等の人材養成の中核的機関としての機能を担うほか、全国的に均衡のとれた配置により、地域の教育、文化、産業の基盤を支え、学生の経済状況に左右されない進学機会を提供している。 各法人が各々の中期目標・中期計画に定められた教育研究活動等を継続的・安定的に実施するため、運営に必要な経費を措置し、教育研究の充実と活性化を図る。	平成16年度の国立大学法人化以降、国立大学法人の教育研究の特性に配慮するとともに、教育研究の活性化につなげるため、全ての法人が安定的・継続的に運営を行うための基盤的な経費として「国立大学法人運営費交付金」を措置。 平成28年度からの第3期中期目標期間の国立大学法人運営費交付金においては、予算上、「3つの重点支援の枠組み」を創設し、各法人から拠出された財源を活用し、強み・特色を踏まえた機能強化に積極的に取り組む法人に、評価に基づく重点支援を行う再配分の仕組みを導入。(「国立大学法人運営費交付金」「国立大学法人機能強化促進	812,919,839	33,971,080	4	一般	－	15	3	－	－	－	－	7_a_1								該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード（1～5）	会計の別（一般・特別）	復興特会（該当：〇 非該当：-）	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当：〇 非該当：-)	競争的資金(該当：〇 非該当：-)	独立行政法人向け財政支出(該当：〇 非該当：-)	SBIR対象(該当：〇 非該当：-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1144	文部科学省	13		142		Society5.0に対応した高度技術人材育成事業		産学連携による実践的な教育ネットワークを形成し、Society5.0の実現に向けて人材不足が深刻化しているサイバーセキュリティ人材やデータサイエンティスト、科学技術を社会実装できる人材といった、大学等における産業界のニーズに応じた人材を育成する取組を支援し、あらゆる産業でITとの組み合わせが進行する中で、我が国の国際競争力を強化し、持続的な経済成長を実現させるには、ITを駆使しながら創造性や付加価値を発揮し、我が国の成長を支える産業基盤の強化とともに、新たな産業を創出する人材育成を図ることを目的とする。	大学による以下の取組を支援する。【補助率：定額補助】 〇成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT） ・産学連携による課題解決型学習（PBL）等の実践的な教育の推進により、社会人の学び直しを含め、大学等における情報技術人材の育成強化を目指す。 〇未来価値創造人材育成プログラム ・高い専門性と俯瞰的知識を身に付けたより実践的でハイブリッドな人材の育成強化を目指す。 (a)超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業 ・産官学による実践的な教育ネットワークを構築し、文系理系を問わず様々な分野への数理科学の応用展開を図り、それぞれの応用分野でデータから価値を創出し、ビジネス課題に答えを出す人材（データサイエンティスト）を育成する。 (b)科学技術の社会実装教育エコシステム拠点の形成 ・産学共同で科学技術の社会実装に資する教育のエコシステム拠点を形成し、工学分野における主専攻・副専攻（メジャー・マイナー）、ダブルメジャーといった高度専門人材育成に必要な学部・大学院連結プログラムの先導的開発に向	1,174,590	0	4	一般	－	13	4	○	－	－	－	5_a12_1								該当	
1145	文部科学省	13		143		国立大学改革強化推進事業		我が国の高等教育、学術研究の水準の向上及び高度な人材育成に資する、国立大学の改革強化、機能強化等を推進するための取組に必要な経費を補助する。	国立大学の機能を最大化するため、学長のリーダーシップによるガバナンスを強化し、 学長裁量経費とマッチングすることで、外部人材登用等による経営力の強化、教育研究 の質の向上、イノベーション創出等、エビデンスに基づくスピード感ある改革を実行す る大学の取組を支援。 【補助率：定額補助】	4,020,000	4,020,000	4	一般	－	15	3	○	－	－	－	5_b12_1								該当	
1146	文部科学省	13		146		大学教育再生加速プログラム「高大接続改革推進事業」		これまで国は大学の質を向上するため、様々な提言・支援を行ってきており、大学も積極的に改革を進め、一定の成果がでている。 今後は、その成果をベースに、教育再生実行会議等で示された新たな方針に対して、先進的に取り組む大学を支援することで、国として進めるべき改革を一層推進し、各大学の教育改革を加速させ、①アクティブ・ラーニング②学修成果の可視化③入試改革・高大接続④長期学外学修プログラム⑤卒業時における質保証の取組の強化を推進する体制・環境を整備することを目的とする。	大学等（短大・高専を含む）を対象に、教育再生実行会議等で提言された国として進める改革の方向性のうち、①アクティブ・ラーニング②学修成果の可視化③入試改革・高大接続④長期学外学修プログラム⑤卒業時における質保証の取組の強化を行う取組を重点的に支援することにより、①大学の人材養成機能の抜本的強化、②能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価し得る大学入学者選抜への転換、③高等学校教育と大学教育の強化による一体的な改革を強力に推進する。 また、これまでの教育改革の取組状況について、事前に文部科学省が設定した基準を達成した（もしくは達成することを宣言する）大学のみ審査対象とする。	0	0									5_c4_2								非該当	
1147	文部科学省	13		147		スーパーグローバル大学創成支援事業		世界的に国境を越えた学生・教員の流動性が高まり、国際的な大学間連携の動きも進む中、我が国の大学の国際化は十分ではなく、世界的な大学ランキングでも外国人留学生の割合等が反映される国際関係の指標において評価が低い状況にある。本事業では、このような状況を踏まえ、我が国の大学の国際化を強力に推進し、大学の改革を促し、国際競争力を向上させることを目的としている。	本事業は、「スーパーグローバル大学創成支援」と「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」で構成されている（「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」は平成28年度で支援期間終了）。 「スーパーグローバル大学創成支援」では、我が国の高等教育の国際競争力の向上を目的に、海外の卓越した大学との連携や大学改革により徹底した国際化を進め、世界レベルの教育研究を行うトップ大学や国際化を牽引するグローバル大学に対して、重点支援を行う。「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」では、経済社会の発展に資することを目的に、グローバルな舞台に積極的に挑戦し世界に飛躍できる人材の育成を図るため、学生のグローバル対応力を徹底的に強化し推進する組織的な教育体制整	0	0									5_c4_2								非該当	
1148	文部科学省	13		148		地（知）の拠点大学による地方創生推進事業		大学群、地方公共団体、地域の中小企業等が協働し、地域を担う人材を育成するための教育改革の実行等により、それぞれの地域の実情に応じた学卒者の地元就職率の向上や雇用創出を図る。	地域における複数の大学が、地域活性化政策を担う地方公共団体、人材を受け入れる企業、地域活性化を目的に活動するNPOや民間団体等と協働し、コーディネーターの活用等により、当該地域における学卒者の地元就職率の向上や雇用創出を推進する取組を支援する。【定額補助】	0	0									5_c4_2								非該当	
1149	文部科学省	13		150		大学における医療人養成の在り方に関する調査研究		大学及び大学院において、教育内容・方法等の改善・充実を図り、我が国における今後の社会・経済構造の変化に伴う保健医療分野のニーズに対応した人材養成を行うため、大学及び大学院における医療人養成の在り方について、調査・研究を実施する。	医師、歯科医師、その他の医療関係職種について、将来の医療提供体制の構築に向けて、大学・大学院において、今後どのような医療人材養成を行っていくべきか検討するための調査・研究を行う。	0	0									1_b_2_6								非該当	
1150	文部科学省	13		152		大学入学者選抜改革推進委託事業		「思考力・判断力・表現力」や「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を評価する大学入学者選抜改革を進める上での具体的な課題・問題点を整理するとともに、多面的・総合的な評価を行うための実践的で具体的な評価手法を構築し、その成果を全国の大学に普及することにより、各大学の入学者選抜の改革を推進する。	大学入学者選抜において、「知識・技能」の十分な評価が行われるとともに、「思考力・判断力・表現力」や「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」に関する評価がより重視されることとなるよう、受託機関において大学と連携して以下の調査研究を実施。 ①現行の入学者選抜における課題や問題点の調査・分析 ②高大接続システム改革会議「最終報告」（平成28年3月31日）で示された「思考力等」や「主体性等」の評価に関する考え方とともに、学習指導要領改訂の方向性等にも留意しながら、これからの時代に求められる学力を適切に評価するための革新的な手法の開発。	0	0									1_b_2_6								非該当	
1151	文部科学省	13		154		国立大学法人施設整備（大型特別機械整備費等（最先端等））		国立大学法人及び大学共同利用機関法人（90機関）が、施設と一体で整備する先端的・大型の研究設備の整備の支援を通じて、充実した研究環境を実現し、我が国の学術研究の水準の向上を目指す。	国立大学法人等において、先端的・独創的な研究に必要不可欠な研究設備のうち、既存の経費（国立大学法人運営費交付金等）や競争的資金では整備が不可能なものについて、国立大学法人等が策定する設備整備のための中長期的計画（設備マスタープラン）を踏まえた上で、国立大学法人等に対し必要な経費を補助する。 補助率：定額	3,065,000	3,065,000	4	一般	－	13	2	－	－	－	－	4_a1_1								該当	
1152	文部科学省	13		155		国立大学法人における先端研究の推進		世界の学術研究を先導することを目的とした先端的な学術研究の大型プロジェクトを戦略的に推進し、もって我が国の学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図る。	「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が実施する研究拠点プロジェクトのうち、世界の学術研究を先導することを目的として実施する先端的な学術研究の大型プロジェクトのうち、大規模な国際共同プロジェクトとして進められるもの」について、これらのプロジェクトを戦略的・計画的に推進するために必要な経費を補助する。（補助率：定額）	10,603,269	10,603,269	4	一般	－	13	4	－	－	－	－	1_a_1								該当	
1153	文部科学省	13		156		育英事業に必要な経費		学生等が経済的理由により就学を断念することのないよう無利子奨学金を貸与・支給し、教育の機会を確保する。	独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業は、教育政策として、学資を希望する家計の厳しい世帯の学生等（大学、短期大学、高等専門学校、大学院、専修学校専門課程）本人に、無担保、無審査（与信無）、無利子又は低利で奨学金を貸与・支給し、かつ長期間にわたって、返還金の回収を行う。	3,697,733	0	1	一般	－	16	4	－	－	－	－	5_a12_1	5_a4_2							該当	
1154	文部科学省	13		157		独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金に必要な経費		教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的	① 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対する学資の貸与及び支給 ② 留学生等に対する学資の支給、各種留学生交流プログラムの実施、留学生宿舎の支援等 ③ 学生生活支援に関する有益な活動事例の情報収集・分析、情報の提供等	0	0									7_b_7								非該当	
1155	文部科学省	13		158		私立幼稚園施設整備費補助		学校法人等が行う幼稚園の施設整備事業に必要な経費の一部を補助することにより、もって幼稚園教育の振興に資する。	学校法人等が行う、幼稚園の新設及び学級増のための園舎の新築及び増築、学級定員の引き下げに伴う増築、危険な状態にある園舎の改築、園舎の新増改築に際して行う屋外教育環境整備、園舎の耐震補強工事、アスベスト等対策工事、防犯対策工事、エコ改修事業に必要な経費の一部を補助する。（補助率は1／2もしくは1／3。） また、学校法人等における私立幼稚園施設整備事業の実施にあたり、都道府県が施設整備事業の適正な執行を図るため、国との連絡及び施設整備事業を行う学校法人等に対して行う指導、連絡、調査等の事務に要する経費の一部を補助する。（補助率は1／3）	0	0									4_a4_2								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額(千円)	左記うち要望額うち科技予算額(千円)	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:-)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:-)	競争的資金(該当:〇 非該当:-)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-)	SBIR対象(該当:〇 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1156	文部科学省	13		160		私立高等学校産業教育施設整備費補助		私立高等学校の設置者が産業教育のための実験実習施設を整備するために、これに要する経費の一部を補助し、もって産業教育の振興を図るものである。	高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)における産業教育のための実験実習施設を整備するために必要な経費 (1)補助率: 1／3(沖縄分6／10) (2)補助事業者: 学校法人 (3)補助対象事業 一般施設等 ・一般施設 高等学校産業教育施設基準に掲げる施設を整備する。 ・専攻科 高等学校における専攻科の実験実習施設を整備する。 特別装置整備費 高等学校における産業教育のための実験実習施設と	0	0											4_a4_2								非該当	
1157	文部科学省	13		161		日本私立学校振興・共済事業団補助(基礎年金等)		日本私立学校振興・共済事業団は、私立学校教育の振興に資することを目的とし、私立学校教職員の福利厚生を図るため、私立学校教職員共済法の規定による共済制度を運営している。同事業団の行う共済事業の円滑な運営に資するため国が補助を行い、私学共済制度の加入者及び学校法人等の負担を軽減している。	日本私立学校振興・共済事業団が行う、以下の事業の費用の一部を補助する。 ①国民年金法の規定により納付する基礎年金拠出金の一部(基礎年金拠出金の1/2) ②年金給付に要する費用の一部(昭和36年4月前の加入期間に係る分の19.82/100等) ③共済業務に係る事務に要する費用の一部(定額) ④特定健康診査等の実施に要する費用の一部(定額)	0	0											8_6								非該当	
1158	文部科学省	13		162		私立大学等研究設備整備等		①私立大学等における教育研究設備の整備を支援することにより教育研究条件の維持向上を図る。 ②私立高等学校等におけるIT教育を実施するために必要な設備の整備を支援することにより、教育条件の維持向上を図る。	①私立大学等研究設備整備費等補助金 私立の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程、高等課程)を設置する学校法人等が以下の事業を行う場合、その経費の2／3又は1／2以内を補助。 ・経営戦略や研究戦略上意欲的なプロジェクトに対する設備等の一体的な整備 ・教育研究活動の環境整備 ②私立高等学校等IT教育設備整備推進事業 私立高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援学校を設置する学校法人が以下の事業を行う場合、その経費の1／2以内を補助。 ・コンピュータ等を用いて、各教科等において私学の特色を活かしながらIT教育を実施するために必要な設備の整備	133,220	133,220	4	一般	－	15	2	－	－	－	－	4_a12_1	4_a4_2							該当	
1159	文部科学省	13		163		私立大学等経常費補助		私立の大学、短期大学及び高等専門学校の①教育研究条件の維持向上、②学生の修学上の経済的負担の軽減、③経営の健全性を高めることを目的とする。	私学の自主性・自立性を尊重しつつ、多様な私学の実態に応じた配分を公平・公正に行うため、法律の規定と細目にわたる明確な配分基準に基づき日本私立学校振興・共済事業団を通じて交付。なお、大学等における教育条件や管理運営が不適正である場合には、補助金を減額又は不交付としている。 ①一般補助 経費の区分毎(教職員給与費や教育研究経常費等)に、教職員数や学生数に応じて2分の1以内を補助。教育研究や財務の状況(定員充足の状況、教員一人あたり学生数、学生の授業料などの程度教育研究のために使ったか、情報公表の状況等)に応じて傾斜配分。 ②特別補助 自らの特色を活かして改革に取り組む大学等(地域で輝く大学等やイノベーション創出など経済・社会の	5,600,000	100,000	4	一般	－	13	3	－	－	－	－	7_a_1								該当	
1160	文部科学省	13		163		私立大学等経常費補助		私立の大学、短期大学及び高等専門学校の①教育研究条件の維持向上、②学生の修学上の経済的負担の軽減、③経営の健全性を高めることを目的とする。	私学の自主性・自立性を尊重しつつ、多様な私学の実態に応じた配分を公平・公正に行うため、法律の規定と細目にわたる明確な配分基準に基づき日本私立学校振興・共済事業団を通じて交付。なお、大学等における教育条件や管理運営が不適正である場合には、補助金を減額又は不交付としている。 ①一般補助 経費の区分毎(教職員給与費や教育研究経常費等)に、教職員数や学生数に応じて2分の1以内を補助。教育研究や財務の状況(定員充足の状況、教員一人あたり学生数、学生の授業料などの程度教育研究のために使ったか、情報公表の状況等)に応じて傾斜配分。 ②特別補助 自らの特色を活かして改革に取り組む大学等(地域で輝く大学等やイノベーション創出など経済・社会の	152,100,000	8,136,500	4	一般	－	15	3	－	－	－	－	7_a_1								該当	
1161	文部科学省	13		164		私立高等学校等経常費助成費等補助		各都道府県が、私立の高等学校、中等教育学校、中学校、義務教育学校、小学校、幼稚園、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園(以下「私立高等学校等」という。)に対して交付する補助金に対し、その一部を補助することによって、私立高等学校等における教育条件の維持向上等を図ることを目的とする。	①私立高等学校等経常費助成費補助金 (1)一般補助 都道府県が、私立の高等学校、中等教育学校、中学校、義務教育学校、小学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教育に係る経常的経費について助成する場合、国から都道府県にその一部を補助。 (2)特別補助 都道府県が、私立高等学校等に特別な助成を行う場合、国から都道府県にその一部(2分の1以内※一部3分の1以内)を補助。 ②私立高等学校等経常費補助 特定教育方法支援事業 特別な支援が必要な私立の高等学校等に対して、国が所要経費の一部(2分の1以内)を補助。	0	0											5_c4_2								非該当	
1162	文部科学省	13		165		私立学校施設高度化推進事業費補助		学校法人に対し私立学校施設の整備に係る借入金の金利負担を軽減するための支援を行うことで、私立学校施設の老朽化の改善、耐震化を推進する。	日本私立学校振興・共済事業団の融資を受けて実施される、私立の大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校及び各種学校・高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校・特別支援学校、並びに幼稚園及び幼保連携型認定こども園が行う老朽校舎(築30年以上)及び危険建物と認定された旧耐震基準で建設された学校施設又は幼保連携施設(昭和56年以前の建物)の耐震改築事業及び耐震改修事業、私立大学附属病院の施設整備事業につ	496,695	0	5	一般	－	15	2	－	－	－	－	4_a12_2	4_a4_2							該当	
1163	文部科学省	13		167		私立学校教員研修費等補助		私立学校教員及び専修学校教員の資質向上を図るため、一般財団法人日本私学教育研究所及び一般財団法人職業教育・キャリア教育財団が行う教員研修事業等に要する経費の一部を補助することにより、当該補助事業者の目的とする私立学校の中等教育の振興や発展、学校経営の安定化及び専修学校教育の振興に資することを目的とする。	①日本私学教育研究所研究事業費 私立学校の新任教員や10年経験教員等を対象に日本私学教育研究所が実施する研修事業や研究事業の一部【1/2以内の定額】を補助。 ②専修学校教員研修事業費 専修学校の教員を対象に職業教育・キャリア教育財団が実施する研修事業等や研究事業に要する経費の一部【1/2以内の定額】を補助。	0	0											5_a4_2								非該当	
1164	文部科学省	13		168		私立学校行政事務処理等		私立学校に関する諸制度の改善充実、私学助成の適性確保、学校法人の適切な管理運営の確保などの私立学校の振興に係る政策の遂行を目的として、そのために必要となる行政事務を実施する。	以下の行政事務を実施する。 ・私立学校教職員共済制度の改善充実のために、関係機関等への調査・指導を実施 ・私学助成の補助対象事業を選定する外部有識者会議や私学助成に係る説明会の開催及び実地調査等を実施 ・学校法人の管理運営や財務の状況を調査・指導するために、外部有識者が参画する実地調査や会議等を開催 ・その他、私立学校の振興に資する一般行政事務	0	0											8_6								非該当	
1165	文部科学省	13		169		私立学校教育研究装置等施設整備費補助		私立学校の施設等の整備を支援することにより、学校の安全性の確保、教育研究条件の維持向上を図る。	①私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助 私立の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程、高等課程)を設置する学校法人等が以下の事業を行う場合、その経費の1／2又は1／3以内を補助。(経営戦略や研究戦略上意欲的なプロジェクトに対する施設・装置等の一体的な整備、教育研究活動の環境整備、防災機能強化(耐震改修事業)及び安全管理対策、環境に配慮した学校施設整備の推進) ②私立高等学校等施設高機能化整備費補助 私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援学校を設置する学校法人が以下の事業を行う場合、その経費の1／2又は1／3以内を補助。(教育内容・方法等の改善のため必要な整備、防災機能の強化(耐震補強工	1,451,954	1,389,370	4	一般	－	15	2	－	－	－	－	4_a12_2	4_a4_2							該当	
1166	文部科学省	13		172		私立学校体育等諸施設整備費補助		本事業は、学校法人が行う小学校、中学校及び高等学校等に係る体育諸施設の整備事業に要する経費の一部を補助することで、平成31年度までに私立学校におけるスポーツ関連施設整備率を所定の目標値以上とするものである。	学校法人が行う私立学校の体育諸施設(水泳プール、武道場)の整備に要する経費の一部について、補助要綱に基づき、補助金を交付する。 (補助対象事業及び補助率) 水泳プール(屋外)新改築事業、水泳プール上屋新改築事業、水泳プール耐震補強事業、武道場新改築事業:1/3	0	0											4_a4_2								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1167	文部科学省	13		173		地域イノベーション戦略支援プログラム		地域イノベーション戦略に向けた主体的かつ優れた構想に対して、大学等の研究段階から事業化に至るまでシームレスに展開できるよう、関係府省の施策を総動員するシステムの構築を目指す。文部科学省では、大学等の地域貢献機能を強化するため、ソフト・ヒューマンに対する重点的な支援を行う。	産学官等の参画機関が地域の強みや特性を活かした取組を通じて、持続的・発展的イノベーションの創出の仕組みを構築しようとする地域のうち、海外からヒト・モノ・カネを惹きつける強力なポテンシャルを持った地域を国際競争力強化地域、地域の特性を活かしたイノベーションが期待でき、将来的には海外市場を獲得できるポテンシャルを有する地域を研究機能・産業集積高度化地域に選定し、文部科学省による支援が地域イノベーション戦略の実現へ貢献すると認められる地域に対して、研究者の集積、人材育成プログラムの開発・実施、大学等の知のネットワーク構築、研究設備・機器等の共用化に対する支援を組み合わせて支援を行う(補助額と同額以上の資金を地域が拠出することが要	641,788	0	5	一般	－	13	4	〇	－	－	－	5_a1_1	5_a12_1							該当	
1168	文部科学省	13		174		先端融合領域イノベーション創出拠点形成プログラム		長期的な観点からイノベーションの創出のために特に重要と考えられる先端的な融合領域において、産学の協働により、次世代を担う研究者・技術者の育成を図りつつ、将来的な実用化を見据えた基礎的段階からの研究開発を行う拠点を形成する。	イノベーションの創出のために特に重要と考えられる先端的な融合領域において、参画企業(協働機関)とのマッチングにより、新産業の創出等の大きな社会・経済的インパクトのある成果(イノベーション)を創出する研究開発を行う拠点の形成の支援を行う。実施期間は原則10年であるが、当初の3年間は拠点の本格化に向けた絞り込みのための期間として位置づけられており、3年目に再審査を行い、1/3程度に絞り込みを行うこととなっている(年間5～7億円程度(間接経費除く)の定額補助。協働機関から間接経費を除く経費の総額と同等以上のコミットメントを求めている)。	410,195	0	5	一般	－	13	4	〇	－	－	－	5_b1_1								該当	
1169	文部科学省	13		175		イノベーション創出の総合的推進		大学や公的研究機関等で生み出される優れた基礎研究の成果をはじめとする革新的な研究開発成果をイノベーションにつなげていくため、イノベーション創出や研究成果の社会還元に関する施策を総合的に推進するとともに、イノベーションに係る成果の国民への発信を行う。	オープンイノベーションの「場」としての大学の重要性がますます高まってきていることから、大学を核とした本格的な産学連携に向けて、施策の企画立案のための情報収集、国内・国外における産学官連携活動の事例調査等を行う事業である。具体的には、新たなイノベーション・エコシステムを創出する動きを加速するための方策の方向性、また我が国に適した共同研究等成果の取扱に関するモデルについてな	48,972	0	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	1_b_2_2								該当	
1170	文部科学省	13		176		大学等シーズ・ニーズ創出強化支援事業		10年後を見通した革新的なイノベーションを産学連携で実現するための革新的イノベーション創出プログラム(COI STREAM)の研究プロジェクト戦略等の策定・運営を統括し、COI拠点における戦略的研究開発と非顕在シーズ・ニーズのマッチング等について運営することにより、ビジネスに繋がる新価値・市場創造を継続的に生み出すシステムを構築する。	COI STREAMを総括する力バニング委員会等を運営するとともに、「事業化・経営ノウハウ人材」と「シーズ人材」のマッチングによる「事業化プラン」構築への有効性に関し実証・調査を委託する。 ※平成27年度まで本事業で実施していた補助金は、平成28年度より(国研)科学技術振興機構の実施するCOIプログラム(文部科学省0174「国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金に必要な経費」)に統合された。	21,739	0	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	5_b1_1								該当	
1171	文部科学省	13		177		研究交流促進事業の推進		筑波研究学園都市に集積された研究機関や大学等への情報交換の機会の提供をすると共にイノベーションエコシステム構築の推進を図る。また、研究交流センターの共同利用施設である国際会議場等の運営、筑波研究学園都市における研究者の研究環境の状況調査、共同研究などに従事するために招へいされた外国人研究者が利用する宿泊施設を確保するなど、研究環境を整備することで研究交流の促進を図る。	筑波研究学園都市における研究交流の促進およびイノベーションエコシステムの構築を図るため、以下の業務を行う。 ・研究交流センターの共同利用施設(国際会議場等)の運営、研究交流集会等の開催および設備の改修、点検、警備、清掃業務　等 ・イノベーションシステム構築のための関係機関との連絡調整やイベントの開催　等 外国人研究者宿泊施設の整備、運用に係る以下の業務を行う。 ・宿泊施設の利用者の入退去・家賃等の管理、施設敷地内の清掃、施設内外の巡回等の管理、経年劣化部分の改	49,699	0	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	5_a1_1	4_a1_2							該当	
1172	文部科学省	13		178		産学官連携リスクマネジメントモデル事業		大学と社会との連携強化によって生じるリスクに対する実効的なマネジメントを行うとともに、大学が有する知的資産(人、モノ、金といった研究経営資源)の効果的なマネジメントを行うことで、社会的価値の創造と大学の成長を適切な形で実現し、大学に対する信頼をさらに高め、社会の期待に応えるイノベーションを連続的に創出していくことが求められている。その為、我が国の大学における「産学官連携に関わるリスクマネジメント」と「経営資源を最大限活用する知的資産マネジメント」を両輪として双方の一体的な推進を図り、イノベーション経営システムを確立していくことを目的と	事業目的の達成に向け、以下2つの取組を実施する 1)産学官連携リスクマネジメント推進事業 大学等において、リスクマネジメントの仕組みを整備・運用し望ましいモデルを確立するとともに、事業実施機関のみならず、全国の大学等の産学官連携リスクマネジメントを推進するためのネットワークを形成する。 2)イノベーション経営人材システム構築事業 海外の先進的な事例の分析等を通じて、イノベーション経営の中核を担う者を対象としたプログラムを開発するとともに、継続的な育成システム構築に向けたネットワークを形成	91,977	0	5	一般	－	13	4	〇	－	－	－	5_b12_1								該当	
1173	文部科学省	13		179		国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金に必要な経費	未来社会創造事業、戦略的創造研究推進事業、研究成果展開事業、国際科学技術共同 研究推進事業	科学技術基本計画の実施において中核的な役割を担う機関として、科学技術イノベーションで世界を牽引するための研究開発戦略の立案、科学技術イノベーション創出及びその基盤形成を推進することにより、科学技術の振興を図る。	①我が国が科学技術イノベーションで世界を牽引するための研究開発戦略を立案し、独創的なシーズの創出から研究成果の企業化開発に至るまでを切れ目なく推進することにより、科学技術イノベーションを創出する。 ②科学技術イノベーション創出のために必要な基盤(知識インフラ、人材インフラ、コミュニケーションインフラ)の形成を戦略的に推進する。	80,242,123	10,762,619	1	一般	－	13	3	〇	〇	－	〇	7_a_2								該当	
1174	文部科学省	13		179		国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金に必要な経費	次世代人材育成事業等	科学技術基本計画の実施において中核的な役割を担う機関として、科学技術イノベーションで世界を牽引するための研究開発戦略の立案、科学技術イノベーション創出及びその基盤形成を推進することにより、科学技術の振興を図る。	①我が国が科学技術イノベーションで世界を牽引するための研究開発戦略を立案し、独創的なシーズの創出から研究成果の企業化開発に至るまでを切れ目なく推進することにより、科学技術イノベーションを創出する。 ②科学技術イノベーション創出のために必要な基盤(知識インフラ、人材インフラ、コミュニケーションインフラ)の形成を戦略的に推進する。	20,569,880	1,984,500	1	一般	－	13	3	〇	－	－	－	7_a_2								該当	
1175	文部科学省	13		180		国立研究開発法人科学技術振興機構施設整備に必要な経費		科学技術振興機構(JST)が設置する施設の整備・充実を図るために要する経費を補助することにより、科学技術基本計画に定める事業等の着実な実施を図り、もって科学技術の振興に資することを目的とする。	JSTに対して、以下の取組を実施するための経費を補助する。【定額補助】 ・科学技術振興機構の施設について老朽化等により性能を維持できなくなったものの改修等を行う。	142,040	0	1	一般	－	13	3	－	－	－	－	4_a1_2								該当	
1176	文部科学省	13		181		地域イノベーション・エコシステム形成プログラム		大学等の競争力の源泉(コア技術等)を核とした技術シーズを事業化につなげるプロジェクトを推進し、地域におけるイノベーションエコシステムの形成・地域の成長に資する。	地域に存在する技術シーズを事業化につなげるため、特許・知財の調査分析等を踏まえた課題の選定を行い、選定課題について(1)～(3)の活動を支援する。(1)イノベーション・エコシステムの形成に不可欠な成功モデルとなる可能性を有する事業化に向けた研究開発プロジェクト(事業化プロジェクト)、(2)イノベーション・エコシステムを形成し、持続的に機能させるために必要となる基盤づくり(基盤構築プロジェクト)、(3)(1)、(2)の活動を支える事業プロデューサー等の活動(事業プロデュース活動)に関する取組を支援する。事業化プロジェクトによりグローバルな成功事例の創	3,093,241	600,000	5	一般	－	13	4	〇	－	－	－	1_a_1	5_b1_1							該当	
1177	文部科学省	13		184		国立研究開発法人理化学研究所運営費交付金に必要な経費		我が国における最大規模かつ最高水準の自然科学全般に関する総合的研究機関として、我が国や国際社会が抱える重要な課題の達成を図り、イノベーションの実現や新たな価値の創出に向け、総合力を発揮しつつ邁進すること、世界トップレベルの研究開発機関として、優れた研究環境や先進的な研究システムの整備に努め、研究開発能力を強化し、新たな分野を切り拓くことを目的とする。	我が国唯一の科学技術全般を総合的に行う研究機関として、物理学、化学、生物学、医科学等の幅広い研究分野を対象に、国家的・社会的ニーズを踏まえた戦略的・重点的な研究開発、世界トップレベルの研究基盤の整備・共用・利用研究及びパラダイム転換をもたらすような創造的・挑戦的な先端融合研究等を実施するとともに、優秀な研究者等の育成・輩出等を図る。	52,868,857	4,517,106	1	一般	－	13	3	－	－	－	－	7_a_2								該当	
1178	文部科学省	13		186		国際科学技術センター		国際的な知的公共財の創出や地球規模課題の解決に資する科学技術協力を国際機関への拠出を通じて行い、我が国の科学技術の戦略的推進を図ることを目的としている「国際機関への拠出等」のうち、国際科学技術センター(ISTC)は平成6年に日、米、EU等によって設立された国際機関であり、旧ソ連邦諸国の大量破壊兵器等の技術及び専門的知識を持つ科学者等に平和活動に従事する機会を与えること、同諸国の市場経済移行を促進すること、また、同諸国のみならず地球規模問題の解決に寄与することを目的とす	日、米、EU当により設立された国際科学技術センター(ISTC)において実施される地球規模問題研究の実施に必要な経費を拠出するもの。拠出された経費の中には、各国政府が支援するプロジェクト(レギュラープロジェクト)の実施やワークショップを実施するための経費等が含まれている。また、我が国の民間企業や政府関係機関が、CIS諸国及びジョージアと共同研究を行えるパートプロジェクトにより、我が国の民間企業や政府関係機関はCIS諸国およびジョージアにおいて、必要な物品の輸入手続きの支援や、	76,149	0	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	6_1	1_a_1							該当	
1179	文部科学省	13		187		OECDが実施する地球規模課題の解決に向けた取組への拠出		国際的な知的公共財の創出や地球規模課題の解決に資する科学技術協力を国際機関への拠出を通じて行い、我が国の科学技術の戦略的推進を図る「国際機関への拠出等」のうち、「OECDが実施する地球規模課題の解決に向けた取組への拠出」は、地球規模課題の解決に向けた科学技術面の取組を実施することを目的とする。	国際的な協議・協力によって解決を図ることが求められる地球規模課題に対し、科学技術面から対応するために、OECDが実施する事業の推進に必要な経費を拠出。OECDでは、我が国からの拠出金等により、地球規模課題の科学技術面からの解決に向けて、先進国と途上国の科学技術協力のあり方について調査分析を実施しており、本事業ではOECDと協力しながら各国が実施する地球規模課題の解決に向けた施策を比較し、我が国が実施する国際共同研究を戦略的に行うための調査、情報交換、情報分析を実施。	24,351	0	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	1_b_2_1								該当	
1180	文部科学省	13		188		OECD／GSF分担金		「OECD／GSF分担金」は、経済協力開発機構(OECD)／グローバル・サイエンス・フォーラム(GSF)において、各国が主導して行う様々なプロジェクト活動に参画・寄与することにより、各プロジェクトに関する国際的な動向を集め、我が国における政策立案に役立てることを目的とする。	特定の科学分野における新しい国際協力機会の模索や、国内及び域内の重要な科学政策決定に活用可能な国際的な枠組の構築、地球規模の問題に対する科学的側面からの検討など、OECD/GSFの活動を推進するための経費を分担する。GSFによって推進されているプロジェクトの一例として、我が国が主導して行っている「政策立案のための科学的助言・実行における政策立案者と科学者の役割と責任」プロジェクトが挙げられる。本プロジェクトでは、科学者と政策決定者のより良い関係の形成を目指し、科学的助言のあり方等についての検討を行っており、世界各国の研究者が	9,878	0	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	5_d1_1								該当	
1181	文部科学省	13		189		科学技術国際活動の推進		研究者の科学技術国際活動の状況について調査し、研究者の国際交流を推進するとともに、戦略的な国際共同研究や政府間会合等を通じて、各国との持続的な関係構築を促進するための基礎的な情報として活用されることを目的とす	我が国の国公私立大学・独立行政法人等の研究者の派遣・受入数を国別、期間別といった観点から調査し、諸外国との年間の研究交流状況等を分析する。	5,000	0	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	1_b_2_1								該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1182	文部科学省	13		190		科学技術国際活動の推進事務費		政府間会合等を通じ、科学技術外交の戦略的推進による重層的な協力関係の構築に貢献する。	科学技術協力協定に基づく合同委員会や国際機関での会合等における二国間、他国間での意見交換や発表、専門的な議論を行うための専門家の派遣・招へいを行う。	144,478	0	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	5_a1_1								該当	
1183	文部科学省	13		193		独立行政法人日本学術振興会運営費交付金に必要な経費		科学技術基本計画など国の学術振興策を踏まえつつ、研究者の活動を安定的・継続的に支援することにより、学術の振興を目的とする我が国唯一の独立した資金配分機関（ファンディングエージェンシー）として、その責務を果たす。	①学術研究に関する必要な助成、②若手研究者の養成・確保、③学術に関する国際交流の促進、④学術の応用に関する研究の実施、⑤学術の社会的連携・協力の推進、⑥国の助成事業に関する審査・評価、⑦学術の振興に関する調査及び研究等により、資金配分機関（ファンディングエージェンシー）として、大学等の研究者の自由な発想に基づく人文・社会科学から自然科学までのあらゆる分野の研究を総合的に支援するとともに、次世代の人材育成と大学の教育研究機能の向上に対する取組への支援などを行う。	26,600,504	2,717,349	1	一般	－	13	3	－	－	〇	－	7_a_2								該当	
1184	文部科学省	13		194		研究開発管理システム運営		e-Radの維持運用を行うこと。 e-Radの利便性向上や事業制度改正に伴うシステム改修を行うこと。	研究開発管理システム（以下「e-Rad」）は、研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化し、関係9府省（内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）の研究資金制度の課題情報等を登録・情報共有することにより、研究者の利便性向上及び配分機関相互の円滑な情報共有を図り、研究開発管理業務の業務効率化を実現している。 本事業は、e-Radの機器賃貸借、維持運用に必要な作業並びに利便性向上や事業制度改正に伴うシステム改修を主として行うものである。（機器賃貸借については、5年度間の国庫債務負担行為により措置するとともに、その他の維持運用に必要な作業等については、毎年度、一般競争入札を	512,444	0	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	4_b1_2	4_b1_3							該当	
1185	文部科学省	13		195		研究及び開発の向上に関する評価環境の戦略的構築		研究開発の評価については、これまで「国の研究開発評価に関する大綱的指針」及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」を踏まえた評価を行ってきた。第5期科学技術基本計画においては、実効性のある科学技術イノベーション政策の推進、科学技術の成果の社会への還元の一層の促進が求められており、研究開発の質を高める上で、研究開発評価の重要性が益々高まっている。本事業においては、研究開発評価システムの一層の改善と充実を図るため、研究開発システムの在り方について幅広く検討を行うとともに、評価に関する専門的知見や経験を有する人材の育成を行うなど、研究開発評価システムを改善及び充	研究及び開発の特性に応じた評価方法や評価環境の構築に関する調査・分析を実施するとともに、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の普及や研究開発機関等における研究開発評価の実施状況の把握・課題抽出のための意見交換を実施し、これらの結果をもとに実例集や報告書を作成・周知する。また、文部科学省、研究開発法人及び大学等の職員や研究者を対象に外部有識者による研究開発評価に関する研修及び研究開発評価事例等の情報を共有するための研究開発評価事例研究会を実施する。	21,307	0	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	1_b_3_3								該当	
1186	文部科学省	13		196		政策の企画立案等に必要な国内外の動向調査・分析等		我が国の科学技術・学術政策の企画立案等に必要な国内外の科学技術・学術政策動向の調査・分析等を行う。	我が国の科学技術・学術に関する政策の企画立案等に必要な調査・分析等のため、以下の取組を実施する。 ・海外の科学技術・学術に関連する政策・技術動向等の情報の入手、分析等 ・政策の企画・立案・推進等に貢献するため、文部科学省における科学技術イノベーション政策に係る所掌事務のうち、分野横断的かつ重要性・有用性の高い課題を選定し、機動的に調査 ・OECD科学技術政策委員会の下に設けられている科学技術指標専門家作業部会(NESTI)による科学技術指標の国際基準の制定等の活動に対して任意拠出金により支援し、科学技術指標の国際的基準を定めるイニシアチブをとり、国	64,125	17,863	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	1_b_2_1								該当	
1187	文部科学省	13		197		科学技術イノベーション政策における政策のための科学の推進		客観的根拠（エビデンス）に基づいた合理的なプロセスによる科学技術イノベーション政策の形成の実現を目指し、科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」に関する体制、基盤の整備、研究の推進、人材の育成を行う。	①事業全体の方向性等について議論し、文部科学省に対して助言するアドバイザリー委員会を文部科学省に設置する等の「政策のための科学」推進体制の整備。 ②科学技術・イノベーション政策形成及び調査・分析・研究に活用するデータ等を体系的かつ継続的に蓄積していくためのデータ・情報基盤の構築。 ③大学院を中核とした国際的水準の基盤的研究・人材育成拠点の構築を通じた研究・人材育成の推進。（定額補助） ④経済的・社会的影響分析を盛り込んだ選択可能な政策オプションの立案等を通じた政策形成実践の推進。	106,500	0	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	8_1_1	4_c_1_7							該当	
1188	文部科学省	13		197		科学技術イノベーション政策における政策のための科学の推進		客観的根拠（エビデンス）に基づいた合理的なプロセスによる科学技術イノベーション政策の形成の実現を目指し、科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」に関する体制、基盤の整備、研究の推進、人材の育成を行う。	①事業全体の方向性等について議論し、文部科学省に対して助言するアドバイザリー委員会を文部科学省に設置する等の「政策のための科学」推進体制の整備。 ②科学技術・イノベーション政策形成及び調査・分析・研究に活用するデータ等を体系的かつ継続的に蓄積していくためのデータ・情報基盤の構築。 ③大学院を中核とした国際的水準の基盤的研究・人材育成拠点の構築を通じた研究・人材育成の推進。（定額補助） ④経済的・社会的影響分析を盛り込んだ選択可能な政策オプションの立案等を通じた政策形成実践の推進。	465,826	31,190	5	一般	－	13	4	〇	－	－	－	5_c1_1	1_b_2_1							該当	
1189	文部科学省	13		199		科学技術に関する研究不正対応及び理解増進		研究活動における不正行為を防止するために、研究機関における「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）を踏まえた体制整備等を促進するとともに、科学技術の社会的信頼を得るために、広く国民を対象として、科学技術に触れ、体験・学習できる機会の拡充を図る。	研究不正対応：文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人が配分又は措置する研究資金で研究活動を行う研究機関に対して、ガイドラインを踏まえた体制整備等の状況に関する報告書の提出を求めるとともに、体制に不備がみられる機関に対しては、必要に応じて、調査や指導等を実施する。また、調査や指導等の実施等に関する助言を得るため、有識者会議を開催する。 理解増進：科学技術に関して広く一般の国民の関心と理解を深め、我が国の科学技術の振興を図る。その一環として科学技術人材育成費補助金においてリスクコミュニケーションのモデル形成事業を実施して、専門家集団として責任ある情報発信等のリスクコミュニケーションを行う取組を支援するとともに、大学や研究機関がリスクコミュニケーションの活動を通して活動に携わる人材のリスクコミュニケーションの基礎的能力を育成する取組を支援しモデル化する取組を行っている。 なお、下記予算額・執行額については、平成27年度までは「リスクコミュニケーションのモデル形成事業」以外の科学技術人材育成費補助金、研究支援体制整備事業費補助金、	94,582	20,905	5	一般	－	13	4	〇	－	－	－	5_a12_1	5_c1_2							該当	
1190	文部科学省	13		200		イノベーション創出のメカニズムに係る基盤的研究		我が国の持続的発展に資する成長の源泉となるイノベーションに着目し、その実現の基礎となる理論を構築するとともに、その創出メカニズムを明らかにするため、イノベーション活動の動態的、構造的な調査研究、分析を行う。また、以上の成果を発信、提供することで、行政当局等における議論並びに政策の企画立案へ貢献する。	当研究所の研究者が科学技術政策に関する調査研究等を実施し、行政当局の関係部署等に報告書を提供するなど、成果の普及を図る。具体的な調査研究は以下のとおり。 １）ナショナルイノベーションシステムとその要素に係る理論的研究 ２）産学官連携と地域イノベーションに関する調査研究 ３）民間企業の研究活動に関する調査研究	27,063	0	2	一般	－	13	4	－	－	－	－	1_c_3_1								該当	
1191	文部科学省	13		201		科学技術システムの現状と課題に係る基盤的調査研究		科学技術人材をはじめ我が国の科学技術振興のための体制・システム等について、国際比較も行いつつ現状と課題を浮き彫りにし、科学技術政策をとりまく諸問題の解決に寄与する基礎的・基盤的な調査研究、分析を行う。また、以上の成果を発信、提供することで、行政当局における議論並びに政策の企画立案へ貢献する。	当研究所の研究者が科学技術政策に関する調査研究等を実施し、行政当局の関係部署等に報告書を提供するなど、成果の普及を図る。具体的な調査研究等は以下のとおり。 １）科学技術人材に関する調査研究 ２）科学技術と社会の関係に関する調査研究 ３）科学技術・学術政策基礎調査 ４）科学技術指標 ５）国際連携・協力のための会合開催	127,294	10,341	2	一般	－	13	4	－	－	－	－	1_c_3_1								該当	
1192	文部科学省	13		202		科学技術イノベーション政策の科学の推進に資する基盤的調査研究		我が国の科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」の推進に貢献するため、その基盤となる客観的根拠を提示するために必要な調査研究を実施する。また、行政当局のニーズに対応して、政策の企画・立案等のために不可欠なるデータを整備、分析、提供することで、行政当局における議論並びに政策の企画・立案へ貢献する。	当研究所の研究者が科学技術政策に関する調査研究等を実施し、行政当局の関係部署等に報告書を提供するなど、成果の普及を図る。具体的な調査研究は以下のとおり。 １）我が国のイノベーションの状況に係る調査研究	57,976	0	2	一般	－	13	4	－	－	－	－	1_c_3_1								該当	
1193	文部科学省	13		203		社会的課題対応型科学技術に係る調査研究		当研究所と幅広い分野の専門家がネットワークを構築し、意見集約、情報共有等を効果的・効率的に行うとともに、我が国の多様な社会的課題に対応する科学技術の動向に関する調査、分析を実施する。また、以上の成果を発信、提供することで、行政当局における議論並びに政策の企画立案へ貢献する。	当研究所の研究者が科学技術政策に関する調査研究等を実施し、行政当局の関係部署等に報告書を提供するなど、成果の普及を図る。具体的な調査研究等は以下のとおり。 １）社会的課題に対応した先端領域等の動向に関する調査研究 ２）科学技術動向の調査手法に関する研究 ３）科学技術専門家ネットワークの運用・高度化	36,433	0	2	一般	－	13	4	－	－	－	－	1_c_3_1								該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1194	文部科学省	13		204		競争的資金調整経費		大学等の研究機関で管理されている競争的資金等の公的研究費の不正使用を防止するため、研究機関における公的研究費の管理・監査体制の整備を促進する。	文部科学省及び所管独法から競争的資金等の配分を受ける研究機関に対し、機関における研究費の管理・監査体制の報告書の提出を求めるとともに、現地調査等も行った上で、体制整備状況を分析結果報告書として取りまとめ、研修会により周知する。また、機関における管理・監査体制の整備状況の確認においては、調査結果を公表し、体制整備に不備があった機関に対して、改善に向けた指導を行う。 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下「ガイドライン」という。）のフォローアップに係る指導・助言を得るため、有識者会議を開催する。	6,955	0	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	5_c1_1								該当	
1195	文部科学省	13		205		科学技術に関する人材の養成・活躍促進		若手研究者等が能力を発揮できる自立的な研究環境の整備等を支援するとともに、女性研究者の活躍を促進するための環境の整備や、理数分野において優れた素質を持つ学生を発掘して、その能力を伸ばすための取組を推進する。	【科学技術人材育成費補助金】 〇 卓越研究員事業【定額補助】：優れた若手研究者が産学官の研究機関から最適な場所を選んで安定かつ自立した研究環境の下で挑戦的な研究を推進するとともに、このような新たなキャリアパスを拓くための制度を創設し、支援を行う。具体的には、研究者に対して、スタートアップ研究費の支援を実施するとともに、受入機関に対し、研究環境整備費を支援する。 〇 テニュアトラック普及・定着事業【定額補助】：各機関に制度実施のための支援を行うとともに、テニュアトラック制により採用された研究者に対して2年間のスタートアップのための研究費支援を行う。 〇 ポストドクター・キャリア開発事業【定額補助】：ポストドクター等を対象に、企業等における長期インターンシップの機械の提供等、多様なキャリアパスを整備するための組織的な支援体制を構築する大学等を支援する。 〇 科学技術人材育成のコンソーシアムの構築【定額補助】： 複数の大学・研究機関等で“コンソーシアム”を形成し、企業等とも連携して、若手研究者及び研究支援人材の流動性を高めつつ、安定的な雇用を確保することで、キャリアアップを図るとともに、キャリアパスの多様化を進める仕組みを構築する大学を支援する。 〇 ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ【定額補助】：研究と出産・育児・介護等との両立や女性研究者の研究力向上を通じたリーダー育成を一体的に推進するなど、研究環境のダイバーシティ実現に関する目標・計画を掲げ、優れた取組を体系的・組織的に実施する大学等を選定し、支援する。 〇 グローバルアントレプレナー育成促進事業【定額補助】（平成28年度終了）： 起業に挑戦する人材や産業界でイノベーションを起こす人材の育成プログラムを開発・実施する	5,182,039	584,938	5	一般	－	13	4	〇	－	－	－	5_a12_1	5_c1_2							該当	
1196	文部科学省	13		206		スーパーサイエンスハイスクールにかかる事務費		文部科学省は、将来の国際的な科学技術開係人材を育成するため、先進的な科学技術・理数教育を実施する高等学校等を「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」として指定している。本事務費により、優れた素質を持つ生徒等の発掘・能力伸長や学習指導要領によらない力リキュラムの開発・実践、課題研究の推進等を支援する事業の円滑かつ効果的な実施に必要な検討等を行う。	文部科学省においてスーパーサイエンスハイスクールの指定、企画評価会議の開催、中間評価の実施等を行う。	4,861	0	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	5_a3_1								該当	
1197	文部科学省	13		207		理科教育等設備整備費補助等		科学的な思考力・判断力・表現力の育成のためには、理科教育における観察・実験の充実が不可欠であり、そのために観察・実験にかかる理科設備の充実、観察・実験の指導に注力できる環境の整備等を目的とする。	〇理科教育振興法に基づいて、公・私立学校の設置者に対して、理科設備、算数・数学設備を整備するために必要な経費の一部を補助する。 〇公・私立学校の設置者に対して、小学校、中学校における理科の観察・実験に使用する設備の準備・調整等を行う補助員として、観察実験アシスタントを配置するために必要な経費の一部を補助する。	1,885,811	0	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	5_a3_1								該当	
1198	文部科学省	13		208		科学技術分野の文部科学大臣表彰		科学技術に関する研究開発、理解増進等において顕著な成果を収めた者について、その功績を讃えることにより、科学技術に携わる者の意欲の向上を図り、我が国の科学技術水準の向上に寄与することを目的とする。	科学技術分野の文部科学大臣表彰についての審査・選考を行い、表彰を行う。 ・科学技術特別賞 ・科学技術賞（開発部門、研究部門、科学技術振興部門、技術部門、理解増進部門） ・若手科学者賞 ・創意工夫功労者賞 ・創意工夫育成功労学校賞	23,915	0	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	3_b_1_7								該当	
1199	文部科学省	13		209		世界トップレベル研究拠点プログラム		近年、優れた頭脳の獲得競争が世界的に激化している中で、我が国が科学技術の力で世界をリードしていくためには、優秀な人材の世界的な循環の「環」の中に位置付けられ、内外の研究人材が自然に蓄積されるような研究機関を我が国にも作っていくことが必要である。 本事業において、世界的な著名研究者を拠点長として責任者に位置付け、その下に高いレベルの研究者が結集する、優れた研究環境と高い研究水準を誇る世界トップレベルの研究拠点を構築することを目指す。	本プログラムは、大学等を対象とし、高いレベルの研究者を中核とした拠点形成を目指す構想に集中的な支援を行う。研究対象は、基礎研究分野（基礎から応用への展開を目指す分野を含む。）で、複数の分野にまたがる融合領域とする。5年ごとの評価を経た上で、1拠点当たり年間13～14億円程度（平成24、29年度採択拠点については年間最大7億円程度）の支援を10年間（特に優れた拠点については15年間）行う。本プログラムは研究費を提供するプログラムではなく、拠点形成のための基盤的経費を支援するものであり、各拠点のホスト機関には、国の施策等が時限性により終了したあとも、自主的なリソース確保等により同程度の規模の措置が継続できるよう必要な支援を行うことを求めている。 本補助金は機関に対する定額補助となっている。	7,011,864	1,400,000	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	5_b1_2								該当	
1200	文部科学省	13		210		学術研究機関調査支援事業		大学共同利用機関法人、国立大学法人の附置研究所及び研究施設等の活動状況を調査し、今後の施策へ反映させるとともに、動物実験施設や機器分析センター等の大学等における学術研究支援組織に対し、学術政策の動向や遵守すべき規則等についての周知・啓発を行うことで、我が国の学術研究の水準の向上を図る。	大学共同利用機関法人、国立大学法人の附置研究所及び研究施設等へ職員等を派遣し、研究活動状況を調査する。また、各学術研究支援組織の代表者が参加する会議等へ職員等を派遣し、学術政策等の情報発信を行う。	4,212	0	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	1_b_2_1								該当	
1201	文部科学省	13		211		科学官の運営等		我が国の学術研究の振興のために施策を研究現場の実態に即したものとするため、専門的知見を有する大学等の研究者を科学官及び学術調査官（非常勤の国家公務員）として採用し、必要に応じ適切な助言、指導を受ける。	科学官は、学術に関する重要事項の企画及び立案に参画する。 学術調査官は、学術に関する事項についての調査、指導及び助言に当たるほか、特に科学研究費助成事業については、研究経験のある専門的知識を持った者として、文部科学省が所管する研究種目の審査・評価の運営等を行う。 本事業は、科学官および学術調査官が上記職務にあたった際の給与および旅費を支給するものである。	32,323	0	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	6_1								該当	
1202	文部科学省	13		212		科学研究情報発信基盤の強化		科学技術・学術情報（以下「科学研究情報」という）の円滑かつ効率的な発信・流通を図るため、科学研究情報発信基盤の現状を明らかにし、文部科学省における施策の企画立案や各大学における提案等に供することにより、科学研究情報発信基盤の強化を促進する。	大学図書館、コンピュータ、ネットワーク等の科学技術情報発信基盤は、大学等における教育・研究に必須であり、その整備や充実を図ることは大学等における教育・研究の発展のために極めて重要である。本事業では、このような科学研究情報発信基盤の整備改善の在り方について、有識者の参画を得て検討を行う。また、当該検討の基礎として活用する学術情報基盤実態調査等の調査を行い、科学研究情報基盤の実態を把握する。なお、学術情報基盤実態調査結果については、各大学等における環境改善に活用できるように文部科学省HPや政府統計の総合窓口に公開する。	9,516	0	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	1_b_3_1	1_b_4_1							該当	
1203	文部科学省	13		213		科学研究費助成事業		科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）は、人文学・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を対象とする唯一の競争的資金であり、人類共通の知的資産を創出するとともに、重厚な知的蓄積の形成に資する。	科研費では、大学等の研究者に広く公募を行っており、応募された研究課題については、延べ7，000人以上の研究者による専門分野毎のピアレビュー（専門分野の近い複数の研究者による審査）を行い、研究者に研究費を支給している（ピアレビューによる審査結果を踏まえて査定の上必要な額を全額補助）。なお、科研費においては、研究者の能力や研究の深まりに応じた応募が可能となるよう、研究期間や規模により様々な応募区分（研究種目）を設定している。また、平成23年度から複数年度研究費の改革（基金化）により、一部の研究種目で単年度の補助金制度に比べ、年度の区分にとらわれない研究費の使用など柔軟な使用を可能	228,586,793	30,176,500	1	一般	－	13	4	〇	〇	〇	－	1_a_1								該当	
1204	文部科学省	13		214		特色ある共同研究拠点の整備の推進事業		従来にない特色ある研究分野において、優れた学術資料、研究設備等を有する潜在的の研究力の高い公私立大学の研究所等の研究資源を、大学の枠を越えて研究者の共同利用・共同研究に活用することを通じて、研究分野全体の研究水準の向上と異分野融合による新たな学問領域の創出を図り、我が国の学術研究の発展を目指す。	文部科学大臣の認定を受けた公私立大学の共同利用・共同研究拠点を対象に、拠点としての研究環境の整備に係るスタートアップのための支援、及び拠点機能の更なる強化を図る取組について支援を行う。事業の実施に当たっては、拠点の認定を受けた大学を対象に公募を行い、外部有識者委員会において審査を実施して採択拠点を決定している。	283,689	0	5	一般	－	13	4	〇	－	－	－	4_a1_3								該当	
1205	文部科学省	13		215		研究大学強化促進事業		我が国の大学等が、研究マネジメント人材（リサーチ・アドミニストレーターを含む）群の確保や集中的な研究環境改革等の研究力強化の取組を実施するために必要な補助を行うことにより、世界水準の優れた研究活動を行う大学群を増強することを目的とする。	本事業は、近時の学術政策、大学政策及び科学技術政策の一体的改革の方向性を踏まえ、大学等が自らの研究活動の強み・弱みや課題等の状況分析に基づき、策定した研究力強化方針及びその取組を支援する補助事業（定額補助）である。 今後、事業の進捗状況のフォローアップを通じて、各大学等の大学改革と研究環境改革の一体的な推進を加速するとともに、平成29年度は中間評価を実施し、取組の評価を	5,055,921	0	5	一般	－	13	4	〇	－	－	－	5_b12_1								該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1206	文部科学省	13		216		大学が保管するアイヌ遺骨の返還に向けた手続等に関する調査研究		大学が保管しているアイヌ遺骨の返還に向けた手続等について、調査研究や有識者による検討会により当該手続等の在り方の検討を行い、「個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン」に基づく返還を促進することで、アイヌの方々の学術に対する信頼を再構築し、もって我が国における学術研究の基盤の適正化を図る。	大学が保管しているアイヌ遺骨の返還に向けた手続等について、有識者による検討会を設置し、検討を行う。具体的には、「個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン」に基づく返還に向けた手続に係る詳細やDNA鑑定等による個人・個体の特定の可能性や実効性等、大学との協力体制の在り方などの事項について検討を行い、検討結果を踏まえ、関係大学の体制整備を推進する。	13,217	0	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	1_b_1								該当	
1207	文部科学省	13		217		日本学士院会員年金の支給等に必要な経費		日本学士院は、学術上功績顕著な科学者を優遇するための機関として、学術の発達に寄与するため必要な事業を行うことを目的とする(日本学士院法第1条)。	(日本学士院法第8条関係) ・学術上特にすぐれた論文、著書その他の研究業績に対して、恩賜賞及び日本学士院賞並びに日本学士院エジンバラ公賞を授賞する。 ・会員が提出し、又は紹介した学術上の論文を発表するための紀要の編集及び発行を行う。 ・学術の研究を奨励するため必要な事業で、日本学士院が行うことを適当とするものを行う。 (日本学士院法第9条関係) ・日本学士院会員に対して年金を支給する。	443,575	0	5	一般	－	95	4	－	－	－	－	6_5_7	6_1							該当	
1208	文部科学省	13		218		先端研究基盤共用促進事業		競争的研究費改革と連携し、研究組織のマネジメントと一体となった研究設備・機器の整備運営の早期確立により、研究開発と共用の好循環を実現する新たな共用システムの導入を加速するとともに、産学官が共用可能な研究施設・設備等における施設間のネットワークを構築する共用プラットフォームを形成することにより、世界最高水準の研究開発基盤の維持・高度化を図ることを目的とする。	(1)共用プラットフォーム形成支援プログラムでは、産学官が共用可能な研究施設・設備等によるネットワークを構築する「共用プラットフォーム」を形成し、高度利用支援体制を確立することで、異分野融合・新興領域の拡大、若手研究者等の速やかな研究体制構築、産学官共同研究の拡大など新たなイノベーション創出を目指す。 (2)新たな共用システム導入支援プログラムでは、大学及び研究機関等において競争的研究費等で購入し、研究室毎に分散管理されている研究設備・機器群を、組織の経営・研究戦略の下で管理・運営する共用システムの導入を支援する。 両プログラムとも、委託対象となる機関については公募により募集し、外部有識者からなる先端研究基盤共用促進事業採択審査会による書類審査及び面接審査によって選定する。また、研究基盤整備・高度化委員会による定期的な	1,604,564	345,000	5	一般	－	13	4	○	－	－	－	4_a1_3								該当	
1209	文部科学省	13		219		大型放射光施設(SPring－8)及びX線自由電子レーザー施設(SACLA)の整備・共用		我が国の科学技術の発展や国際競争力の強化に貢献するため、世界最高の明るさ・品質の放射光を利用して、物質の種類や構造解析、様々な機能の解析や分析を可能にする大型放射光施設(SPring-8)及び物質の原子レベルの超微細構造や化学反応の超高速動態・変化を瞬時に計測・分析することを可能とするX線自由電子レーザー施設(SACLA)について、必要な運転時間の確保及び利用環境の充実に努め、学術界・産業界の広範な分野の研究者等の利用に供する。	「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(以下「共用法」という。)」に基づき、理化学研究所が設置した大型放射光施設(SPring-8)及びX線自由電子レーザー施設(SACLA)について、安定した運転の確保や必要な施設整備を行い、施設の供用を実施する。また、幅広い分野の研究者等による利用を促進するため、共用法に基づき登録された施設の設置主体とは別の第三者機関である登録施設利用促進機関が、施設利用研究を行う者の選定(利用者選定業務)を実施するとともに、利用者に対する情報提供・相談・その他SPring-8及びSACLAを利用する上で必要な支援	15,548,608	85,000	5	一般	－	13	2	－	－	－	－	4_a1_3								該当	
1210	文部科学省	13		220		大強度陽子加速器施設(J－PARC)の整備・共用		物質科学、生命科学、原子核・素粒子物理学など、基礎科学から産業応用までの幅広い研究開発を推進するため、世界最高レベルのビーム強度を有し、多彩な二次粒子を用いた新しい研究手段を提供する大強度陽子加速器施設(J-PARC)について、必要な運転時間の確保及び利用環境の充実に努め、学術界・産業界の広範な分野の研究者等の利用に供する。	「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(以下「共用法」という。)」の対象であるJ-PARCの中性子実験施設について、施設の整備や全体の機器等の運転を実施する。また、幅広い分野の研究者等による利用を促進するため、共用法に基づき登録された施設の設置主体とは別の第三者機関である登録施設利用促進機関が、施設利用研究を行う者の選定(利用者選定業務)を実施するとともに、利用者に対する情報提供・相談・その他J-PARCを利用する上で必要な支援(利用支援業務)を行う。(補助率定額)	11,056,584	160,000	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	4_a1_3								該当	
1211	文部科学省	13		221		革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ(HPCI)の構築		我が国の科学の発展、産業競争力の強化に資するため、イノベーションの創出や国民の安全・安心の確保につながる最先端の研究基盤として、スーパーコンピュータ「京」を中核とした革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ(HPCI)を構築・運用するとともに、この利用を推進し、画期的な成果創出と社会への還元を図る。	スーパーコンピュータ「京」を中核としたHPCIを構築するとともに、この利用を推進する。具体的には、「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(以下「共用法」という。)」の対象である「京」と国内の大学等のスパコンを高速ネットワークで結び、多様なユーザーニーズに応える計算環境を提供するHPCIを構築するとともに、幅広い分野の研究者等による利用を促進するため、共用法に基づき登録された登録施設利用促進機関が、利用者の公募・選定、利用相談、利用講習会等の利用促進業務を実施する。(補助率:	12,784,854	0	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	4_a1_3								該当	
1212	文部科学省	13		222		ポスト「京」の開発		2021年～2022年の運用開始を目標に、我が国が直面する社会的・科学的課題の解決に資する世界最高水準の汎用性のあるスーパーコンピュータを国として戦略的に開発・整備する。	幅広いアプリケーションを高い実行性能で利用できるシステムの開発と、我が国が直面する社会的・科学的課題に対応するためのアプリケーションの開発を協調的に行う。具体的には、理化学研究所計算科学研究機構を開発主体としてシステムの設計・開発を進めるとともに、その性能を最大限引き出し、世界に先駆けた成果を創出するために必要なアプリケーションの開発を一体的に行う。(補助率:定額)	5,630,000	0	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	1_a_1								該当	
1213	文部科学省	13		223		基礎研究振興・研究環境整備経費		科学技術に関する基礎研究や研究開発の推進のための環境の整備について、外部有識者との意見交換等を通じて今後の基礎研究振興の検討及び推進を図る。特に、国際リニアコライダー計画の実現可能性についての課題や要件を把握・分析し、本計画についての政策判断に必要となる調査研究の実施等を行う。	科学技術に関する基礎研究や研究開発推進に関する今後の検討や環境整備について、検討会の開催や外部有識者との意見交換を行うとともに国内外における各機関の現地調査やシンポジウムなどを通して、基礎研究振興・研究環境整備の推進を図る。 特に、国際リニアコライダー計画については、関係研究者や自治体及び産業界等からの期待が高まっているところ。しかしながら、本計画の実施の検討にあたっては、客観的かつ詳細なデータに基づくことが必要であり、日本学術会議においても同様の指摘をしている。そのため、外部有識者によるデータ収集及び分析・検討を行うものである。	20,445	0	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	1_c_2_1								該当	
1214	文部科学省	13		225		食品成分データベース整備の推進		食品成分に関する唯一の全国規模かつ公的な基礎データである「日本食品標準成分表」をインターネット上のデータベースとして公開し、研究や行政の他、学校や病院等における給食・調理の現場等に従事する栄養士はもとより一般家庭等が経常的に活用可能な情報を提供する。	「日本食品標準成分表」の食品成分値をデジタル情報として提供する「食品成分データベース」を整備・運用するとともに、利用者ニーズを踏まえた、データの充実やユーザーからの質問等にファックス等で回答するなどのサポートや利用者の利便性を高める改修等を実施する。	7,208	0	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	4_c_1_1								該当	
1215	文部科学省	13		226		現代型食生活のための食品成分情報取得強化事業		新たに流通してきた食品や品種改良された食品が増加するとともに、高齢者世帯や単身世帯の増加による加工食品に対するニーズが増大している。また、食品への栄養表示の義務化が検討されるなど、食品成分に係る情報の重要性が高まっている。このような中、食品成分に関する唯一の公的データである日本食品標準成分表について、現代型食生活を踏まえた収載食品を追加するなど、食品成分の把握に不可欠な基礎データの充実を図る。	日本食品標準成分表の収載内容の充実を図るため、近年になって流通してきた食品、既収載食品の加工調理後の食品の一般成分(水分、たんぱく質、脂質、炭水化物、灰分)、無機質(ナトリウム、カリウム、カルシウム、マグネシウム等)、ビタミン(ビタミンA,B,C、葉酸、ビオチン等)、脂肪酸(飽和、一価不飽和、多価不飽和)、コレステロール及び食物繊維(水溶性、不溶性)の定量分析を行う。更に、炭水化物、脂質及びたんぱく質等については、組成レベルの定量分析等を行う。これらに合わせ、一定期間経過した成分値の再	67,464	0	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	1_c_2_1								該当	
1216	文部科学省	13		227		光・量子科学研究拠点形成に向けた基盤技術開発等		先端科学技術分野や産業分野での革新的な成果を創出することを目指し、全国に散在する光科学技術・量子ビーム技術のポテンシャルを結集し、光・量子科学技術分野の研究開発課題を国として戦略的・積極的に実施するとともに、次世代の光・量子科学技術を担う若手人材の育成等を図	最先端の光源や計測手法の研究開発や、光科学技術と量子ビーム技術の融合・連携の推進と先導的利用研究による成果の創出を目的とする課題を公募により採択し、実施する。	296,989	0	5	一般	－	13	4	○	○	－	－	1_a_1								該当	
1217	文部科学省	13		228		先端基盤技術研究開発推進経費		様々な分野の研究開発に活用される基盤技術に関する研究推進方策や、研究基盤施設の整備・運営等について、検討会や動向調査等を通じて今後の施策の在り方の検討及び推進を図る。	様々な分野の研究開発に活用される光・量子科学技術等の基盤技術の今後の在り方及び開発・活用方策や、研究基盤施設の整備・運営等について、検討会の開催や外部有識者からのヒアリング等を行うとともに、国内における各機関の現地調査や各種学会・シンポジウムを通じた動向調査、更には国際会議等を通じた諸外国の取組等の情報収集・情報交換を行い、基盤技術の開発・活用や研究基盤施設の整備・運営等に関する施策の検討及び推進に資する。	12,054	0	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	1_b_2_1								該当	
1218	文部科学省	13		229		国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構運営費交付金に必要な経費		量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的研究開発並びに放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等の業務を総合的に行うことにより、量子科学技術及び放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。	量子科学技術及び放射線に係る医学に関する研究開発として、量子科学技術に関する萌芽・創成的研究開発、放射線の革新的医学利用等のための研究開発、放射線影響・被ばく医療研究、量子ビームの応用に関する研究開発、核融合に関する研究開発を行うとともに、成果の普及及びその活用の促進、施設及び設備の共用、研究者・技術者の養成及び資質の向上等を行う。 ※量子科学技術研究開発機構は、放射線医学総合研究所に日本原子力研究開発機構(原子力機構)の業務の一部を移管・統合し、平成28年4月1日に設立。	21,610,296	1,218,752	1	一般	－	13	3	－	－	－	－	7_a_2								該当	
1219	文部科学省	13		230		国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備に必要な経費		国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の施設整備に必要な経費に係る補助金の交付を通じ、同機構法第16条に規定する業務を効率的かつ円滑に遂行する。	量子科学技術等の水準の向上を図るため、量子科学技術研究開発機構の設置する研究所施設の整備充実を図る目的で、機構が行う研究施設の整備に要する経費に対し補助を実施する。(補助率:定額) ※量子科学技術研究開発機構は、放射線医学総合研究所に日本原子力研究開発機構(原子力機構)の業務の一部を移管・統合し、平成28年4月1日に設立。	3,052,215	600,000	1	一般	－	13	2	－	－	－	－	4_a1_2								該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1220	文部科学省	13		232		国立研究開発法人物質・材料研究機構運営費交付金に必要な経費		社会のあらゆる分野を支える基盤となる物質・材料科学技術に関して、基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行い物質・材料科学技術の水準の向上を図るとともに、物質・材料科学を牽引する国の中核的機関として、社会的ニーズに応える幅広い分野の革新を先導することを目的とする。	国立研究開発法人物質・材料研究機構は、社会のあらゆる分野を支える基盤となる物質・材料科学技術を牽引する国の中核的機関として以下の業務を実施する。 ・物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。 ・前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。 ・機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。 ・物質・材料科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。 ・前各号の業務に附帯する業務を行うこと。	13,517,272	1,142,800	1	一般	－	13	3	－	－	〇	－	7_a_2								該当	
1221	文部科学省	13		234		ナノテクノロジー・材料科学技術の戦略的研究開発・基盤整備	・元素戦略プロジェクト＜研究拠点形成型＞ ・統合型材料開発プロジェクト	ナノテクノロジー・材料科学技術は、新たな価値創出のコアとなる強みを有するとともに、未来社会において広範かつ多様な分野の産業を支える重要な基盤技術である。本事業は、ナノテクノロジー・材料科学技術分野の戦略的な研究開発・基盤整備を行うことにより、我が国における産業の国際競争力を維持・強化するために必要な革新的技術の創出を目指す。	ナノテクノロジー・材料科学技術に係る、基礎的・先導的な研究から実用化を展望した技術開発までを戦略的に推進するとともに、人材育成への取組や研究開発拠点の形成、基盤整備強化等への支援を実施している。具体的な取組は以下のとおり。 （1）元素戦略プロジェクト＜研究拠点形成型＞ （2）統合型材料開発プロジェクト（H28年度よりナノテクノロジーを活用した環境技術開発を改組）	2,319,940	0	5	一般	－	13	4	〇	〇	－	－	1_a_1	5_a1_1							該当	
1222	文部科学省	13		234		ナノテクノロジー・材料科学技術の戦略的研究開発・基盤整備	ナノテクノロジープラットフォーム等	ナノテクノロジー・材料科学技術は、新たな価値創出のコアとなる強みを有するとともに、未来社会において広範かつ多様な分野の産業を支える重要な基盤技術である。本事業は、ナノテクノロジー・材料科学技術分野の戦略的な研究開発・基盤整備を行うことにより、我が国における産業の国際競争力を維持・強化するために必要な革新的技術の創出を目指す。	ナノテクノロジー・材料科学技術に係る、基礎的・先導的な研究から実用化を展望した技術開発までを戦略的に推進するとともに、人材育成への取組や研究開発拠点の形成、基盤整備強化等への支援を実施している。具体的な取組は以下のとおり。 （1）元素戦略プロジェクト＜研究拠点形成型＞ （2）統合型材料開発プロジェクト（H28年度よりナノテクノロジーを活用した環境技術開発を改組）	1,940,383	392,286	5	一般	－	13	4	〇	－	－	－	1_a_1	5_a1_1							該当	
1223	文部科学省	13		236		AIP:人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト		世界をリードする革新的な人工知能基盤技術を構築する。現在の人工知能技術では高度に複雑・不完全なデータに対応できておらず、幅広い分野に適用可能な統合基盤技術を実現する。また、関係府省等との連携により、サイエンスや実社会などの幅広い“出口”に向けた応用研究を推進する。	未来社会における新たな価値創出の「鍵」となる、人工知能、ビッグデータ、IoT、サイバーセキュリティについて、「理研革新知能統合研究センター（AIPセンター）」に世界最先端の研究者を糾合し、革新的な基盤技術の研究開発や我が国の強みであるビッグデータを活用した研究開発を推進するとともに、関係府省等と連携することで研究開発から社会実装までを一体的に実施する。	3,051,000	486,300	5	一般	－	13	4	－	－	〇	－	1_a_1	2_a_1							該当	
1224	文部科学省	13		238		気候変動適応戦略イニシアチブ		地球温暖化・気候変動に関する地球観測や気候変動予測等のデータ収集からそれらのデータを解析処理するための共通のプラットフォームであるデータ統合・解析システム（DIAS）を国内外の多くの利用者に長期的・安定的に利用される気候変動への適応・緩和をはじめとした多様な社会課題の解決に貢献していくための社会基盤へと発展させる。また、利害関係者と協働で行われる研究・技術開発を推進し、気候変動予測データ等を用いた地域等の適応策の立案等に資する情報を提供する。さらに、気候モデルの高度化等の気候変動研究を推進し、IPCC 等外交の場でのプレゼンス維持・向上及び国内外の防災・減災等への活用を一層進める。	本事業は、我が国が実施する地球観測と気候変動予測に関するデータの統合解析、気候変動の予測結果を活用する技術等の研究開発や、その技術の社会実装の促進のために自治体等が行う気候変動適応策立案等に資する科学的知見を提供するための研究開発を行うもの。以下のプログラムから構成される。 ①「地球環境情報プラットフォーム構築推進プログラム」では地球観測データ、気候変動予測データ、社会・経済データ等を統合・解析して地球環境情報を創出するための情報基盤となるデータ統合・解析システム（DIAS）について、長期的・安定的に気候変動適応策・緩和策等に貢献する「地球環境情報プラットフォーム」構築のための共通基盤技術の開発を行い、様々な社会課題解決に資する成果の創出を促進する。 ②「気候変動適応技術社会実装プログラム」では、全国の地方自治体等で気候変動適応施策の立案・策定に活用できる汎用的な基盤技術を開発し、地方自治体における最適な気候変動適応策の導入に貢献する。 ③「統合的気候モデル高度化研究プログラム」（平成29～33年度）では、国際社会及び、国・地方公共団体や民間企業のニーズ等に基づき、全ての気候変動対策の基盤となる気候モデルの高度化（将来予測の不確実性低減、時空間解像度向上による予測情報の高精度化等）を通じて、国内外	1,336,026	0	5	一般	－	13	4	〇	－	－	－	1_a_1	4_c_1_1							該当	
1225	文部科学省	13		239		地球観測衛星システムの開発に必要な経費		気候変動問題等の地球規模の環境問題解決に貢献する全球地球観測システム（GEOSS：Global Earth Observation System of Systems）の構築への日本の貢献を着実に実施していくために必要な人工衛星及び地上設備の研究開発等に要する経費に対して補助を行い、地球観測に関する国の責務の遂行に寄与することを目的とする。	本事業では、平成15年のG8エビアンサミットで我が国が提唱し、平成17年の第3回地球観測サミットで採択された「GEOSS（複数システムからなる全球地球観測システム）10年実施計画」及び平成27年の第12回地球観測に関する政府間会合（GEO）閣僚級会合において策定された「GEO戦略計画2016-2025」に基づく全球観測体制の構築に対する、我が国の貢献を着実に実施するため、多様な宇宙システムとアプリケーションの一体的開発を進め、衛星による地球観測網の構築を推進することを目的に、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」（GOSAT）及び温室効果ガス観測技術衛星2号「いぶき２号」(GOSAT-2)、水循環変動観測衛星「しずく」（GCOM-W/AMSR2）、雲エアロゾル放射ミッション／雲プロファイリングレーダ（EarthCARE/CPR）、全球降水観測計画／二周波降水レーダ（GPM/DPR）及び気候変動観測衛星「しきさい」（GCOM-C）、陸域観測技術衛星２号「だいち２号」(ALOS-2)及び陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)等に係る	11,003,864	0	5	一般	－	13	4	－	－	〇	－	1_a_1								該当	
1226	文部科学省	13		240		海底地震・津波観測網の運用		海底地震・津波観測網の運用により、海域で発生する地震や津波を早期かつ精度よく検知し、緊急地震速報及び津波即時予測技術の精度向上、地震・津波の発生メカニズムの解明に貢献する。また、関係省庁・研究機関・地方公共団体・民間企業に観測データを提供し、より適切な地震・津波に関する情報提供や防災対応に貢献する。	巨大地震発生のおそれがある南海トラフ沿いに整備した地震・津波観測監視システム（DONET）及び今後も東日本大震災から引き続き大きな余震・誘発地震発生のおそれがある日本海溝沿い（東北地方太平洋沖）に整備した日本海溝海底地震津波観測網（S-net）の運用・管理を行うものである。	1,050,850	0	5	一般	－	13	4	－	－	〇	－	4_a1_6								該当	
1227	文部科学省	13		241		地球観測に関する政府間会合（GEO）		「GEO戦略計画2016－2025」に基づき、各国が衛星、海洋、地上観測から得られた地球観測データやそれらのデータを活用した気候変動予測結果等を共有し、地球規模課題への対応に向けた政策決定等に貢献する全球地球観測システム（GEOSS）を国際協力により構築する。GEOSS構築を通じて、我が国単独では入手不可能な観測データの入手を可能にし、我が国の研究者等が使用できる観測情報を増加させる。	地球観測に関する政府間会合（GEO）は、「GEO戦略計画2016－2025」の実施を推進する政府間の組織であり、平成29年5月現在、104ヵ国、EC、109機関が参加している。GEOの枠組の下、地球観測サミット（GEO閣僚会合）、GEO本会合、執行委員会及びプログラム委員会等が開催され、観測システムの整備、データ提供、研究開発、能力開発等の活動が行われている。本活動は、スイス・ジュネーブの世界気象機関（WMO）本部内に設置されているGEO事務局が、会議開催、関係国・機関間の調整や各種サポートを実施しており、本事業はそのGEO事務局に対して、会議開催等の経	35,874	0	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	5_d1_1								該当	
1228	文部科学省	13		242		環境分野の研究開発の推進		環境分野の研究開発の効率的かつ円滑な推進を目指し、地球科学技術に関する各国の研究成果、活動の情報交換を行い、文部科学省における環境分野の研究開発を効果的かつ円滑に推進するとともに、国際共同研究への分担金拠出等についての日本学術会議の提言（平成26年第199回幹事会）を踏まえ、研究者コミュニティ以外の(政策・行政担当者、経済界、各種NGO/NPO などの）ステークホルダーとの協働(超学際的：trans-disciplinary)を通して、地域から地球全体の環境保全と持続可能性を追求する国際協同研究計画を推進する。	環境分野の研究開発を効率的かつ円滑に推進するため、研究成果等の情報交換、他国との間で討議を行う国際会議への出席及び国内推進会議を実施する。さらに、地球環境問題等に関する科学的知見の充実に資するため、地球環境科学技術を推進する観点から地球環境問題に関する国際会議に参加するほか、関係省庁や有識者による国内推進会議を開催する。 また各国政府等からの拠出金により、地球環境国際協同研究計画事務局（フューチャー・アース本部事務局）が、各国の研究者の参加を得て、研究内容や国際協力の調整等を	85,554	0	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	5_d1_1								該当	
1229	文部科学省	13		244		国際熱核融合実験炉計画の推進に必要な経費		恒久的な人類のエネルギー源として有力な候補である核融合エネルギーの科学的・技術的な実現可能性を実証する。国際熱核融合実験炉（ITER）計画について、着実に実施する。	日欧米などの7極の協力によりITER計画を推進しており、我が国はITERの組立や運転等を担う国際機関である国際核融合エネルギー機構（ITER機構）に対する分担金を拠出するとともに、ITER建設のために我が国が調達責任を有する機器の製作やITER機構への人員派遣等を実施。（補助率：定額）（機器製作の一部は国庫債務負担行為で実施）	15,579,371	1,558,018	5	一般	－	13	4	－	－	〇	－	1_a_1	7_b_1							該当	
1230	文部科学省	13		245		幅広いアプローチ（BA）活動の推進に必要な経費		恒久的な人類のエネルギー源として有力な候補である核融合エネルギーについて、発電実証に必要な技術基盤の構築等を図るため、日欧の協力により幅広いアプローチ（BA）活動を推進。	日欧が協力して青森県及び茨城県に世界最先端の核融合研究開発拠点を形成し、先進的な材料研究、プラズマ物理実験、計算科学研究など、原型炉での発電実証に必要な先進的核融合研究開発を実施し、原型炉の実現に向けて世界をリードする。（補助率：定額）	3,307,499	0	5	一般	－	13	4	－	－	〇	－	1_a_1								該当	
1231	文部科学省	13		246		省エネルギー社会の実現に資する次世代半導体研究開発		エネルギーの安定確保等の観点から徹底した省エネルギー社会の実現は我が国の喫緊の課題である。我が国においてエネルギー消費が増大している運輸部門、家庭部門等の電力消費低減に向けた革新的な省エネルギー化のため、パワーデバイス等に応用できる窒化ガリウム（GaN）等の次世代半導体に関し、我が国の強みを活かし、研究開発を一	省エネルギー社会の実現に向け、理論・シミュレーションも活用した材料創製からデバイス化・システム応用まで、次世代半導体の研究開発を一体的に加速するための研究開発拠点を構築して、基礎基盤研究を実施する。	1,440,189	230,000	5	一般	－	13	4	〇	〇	－	－	1_a_1								該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額(千円)	左記うち要望額うち科技予算額(千円)	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:○ 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:○ 非該当:－)	競争的資金(該当:○ 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:○ 非該当:－)	SBIR対象(該当:○ 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1232	文部科学省	13		251		ライフサイエンス研究開発推進経費		ライフサイエンス分野において、効率的・効果的に研究開発を推進するため国内外の研究の状況や社会ニーズ等を把握するための実態調査を行うとともに、先端医学研究、研究基盤整備を始めとしたライフサイエンス分野の推進方策について検討を行う。また、最先端のライフサイエンス研究に関する諸課題に関し、法令・指針に基づく対応、研究の進展状況を踏まえた対応、事業者への情報提供等による法令・指針の遵守の徹底等を図る。	ライフサイエンス分野の研究開発の推進全体に必要な経費及び、生命倫理・安全対策に関わる諸問題に対する調査検討、法令・指針の整備、法令・指針に基づく審査、情報提供等を実施する。	54,599	0	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	1_b_1								該当	
1233	文部科学省	13		252		医療分野の研究開発の推進		日本医療研究開発機構において、医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備に対する助成等を行うことで、革新的な医薬品・医療機器等の実用化を促進し、健康長寿社会の形成を目指す。	健康・医療戦略（平成26年7月閣議決定、平成29年2月一部変更）、医療分野研究開発推進計画（平成26年7月健康・医療戦略推進本部決定、平成29年2月一部変更）に基づき、日本医療研究開発機構において、以下のような医療分野の研究開発を基礎から実用化まで一貫して推進するために必要な経費を措置する。（補助率定額） ○医薬品・医療機器開発への取組 ○臨床研究・治験への取組 ○世界最先端の医療の実現に向けた取組 ○疾病領域ごとの取組　等	29,365,181	2,525,960	5	一般	－	13	4	－	○	○	○	1_a_1	2_a_1							該当	
1234	文部科学省	13		252		医療分野の研究開発の推進		日本医療研究開発機構において、医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備に対する助成等を行うことで、革新的な医薬品・医療機器等の実用化を促進し、健康長寿社会の形成を目指す。	健康・医療戦略（平成26年7月閣議決定、平成29年2月一部変更）、医療分野研究開発推進計画（平成26年7月健康・医療戦略推進本部決定、平成29年2月一部変更）に基づき、日本医療研究開発機構において、以下のような医療分野の研究開発を基礎から実用化まで一貫して推進するために必要な経費を措置する。（補助率定額） ○医薬品・医療機器開発への取組 ○臨床研究・治験への取組 ○世界最先端の医療の実現に向けた取組 ○疾病領域ごとの取組　等	23,727,291	2,308,991	5	一般	－	13	4	－	－	○	○	1_a_1	2_a_1							該当	
1235	文部科学省	13		253		国立研究開発法人日本医療研究開発機構運営費交付金に必要な経費		日本医療研究開発機構において、医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備に対する助成等を行うことで、革新的な医薬品・医療機器等の実用化を促進し、健康長寿社会の形成を目指す。	日本医療研究開発機構に係る人件費・管理費等の基盤的経費を措置することで、同機構が実施する医療分野の研究開発事業の円滑な実施を図る。	5,663,409	108,799	5	一般	－	13	3	－	－	－	－	1_a_1								該当	
1236	文部科学省	13		254		地震防災研究戦略プロジェクト		地震・津波の切迫性が高く、発生した際に甚大な被害が見込まれる地域や、調査が不十分な地域において、以下の重点研究プロジェクトを実施し、その成果を普及することにより、国及び地方自治体による防災計画や、個人の防災意識の向上に貢献し、安全・安心な社会の構築を目指す。 ①日本海地震・津波調査プロジェクト ②南海トラフ広域地震防災研究プロジェクト ③地域防災対策支援研究プロジェクト　※29年度で終了 ④都市の脆弱性が引き起こす激甚災害軽減化プロジェクト　※28年度で終了 ⑤海底地殻変動観測技術の高度化　※25年度で終了	①日本海側では観測データ等が不足し、自治体の地震の想定や防災対策の検討が困難な状況にあることから、自治体の要望等も踏まえ、日本海側の地震・津波像の解明等を行う。 ②南海トラフ域及び南西諸島海溝域を対象として構造調査、津波履歴調査並びにシミュレーション研究を行い、被害予測精度の向上を目指す。また効果的・効率的な防災・減災対策に貢献するための地域連携減災研究を行う。 ③地域の防災力の向上のため、全国の大学等における理学・工学・社会科学分野の防災研究の成果をまとめるデータベースの構築とともに、大学等の研究成果の展開を図り、大学・自治体・事業者等の防災・減災対策への研究成果の活用を促進する。 ④首都直下地震の地震ハザード・リスク予測のための調査・研究、大型震動台等を活用した都市の機能維持・回復のための調査・研究、都市災害における災害対応能力の向上方策に関する調査・研究を実施する。 ⑤海底GPSによる高精度かつ高効率な海底地殻変動観測・解析技術を開発するとともに、セミリアルタイム連続観測の	653,055	0	5	一般	－	13	4	○	－	－	－	1_a_1	1_b_1	3_b_1_7							該当	
1237	文部科学省	13		255		地震調査研究推進本部		地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された地震調査研究推進本部の円滑な運営、長期評価等の検討、及び、事業成果の公表に貢献する。	地震調査研究推進本部で実施する地震の長期評価や長周期地震動ハザードマップの作成を効率的に進めるため、これに必要となる調査観測データや文献を円滑かつ効率的に収集し、それらの解析による各種評価に係る資料の用意や、海溝型地震や陸海域の活断層等を対象とした調査観測・研究等を行う。また、同本部の役割の一つとして、気象庁等が所有する全国の地震観測データを一元的に収集・整理してその総合的な評価を行うため、「地域地震情報センターデータ処理システム（REDC）」の運用及び維持管理を行うとともに、地震調査研究推進本部のデータベース管理・評価・会議運営等の業務の円滑な実施と成果普及の支援を	953,805	0	5	一般	－	13	4	○	－	－	－	1_a_1	4_c_1_1	1_b_1							該当	
1238	文部科学省	13		256		国立研究開発法人防災科学技術研究所運営費交付金に必要な経費		防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発、それらに係る成果の普及及び活用の促進等の業務を総合的に行い、防災科学技術の水準の向上を図り、成果の防災対策への反映を図ることにより、災害から人命を守り、災害の教訓を活かして発展を続ける災害に強い社会の実現を目指す。	防災科学技術の水準の向上を目指し、① 地震災害による被害の軽減に資する研究開発、② 火山災害による被害の軽減に資する研究開発、③ 気象災害・土砂災害・雪氷災害等による被害の軽減に資する研究開発、④ 災害に強い社会の形成に役立つ研究開発を各種の研究と密接な連携を保つとともに、分野横断的な研究開発を推進する。さらに、国や地方公共団体等が防災行政を行う上で必要としている防災科学技術へのニーズに柔軟に対応できる体制、制度を整備し、最大限の研究成果を創出することに努める。	7,205,035	624,775	1	一般	－	13	3	－	－	○	－	7_a_2								該当	
1239	文部科学省	13		258		次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト		御嶽山の噴火等を踏まえ、火山研究の推進及び人材育成・確保が求められているが、既存の火山研究は「観測」研究が主流であり、防災・減災に資する「観測・予測・対策」の一体的な火山研究の実施には至っていない。それに加え、火山研究者は約80人と少数。 そこで我が国の火山研究を飛躍させるため、従前の観測研究に加え、他分野との連携・融合のもと、「観測・予測・対策」の一体的な火山研究の推進及び広範な知識と高度な技能を有する火山研究者の育成・確保を目指す。	中核機関をプラットフォームとし、プロジェクトリーダーの強力なリーダーシップの下、他分野との連携・融合を図り、「観測・予測・対策」の一体的な火山研究を推進する。また、「火山研究人材育成コンソーシアム」を構築し、大学間連携を強化するとともに、最先端の火山研究と連携させた体系的な教育プログラムを提供する。	650,271	99,000	5	一般	－	13	4	○	－	－	－	1_a_1	5_a1_2							該当	
1240	文部科学省	13		259		原子力研究開発の推進事務		原子力科学技術に関する各国の研究成果、活動の情報交換を行い、文部科学省における原子力分野の研究開発利用を効果的かつ円滑に推進する。	文部科学省が担う原子力分野の研究開発利用を進めるために、原子力分野の国際協力、原子力関係者の海外派遣等の必要な事務を実施する。	97,863	0	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	5_a1_1								該当	
1241	文部科学省	13		260		国際原子力人材育成イニシアティブ		現存する原子力研究施設の運転及び施設の供用支援を行うとともに、国内機関が海外の原子力開発施設を活用する際に生じる負担を解消するための支援の取組を行うことにより、我が国に必要である原子力研究開発基盤の整備・維持を図る。また、従来行っている原子力人材育成支援の取組についてもこれらの事業と一体的に運営することにより、原子力の基盤を支援する。	我が国の原子力研究開発・人材育成基盤の維持・発展に必要な取組を支援する。具体的には、①原子力施設を保有する大学等の研究開発機関を対象に、その基盤の維持・発展しつつ、人材育成・研究開発活動の活性化を目的にした取組、②国内機関が海外の原子力施設を利用して研究開発等を実施する際の窓口機能の整備及び国内原子力施設の海外研究者への将来供用に関する事業実施可能性調査、③産学官の関係機関が連携・協働した原子力関連教育のカリキュラム・講座の高度化・国際化等、原子力人材育成の取組　などを重点的に補助・委託する。このため、公募により採択した機関に対して、事業実施に必要な施設整備費や	207,901	131,745	5	一般	－	63	4	○	－	－	－	5_a1_1	5_a12_1							該当	
1242	文部科学省	13		260		国際原子力人材育成イニシアティブ		現存する原子力研究施設の運転及び施設の供用支援を行うとともに、国内機関が海外の原子力開発施設を活用する際に生じる負担を解消するための支援の取組を行うことにより、我が国に必要である原子力研究開発基盤の整備・維持を図る。また、従来行っている原子力人材育成支援の取組についてもこれらの事業と一体的に運営することにより、原子力の基盤を支援する。	我が国の原子力研究開発・人材育成基盤の維持・発展に必要な取組を支援する。具体的には、①原子力施設を保有する大学等の研究開発機関を対象に、その基盤の維持・発展しつつ、人材育成・研究開発活動の活性化を目的にした取組、②国内機関が海外の原子力施設を利用して研究開発等を実施する際の窓口機能の整備及び国内原子力施設の海外研究者への将来供用に関する事業実施可能性調査、③産学官の関係機関が連携・協働した原子力関連教育のカリキュラム・講座の高度化・国際化等、原子力人材育成の取組　などを重点的に補助・委託する。このため、公募により採択した機関に対して、事業実施に必要な施設整備費や	20,000	20,000	5	一般	－	13	4	○	－	－	－	5_a1_1	5_a12_1							該当	
1243	文部科学省	13		261		核不拡散・核セキュリティ関連業務		平成22年（2010年）4月の第1回核セキュリティサミットにおけるナショナル・ステートメントを踏まえ、日本原子力研究開発機構に設置した核不拡散・核セキュリティ総合支援センターを活用し、平成23年度から核不拡散・核セキュリティに関する人材育成、核検知・核測定、核鑑識に関する技術開発を実施し、国際的な核不拡散・核セキュリティ強化に貢献する。	1．人材育成 　主にアジア諸国等を対象とした、核セキュリティ、保障措置・国内計量管理制度等に関する研修、セミナー等の実施を通して、アジア諸国等における核不拡散・核セキュリティ分野の法令整備の支援にもつながるような人材育成を行うとともに、国内原子力事業者も対象としたトレーニングを行う。 2．技術開発 　高度な核物質の測定・検知に関する技術開発として、ガンマ線等を用いた核物質の検知・定量を目的とした技術開発等を行うとともに、超精密測定によりごく微量のプルトニウムやウランの同位対比、または不純物や粒子形状を測定することにより、押収された核物質の生産施設、生産時期等を特定する核鑑識技術の開発を行う。	526,976	24,834	5	一般	－	63	4	－	－	○	－	5_a2_1	1_a_1							該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1244	文部科学省	13		262		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費交付金に必要な経費		原子力に関する基礎的研究及び応用の研究、高速増殖炉関連研究、核燃料物質の再処理及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、原子力災害からの復興のために必要な技術開発等に取り組む。	我が国唯一の原子力に関する総合的な研究開発機関として、原子力の基礎基盤研究、安全研究、核不拡散研究、人材育成等の取組を推進するとともに、中長期的なエネルギー資源の確保のため高速炉の研究開発等の取組を実施する。また、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた研究開発など、原子力災害からの復興に向けた取	36,991,207	3,895,143	1	一般	－	63	3	－	－	－	－	7_a_2								該当	
1245	文部科学省	13		262		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費交付金に必要な経費		原子力に関する基礎的研究及び応用の研究、高速増殖炉関連研究、核燃料物質の再処理及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、原子力災害からの復興のために必要な技術開発等に取り組む。	我が国唯一の原子力に関する総合的な研究開発機関として、原子力の基礎基盤研究、安全研究、核不拡散研究、人材育成等の取組を推進するとともに、中長期的なエネルギー資源の確保のため高速炉の研究開発等の取組を実施する。また、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた研究開発など、原子力災害からの復興に向けた取	90,073,678	4,755,383	1	特別	－	90022	3	－	－	－	－	7_a_2								該当	
1246	文部科学省	13		264		経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)共同事業参加		経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)のデータバンクは、原子力基礎・基盤のためのデータ整備・利用促進事業の国際的な中核センターとして位置付けられている。データバンク事業に参加することにより、先進諸国の最新の計算プログラムや評価された実験データを整備されたものとして入手し、利用することが可能であり、我が国の原子力研究開発の基盤整備に資することに加え、NEA等を通じた新興国への計算プログラム等の配布により国際的な原子力基盤整備にも貢献する。	OECD/NEAのデータバンク事業に参加するための分担金を拠出し、同機関は参加国からニーズの高い原子力関係の核データ(原子核反応の起こりやすさを表す断面積や核分裂の際に発生する放射線の種類やエネルギーなどの原子核に関する基本的なデータ)や計算コード(各種の計算や解析に用いるプログラム(ソフトウェア))等の収集・整備・配布等を行う。なお、データバンクから入手したデータは、我が国の政府機関のみならず、大学等においても原子炉に関する研究、開発設計等に活用されているほか、NEA加盟国や新興国においても我が国が提供したデータも含めて同様に活	78,179	0	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	4_c_1_1								該当	
1247	文部科学省	13		265		放射性廃棄物減容化研究開発の推進		エネルギー基本計画に基づき、放射性廃棄物の減容化・有害度低減のための技術開発として、加速器を組み込んだ原子炉を用いる新たなシステムについて検討し、高レベル放射性廃棄物の処理・処分における将来の幅広い選択肢の確保にむけて取り組む。	加速器を組み込んだ原子炉を用いて毒性の高い核種を毒性の低い核種に変換するための技術開発を実施する。具体的には、技術開発の中核となる工学規模の実験施設に係る研究開発、実験装置の要素技術検証や性能向上のための技術検証を実施する。(補助率:定額)	170,446	157,896	5	一般	－	13	4	－	－	〇	－	1_a_1								該当	
1248	文部科学省	13		267		放射線利用技術等国際交流事業委託費		アジア諸国を中心とする国々を対象に放射線利用技術・原子力基盤技術等に関する国際会議・研修等を実施し、我が国の原子力施設等の立地地域等へ各国の専門家・技術者等を招聘することで、立地地域等が中心となって進めている原子力研究開発利用を促進するとともに、当該立地地域等における原子力分野の国際交流の拠点化に貢献する。	Ⅰ．アジア諸国における放射線利用技術・原子力基盤技術等について、アジア諸国との国際協力の枠組みであるアジア原子力協力フォーラム(FNCA: Forum for Nuclear Cooperation in Asia)の下、専門家等によるテーマ別、分野別のワークショップ等の国際会議等を開催。 Ⅱ．アジア諸国を中心とする諸外国を対象として、各国の技術者や現場指導者の我が国への招へいや我が国の専門家の派遣を通して、各国に対して数週間から半年程度の原子力研究開発利用に関する研修、技術訓練を行う。	208,505	0	5	特別	－	90022	4	－	－	－	－	5_a1_1								該当	
1249	文部科学省	13		268		核燃料サイクル関係推進調整等委託費		文部科学省が所管する原子力施設等に関し、情報公開による透明性の向上を目指して、国民(情報の受け手側)の視点に立った迅速な情報提供等に取り組むとともに、国民の多様なニーズを踏まえ、各種広告媒体を用いた広報活動を体系的に実施することにより、原子力研究開発の意義や原子力施設の安全対策等に対する国民への知識の普及を図る。	高速増殖炉「もんじゅ」が立地する地域を中心にアンケート調査を実施し、情報の受け手側のニーズ(知りたい情報)を調査した上で、ニーズにマッチした情報(「もんじゅ」研究開発の意義や安全対策等)を各種広報媒体(意見交換会・新聞広告)を通じて提供する。	38,840	0	5	特別	－	90022	4	－	－	－	－	3_b_1_1								該当	
1250	文部科学省	13		269		電源地域産業育成支援補助金		電源立地対策として、発電用施設の周辺地域における公共用施設の整備、住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化を図る。 電源立地対策のうち、本事業については電源立地地域の自立的・持続的発展に結びつく産業の発掘・育成に関する当該地域の自発的努力に対し、国として側面からの支援措	本制度の対象となる国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の原子力発電施設等が設置されている都道府県(電源立地地域)が実施する産業育成事業に対する補助金を交付する。(補助率:定額)	114,356	0	5	特別	－	90022	4	－	－	－	－	8_2_1								該当	
1251	文部科学省	13		270		電源地域振興促進事業費補助金 (特別電源所在県科学技術振興事業補助金)		電源立地対策として、発電用施設の周辺地域における公共用施設の整備、住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化を図る。 電源立地対策のうち、本事業については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の原子力発電施設等の所在する都道府県における科学技術振興のための調査、試験研究及び基盤整備に対する補助を行うことにより、地域に密着した科学技術振興のための研究・開発・利用の基盤整	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の原子力発電施設等の所在する都道府県(電源立地地域)に対し、当該都道府県内における科学技術振興のための試験研究及び基盤整備事業を支援するための補助金(補助金額は交付要綱において規定)を交付する。(補助率:定額)	1,802,134	0	5	特別	－	90022	4	－	－	－	－	1_a_1								該当	
1252	文部科学省	13		271		原子力発電施設等研修事業費補助金		電源立地対策として、発電用施設の周辺地域における公共用施設の整備をはじめ、住民生活の利便性向上・産業の振興に寄与する事業を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図ることをもって、発電用施設の設置及び運転の円滑化の推進を目的としている。このうち、本事業においては、原子力発電施設等が所在している都道府県(電源立地地域)が実施する原子力周辺分野の技術者に対する原子力基礎知識等の研修、原子力関連業務従事者への原子力及び原子力関連の基礎知識等の研修及び地元企業の原子力関連技術のレベル向上を図るための事業に対して補助金を交付するもの。	原子力発電施設等が所在している都道府県(電源立地地域)の計画と申請に基づき、当該都道府県が実施する原子力関連基礎知識や原子力関連技術のレベル向上を図るための研修事業に対する補助を行う(補助率:定額)。 原子力の研究開発の実施に際しては、核燃料物質の研究使用や研究用原子炉そのものの立地・建設が必要となる。本事業については、「特別会計に関する法律」や「発電用施設周辺地域整備法」に基づき、日本原子力研究開発機構の設置する実験炉や技術実証施設の運転の円滑化に資するための財政上の措置である。即ち、原子力機構等が研究開発を履行するに際して、必須的に必要となる経費。	95,845	0	5	特別	－	90022	4	－	－	－	－	5_a2_1								該当	
1253	文部科学省	13		272		電源立地地域対策交付金、交付金事務等交付金		発電用施設周辺の地方自治体に対し、発電用施設の種類・規模や周辺地域の世帯数等によって算出される交付限度額の範囲内で交付金を交付し、立地自治体等関係者の理解と協力を得ることにより、発電用施設等の設置及び運転の円滑化を図る。	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の発電用施設周辺の地方自治体(電源立地地域)からの申請に基づき、交付金を交付(補助率:定額)。事業概要は以下のとおり。 ①公共用施設に係る整備、維持補修及び維持運営措置 ②企業導入・産業活性化措置 ③福祉対策措置	8,067,420	0	5	特別	－	90022	4	－	－	－	－	8_2_1								該当	
1254	文部科学省	13		273		広報・調査等交付金		発電用施設等が所在する地方自治体等が実施する地域住民への原子力発電に係る知識の普及や当該知識の普及に係る施設の整備等に対し交付金を交付することにより、原子力発電施設等に関する地域住民の理解を促進し、発電用施設等の設置及び運転の円滑化を図る。	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の原子力発電施設等に関して、当該施設の所在する地方自治体等(電源立地地域)が実施する広報活動、原子力広報研修施設整備事業、周辺の地域の住民の生活に及ぼす影響に関する調査並びに関係機関等との連絡調整に要する費用に充てるための交付金を交付する。(補助率:定額)	113,127	0	5	特別	－	90022	4	－	－	－	－	3_b_1_1								該当	
1255	文部科学省	13		274		放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金		電源立地対策として、発電用施設の周辺地域における公共用施設の整備、住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化を図る。 電源立地対策のうち、本事業については、原子力発電施設等の設置されている地域における、放射線利用や原子力の基盤技術に関する試験研究の推進に要する費用に充てるための交付金を交付し、科学技術振興のための研究・開	原子力発電施設等の所在している都道府県(電源立地地域)の計画と申請に基づき、当該地域における放射線利用・原子力基盤技術試験研究事業に係る施設等整備等事業、設備等整備等事業、試験研究事業及び人材育成事業に充てるための交付金(交付金額は交付規則において規定)を交付。(補助率:定額)	335,003	0	5	特別	－	90022	4	－	－	－	－	4_a1_2	1_a_1	5_a1_1						該当	
1256	文部科学省	13		275		原子力・エネルギー教育支援事業交付金		発電の用に供する施設の運転の円滑化等に資するための電源立地対策として、学校教育段階からの原子力・エネルギーに対する理解増進を行うため、各都道府県自ら行う原子力その他のエネルギーに関する教育の取組を支援するこ	立地地域、消費地域を含む全ての都道府県を対象に、原子力やその他のエネルギーに関する教育への取組に必要となる教材の整備、教員の研修、施設見学、講演会の実施等に必要となる費用を交付。(補助率:定額)	210,869	0	5	特別	－	90022	4	－	－	－	－	3_b_1_1								該当	
1257	文部科学省	13		276		核燃料サイクル関係推進調整等交付金		電源立地対策として、発電用施設の周辺地域における公共用施設の整備、住民生活の利便性向上及び産業振興に寄与する事業を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化を図る。 電源立地対策のうち、本事業については核燃料サイクルの推進を図るため、核燃料サイクル関係施設の所在する地域に対し、当該地域が実施する放出放射性物質影響調査等	大型再処理施設が設置される、若しくは設置が予定されている都道府県が実施する排出放射性物質影響調査設備等整備等事業及び排出放射性物質影響調査事業に必要となる費用に充てるための交付金を交付する。(補助率:定額)	2,896,897	0	5	特別	－	90022	4	－	－	－	－	1_a_1	1_c_2_1							該当	
1258	文部科学省	13		277		経済協力開発機構原子力機関拠出金		経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)に特別拠出金を拠出し、先進国において蓄積された原子力科学に関する知見、各国の原子力の研究開発に関する動向などに関する調査等を活用し、我が国の原子力政策に反映する。	OECD/NEAにて実施されている以下の活動について拠出金を拠出する。 Ⅰ．原子力科学に関する知識の普及に係る調査・検討 先進国において蓄積された原子力科学に関する知見を調査・検討し、情報発信等を行う。 Ⅱ．経済協力開発機構原子力機関拠出金 OECD/NEAにおける活動のうち、我が国の原子力政策・電源立地対策に合致する活動の調査・検討を行う。	116,117	0	5	特別	－	90022	4	－	－	－	－	7_b_1								該当	
1259	文部科学省	13		278		原子力平和利用確保調査委託費		我が国の原子力研究開発等を円滑に推進するため、米国等の研究開発や国際協力等を巡る動向について調査し、効果的かつ効率的な政策立案に資する。	米国等の諸外国の研究開発動向や国際協力動向等の最新の関連トピックスを、各種会合、学会誌、国際機関報告書等の情報源から調査する。	12,098	0	5	特別	－	90022	4	－	－	－	－	1_c_2_1								該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1260	文部科学省	13		279		原子力システム研究開発委託費		エネルギーの安定供給を図るため、原子力が将来直面する様々な課題に的確に対応し解決するとともに、原子力分野における我が国の国際競争力の維持・向上を図るため、多様な原子力システム(原子炉、再処理、燃料加工)に関し、基礎的研究から工学的検証に至る領域における革新的な技術開発を進めることを目的とする。	東京電力福島第一原子力発電所事故及び「エネルギー基本計画」(平成26年4月11日閣議決定)を踏まえ、既存原子力施設の安全対策強化等に資する共通基盤的な技術開発、放射性廃棄物の減容化及び有害度低減に資する研究開発を実施する。 なお、事業の実施に当たっては、大学、高専、独立行政法人(国立研究開発法人含む)、民間法人、特定非営利活動法人等を対象として研究課題を募集し、外部有識者からなる審査委員会において審査後、PD(プログラムディレクター)・PO(プログラムオフィサー)会議の審議を踏まえ採択を決定する。また、研究の実施に当たっては、担当するPOが研究計画について助言を行うなどの進捗管理を行うとと	1,164,223	0	5	特別	－	90022	4	〇	〇	－	－	1_a_1								該当	
1261	文部科学省	13		280		原子力平和利用調査等事業拠出金		国際原子力機関(IAEA)、経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)に対する特別拠出金の拠出を通じて、我が国の原子力利用が核不拡散の点から平和的に進められていることについて国際的な理解・協力を得るとともに技術・制度等に関する情報を入手することで、我が国の原子力施設等の利用の促進等に資することに加え、国際的な核セキュリティ強化や核拡散抵抗性の向上などの国際貢献にも資す	IAEA及びOECD/NEAにおいて実施される、 〇核不拡散・原子力平和利用に関する調査・検討 〇原子力システムにおける放射性廃棄物に関する技術の調査・検討 〇核拡散抵抗性に優れた原子力技術開発の調査・検討 の取組について特別拠出金を拠出し、我が国の原子力平和利用の推進に資する。	80,520	0	5	特別	－	90022	4	－	－	－	－	7_b_2								該当	
1262	文部科学省	13		281		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費		施設の設置又は改造に要する費用に係る補助金の交付を通じ、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う特別会計に関する法律施行令第51条第2項に掲げる業務を円滑に実施する。	我が国唯一の原子力に関する総合的な研究開発機関として、施設の設置または整備を進めるために、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対し、これらの研究及び技術基盤維持のための施設整備に必要な経費について補助を行い、原子力の研究、開発及び利用の促進に資する。 平成28年度については、固体廃棄物減容処理施設(OWTF)の建設工事及び内装設備・機器の製作を進めた。	3,426,034	0	1	特別	－	90022	2	－	－	－	－	4_a1_1								該当	
1263	文部科学省	13		282		英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業	原子力施設廃止措置研究棟委託費	東京電力ホールディングス株式会社(以下「東電」という。)福島第一原子力発電所の廃炉等を始めとした原子力分野の課題解決に資する基礎的・基盤的研究や人材育成等を推進する。	「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等研究開発の加速プラン」(平成26年6月文部科学省)等を踏まえ、廃止措置に資する基礎的・基盤的研究や学生等を対象とした講義・研修等の実施を通じ、産業界の協力も得つつ、人材育成に取り組む。	549,962	78,386	5	一般	－	63	4	〇	〇	－	－	1_a_1								該当	
1264	文部科学省	13		282		英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業	科学技術試験研究委託費 経済協力開発機構拠出金	東京電力ホールディングス株式会社(以下「東電」という。)福島第一原子力発電所の廃炉等を始めとした原子力分野の課題解決に資する基礎的・基盤的研究や人材育成等を推進する。	「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等研究開発の加速プラン」(平成26年6月文部科学省)等を踏まえ、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の加速に資するため、国際共同研究を含め、様々な分野の研究を融合・連携し幅広い知見を集めた研究開発に取り組む。 また、従前の機関や分野の壁を越えて緊密に融合・連携することを通じて、原子力の課題解決に資する基礎的・基盤的研究にも取り組む。	532,808	9,003	5	一般	－	13	4	〇	〇	－	－	1_a_1								該当	
1265	文部科学省	13		282		英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業	廃炉研究等推進事業費補助金	東京電力ホールディングス株式会社(以下「東電」という。)福島第一原子力発電所の廃炉等を始めとした原子力分野の課題解決に資する基礎的・基盤的研究や人材育成等を推進する。	「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等研究開発の加速プラン」(平成26年6月文部科学省)等を踏まえ、原子力損害賠償・廃炉等支援機構が取りまとめた戦略プラン等に基づき、廃炉現場のニーズを一層踏まえた国内外の研究機関等との研究開発・人材育成を日本原子力研究開発機構廃炉国際共同研究センターを中核として取り組む。	470,995	458,904	5	一般	－	13	4	〇	〇	－	－	1_a_1								該当	
1266	文部科学省	13		283		国際宇宙ステーション開発に必要な経費		「民生用国際宇宙基地のための協力に関する宇宙基地協力協定」等の国際約束に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が実施する国際宇宙ステーションの運用に要する経費に対して補助を行い、新たな技術・科学的知見の獲得や国際協力の推進などを行うことを目的とする。	新たな技術・科学的知見の獲得や国際協力の推進などを目的として、国際宇宙ステーション(ISS)／日本実験棟「きぼう」の運用・利用を確実に実施する。また、宇宙ステーション補給機(HTV)の開発及び運用を着実に実施する。具体的には、国際宇宙ステーションの運用を通じて国際協力を推進するとともに、「きぼう」における様々な実験を着実に実施し、今後の宇宙開発利用に必要な新たな宇宙技術の獲得や社会的利益につながる科学的知見の獲得を目指す。加えて、HTVの定期的な機体製造、打ち上げ及び運用を通じて、国内宇宙産業等の振興にも寄与する。【補助率:定額】 注)日本が得ているISS／「きぼう」利用の権利(リソース)を使う実験・研究は運営費交付金で実施している。	27,006,899	12,959,206	5	一般	－	13	4	－	－	〇	－	1_a_1								該当	
1267	文部科学省	13		284		宇宙・航空科学技術推進の調整に必要な経費		宇宙航空開発利用を新たな分野で進めるにあたって端緒となる技術的課題にチャレンジする研究開発、宇宙航空開発利用の発展を支える人材育成等、宇宙航空開発利用の新たな可能性を開拓するための取組を行い、さらなる裾野拡大を目的とする。	本事業は、大学や民間企業等を対象に幅広く公募し、優れた取り組みを外部有識者による審査を経て選定し、採択機関との委託契約に基づき、宇宙航空分野の裾野拡大のため、研究開発、人材育成の取組を支援するもの。 平成28年度は以下のプログラムで採択した課題を実施した。なお、各採択課題の実施期間は3年間を上限としている。 平成26年度採択:①実践的若手宇宙人材育成プログラム、②宇宙科学研究拠点形成プログラム 平成27年度採択:③宇宙人材育成プログラム、④宇宙研究拠点形成プログラム、⑤宇宙利用促進プログラム、⑥航空人材育成プログラム、 平成29年度採択:⑦宇宙人材育成プログラム、⑧新事業・	387,714	182,915	5	一般	－	13	4	〇	〇	－	－	1_a_1	5_a1_1							該当	
1268	文部科学省	13		285		宇宙・航空分野の戦略的研究開発・国際展開の推進		「宇宙基本計画」(平成28年4月1日閣議決定)に掲げられた「宇宙外交の推進及び宇宙分野に関連する海外展開戦略の強化」、「日本再興戦略(改訂2016)(平成28年6月2日閣議決定)で掲げられた「宇宙システム海外展開タスクフォースの下で新たな官民連携の枠組みを構築する」等を踏まえ、戦略的研究・国際展開の推進を図る。	上記目的に照らし、我が国の宇宙開発利用政策推進に係る調査・研究や、国際協力調整に関する各種事務を行う。具体的には、以下の事項を実施。 ①宇宙開発利用等に係る国内外の動向調査、その他の事務。 ②宇宙分野の国際会議等や二国間の会談等により国際協力・調整を積極的に進め、宇宙分野の戦略的な国際展開を推進。 ③政府職員を諸外国の宇宙政策等の中核をなす専門家のもとに派遣し、調査・協力業務に当たらせ、宇宙分野の国際動向・技術動向の情報収集体制を強化。	90,682	500	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	1_b_2_1	5_c1_1							該当	
1269	文部科学省	13		286		国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費交付金に必要な経費		国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構において、大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術に関する基礎研究及び宇宙に関する基盤的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、総合的かつ計画的に行うとともに、航空に関する先進技術及び基盤技術の研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とする。	関係府省と緊密に連携しながら、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構において以下の施策を推進する。 ・宇宙空間へのアクセスを可能とする手段として、自立的な宇宙活動の根幹である「宇宙輸送システム」 ・社会的ニーズの高い災害対応に資する衛星の研究開発等を推進するとともに、新たな利用の創出を図る「衛星による宇宙利用」 ・我が国の特徴を活かした独創的かつ先端的な研究を推進するとともに、未知のフロンティアである宇宙の探査に挑戦する「宇宙科学・宇宙探査」 ・国際宇宙ステーション(ISS)/日本実験棟「きぼう」を利用した「宇宙環境利用の推進」 ・民間では保有困難な大型・高性能の風洞等の試験設備を整備・維持・運用・供用し、先進的・基盤的な研究開発を実施する「航空科学技術」 ・ロケットや衛星に係る信頼性向上や宇宙航空科学技術に係る基礎・基盤的な研究開発を実施する「基礎・基盤的な研	113,060,958	23,136,189	5	一般	－	13	3	－	－	－	－	7_a_2								該当	
1270	文部科学省	13		287		国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備に必要な経費		国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の設置する施設の整備充実を図るために要する経費に対して補助を行い、もって宇宙科学に関する学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上、宇宙の開発及び利用の促進に寄与することを目的とする。	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の設置する施設の整備充実を図るために要する経費に対して補助を行う。【補助率:定額】	654,550	0	5	一般	－	13	2	－	－	－	－	4_a1_2								該当	
1271	文部科学省	13		288		基幹ロケット高度化の推進		国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が実施する宇宙基本法(平成20年法律第43号)に基づき作成される「宇宙基本計画」の施策を推進するために行なう基幹ロケットの打ち上げ能力の向上等のための技術開発の取り組みを推進するために要する経費に対して補助を行い、もって宇宙輸送システムに関する国の責務の遂行に寄与することを目的	我が国の競争力強化策に資する取組みとして、国産ロケットの高度化を行い、海外需要の獲得等を通じて我が国宇宙産業の振興と経済成長力の強化を図る。【補助率:定額】	2,300,000	780,000	5	一般	－	13	4	－	－	〇	－	1_a_1								該当	
1272	文部科学省	13		290		北極域研究推進プロジェクト		人間活動の影響を含め、気候、物質循環等幅広い観点から北極域の変化が全球に与える影響について、包括的・総合的に捉え、変化の原因やメカニズムを明らかにし、精緻な将来予測を行い、社会・経済的インパクトを明らかにし、これらの科学に基づく情報及び課題解決のための手法や選択肢を適切に内外の利害関係者に伝えることを目指す。同時に、戦略的に北極圏国における拠点を設置し、国際的な取組を主導するとともに、国際的な議論の場で活躍できる若手研究者の養成を目指す。	北極域は、気候変動の影響が最も顕著に表れる地域であり、北極域の環境の急激な変化は北極域にとどまる問題ではなく地球全体の環境や生態系に大きな影響を与えることが懸念される一方で、海氷の減少に伴い、北極海航路や新たな資源開発の可能性への期待も高まり、世界的な注目を集めている。しかし、北極域の科学データは不足しており、科学的理解が未だ十分でないため、利害関係者が環境保全を前提としつつ北極域の持続可能な利用のあり方を考える上で必要な科学的知見を蓄積することが必要となる。このため、北極圏国に国際連携拠点を整備し、国際的に関心が高く、また日本の強みが活かせる分野での国際共同研究を実施するとともに、我が国の北極研究の発展に向けて若手	823,656	198,450	5	一般	－	13	4	〇	－	－	－	1_a_1	5_a1_1							該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1273	文部科学省	13		291		海洋生物資源確保技術高度化		近年、地球環境の変動による海洋生物資源への影響や乱獲に伴う漁獲制限等の問題が顕在化し、海洋生物資源の安定的、持続的な供給が喫緊の課題となっている。そのため、増養殖技術においては、海洋生物の生理機能を解明して生産性を向上させることが重要な課題となっている。また一方で、正確な資源量予測を行うためには、海洋生態系を総合的に解明することが必要不可欠であるが、海洋生物資源の分布や変動については、未解明な部分が多い。そこで、大学等が有する研究手法や技術を核として、関係機関と連携の上、これらの課題を解決するための研究開発を実	国公私立大学、独立行政法人・国立研究開発法人、民間企業等を対象に公募を行い、外部有識者による審査を経て研究課題を選定した後、採択機関と委託研究契約を結び、海洋生物の生理機能を解明し、革新的な生産につなげる研究開発(テーマ1)及び海洋生物の正確な資源量予測を行うための生態系を総合的に解明する研究開発(テーマ2)を実施する。テーマ2では、生産性が高く、我が国の漁業に関して特に重要な海域である沿岸域及び黒潮域において、複雑に相互作用する生態系の変動機構を解明し、海洋生物資源量の予測手法の高度化を目指す研究を実施する。	71,324	0	5	一般	－	13	4	〇	－	－	－	1_a_1								該当	
1274	文部科学省	13		293		海洋分野の研究開発の推進		①海洋科学技術及び地球科学技術に関する各国の研究成果、活動の情報交換を行い、文部科学省における海洋地球分野の研究開発を効果的かつ円滑に推進する。 ②平成25年10月より新しいフェーズに移行した国際深海科学掘削計画(IODP)のフレームワーク文書に基づき、各掘削船運用委員会等にリエゾンを派遣し、運用方針の共有・意見交換を図ることで、計画を推進する。	①海洋地球分野の研究開発を効率的かつ円滑に推進するため、研究成果等の情報交換、他国との間で討議を行う国際会議への出席及び国内推進会議を実施する。 ②IODPは、日本(地球深部探査船「ちきゅう」)、米国(ジョイデス・レゾリューション号)、欧州連合(特定任務掘削船)がそれぞれ提供する掘削船を用いて深海底を掘削し、地球環境変動、地球内部構造、地殻内生命圏の解明等を目的とする多国間国際協力プロジェクトである。 ※平成25年10月に、IODPは新たな枠組みである国際深海科学掘削計画へ移行したことに伴い、分担金の支払は平成25年度までで終了。	9,379	0	5	一般	－	13	4	－	－	－	－	5_a1_1								該当	
1275	文部科学省	13		294		南極地域観測事業に必要な経費		地球温暖化をはじめ地球規模での環境問題が拡大する中、極域特有の大気、海洋、雪氷等に関する研究・観測を実施することにより、地球規模での気候・環境変動のメカニズムの解明に資する。	南極地域観測統合推進本部(本部長:文部科学大臣)において策定された南極地域観測計画に基づき、地球温暖化など地球環境変動の解明に向けた各分野における地球の諸現象に関する研究・観測を推進するため、南極地域において継続的に種々の観測を実施する。また、南極観測船「しらせ」による南極地域(昭和基地)への観測隊員・物資等の輸送を実施するとともに、そのために必要な「しらせ」及び南極輸送支援ヘリコプターの保守・整備等を実施する。	5,064,280	0	5	一般	－	13	4	〇	－	－	－	1_b_1	4_a1_2							該当	
1276	文部科学省	13		295		国立研究開発法人海洋研究開発機構運営費交付金に必要な経費		平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的とする。	上記目的を達成するために、「海底資源研究開発」、「海洋・地球環境変動研究開発」、「海域地震発生帯研究開発」、「海洋生命理工学研究開発」、「先端的掘削技術を活用した総合海洋掘削科学の推進」、「先端的融合情報科学の研究開発」、「海洋フロンティアを切り拓く研究基盤の構築」の7つの重点研究開発を推進するとともに、研究船や「地球シミュレータ」等研究施設及び設備を科学技術に関する研究開発または学術研究を行う者の利用に供する。	31,260,631	3,397,577	1	一般	－	13	3	－	－	－	－	7_a_2								該当	
1277	文部科学省	13		299		全国体力・運動能力、運動習慣等調査		本事業は、全国的な子供の体力や運動習慣等の状況を把握・分析することにより課題や好事例等を明らかにし、国の施策の改善に活かすとともに、各教育委員会や各学校単位での分析を促すことにより、各教育委員会及び各学校における子供の体力向上に向けた指導の改善に役立てることを	小学5年生と中学2年生に対する実技調査及び質問紙調査、学校及び教育委員会に対する質問紙調査の実施(調査票の作成・配送・回収・入力・集計)、調査結果の分析、学校等における取組事例の取りまとめ、結果の提供等を実施。	0	0										1_b_2_6								非該当	
1278	文部科学省	13		300		中学校・高等学校スポーツ活動振興事業		全国中学校体育大会及び全国高等学校総合体育大会の運営に要する経費のうち、開催地の都道府県において要する経費の一部を国が補助し、もって中学校及び高等学校のスポーツの振興に寄与すること。	開催都道府県の経費の一部(諸謝金(競技役員等の謝金に限る。)、旅費(選手旅費は除く。)、装賞費、消耗品費、賞金、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費)について補助。 【実施方法】開催地の都道府県に補助(補助率:定額)	0	0										6_6								非該当	
1279	文部科学省	13		301		学校における体育活動での事故防止対策推進事業		学校における体育活動は、体力向上、健康増進、競争心や協調、他を尊重する精神の涵養、人間関係の形成など、生涯にわたる豊かな生活を実現するための基礎となるものである。一方で、毎年報告される死亡等の重大事故の発生といった課題も抱えている。この課題に対応する取組を推進することで、安全でより効果的な体育活動を実施することを目的とする。	体育活動中の重大な事故事例や情報、再発防止のために留意すべき点、防止方策等について把握・分析・研究を行い、その成果を全国の教育委員会、学校、大学、スポーツ関係団体等の関係者と協議会を開催する。	0	0										3_c4_5	1_b_3_6							非該当	
1280	文部科学省	13		303		武道等指導充実・資質向上支援事業		学校の体育・保健体育の授業において、学習指導要領のねらいの実現や運動苦手・嫌いな子供をつくらないようにするために、全国的に武道を含む一部領域等での質の高い授業の実践や若手教員をはじめとした指導者の資質向上・指導力強化を図るためのプログラム開発・実践研究等を実施することにより、体育・保健体育の授業の充実を図ることを	質の高い体育、保健体育授業の実践、若手教員をはじめとした指導者の資質向上や指導力強化を推進するため、教育委員会と大学・地域等が連携・協働した先導的な取組、特色ある武道指導の実践研究、支援体制の強化、指導成果の検証及び指導法の研究を行う。	0	0										1_b_3_6								非該当	
1281	文部科学省	13		304		日本体育協会補助		スポーツ基本法の規定に基づき、我が国の国民スポーツの統一組織である公益財団法人日本体育協会に対し、スポーツ指導者養成事業及びアジア地区スポーツ交流事業、海外青少年スポーツ振興事業に必要な経費の一部を補助し、生涯スポーツ社会の実現に向けて、必要なスポーツ指導者の養成及び資質の向上を図るとともに、スポーツを通じた国際交流及び貢献を推進する。	公益財団法人日本体育協会が実施する以下の事業について、必要な経費を補助する。(補助率:定額) (1)スポーツ指導者養成事業 スポーツのより一層の振興を図るため、資質の高い指導者の養成及び有資格者の資質向上を図る。 (2)アジア地区スポーツ交流事業 日韓中ジュニア交流競技会等のスポーツ交流事業を通じて、相互理解を深めながら、次代を担う国際的な視野と資質を持った青少年の健全な育成に寄与するとともに、近隣のアジア諸国とのスポーツ交流を促進し、国内外の市民レベルスポーツについて一層の振興を図る。 (3)海外青少年スポーツ振興事業(ODA) ASEAN及び東アジア諸国から青少年スポーツ関係団体の育成等を行う青少年スポーツ指導員を受入れ、我が国の青少年スポーツ振興方策などを提供し、海外における青少年スポーツの振興に寄与する。	0	0										5_a4_2	5_c4_2							非該当	
1282	文部科学省	13		305		生涯スポーツ振興事業		国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を推進する。	(1)生涯スポーツ・体力つくり全国会議の開催 (2)指導者養成研修会の開催 (3)体力・運動能力調査の実施 (4)生涯スポーツ功労者等の表彰 (5)スポーツ施設等安全管理推進事業の実施	0	0										3_b_4	5_a4_2	1_c_3_6	5_d4_2					非該当	
1283	文部科学省	13		306		スポーツ政策の基礎的調査及び広報活動の実施		国内外の地域・現場におけるスポーツ施策・行政体制・予算等に関するデータの整備や、政策や社会の要請に応える理論的・実証的研究など、我が国のスポーツ政策の企画立案の基盤を強化するための調査研究を実施し、海外や地域・現場などにおけるスポーツ振興施策の最近の状況を適切に踏まえた、効果的・効率的かつ戦略的なスポーツ政策の企画立案に資することを目的とする。	毎年度テーマを変えて上記に記載しているような調査研究を実施しており、平成28年度は地方公共団体におけるスポーツ政策・行政体制・予算等に関する基礎的なデータを収集するとともに、特に、地方公共団体においてスポーツを担当する部局とその他のスポーツ関連施策を担当する部局(例　厚生労働部局:スポーツにおける健康増進や障害者スポーツ、観光部局:スポーツツーリズム、経済産業部局:スポーツビジネス、国土交通部局:公園などスポーツする場の管理　等)等との連携状況、課題、優良事例などを把握し、	0	0										1_b_2_6								非該当	
1284	文部科学省	13		307		スポーツによる地域活性化推進事業		地方公共団体が実施するスポーツを通じた健康増進事業や、スポーツツーリズム等の実施に要する経費の一部を国が補助することにより、地域におけるスポーツの振興並びにスポーツによる地域活性化を図る。	地方公共団体が行う以下の事業の実施に要する経費の一部を補助する。(補助率:定額) (1)スポーツを通じた健康長寿社会等の創生 　中高齢者など自身の健康づくりの必要性を感じているものの、行動に移せない者などを対象とした、健康ポイント等のインセンティブ付き運動・スポーツプログラムの実施、オリンピアン・パラリンピアンなどを活用した各種スポーツイベント(競技体験会等)、ヘルスリテラシー向上のためのシンポジウムや健康運動・スポーツ教室等の取組。 (2)地域スポーツコミッションへの活動支援 地域スポーツコミッション等地域が一体となった組織が実施する新たなスポーツイベントの創出や誘致等の取組。	0	0										3_c2_3								非該当	
1285	文部科学省	13		308		体育・スポーツ施設に関する調査研究		我が国における体育・スポーツ施設の設置者別現在数や施設の開放状況等を明らかにし、今後のスポーツ振興施策の企画・立案に必要な基礎データを得ることにより、2020年以降も見据えた国民のスポーツ活動の推進に向けて、体育・スポーツ施設の整備に関する指針等の作成に係る基礎	・スポーツ施設の整備・運営に関する計画指針策定 地方公共団体がスポーツ施設の整備を計画的に推進するため、施設の管理運営のコスト算出方法、ストックの適正化に向けた検討手法等について検討し、指針等としてとりまとめる。	0	0										1_b_3_6								非該当	
1286	文部科学省	13		309		スポーツキャリアサポート戦略		2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、国としてアスリートの競技力向上を推進している中、トップアスリートが安心してスポーツに専念できるよう、アスリートのキャリアについて、関係者が協働して効果的な支援を行うための仕組みを構築する。また、アスリートのデュアルキャリアに関する関係者の意識改革を普及する。	(1)スポーツキャリアサポート推進戦略 　我が国におけるスポーツキャリア形成支援体制の整備を図るため、関係団体・機関等の連携・協働を推進し、アスリートのスポーツキャリア全体を効果的に支援する体制を構築するほか、アスリートのデュアルキャリアに関する関係者の意識改革のため、主に大学生以下の年代を対象としたプログラムを実施・普及するとともに、アスリートキャリア形成に係るアスリート、スポーツ団体、企業、教育機関等における意識・支援等の状況について調査を実施する。 (2)エリートアカデミー生の学習等支援 　JOCエリートアカデミー事業におけるジュニアアスリートを対象とした学校教育支援、心のケアや進路相談等、関係者と連携した学習及び生活面に対するサポートプログラムを提供する。	0	0										5_a4_2								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:-)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:-)	競争的資金(該当:〇 非該当:-)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-)	SBIR対象(該当:〇 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1287	文部科学省	13		310		日本武道館補助		スポーツ基本法(平成23年法律第78号)の規定に基づき、我が国伝統の武道を国民、特に青少年の間に普及奨励することを目的とする公益財団法人日本武道館に対し、古武道保存事業、青少年武道錬成大会、武道指導者講習会及び武道国際交流事業に必要な経費の一部を補助し、もって、日本武道館主催・共催の各種武道行事の普及・啓発を図る。	公益財団法人日本武道館の実施する、以下の事業に必要な経費の一部を補助金として交付する。 (1)古武道保存事業:全国各地に伝承されている古武道各流各派による演武大会を開催する。 (2)青少年武道錬成大会:小・中・高生を対象に、柔道・剣道等の錬成大会を開催する。 (3)武道指導者講習会:武道実技指導者、武道指導者を目指す者を対象に、研修会を実施する。 (4)武道国際交流事業:在日外国人武道修行者を対象とした国際武道文化セミナーの開催、海外に武道代表団を派遣しての交流事業を実施する。 補助率:定額	0	0									3_b_1_6								非該当	
1288	文部科学省	13		313		全国障害者スポーツ大会開催事業(地方スポーツ振興費補助)		スポーツ基本法(平成23年法律第78号)の規定に基づき、都道府県が開催する全国障害者スポーツ大会に要する経費の一部を補助することにより、障害者のスポーツ参加を促進するとともに、国民の障害者スポーツに対する理解・関心を深める。	全国障害者スポーツ大会の運営費の一部を補助金として開催都道府県へ交付する。 補助率:定額	0	0									8_6								非該当	
1289	文部科学省	13		314		日本障がい者スポーツ協会補助		スポーツ基本法(平成23年法律第78号)の規定に基づき、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会に対し、事業に必要な経費の一部を補助することで、同協会が行う障害者スポーツの振興を支援する。	公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の実施する、以下の事業に必要な経費の一部を補助する。 (1)障害者スポーツ振興事業:障害者スポーツに関する調査研究や情報収集・提供、障害者スポーツの普及・啓発、指導者の研修等を実施する。 (2)総合国際競技大会派遣等事業:日本代表選手団の派遣を実施する。 (3)競技力向上推進事業:パラリンピック競技大会等の国際競技大会におけるメダル獲得に向けて、国際競技力の向上に資する情報収集・提供やドーピング防止活動の推進に取り組む。 補助率:定額 ※平成25年度まで、厚生労働省「身体障害者体育等振興」	0	0									3_b_4	8_6	5_a4_2						非該当	
1290	文部科学省	13		317		2019年ラグビーワールドカップ普及啓発事業		ラグビーワールドカップは4年に1度開催される「ラグビー世界一」を決める大会であり、オリンピック、FIFAワールドカップに並ぶ世界の三大スポーツイベントの一つである。2019年に日本開催が決定しており、2016年のリオデジャネイロオリンピックから男女とも7人制ラグビーが採用され、日本チームの活躍が望まれる。一方、小学生等ジュニア期を始め幅広い層への普及活動及びこれを指導する者の養成等が、ラグビーワールドカップの日本開催の成功に向けて課題となっている。このような状況を踏まえ、関係団体と連携し、日本のラグビー競技について普及啓発等を図るため、下記の	ラグビーワールドカップが開催される2019年を視野に、継続してラグビーの普及啓発を行える団体に以下の事業を委託する。 1.「タグラグビー」を活用して、障害者を含む全国の小学生年代を対象にラグビーの普及・拡大を図る。 2. 平日の放課後もラグビーが出来る環境(学外クラブ)を整備し、中学生等の競技者の拡大を図る。 3. 国際感覚の養成、英語能力の向上を目指し、ラグビー先進国との国際交流プログラムを実施する。	0	0									3_c4_5	5_a4_2							非該当	
1291	文部科学省	13		319		スポーツ国際展開基盤形成事業		国際的地位の向上、国際競技大会等の招致・開催、スポーツを通じた国際交流・協力等の我が国のスポーツ国際政策を統合的に展開し、その効果を最大限に高めるために、官民合同の「スポーツ国際戦略会議」を設置するとともに、IOC、IPC、国際競技連盟(IF)、国内外の政策・情報を収集・分析し、共有・活用する国際情報収集・分析拠点を形成し、戦略的に発信する基盤を構築する。これらの基盤を活用し、IF役員等の選挙、国際的な人材の育成及び新たな国際競技大会の招致等をオールジャパンで戦略的に支援する体制を整備し、支援・推進を図る。	(1)スポーツ国際施策推進基盤の形成(29年度より) IOC、IPC、IF、諸外国政府等とNF等とのネットワークの強化及び情報収集・発信能力の向上を支援し、IF等役員ポスト獲得、国際人材養成、国際競技大会等の招致・開催、スポーツを通じた国際交流・協力等、我が国のスポーツ国際政策の展開の促進に必要な基盤を形成するための調査・研究等を行う。 (2)IF等役員ポスト獲得支援 各国内競技団体(NF)に対して国際競技大会・国際会議の機会を活用した選挙活動に必要なサポート等を実施することにより、IF等の役員ポストを獲得する。 (3)IF等事務局スタッフ派遣支援 IOC、IPC、IF等に人材を派遣して実務を経験させ、国際的	0	0									5_a4_2								非該当	
1292	文部科学省	13		320		スポーツ・フォー・トゥモロー等推進プログラム		2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催国として、世界の国々との交流・協力関係を築きながら、スポーツの価値をさらに高めようとする国際的な取組に貢献するため、スポーツを通じた国際協力及び交流、国際スポーツ人材育成拠点の構築、国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援を柱とする「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムに取り組むとともに、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを日本全国へ波及させるための取り組みを実施する。	(1)人材育成事業 IOC、JOC、NOC、体育系大学等が連携して、オリンピズムの普及とスポーツ医科学研究の推進を図るため、IOC関係者等を教員等として招聘、国際的なスポーツ界での活躍が期待される人材の受入れ・養成を行う中核拠点を構築する。 (2)戦略的二国間スポーツ国際貢献事業 青年海外協力隊等と連携し、学校体育カリキュラム等の策定支援など、途上国のスポーツ環境の整備に協力する。官民連携協力によるスポーツの国際協力コンソーシアムを構築し、各国の協力要請に迅速かつ的確に対応する。平成28年度においては、ブラジルで開催されたリオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会において、「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムを世界へ発信するため、ジャパンハウスに参画した。 (3)国際アンチ・ドーピング強化支援事業 ・アンチ・ドーピング活動が遅れている国へのドーピング防止教育・研修パッケージの導入・普及、人材育成支援、それらを支える研究開発、国際会議・シンポジウムの開催等を通じて、世界のスポーツにおけるドーピングの撲滅に貢献する。 ・アジアのドーピング防止活動の発展を促進するため、「アジア・ドーピング防止基金」に対し、資金を拠出する。 (4)オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業 ・オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを全国に波及させ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に資するため、オリンピック・パラリンピック教育を全国に展開する。また、実施にあたっては、先行して取組を行っている東京都や、東京2020大会組織委員会が行う教育プログラム(よい、ドン！)との連携を密に行う。 ・全国的なコンソーシアムの形成、オリパラ教育セミナーの	0	0									5_c3_2	5_c4_1_6	3_c4_5	8_1_6	3_b_1_6	8_1_4			非該当	
1293	文部科学省	13		324		ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業		東京都北区西が丘に設置したナショナルトレーニングセンター(以下「NTC」という。)では対応できない冬季、海洋・水辺系、屋外系等のオリンピック競技及び高地トレーニング及びパラリンピック競技について、既存のトレーニング施設を競技別のNTCに指定し、トップレベル競技者が、集中的、継続的にトレーニング・強化活動を行うための強化拠点として機能させることにより国際競技力の向上を図る。	我が国の国際競技力の向上を図るため、NTC競技別強化拠点に指定した施設について、国際競技大会と同等の競技条件下でトレーニングを行うための環境整備や、医・科学サポートなどを行うための物品の導入やサポートスタッフの配置並びにNTCとの情報ネットワークを構築するなどにより、トレーニング拠点のより一層の活用を図る。	0	0									4_a4_1_6	8_6	5_b4_1_6						非該当	
1294	文部科学省	13		325		競技力向上支援体制の充実		(1)競技スポーツ指導者等の顕彰 オリンピック等国際競技大会において優秀な成果を挙げた者等に対する顕彰・表彰制度を設け、競技スポーツの振興に資する。 (2)委託事業選定委員会等 競技力の向上に関する事業の実施に当たって、効果的な事業内容の検討を行う。 (3)日韓スポーツ交流実務者協議会の開催 2002年FIFAワールドカップ日韓大会を契機に両国政府が発足した「日韓共同未来プロジェクト」により、日韓両国のスポーツ・青少年交流を推進する。 これらを実施することで、我が国トップアスリートの国際競技力の向上を図ることを目的とする。	(1)競技スポーツ指導者等の顕彰 オリンピック等国際競技大会にいて優秀な成績を挙げるなど、我が国のスポーツの振興に貢献した者等に対し、文部科学大臣が顕彰・表彰を行う。 (2)委託事業選定委員会等 我が国の国際競技力の向上及びスポーツの振興のための事業を委託するに当たり、外部有識者で構成するスポーツ庁競技スポーツ課等技術審査委員会を設置し、調査審議することにより、最適な事業を選定等をする。 (3)日韓スポーツ交流実務者協議会の開催 日韓両国のスポーツ担当行政機関及びスポーツ団体の実務担当者により、日韓共同未来プロジェクトにおける日韓スポーツ交流の推進方策について協議する。	0	0									3_c4_5	5_d4_2							非該当	
1295	文部科学省	13		326		国民体育大会開催事業(地方スポーツ振興費補助)		スポーツ基本法(平成23年法律第78号)の規定に基づき、都道府県が開催する国民体育大会に要する経費の一部を補助することにより、競技性の高い国内トップレベルの大会として競技力の高い選手が集う大会となり、スポーツの振興や競技力の向上を図る。	都道府県が開催する国民体育大会の運営費の一部を補助金として交付する。 補助率:定額	0	0									6_6								非該当	
1296	文部科学省	13		327		日本オリンピック委員会補助		スポーツ基本法(平成23年度法律第78号)の規定に基づき、我が国のトップレベル競技者の育成・強化を図り、スポーツ振興に寄与することを目的とする公益財団法人日本オリンピック委員会が行う事業に必要な経費の一部を補助し、もって、我が国のトップアスリートの国際競技力の向上に寄与するものである。	公益財団法人日本オリンピック委員会が行う、日韓両国の親善・友好を図るとともに日本選手の競技力向上に資する日韓競技力向上スポーツ交流事業や国際総合競技大会へ日本代表選手団を派遣する国際競技大会選手団派遣事業等の実施に必要な経費の一部を補助する。 補助率:定額	0	0									5_c4_2								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:○ 非該当:-)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:○ 非該当:-)	競争的資金(該当:○ 非該当:-)	独立行政法人向け財政支出(該当:○ 非該当:-)	SBIR対象(該当:○ 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1297	文部科学省	13		328		独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金に必要な経費		独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う業務(スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進等)にかかる経費の一部に充てることにより、法人の業務の円滑な実施及び推進に寄与し、もって国民の心身の健全な発達に寄与する。	法人の下記業務に係る経費(事業費、人件費、一般管理費等)の一部に相当する額を運営費交付金として交付。 ①スポーツ施設及び附属施設を運営し、又は利用してスポーツの振興のための必要な業務を行うスポーツ施設運営事業 ②スポーツ振興基金の運用益を財源に、スポーツ団体が行う競技水準の向上等のための事業に助成するスポーツ振興基金業務 ③学校の管理下における児童生徒等の災害に関する災害共済給付事業及び免責特約事業 ④スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供に関する業務 ⑤国立霞ヶ丘競技場の整備等に必要な業務 ⑥オリンピック・パラリンピック競技大会等における日本代表選手のメダル獲得に向けて，各競技団体が行う日常的・継続的な選手強化活動を支援するとともに，戦略的な選手強化を行う競技力向上事業に関する業務 なお、スポーツ振興投票事業については国費が投入されて	1,226,955	0	1	一般	−	15	3	−	−	−	−	7_b_1	7_b_6							該当	
1298	文部科学省	13		331		女性アスリートの育成・支援プロジェクト		「スポーツ基本計画」(平成29年3月24日文部科学省策定)に掲げる目標の一つである「我が国のトップアスリートが、オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収める。」ことを実現するため、女性アスリートの国際競技力向上に向けた支援や、ジュニア層を含む女性アスリートが健康で競技スポーツを継続できる環境を整備する。	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等における女性アスリートの国際競技力向上のために、女性トップアスリート及び次世代(ジュニア)アスリートに着目して、女性特有の課題の解決に向けた調査研究や、医・科学サポート等を活用した支援プログラムを実施する。また、女性競技種目における戦略的かつ実践的な強化プログラムや、女性特有の視点とアスリートとしての高い技術・経験を兼ね備えた女性エリートコーチを育成するプログラムを実施する。また、全国の女性アスリートの相談・受診環境改善に向け、産婦人科医等に対し、女性アスリート特有の課題等に関する知	0	0										1_b_3_6	5_a4_1_6							非該当	
1299	文部科学省	13		332		ハイパフォーマンス・サポート事業		スポーツ基本計画において「日本オリンピック委員会及び日本パラリンピック委員会の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ，我が国のトップアスリートが，オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する」ことが政策目標に定められており、この実現のためにメダル獲得が期待される競技をターゲットとして、多方面から専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施する。	オリンピック競技・パラリンピック競技においてメダル獲得が期待される競技をターゲットとして、我が国のトップアスリートが世界の強豪国に競り勝ち確実にメダルを獲得することができるよう、多方面から専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施する。2018年にジャカルタ(インドネシア)で開催されるアジア競技大会及びアジアパラ競技大会において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を想定した多様な方法等によりサポートを実施し、新たな知見やノウハウを蓄積する。	1,296,475	1,296,475	5	一般	−	13	4	−	−	−	−	5_a3_1								該当	
1300	文部科学省	13		333		スポーツ研究イノベーション拠点形成プロジェクト		「スポーツ立国戦略(平成22年8月26日文部科学省策定)」及び「第2期スポーツ基本計画(平成29年3月24日文部科学省策定)」に掲げる目標の一つである「我が国のトップアスリートが、オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収める。」ことを実現するため、スポーツにおける独創的で革新的な研究や、地域・組織の特性を最大限に活かした斬新な研究について、次世代の中核を担う若手研究者の育成を含めて行う。	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功や2020年以降における国際競技力の向上のために、「スポーツ研究イノベーション拠点」を指定し、研究者の自由な発想に基づき、スポーツと異分野の融合による独創的で革新的な研究や、地域や組織の特性を最大限に活かした斬新な研究について取り組む。また、拠点においては、スポーツ研究イノベーション活動を通じて、次世代の中核を担う若手研究者の育成プログラムを実施する。	81,462	0	5	一般	−	13	4	○	−	−	−	1_a_1								該当	
1301	文部科学省	13		334		ナショナルトレーニングセンターの拡充整備		「競技力強化のための今後の支援方針(平成28年10月3日スポーツ庁策定)」及び「第2期スポーツ基本計画(平成29年3月24日文部科学省策定)」に基づき、日本オリンピック委員会(JOC)及び日本パラリンピック委員会(JPC)の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、我が国のトップアスリートが、オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう、我が国のトップレベル競技者が、同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うための拠点施設であるナショナルトレーニングセンター(NTC)の機能強化を図る。	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功や2020年以降の国際競技力の向上に向け、我が国のトップレベル競技者が、同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うための拠点施設であるナショナルトレーニングセンター(NTC)のオリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化等による機能強化を図るため、NTCを拡充整備する。平成28年度においては実施設計等を行い、29年度においては整備工事等を実施する。	3,647,368	0	5	一般	−	13	2	−	−	−	−	4_a2_1								該当	
1302	文部科学省	13		336		スポーツ仲裁活動推進事業		競技者や、コーチ等の競技支援者は、競技団体の決定に従うことが求められるため、競技者等が競技団体の決定に不服がある場合、第三者にその決定の当否について判断を仰ぐことができ、紛争が迅速・円滑に解決する仕組み(仲裁)の存在が重要である。一方、仲裁は競技者等の申立と競技団体の合意によって成立するため、当事者双方の理解が不可欠であるが、競技団体の紛争解決手続き(仲裁の自動応諾条項など)の整備状況も踏まえると、現状は十分な理解を得ているとは言い難い。そのため、競技者及び競技団体等に対する普及・啓発活動、仲裁活動の中核的な人材の育成等を通じてスポーツ仲裁への理解増進を図り、仲裁活動の	研修会、国民体育大会におけるアウトリーチ、個別団体訪問等の機会を通じて競技者、団体役員、指導者等に対してスポーツ仲裁についての研修・説明等の理解増進活動、仲裁活動の中核的人材の育成を行い、スポーツ仲裁の趣旨や手続などの理解増進を図る。	0	0										5_c4_2								非該当	
1303	文部科学省	13		337		ドーピング防止活動推進事業		ドーピングは、競技者の健康を損ね、スポーツの価値を損ねるなどの問題があり、世界的規模での幅広い防止活動が求められている。我が国は、世界ドーピング防止機構(WADA)のアジア地域代表常任理事国として、またユネスコの「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の締結を踏まえ、WADA常任理事会・理事会などの国際的な活動に参画することによって、ドーピング防止活動の推進を図る。	ユネスコの国際規約で国の役割とされているドーピングの防止に関する「教育」や「研究」について、以下の事業を行う。 (1)ドーピング防止教育・研修事業：ドーピング違反を未然に防止するため、競技者に対する研修会等を実施し、ドーピングの害などの教育を実施 (2)ドーピング防止活動に係る人材育成事業：ドーピングに関する検査、教育等の活動に必要な人材を育成するため、ドーピング検査員養成講習会等を実施 (3)高度化するドーピングに対する検査技術の開発・研究を	36,451	0	5	一般	−	15	4	−	−	−	−	5_a4_1_6	1_a_2							該当	
1304	文部科学省	13		338		世界ドーピング防止機構等関係経費		ドーピングは、競技者の健康を損ね、スポーツの価値を損ねるなどの問題があり、世界的規模での幅広い防止活動が求められている。我が国は、世界ドーピング防止機構(WADA)のアジア地域代表常任理事国として、またユネスコの「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の締結を踏まえ、WADA常任理事会・理事会などの国際的な活動に参画することによって、ドーピング防止活動の推進を図る。	(1)WADA常任理事会・理事会に出席し、WADAの活動、規程、国際基準、予算、決算等について要求、助言、折衝、承認等を行う。 (2)ユネスコ規約締約国会議に出席し、ユネスコの活動、規約・附属文書等について要求、助言、折衝、承認等を行う。 (3)ドーピング防止に関するアジア・オセアニア地域政府間会議に出席し、アジア地域における活動、WADAへの拠出金について要求、助言、折衝、承認等を行う。	0	0										5_d4_2								非該当	
1305	文部科学省	13		339		世界ドーピング防止機構拠出金		ドーピングは、競技者の健康を損ね、スポーツの価値を脅かすなどの問題があり、世界的規模での幅広い防止活動が求められている。我が国は、世界ドーピング防止機構(WADA)のアジア地域代表常任理事国として、またユネスコの「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の締結を踏まえ、国際的なドーピング防止活動を行うWADAへ資金拠出を行い、WADAの任務を支援することによって、ドーピングのない健全なスポーツの国際的な普及・発展	国際的なドーピング防止活動を行うWADAへ資金拠出を行い、WADAの任務(世界ドーピング防止規程の策定・改定・普及、各国際基準の策定・改定・普及、RADO(地域ドーピング防止組織)活動の普及・促進、ドーピング防止教育の普及・促進など)を支援する。	0	0										3_c4_5								非該当	
1306	文部科学省	13		340		文化功労者年金の支給に必要な経費		文化功労者年金法に基づき、文化の向上発達に関し特に功績顕著な者に年金を支給し、これを顕彰すること。	文化功労者年金法に基づき、文化の向上発達に関し特に功績顕著な者(文部科学大臣が候補者の選考を文化審議会に諮問し、その選考した者のうちから閣議了解を経て決定)に年金を支給し、これを顕彰すること。	0	0										8_6								非該当	
1307	文部科学省	13		341		舞台芸術創造力向上・発信プラン		我が国の芸術文化を牽引する優れた舞台芸術創造活動に対する効果的な支援や芸術文化振興上の課題解決に資する事業の実施を通じて、我が国の舞台芸術等の水準の飛躍的向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を醸成する。	独立行政法人日本芸術文化振興会が行う我が国の芸術水準向上の直接的な牽引力となっているトップレベルの芸術創造活動に必要な経費(稽古費、文芸費等)を支援する事業に対し補助する。〔事業費補助・定額補助〕 その支援の過程においては、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入して、独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究機能を大幅に強化し、文化芸術への支援策をより有効に機能させる。 また、国が我が国の芸術文化振興における課題を示して、課題解決に資する取組を公募し、採択した事業を実施するほか、国内の公演情報を一元的に国際発信していくた	0	0										8_5_7								非該当	
1308	文部科学省	13		342		芸術祭・芸術選奨		優れた成果を上げた公演・芸術家等を顕彰するとともに、優れた舞台芸術の主催公演を実施することで、優れた芸術文化活動が活発に行われるような環境を醸成する。	①芸術祭(昭和21年度開始) 芸術の祭典として、舞台芸術の参加公演及び放送・レコード等の参加作品を募集し、優れた成果を上げたものについて顕彰するとともに、芸術の創造とその発展を図るため、音楽、演劇等の優れた舞台芸術の主催公演を実施する。 ②芸術選奨(昭和25年度開始) 演劇、映画、音楽、舞踊、文学、美術、放送、大衆芸能、芸術振興、評論等、メディア芸術の11部門において年間顕著な業績をあげた者を顕彰する。	0	0										8_5_5								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:-)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:-)	競争的資金(該当:〇 非該当:-)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-)	SBIR対象(該当:〇 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1309	文部科学省	13		343		国民文化祭		国民一般の各種の文化活動を全国的な規模で発表する場を提供すること等により、文化活動への参加の意欲を喚起し、新しい芸能、文化の創造を促し、併せて地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活のより一層の充実に資することを目的とする。	全国各地で国民が行っている各種の文化活動を全国的な規模で発表する機会として、年度ごとに都道府県単位で行う国民文化祭を開催する。文化活動を行う各地の国民が競演することにより、国民間の幅広い交流を促進し、地域の文化活動の活性化を図る国民文化祭を契機として、開催の前後にわたる長いスパンでの芸術文化活動の発展・充実へとつなげる。平成28年度 第31回国民文化祭は、愛知県(10/29～12/3)での開催である。現在、第36回大会(33年度)まで、開催県の内定をしているところである。	0	0										8_5_5								非該当	
1310	文部科学省	13		344		全国高等学校総合文化祭		全国都道府県代表の高等学校の生徒による芸術文化活動の発表会を総合的に開催し、創造活動の向上を図るとともに相互の交流を深めることにより、芸術文化の振興に資することを目的とする。	高校生の文化芸術活動を全国規模で発表する場を提供する全国高等学校総合文化祭を実施する。開催内定後、生徒を中心とした実行委員会を設置し、2年の準備期間を経て開催年度を迎える。また、文化祭で選出された優秀校による全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演を国立劇場にて開催する。文化系部活動の「インターハイ」、「甲子園」として多くの生徒の目標となっている。28年度の文化祭は広島県での開催(7/30～8/3)である。現在、第45回大会(33年度)まで開催県の内定をしているところである。	0	0										8_5_5								非該当	
1311	文部科学省	13		345		日本映画の創造・交流・発信		日本映画の振興のため、日本映画の製作活動を支援するとともに、国際共同製作に対する支援による国際文化交流や、海外における上映機会の獲得等を推進し、我が国の芸術家や芸術団体による、優れた芸術文化活動が活発に行われるような環境を醸成する。	上記の目的を達成するため、日本映画の自立的な創造サイクルの確立を目指し、 ①日本映画の製作や、海外との国際共同製作への支援(定額補助) ②各地フィルムコミッションが持つ情報を集約したロケーションデータベースの運営 ③優れた文化記録映画作品及び映画界で顕著な業績を上げた者の顕彰等を行う文化庁映画賞の実施や、映画関係者が交流・発信できる機会の提供 ④海外映画祭等へ出品する際の字幕製作や渡航費の支援、⑤アジア地域における日本映画の上映 ⑥日本の映画情報を一括管理する「日本映画情報システム」の運用 を行う。	0	0										8_5_7								非該当	
1312	文部科学省	13		346		若手映画作家等の育成		日本映画の創造活動を活性化させ、多様で優れた作品の生産を継続し得る、製作と上映、保存を含めた創造サイクルの確立を目指すとともに、映画製作を目指す者に技術や知識、興味を持たせ、次代を担う人材を育成する。	若手映画作家に本格的な映画製作に必要な技術・知識の習得の機会を設けるとともに、実際の短編映画作品の製作を通して実践する場を与える。また、実際の製作現場で可能な限り製作・演出・シナリオ・撮影・照明・録音など各職種の全過程を経験し、プロフェッショナルな作品製作を自ら体感することにより、将来必要となる知識・技術等を学び考え	0	0										5_a4_1_7								非該当	
1313	文部科学省	13		347		メディア芸術の創造・発信		メディア芸術の創造とその発展を図り、もって我が国文化の向上と振興に資するため、メディア芸術の総合的発信、推進拠点とネットワークの強化、創作活動の促進に資する事業を実施し、我が国の芸術家や芸術団体による、優れた芸術文化活動が活発に行われるような環境を醸成する。	上記の目標を達成するため、以下の取り組みを行う ①文化庁メディア芸術祭及び地方展の開催や海外で開催されるメディア芸術関連フェスティバル等への参加・出展 ②メディア芸術作品に係るデータベースの運用・活用及び各研究機関等におけるアーカイブ化に係る取組への支援や分野・領域を横断した産・学・官(館) の連携・協力による共同事業の実施 ③優れたアニメーション映画の製作活動の支援(定額補	0	0										8_5_7								非該当	
1314	文部科学省	13		348		メディア芸術の人材育成		我が国メディア芸術の国際的評価の維持・向上を進め、世界中の愛好者の一層の拡大に寄与するため、メディア芸術を支える優れたクリエイター等の輩出を図る。	上記の目的を達成するため、以下の取り組みを行う。 ①メディア芸術の将来を担うクリエイター等育成事業の支援、海外メディア芸術クリエイター等の招へい(研修・研究機会の提供) ②制作現場における若手アニメーター等の人材育成	0	0										5_a4_1_7								非該当	
1315	文部科学省	13		349		新進芸術家等の人材育成		新進芸術家や文化芸術活動を支える人材等に対して、公演や展覧会等を通した実践的な研修や幅広い知識の修得等に資するワークショップ、セミナーといった研修機会を提供するほか、海外の芸術関係機関や学校等での研修に係る支援を行うとともに、国内外の人材交流・ネットワーク化を推進し、次代の文化芸術振興を担い、グローバルに活躍する人材の育成を図る。また、小学校・中学校等において一流の文化芸術団体による巡回公演を行い、又は小学校・中学校等に芸術家を派遣することにより、子供たちの発想力やコミュニケーション能力の育成を図り、将来の芸術家の育成や国民の芸術鑑賞能力の向上につなげる。	(1)グローバルに活躍する新進芸術家等の育成 ・次代の文化を創造する新進芸術家育成事業 発表機会が乏しい新進芸術家が参加する公演・展覧会や幅広い知識の修得や技術の向上に資するワークショップ・セミナー等を実施するほか、新進芸術家等が海外の芸術関係機関や学校等で行う研修を行う際の渡航費、滞在費等を支援等を行う。 ・大学を活用した文化芸術推進事業 芸術系大学等が実施するアートマネジメント人材の育成カリキュラム(プログラム)の開発・実施を支援するとともに、開発されたカリキュラムの周知・普及により、高度な専門性を有したアートマネジメント人材の養成・能力向上の推進等を行う。 (2)新進芸術家の海外研修 新進芸術家が行う海外での研修に対し渡航費、滞在費等を支給を行う。 (3)文化芸術による子供の育成事業 対象:小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校の児童・生徒 【巡回公演事業】 文化庁において選定した優れた舞台芸術(オーケストラ、バレエ、演劇等)を行う団体が、学校の体育館等で公演を実施するほか、事前ワークショップや公演時に子供たちとの共演を行う。	0	0										5_a4_1_5								非該当	
1316	文部科学省	13		350		日本芸術院会員年金の支給等に必要な経費		日本芸術院は、美術、文芸、音楽、演劇、舞踊等芸術各分野の優れた芸術家を優遇するために設けられた栄誉機関である。本事業は芸術の発達に寄与する活動、芸術に関する重要事項の審議及びこれらに関して文部科学大臣又は文化庁長官に対し意見を述べるなどの会員の活動を支えるとともに、日本芸術院会館の運営を円滑に行うことを目的としている。	・日本芸術院は、院長1名と会員120名以内で組織され、「美術」、「文芸」、「音楽・演劇・舞踊」の3部で構成されている。 ・会員は終身とし、予算の範囲内で年金が支給される。 ・新たな会員は各部の選挙で過半数を得た者が、総会の承認を経た後、文部科学大臣より任命されることとなっており、会員はその選考を行う。 ・会員以外の者で、卓越した芸術作品と認められるものを制作した者及び芸術の進歩に貢献する顕著な業績があると認められる者に対して、毎年、天皇皇后両陛下のご臨席のもと日本芸術院授賞式を挙行し恩賜賞と日本芸術院賞を授与する。また会員はその選考を行う。 ・日本芸術院の所蔵作品の公開展示や会員による特別講演会の開催、その他日本芸術院の活動記録作成や会員に関する記録制作を行う。	0	0										8_6								非該当	
1317	文部科学省	13		351		独立行政法人国立美術館運営費交付金に必要な経費		美術館を設置して、美術(映画を含む。)に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供すると共に、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化の振興を図ることを目的とする。	国立美術館は、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館及び国立新美術館を設置し、それぞれの美術館の理念・目的に基づいた調査結果や研究成果を基に、多様な鑑賞機会の提供としての展示事業や教育普及・研究事業、美術(映画を含む。)に関する作品その他の資料の収集・保管・修理等の事業を有機	0	0										7_b_5								非該当	
1318	文部科学省	13		352		独立行政法人国立美術館施設整備に必要な経費		美術(映画を含む。)に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化の向上に寄与するよう、独立行政法人国立美術館の施設・設備の老朽化への対応、美術館利用者の安全確保及び利便性の向上等のための施設整備を行う。	独立行政法人国立美術館が設置する美術館の狭隘・老朽化等への対応のための必要な施設整備の実施及び敷地の購入。(定額補助) 平成28年度に行った整備は以下のとおり。 (国立新美術館)土地購入 (東京国立近代美術館)工芸館外壁・屋根廻り塗装工事、フィルムセンター電気設備改修他工事、基幹設備安全対策工事 (京都国立近代美術館)1階講堂改修工事、ハロン消化器	0	0										4_a4_1_5								非該当	
1319	文部科学省	13		353		独立行政法人日本芸術文化振興会運営費交付金に必要な経費		芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造または普及を図るための活動その他の文化の振興または普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上	国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場、国立劇場おきなわ、新国立劇場を設置し、それぞれの施設の理念・目的に基づき、文化芸術活動に対する援助、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演、伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修、伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用等の事業を有機的・体系的に行う。	201,788	201,788	1	一般	－	95	3	－	－	－	－	7_b_1	3_b_1_5							該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額(千円)	左記うち要望額うち科技予算額(千円)	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:○ 非該当:-)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:○ 非該当:-)	競争的資金(該当:○ 非該当:-)	独立行政法人向け財政支出(該当:○ 非該当:-)	SBIR対象(該当:○ 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1320	文部科学省	13		354		独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備に必要な経費		我が国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等事業の充実により、芸術その他の文化の向上に寄与するよう、独立行政法人日本芸術文化振興会の施設・設備の老朽化への対応、劇場利用者の安全確保及び利便性の向上等のための施設整備を行う。	独立行政法人日本芸術文化振興会の設置する施設の狭隘・老朽化等への対応のため、必要な設備整備を実施。平成28年度に行った整備は以下のとおり。 国立劇場等大規模改修工事関連調査等 国立文楽劇場舞台吊物機構更新工事等 国立能楽堂基幹設備等更新工事 国立文楽劇場基幹施設等更新工事 国立劇場おきなわ基幹設備等更新工事 新国立劇場基幹設備等更新工事 国立文楽劇場舞台機構設備整備工事 新国立劇場舞台機構設備整備工事 新国立劇場舞台照明設備整備工事 国立劇場おきなわ舞台照明設備整備工事	0	0										4_a4_1_5								非該当	
1321	文部科学省	13		355		劇場・音楽堂等活性化事業		「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」及び「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」を踏まえ、我が国の劇場・音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発事業等を総合的に支援することにより、我が国の劇場・音楽堂等の活性化と実演芸術の水準向上を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生を推進し、地域の住民が質の高い芸術文化活動に触れられる環境を醸成する。	○特別支援事業：我が国のトップレベルの劇場・音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や人材養成事業等を総合的に支援（補助率：1/2以内かつ自己負担金内）。 ○共同制作支援事業：複数の劇場・音楽堂等が実演芸術団体と共同で行う実演芸術の新たな創造活動を支援（補助率：同上）。 ○活動別支援事業：地域のリーダー的役割を担う劇場・音楽堂等の創造発信や人材養成事業、普及啓発事業を活動単位で支援（補助率：同上）。 ○劇場・音楽堂等間ネットワーク構築支援事業：劇場・音楽堂等間の連携を促進し、国民が居住する地域にかかわらず実演芸術を鑑賞できるよう、巡回公演に対し支援（補助額：旅費及び運搬費の合計額）。 ○劇場・音楽堂等基盤整備事業：劇場・音楽堂等に関する調査研究や研修会等を文化庁が実施。	0	0										8_5_7	5_c4_1_5							非該当	
1322	文部科学省	13		356		文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業		地域の文化芸術資源を磨き上げ活用する取組や、芸・産学官連携により持続的な地域経済の発展や共生社会の実現に向けた取組を牽引する拠点を形成し、専門的人材の育成や国内外への発信などの取組を支援する。これにより、文化芸術資源を活用した地方創生、ひいては我が国の経済活性化、一億総活躍社会の実現に資する。	○先進的文化芸術創造活用拠点形成事業 地方公共団体が地域の文化芸術資源(現代アート・メディア芸術・工芸・障害者芸術など)を活用し、芸術団体や大学及び産業界等と連携して実施する持続的な地域経済の活性化や共生社会の実現等につながる先進的な取り組み等を支援する。 ○文化芸術創造拠点形成事業 地方公共団体が主体となり、地域住民や地域の芸・産学官とともに実施する、地域の文化芸術資源を活用した取組や、地方公共団体等による文化芸術の企画・実施体制を構	0	0										8_5_5								非該当	
1323	文部科学省	13		357		文化財保護共通費		貴重な国民的財産である文化財を適切に保護するための各種事務を実施し、次世代に確実に継承することを目的とする。	1．文化財保存活用事務処理：文化財保護法において規定されている事務、文化財に関する条約の締結による施策等を実施する。また、古美術品の所有者からの輸出申請に対し、国宝、重要文化財、重要美術品等認定物件に該当しない旨の証明書を発行する。 2．調査：文化財指定等のための調査を実施する。 3．保存管理：文化財の維持管理、記録保存等に必要な事務（国有文化財維持管理、管理台帳等作成・整備等）を実施する。 4．普及活用（重要文化財等公開）：適切な施設での国指定文化財の公開を促進することにより文化財の滅失等を防ぐため、国指定文化財の所有者に対して国立博物館等の施設での公開について勧告又は承認を行うとともに、所有者に出陳給与金を支給する。 5．講習会等：美術工芸品修理技術者、美術刀剣類製作者、文化財建造物の修理技術者等を対象に、より高度な知識・技術の取得を目的とした講習会を実施する。 6．補助金事務費：補助事業実施に関する調査・指導を実施する。 7．銃砲刀剣類登録事務円滑化：美術工芸品として価値のある銃砲刀剣類の登録を円滑に進め、将来の国指定文化財の滅失の可能性を低減させるため、銃砲刀剣類の登録について銃砲刀剣類登録鑑定実技講習会等を行い、登録	0	0										8_6								非該当	
1324	文部科学省	13		358		有形文化財		本事業は，文化財を保存し，且つ，その活用を図り，もって国民の文化的向上に資するとともに，世界文化の進歩に貢献することを目的とする。	1．伝統的建造物群に関する適正保存検討 伝統的建造物群の保護行政に携わる者等を対象として，職務遂行に必要な基礎的事項に関する研修を行い，もって文化財保護行政の 向上に資するとともに，広報資料を作製，配布し，広く制度の普及を図る。 2．文化財建造物の登録の促進 文化財建造物の登録の促進を図るため，文化財登録制度の啓発・普及広報，登録候補物件の調査，登録プレートの発行を行う。 3．近代文化遺産保護検討等 近代の歴史資料に関する所在・実態を把握するための調査を実施する。 4．天然記念物保護体制等の充実に関する調査研究 天然記念物保護に関する調査研究、カモシカ生息・生態等調査を実施する。 5．埋蔵文化財保存・活用等 埋蔵文化財を適切に保存し，積極的に公開活用を進めていくため，保存活用に関する調査研究を行い，発掘調査に関する手引きや公開活用に関する資料等を作成し普及啓発を図るとともに，埋蔵文化財担当者講習会を開催し担当者の資質向上を図る。 6．水中文化遺産調査研究事業 水中遺跡の調査や保存に係る手法の在り方について，水中遺跡の調査技術，国内外の法制度，諸外国の事例などを踏まえ，国内の水中遺跡の保護や活用に係る方針を示す。 7．平城宮跡遺構展示館の保存活用に関する調査研究事業(平成28年度限り) 土質や地下水・気象等が及ぼす遺構への影響調査等を行い，遺構の保存と活用の知見を得るために必要なデータ収集・分析等を実施し，展示の改善等に活かす。 8．近代の大型産業遺産（美術工芸品）に関する調査研究	0	0										5_a4_2	3_c4_5	1_b_3_5						非該当	
1325	文部科学省	13		359		無形文化財		我が国がこれまでに培ってきた貴重な無形の民俗文化財を後世に継承するため、変容の危機にある無形の民俗文化財の確実な記録保存を図る。	国は重要無形民俗文化財以外の無形民俗文化財のうち、特に必要のあるものを選択し、自ら記録を作成できることになっている。この規定に基づき、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」として選択した無形の民俗文化財のうち、複数の市町村にわたって広域的に伝承されていたり、保護団体が特定されていない祭りや年中行事については、その分布状況や伝承基盤が不明確なことから、地方公共団体等による記録の作成が進まない状況にあるため、特に変容・衰滅の恐れが高いものについて、計画的に映像等による記録化を進め、確実な記録保存を図る。	0	0										8_5_5								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額(千円)	左記うち要望額うち科技予算額(千円)	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:-)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:-)	競争的資金(該当:〇 非該当:-)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-)	SBIR対象(該当:〇 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1326	文部科学省	13		360		文化財保護対策の検討等		文化財は、建造物、美術工芸品、史跡名勝天然記念物、無形文化財、民俗文化財など多岐にわたり、それぞれの類型ごとに適切な保護を行う必要がある。一方で、各地域においては、文化財の類型を越えて総合的に活用することが求められている。本事業では、文化財の保護対策等を検討することにより、文化財の活用を図るとともに、文化財を次世代へ確実に継承することを目的とする。	〇　無形文化財「わざ」の理解促進事業：重要無形文化財に指定されている「わざ」の記録映画等を作成して、後世に保存・伝承していくとともに、我が国の無形文化財への理解促進を図る。 〇　防災に関する研修会：文化財の所有者等が防災・防犯対策や補助事業について理解を深めるための研修会を実施する。 〇「歴史文化基本構想」普及促進事業：全国の市町村が地域の文化財を総合的に保存・活用するための基本的な方針である「歴史文化基本構想」を策定するための支援を行い、その普及促進を図る。 〇　伝統的生活文化調査研究委託：全国の様々な生活文化の実態等を把握するための調査研究等を実施し、保護対象の範囲や国としての保護の必要性、保護措置の在り方等についての検討の基礎とする。 〇　伝統工芸用具・原材料調査事業：需要者と供給者の経路を新たに開くため、伝統工芸技術に関する用具・原材料の生産者・製造者について調査を行い、次世代への安定した技術の継承や、関係者の経済的自立・発展を図る。 〇　美術工芸品に関する公開活用の現状調査事業（28年度限り）：国宝・重要文化財（美術工芸品）について、虫害対策の変化やLED照明の普及等、文化財の展示・保存技術等の変化を踏まえ、文化財の材質や状態に応じた公開活用についての調査・検討を行う。 〇　美術品補償制度に係る調査研究（29年度限りの事業）：国内の展覧会の実施状況や海外の美術品補償制度の運用状況等に関する調査研究を行い、美術品補償制度にお	0	0										8_5_5	8_1_5								非該当	
1327	文部科学省	13		361		美術館・博物館活動の充実		美術館・博物館の学芸員等を対象に、博物館の管理運営や教育普及活動を支える専門人材の育成を目的とした研修を実施、支援することにより美術館・博物館が地域の文化振興の拠点としての役割を果たせるよう、その活動の充実を図る。また、文化庁の所蔵作品等を国や地方公共団体の庁舎、在外公館等の公共機関に貸し出し、作品の積極的な活用を図る。	〇博物館の管理・運営に関する研修 美術館・博物館の関係者を対象に、その資質を向上させるための研修を実施する。 〇重要文化財等公開促進事業等 国民の文化に対する理解と関心を高めるため、美術館・博物館（公開承認施設）が主催し、重要文化財等が相当数出品される企画展の輸送費等を支援するとともに、公開活動を促進するための展示取扱等に関する研修を実施する。 〇登録美術品制度の実施 国民が優れた美術品を鑑賞するため、国宝や重要文化財、世界文化の見地から貴重な美術品を国が登録し、登録した美術品を美術館において公開する。 〇「美術作品出会いの広場」事業 文化庁で所蔵している美術作品について、適正に保管するとともに、庁内情報ひろばでの展示、展示を希望する美術館等への貸出を行うなど、優れた美術作品が鑑賞できる機会を提供する。	0	0										8_5_5									非該当	
1328	文部科学省	13		362		鑑賞・体験機会等充実のための事業推進		我が国の歴史と文化に対する理解を促進し、もって文化財の保存・活用・継承に資するよう、広く国民が文化財に親しむ機会の充実を図る。	〇　文化遺産オンライン構想の推進：文化遺産のアーカイブ化を推進するとともに、全国の博物館・美術館等の文化財等の文化遺産情報を集約化し、インターネットで公開する取組を進める。 〇　無形文化財等公開活用等事業：無形文化財等についての公開事業を継続的に実施することで、国民の無形文化財等の保存伝承に対する理解の向上を図る。 〇「国民のたから」鑑賞機会の充実：毎年、文化庁が新たに購入した文化財や、新たに指定した国宝・重要文化財等を国立博物館等の施設において展示公開する。 〇　発掘された日本列島展：全国の発掘調査において出土した貴重な遺物や史跡整備後の活用事例など、発掘調査の意義と重要性について国民の理解の向上を図る。 〇　伝統音楽等の普及促進支援事業：伝統音楽の正しい知識・技能を指導者等に教授するために実演家団体等が行う伝統音楽等の普及を促進する取組に対して支援する。 〇　NPO等による文化財建造物の自立型管理活用支援事業：経済的に自立した文化財建造物管理活用の実現を目指し、民間活力による文化財保存活用を推進するための検討に係る事業を支援する。地域の文化財建造物等の持続的な活用により、文化財に親しむ機会の充実を図る。 〇　文化財のバーチャル・リアリティ（VR）の活用促進に係る調査研究：各地の公開施設において、文化財に関するVRを活用した体験型の公開を行う上での課題や試作品の製作	0	0										8_5_5	8_6								非該当	
1329	文部科学省	13		363		アイヌ関連施策の推進		「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」の目的であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るため、指定法人である公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構に対して、補助金を交付し、アイヌ文化の振興等を図る。 また、『アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会』の報告書において提言された内容を踏まえ、アイヌ文化振興施策の推進を図るものである。	公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が行う、アイヌ関連総合研究事業、アイヌ語の振興事業、アイヌ文化の振興事業、アイヌの伝統的生活空間再生事業等に対して、補助（補助率：1／2）を行う。 また、2020年にアイヌ文化のナショナルセンターとして北海道白老町に整備される「民族共生象徴空間」の中核施設となる国立アイヌ民族博物館の整備・運営準備のため、展示資料の調査・収集・保管、展示内容等の調査・検討、地元及びアイヌの人々など関係者等との調整を行う。	0	0										8_5_5									非該当	
1330	文部科学省	13		364		国宝重要文化財等の買上げ		国民共通の財産である国宝・重要文化財及びこれらに準ずる文化財（以下「国宝・重要文化財等」という。）の国内外での散逸を防ぐとともに、劣化やき損のおそれのある文化財を保護し、活用に努める。	国指定文化財については、所有者が適切に保存管理し、その公開活用に努める義務がある一方、専門的知見を有していないことによるき損や経済的な事由による転売、散逸などの危険性を常にはらんでおり、国に対する売り渡し申し出も数多く行われている状況である。 このような状況に対応するため、国が保存管理の措置を講ずる必要がある文化財を買い上げ、適切な保存管理を行うとともに、展覧会等により広く公開することによって国民の文化的向上に資するものである。 また、重要無形文化財（工芸技術）を継承し保護していくために、無形文化財資料（工芸技術作品）を購入、公開している。限られた予算を効果的に活用するために、前年度に工芸技術記録映画の製作対象となった重要無形文化財（各個認定）保持者の作品を購入する他、日本伝統工芸展の受賞作品等を購入するものである。	0	0										8_5_5									非該当	
1331	文部科学省	13		365		模写模造		本事業は、現存の文化財（美術工芸品、建造物）と同一の材質、技法を用いて原作品と同様に製作し、伝統的技法の解明及び維持を図るとともに、製作した作品を公開しその活用を図ることを目的とする。	国宝・重要文化財（美術工芸品）が、経年劣化等により適切な保存や取扱い及び移動等が困難であり、その他管理上の理由により公開を制限するものについて、文化財として固有の価値を可能な限り忠実に表現した模写・模造品を製作し指定品の保存を図り、さらに製作した作品は指定文化財に代えて公開し、その活用を図っている。また、文化財（建造物）を縮尺模型により全体像の把握を容易にするなど、文化財としての固有の価値を可能な限り忠実に表現した模写模造を製作し、公開活用を図ることで指定品の保存及び文	0	0										4_a4_1_5									非該当	
1332	文部科学省	13		366		文化財管理及び保存活用等		文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためになくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上・発展の基礎となるものである。本事業は、その中でも、特に国有文化財の適切な保存・活用を図ることを目的としている。	・国有美術工芸品保存修理 （1）一般修理 （2）国有島根県荒神谷遺跡出土品等緊急修理 ・平城宮跡等管理（昭和25年度開始） 平城宮跡及び藤原宮跡を適切に維持・管理し、宮跡の保全を図る。 ・平城及び飛鳥・藤原宮跡等買上げ事務処理（昭和25年度開始） 平城宮跡、飛鳥及び藤原宮跡の土地買上げにかかる現地打ち合わせ等事務を行う。 ・高松塚古墳壁画保存・活用の推進（平成16年度開始） 壁画の保存修理作業や壁画の保存・活用のための調査検討、修理施設内での壁画の公開等を実施する。 ・キトラ古墳保存修理等（平成14年度開始） キトラ古墳壁画の現地保存に向けた調査研究、壁画の一般公開、キトラ古墳壁画保存管理施設の運営等を行う。	0	0										4_a4_1_5									非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1333	文部科学省	13		367		国宝・重要文化財等の保存整備等		国民共有の財産である国宝・重要文化財等を確実に次世代に継承するために、所有者・管理団体等が行う文化財保護のための事業に対する国庫補助や、重要無形文化財保持者(いわゆる人間国宝)への助成を行う。また、文化財修理用資材の安定的な確保と当該資材に関わる技能者の育成を目的として「ふるさと文化財の森」システム推進事業等を実施する。	1. 文化財保護法に基づき国が指定等した文化財の保存を図るため、有形の文化財(建造物、美術工芸品、民俗文化財等)については保存修理、防災施設の設置等に対して、また、無形の文化財(芸能、工芸技術、民俗芸能等)については伝承者養成や記録作成等に対して国庫補助を行う(補助率50%～85%)。 2. 重要無形文化財保持者(いわゆる人間国宝)が行う伝承者養成、技の錬磨の活動に対して助成する。 3. 文化財建造物の修理用資材供給林(「ふるさと文化財の森」)の設定のほか、資材に関する普及啓発事業への支援を行うとともに、近現代の建築物及び土木構造物の適切な	0	0									4_a4_1_5	5_a4_1_5								非該当	
1334	文部科学省	13		368		史跡等の買上げ		文化財保護法に基づき所有者に課される義務を補償するため、地方公共団体が史跡等を公有化する場合に、その経費の一部を補助し、多くの地域において、都市化や開発により価値が損なわれかねない状態に直面している我が国の貴重な文化財である史跡等の良好な状態での保存を図る。	個人や法人等が所有する史跡等について、地方公共団体が買上げによる公有化を行う場合に、それに要する経費の一部を補助する。その手法としては、開発の切迫度や買上げ規模に応じて2つの方法がある。 (1)直接買上げ方式 比較的小規模の事業の場合に行う取得費等について補助を行う。文化財保護の観点から、史跡等指定地内の土地や住宅等の所有者が受ける土地利用制限に対する補償に代わるものとして、民有地の公有化を行う事業に要する経費の一部を補助する。 (2)先行取得方式 買上げ規模が大きく、かつ、開発等の切迫度から一括取得が適当な場合に地方債の発行により土地を取得し、その元利償還に要する償還金等について補助する。 なお、この事業は、①買上げは法律に基づき所有者に課される義務への補償として行われるため、本来は国が直接行うべきものであること、②こうした買上げは地方公共団体の財政事情の状況にかかわらず行われる必要があること、③買上げ後の土地の管理・整備に多額の経費を要すること、などのため補助率が80%となっている。	0	0									4_a4_1_5									非該当	
1335	文部科学省	13		369		平城及び飛鳥・藤原宮跡等の買上		平城宮跡は、昭和37年に宮跡全体を国有地化する方針が決定され、藤原宮跡及び飛鳥地区については、「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について」によって国有地化の方針が決定されている。平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡地を買い上げることにより、歴史的、学術的に貴重な価値を有する重要な遺跡の保全と活用を図る。	史跡等に指定された地域内の土地等については、所在する遺跡等を保護するため、現状変更許可制度により規制がかけられている。国による買上げは、史跡等の保存のための土地利用制限に対し、財産権尊重のためにとられる補償的措置として行われるものであり、買上げを行うことにより、重要な遺跡として歴史的・学術的に貴重な価値を維持するばかりでなく、国民的文化遺産でもある宮跡等を保護するものである。買上げに当たっては、指定地内の土地所有者にアンケート調査等を実施し、地権者と協議に基づき必要な	0	0									4_a4_1_5									非該当	
1336	文部科学省	13		370		平城宮跡地等整備費		特別史跡平城宮跡は、我が国の古代国家成立に重要な役割を果たした場所として、文化庁が昭和53年に定めた「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想」に基づき、朱雀門や東院庭園の復原、第二次大極殿院地区の整備等を行う。また、特別史跡藤原宮跡等については、歴史的・学術的に貴重な価値を有する重要な遺跡として環境整備を行っており、引き続き、既存施設の維持・管理、未整備地の整備等を行い、我が国の優れた歴史・文化・伝統の保存活用を図る。	特別史跡平城宮跡及び特別史跡藤原宮跡、特別史跡キトラ古墳等を良好な状態で保全するため、防災設備の設置など、各種工事や整備を行う。	0	0									4_a4_1_5									非該当	
1337	文部科学省	13		371		独立行政法人国立文化財機構運営費交付金に必要な経費		博物館を設置して有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的とする。	我が国における文化財保護政策の一翼を担い、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図るため、有形文化財の収集・保管・展示等の中心的拠点となる博物館の設置・運営を行う。 また、文化財の研究を、多様な手法により実施する。特に文化財の保存・修復等に関する研究の中核的拠点を形成しつつ取り組む。さらに調査・研究成果の国民への公開、地方公共団体等の文化財担当者の研修、地方公共団体等への助言等を行うとともに、文化財の保護と活用に関する国際交流や国際協力を積極的に推進する。	2,109,257	223,938	1	一般	－	95	3	－	－	－	－	7_b_1								該当	
1338	文部科学省	13		372		独立行政法人国立文化財機構施設整備に必要な経費		貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図るため、独立行政法人国立文化財機構の施設・設備の老朽化への対応、利用者の安全確保及び利便性の向上等のための施設整備を行う。	・独立行政法人国立文化財機構の業務の目的・内容に適切に対応するため、長期的視野に立った施設・設備の整備計画のもと、施設の老朽化、耐震対策に速やかに取り組み、収蔵品と人の安全を守る良好な施設環境の整備を図る。 ・平成28年度は、以下の工事を実施した。(定額補助) ① 奈良文化財研究所 本庁舎建替工事(5ヶ年計画4年目)、② 京都国立博物館 本館収蔵庫改修工事 ③ 東京国立博物館 仮設収蔵庫等整備工事、 ④ 東京国立博物館柳瀬荘黄林閣屋根茅葺工事	116,166	27,403	1	一般	－	95	2	－	－	－	－	4_a1_4								該当	
1339	文部科学省	13		373		文化財建造物等を活用した地域活性化事業		本事業は、国及び地域の「たから」である重要文化財(建造物)、登録有形文化財(建造物)及び重要伝統的建造物群保存地区の施設の充実を図り、文化の振興並びに魅力あるの地域づくりに資するため、公開活用を推進することを目的とする。	本事業は、文化振興を図るとともに魅力ある地域づくりに資することを目的として、所有者や都道府県・市区町村等が、国及び地域の「たから」である地域の重要文化財(建造物)及び登録有形文化財(建造物)、重要伝統的建造物群保存地区の保存活用計画の策定や、公開活用に資する設備整備、耐震対策等に支援し、公開活用を推進する(補助率:原	0	0									4_a4_1_5									非該当	
1340	文部科学省	13		374		文化遺産総合活用推進事業		我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能の公開、後継者養成、古典に親しむ活動等の地域の特色ある総合的な取組を支援することで、文化振興とともに地域活性化を推進することを目的とする。	①地域文化遺産活性化事業 地方公共団体が策定する事業実施計画に基づき、地域の文化遺産の所有者、保護団体等によって構成される実行委員会等が実施する地域の文化遺産に関する情報発信、人材育成、普及啓発、調査研究、記録作成、後継者養成、用具等整備等の取組に対して補助(補助率:定額)。 ②世界文化遺産活性化事業 地方公共団体が策定する事業実施計画に基づき、世界文化遺産の構成資産の所有者、保護団体等によって構成される実行委員会等が実施する世界文化遺産に関する情報発信、人材育成、普及啓発、調査研究等の取組に対して補助(補助率:定額)。 ③歴史文化基本構想策定支援事業 文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用するための「歴史文化基本構想」の策定・改訂に要する経費を地方公共団体に対して補助(補助率:定額)。 ④日本の歴史・伝統文化情報発信推進事業 地方公共団体が行う、地域の文化財に対する外国人旅行者のニーズに合わせた正確で分かりやすい情報発信等の取組に対してモデル事業として支援(補助率:定額)。	0	0									3_c4_5	5_a4_2								非該当	
1341	文部科学省	13		375		世界遺産普及活用・推薦のための事業推進		世界文化遺産の推薦件数が1年1件に限られ、また、諮問機関の審査が厳しくなっている中で、海外専門家との情報交換等を通じ、専門的・技術的に十分な推薦準備を行うことで、我が国の推薦資産の世界遺産リストへの確実な登録を促進するとともに、我が国が誇る様々な文化遺産の国内外への発信力強化を図る。	我が国の推薦案件を確実に世界遺産登録へとつなげるため、世界遺産委員会や専門家会合に出席し情報収集、審査傾向の分析等を行う。	0	0									1_b_2_6									非該当	
1342	文部科学省	13		376		伝統文化親子教室事業		次代を担う子供たちに対して、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化・生活文化に関する活動を、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することにより、我が国の歴史と伝統の中から生まれ、大切に守り伝えられてきた伝統文化を将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性を涵養(かんよう)することを目的とする。	伝統文化に関する活動を行う団体等に、親子等を対象として民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化・生活文化を体験・修得できる機会を提供する取組等(以下「教室」という。)を委託する。	0	0									8_5_5									非該当	
1343	文部科学省	13		377		日本遺産魅力発信推進事業		地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産(Japan Heritage)」に認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図る。	〇日本遺産魅力発信推進事業 地域に点在する有形・無形の文化財を「地域型」と「シリアル型」の2タイプにパッケージ化し、自治体に対して、日本遺産に関する情報発信や人材育成事業、普及啓発、公開活用のための整備に係る事業等を補助事業により支援する。 (補助率:定額) 〇日本遺産プロモーション事業 認定「日本遺産」関係者が一堂に会するシンポジウムを開催し、他の日本遺産で行われている事業についての先進的な取組事例の共有化を図る。加えて、地域に専門家を派遣しアドバイスを行うことで、各地域が抱える課題を解決し日	0	0									3_c4_5									非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1344	文部科学省	13		378		地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業		地域に存する文化財の活用、観光振興、多言語化による国際発信、国際交流、地域へのアウトリーチ活動、人材育成等、美術館・歴史博物館を活用・強化する取り組みおよび美術館・歴史博物館に係る緊急的かつ重点的な分野等の取り組みを支援することにより、美術館・歴史博物館が地域の核として文化の発信を牽引し、文化芸術立国の実現に資することを目的とする。	①地域文化の振興と国際発信事業 ②美術館・歴史博物館との共働による地域文化振興 地域に存する文化財の総合把握、情報連携、活用のためのコミュニティー形成、美術館・歴史博物館の情報発信、相互連携、ユニークベニューの推進、外国人利用者のための環境整備(展示案内やインターネットホームページの多言語化等)学芸員等の招へい・派遣、障害者の芸術活動支援、子供を対象とした取組等の支援 ③美術館・歴史博物館重点支援分野 我が国の文化芸術の振興に係る諸課題のうち、美術館・歴史博物館に係る緊急的かつ重点的な分野等の取り組みの	0	0										3_c4_2	5_a4_1_5							非該当	
1345	文部科学省	13		379		歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業		文化財を活かした地域の個性ある活性化、まちづくりを推進するため、歴史的に由緒ある史跡等、登録記念物又は歴史の道の整備を国庫補助により促進し、積極的な公開・活用を図る。また、保存整備が完了した文化財で、地域の面的な広がりを持ち魅力あるものを対象に、観光客が長時間滞在できるよう、史跡等を訪れる来場者の利便性を高める施設・設備の整備を支援し、「文化財で稼ぐ」ための環境整備	文化財の保存活用による国民の文化的生活の向上を図るため、補助を行う(補助率:原則50パーセント)。 （1）保存整備に係る事業 修理・環境整備・防災施設設置・災害復旧等 （2）活用整備及び活用整備に関連する普及・啓発事業 復元的整備・歴史的建造物の復元・ガイダンス施設の設置・災害防止対策・現場説明会・体験学習会等	0	0										4_a4_1_5	8_5_5							非該当	
1346	文部科学省	13		380		地域の特色ある埋蔵文化財活用事業		埋蔵文化財の公開・活用事業を支援することにより、地域の文化財に対する理解促進・普及啓発を図る。	地域の活性化を目的として実施する埋蔵文化財の公開・活用事業に対し総合的な支援を行う。(補助率50%) 〇埋蔵文化財の公開・活用に係る事業 〇埋蔵文化財の展示・収蔵・整理及び活用を行う拠点となる施設の設備整備 〇埋蔵文化財等の展示を行うための設備整備	0	0										8_5_5	4_a4_1_5							非該当	
1347	文部科学省	13		381		国産良質材使用推進・供給地活性化事業		重要文化財建造物の修理にあたっては、在来と同品種、同品質の資材を確保することが必要不可欠である。しかし、社会経済の急激な変化により、修理用資材の地域における安定的な供給が困難な状況にある。このような状況を改善するため、重要文化財建造物の各地域における保存修理用資材の長期需要予測調査を実施し、国産良質材の地域における安定的な供給体制の構築や保存修理事業における国産良質材の使用量の増大を図る。	国産良質材の供給確保に向け、建造物種別、規模及び修理周期から今後必要となる修理用資材の長期的な需要予測を各地域別に算出するための調査を実施する。	0	0										1_b_2_6							非該当	
1348	文部科学省	13		382		文化芸術の海外発信拠点形成事業		異文化交流の担い手となる外国人芸術家の積極的な受け入れや、国際的な文化芸術創造といった各地域において取り組まれている特色ある国際文化交流事業(アーティスト・イン・レジデンス等)への支援を通じて、日本各地において文化芸術の創造と発信を行う国際的な拠点づくりを推進する。	外国人芸術家を招へいして行う滞在型の芸術創造支援プログラム及び附随して実施される外国人研究者等を招へいして行う滞在型の研究支援プログラムや滞在制作した作品の展示会、共同創作活動、ワークショップ等の事業に対して補助を行う(「AIR事業」)。補助額は700万、500万の上限額を設定。 なお、25年度まで実施していた国際展等の国際芸術フェスティバルにおいて行う滞在型のプログラム(「類似・関連事業」)は26年度に整理統合し、平成28年度からは、本活動の機能を一層強化するため、海外のAIR団体と協定等により、	0	0										5_b4_1_5							非該当	
1349	文部科学省	13		383		国際文化ネットワークの構築及び文化多様性の保護・促進への対応		我が国の文化政策上、意義の深い国際会議に参画するとともに、諸外国の優れた芸術家・文化財専門家を日本に招へいして知見を得ることによって、我が国の文化振興と国際文化交流の推進を図る。	①国際会議への参加等 各国の文化政策担当機関や国際機関等が開催する国際会議に文化庁国際交流担当官等を派遣する。 ②外国人芸術家・文化財専門家招へい 諸外国より芸術・文化に優れた業績を残し指導的立場にある芸術家・文化財専門家を招へいし、我が国関係者との意見交換、共同制作及び共同研究等の諸活動を行う機会	0	0										5_a4_1_5							非該当	
1350	文部科学省	13		384		芸術家・文化人等による文化発信推進事業－文化庁「文化交流使」の派遣等－		我が国の芸術家・文化人等が「文化交流使」として、世界各国において創意に満ちた日本文化紹介活動を展開することによって、日本の文化的イメージの向上、諸外国との国際文化交流の推進、文化人や芸術家の間のネットワーク形成の強化を図る。	我が国の芸術家・文化人等を「文化交流使」に指名、一定期間海外に派遣し、その専門分野に関する実演、実技指導、講演、講義、上映、展示、共同制作、情報交換等の活動を当該国において実施することにより、日本文化の紹介、芸術家等とのネットワークづくりを行う。活動終了後には、文化交流使としての活動内容を一般対象に発表する活動報告	0	0										3_c4_5							非該当	
1351	文部科学省	13		385		国際文化交流・協力推進事業		国際的な要請や文化政策上の意義に基づく重要な国際文化交流・協力事業を実施することによって、諸外国との友好と相互理解を深める。	日本と諸外国の首脳間や政府間で設定される周年事業等の機会において、文化政策上の重要性や国際貢献の意義等に基づき、国として対応が必要となるトップレベルの文化芸術発信事業や国際文化交流事業を行う。 具体的には、上記趣旨を踏まえ、国内外において、様々な分野の芸術公演、展覧会、国際会議等の各種事業を企画・実施する。	0	0										5_b4_1_5							非該当	
1352	文部科学省	13		386		文化財の国際協力の推進		我が国がこれまで蓄積してきた文化遺産保存修復に係る高度な知識・技術・経験を活用し、海外の文化遺産保護の拠点となる機関と連携による保存修復事業を通じた現地の専門家や若手研究者の人材養成等の実施により、海外の文化遺産保護の国際協力を推進する。	①文化遺産国際協力拠点交流事業:日本の文化遺産の専門家を派遣し、保存修復事業を通じた現地の専門家や若手研究者の人材養成を行う。 ②無形文化遺産保護パートナーシッププログラム:無形文化遺産保護条約の締約国に求められている無形文化遺産保護の国際協力等を実施する。 ③文化遺産国際協力コンソーシアム事業:官民が連携を強化し、効果的・効率的な文化遺産国際協力を推進するため、国際各機関間のネットワーク構築、情報の収集・提供、文化遺産国際協力に関する調査研究等を実施する「文化遺産国際協力コンソーシアム」の運営を行う。 これらの他、アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業、戦略的二国間文化遺産国際交流推進事業、文化財の海外交流・協力の推進、アジア諸国文化財の保存修復等協力事業、ユネスコ無形文化遺産戦略的登録等推	0	0										5_c4_1_5							非該当	
1353	文部科学省	13		387		東アジア文化交流推進プロジェクト事業		日中韓文化大臣会合やASEAN+3文化大臣会合における合意事項等を踏まえた各種の文化交流事業を展開し、今後の世界の成長の源泉であるとともに、多くの課題を抱えている東アジア地域における相互理解の増進、異質性の受容、信頼感の深化を図ることを目的とする。	①東アジア文化都市中韓交流事業 日中韓3か国で選定した文化芸術活動を集中的に実施する「東アジア文化都市」において、3か国の共同事業として実施することが合意された事業の中で、我が国の文化芸術団体等の中韓への派遣及び中韓の文化芸術団体等の我が国への招へいを実施する。 ②東アジア芸術家・文化人等交流協力 ASEAN諸国及び中国、韓国との間で、将来の文化交流の担い手となる中堅・若手の芸術家・文化人等の交流事業を実施するとともに、日本が強みを有する分野における文化協力事業を実施する。	0	0										5_a4_1_5							非該当	
1354	文部科学省	13		388		芸術文化の世界への発信と新たな展開		海外のフェスティバルへの参加・出展、国内における国際フェスティバルの開催、海外の芸術団体との共同制作などの取組に対する支援を通じて、音楽、舞踊、演劇等の舞台芸術や映画、現代アートなど各分野における我が国の優れた芸術文化を世界に発信する。	①国際芸術交流支援事業　【補助率　対象経費の一部】 舞台芸術関係団体が行う海外公演、海外の芸術団体との国際共同制作公演、我が国で開催される国際フェスティバルに対して支援。 ②優れた現代美術の海外発信促進事業 【補助率　対象経費の1／2】 海外の著名なアートフェスティバル等への我が国の現代美術作家・作品の出展や国内の国際発信力のある現代美術の展覧会等に対して支援。 ③国際芸術フェスティバル支援事業 我が国で開催される中核的な国際芸術フェスティバル(美術・映画)に対し戦略的かつ重点的に支援。【補助率　定額】 ④現代美術の海外発信の推進 我が国の現代美術の海外発信を推進するため、シンポジウム及び調査研究を実施。	0	0										8_5_7							非該当	
1355	文部科学省	13		389		文化政策企画立案		文化行政に関する各種データや資料の収集、調査研究等を行い、文化芸術振興基本法に基づく「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)」(平成27年5月22日閣議決定)を踏まえた、我が国の文化芸術の総合的な振興を図るための施策の企画・立案に資することを目的とする。	文化政策を戦略的に企画立案するために必要な客観的な情報を得るため、シンクタンク等による委託調査研究を行う事業。 平成28年度は、①文化財を中核とした観光拠点形成による経済活性化に関する調査研究　②美術館・博物館の特徴的な取組に関する調査研究　③劇場・音楽堂の特徴的な取組に関する調査研究　④専門人材による文化団体における社会貢献活動の調査研究　⑤全国文化プログラム推進調査　⑥文化庁の京都移転に関する調査研究　⑦文化庁の京都移転に関する調査研究(海外事例調査)の計7つの委	0	0										1_b_2_6							非該当	
1356	文部科学省	13		390		文化芸術創造都市の推進		文化芸術振興のための基盤として、文化芸術の持つ創造性を活かして、産業振興、地域活性化等を図る多様な取組を支援・促進し、「文化芸術創造都市」の取組を行う自治体や、その関係者によるネットワーク組織を強化する。	全国各地の自治体等が、文化芸術創造都市の取組を推進するためのノウハウを取得することを目指し、委託事業により、自治体等が一堂に会して意見交換等を行うネットワーク会議や、創造農村ワークショップ等を開催するとともに、海外の文化芸術創造都市やユネスコ等の関係者との交流を促進する。また、文化芸術創造都市の取組を集約したホームページを作成し、各都市の取組内容等の広報を行う。	0	0										5_b4_1_5							非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当：〇 非該当：-)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当：〇 非該当：-)	競争的資金(該当：〇 非該当：-)	独立行政法人向け財政支出(該当：〇 非該当：-)	SBIR対象(該当：〇 非該当：-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1357	文部科学省	13		391		文化関係資料のアーカイブの構築に関する調査研究		文化関係資料のアーカイブの構築に向けた資料の保存及び活用を図るための望ましい仕組みの在り方について調査研究を行い、文化芸術振興の基盤である、歴史的・文化的価値のある我が国の貴重な文化関係資料の散逸・消失を防止する。	上記の目的を達成するため、中長期的な視点も含めた文化関係資料のアーカイブの取組の総合的な推進方策を検討するため有識者会議を設けるとともに、我が国の貴重な文化関係資料のうち、①テレビ・ラジオ番組の脚本・台本（主に1980年代以前のもの）、②写真フィルム（主に1945年から1970年頃までに、物故写真家により撮影されたもの）、③音楽関係資料（主に1945年以前に我が国で出版された楽譜）、の分野ごとに実践的調査研究等を行い、目録の作成、目録及び資料のデジタル化、目録の資料の公開に係る課題と具体的方策の調査研究、委員会の開催、報告書の	0	0											8_5_5								非該当	
1358	文部科学省	13		392		著作権行政の充実		著作権紛争解決あっせん制度は、著作権等に関する紛争が生じた場合、第三者が関与することで実情に即した簡易、迅速な解決を図ることを目的とする。 また、世界知的所有権機関分担金は世界知的所有権機関（WIPO）加盟国としてWIPOの運営費を支払い、加盟国の著作権者の権利の保護に資することを目的とする。	著作権紛争解決あっせん制度は、著作権法に規定する著作者人格権、著作権、著作隣接権及び二次使用料または報酬に関する紛争をあっせんにより解決するため、文化庁長官が著作権紛争解決あっせん委員を置き、これにより当事者間のあっせんを行うものである。 また、世界知的所有権機関分担金は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約第25条（4）（a）において、WIPO運営費を支払うことが加盟国に義務づけられており、我が国は等級Ⅰ（その他の等級Ⅰの加盟国：アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ）に分類されて、これを文化庁26.6%、特許庁73.4%の比率で支払っている。	0	0											8_5_7								非該当	
1359	文部科学省	13		393		著作権施策の推進		デジタル化、ネットワーク化の進展に伴う国内外の様々な課題に対応するため、著作権法の適切な運用、著作権制度の改善、普及啓発、資料・教材作成、調査研究、各種講習会・セミナー、各国との協議等により、我が国の著作物を適切に保護するための環境整備を図る。	著作権に関する普及啓発事業として、「対象者別セミナーの開催」など国民への啓発活動や著作権学習教材作成等を行う。 情報化の進展に対応した著作権施策の推進のため、著作権制度の在り方等についての検討に資する各種調査研究等を実施する。 著作権制度の国際的調和の推進は、多国間、複数国間、二国間の著作権に関連する国際的な枠組み策定の動きに対応するため、世界知的所有権機関（WIPO）における国際会議等への参加、WIPOに対する拠出金によるアジア地域著作権制度普及促進事業（アジア諸国を対象とした国際シンポジウム・各種セミナーの開催、専門家の派遣等）を実施する。 また、二国間協議等の場を通じた侵害発生国・地域への取締強化の要請、権利行使の支援、トレーニングセミナーの実	0	0											8_5_5	1_b_3_6	5_c4_2						非該当	
1360	文部科学省	13		394		国語施策の充実		日本人の国語に関する意識や理解の現状を調査し，その結果を報道機関等に報道してもらえるような能動的な広報を行うことにより，より多くの国民に国語に関する興味・関心を喚起する。また，学校教育に携わる国語教育関係者等に対して，国語施策に関する理解を促す協議会を開催することにより，効果的な国語施策の普及を図る。さらに，消滅危機言語・方言の状況改善に資する環境を整える。	全国16歳以上の男女個人3,000人に対し，調査員による面接聴取法により，現代の社会状況の変化に伴う日本人の国語に関する意識や具体的な言葉の理解の状況について調査する。ユネスコから消滅の危機にあるものとして挙げられた8言語・方言等の現況について周知するとともに，保存・継承に資する調査研究，アーカイブ作成支援等を実施する。これらの事業については委託により実施する。また，指導主事及び初等中等教育諸学校の教職員並びに大学等の教職員をはじめ国語に関心のある者の参加を募り，我が国の国語施策について周知するとともに，国語をめぐる諸問題を取り上げ，改善の方法等について研究協議する協議会の開催や国語審議会や文化審議会における国語に関する	0	0											8_1_6	3_b_4							非該当	
1361	文部科学省	13		395		外国人に対する日本語教育の推進		外国人が日本での生活に必要な日本語を習得する体制を整備し，国内に居住する外国人の日常生活に必要とされる日本語能力が向上し，円滑な社会生活を送ることができるようになる。	都道府県などに調査票を送付し回答を得ることによって，日本語教育機関・施設等数，日本語学習者数，日本語教師数等を集計し，国内における日本語教育の現状を把握する。 条約難民及び第三国定住難民に対し，定住支援施設において日本語教育を実施するとともに，定住先においても継続的に日本語が学習できる環境を整備する。日本で生活する外国人に対して，日本語教育の実施，日本語教育を行う人材の養成・研修の実施，日本語教育のための学習教材の作成や，地域の創意に基づき多様な機関等との連携・協力を図り，日本語教育の体制を整備する取組を実施する。 これらの事業については委託により実施する。また，日本語教育を行う者等を対象として，日本語教育の内容や方法をまとめた「標準的なカリキュラム案」等を活用するための実践的なワークショップなどを行う協議会の開催や日本語教育機関が持つ日本語教育コンテンツを横断的に検索できる	0	0											8_1_6	5_c4_2							非該当	
1362	文部科学省	13		396		宗務行政の推進		宗教法人法に基づく宗教法人の規則認証等行政事務処理、宗教に関する情報資料の収集や宗教法人の適正な管理運営に資する事業を通して、円滑な宗務行政の推進を図る。	宗教法人の規則認証等経常的に必要な行政事務処理、宗教事情等に関する調査及び宗教関係統計等資料の収集整理のほか、宗教法人の管理運営に係る資料の作成、宗教法人等に対する実務研修会等宗教法人の適正な管理運営に資する事業及び不活動宗教法人の整理促進のための対	0	0											8_6								非該当	
1363	文部科学省	13		397		近現代建築資料の収集・保存		我が国の近現代建築に係る資料（図面や模型等）の海外流出や散逸を防ぐため、国立近現代建築資料館を拠点としてアーカイブの構築を図り、学術的・歴史的・芸術的価値を次世代に継承する。	湯島地方合同庁舎を一部改修して設置された国立近現代建築資料館を拠点として、全国的な所在状況の調査・把握、関連資料を持つ大学等の機関との連携、緊急に保護が必要な資料の収集・保管を行う。また、収集した資料群の調査、その成果の展示や普及活動を通じ、近現代建築とその関係資料に対する国民の理解増進を図る。	0	0											8_5_5								非該当	
1364	文部科学省	13		398		国際教育交流事業の振興		高度な外国語及び日本語能力を有し、かつ文部科学行政及び国際教育交流に関する知識を有する人材を「国際交流アソシエイト」として配置し、諸外国に対して、我が国の教育、文化、スポーツ、科学技術・学術分野における取組を適切かつ効果的に情報発信することに資する。	「国際交流アソシエイト」（公募の上、書面・実技・面接により選考）により、国際会議関係資料や文部科学省来訪の外国要人等に対する説明資料等の翻訳を行う。	12,858	0	5	一般	－	95	4	－	－	－	－	3_b_1_7								該当	
1365	文部科学省	13		399		学者・教職員等の交流		諸外国と我が国の学者・専門家、行政官及び教職員等が相互に交流することを通じて、互いの連携・協力の強化、相互理解の増進・友好親善関係の構築を図る。	諸外国の学者・専門家、行政官、教職員等を我が国に招へいし、また我が国からもこれらの者を諸外国に派遣し、学校現場・教育等関係施設の訪問、講演会等への参加、互いの国の教育事情・教育政策等に関する講義、相互の意見交換等を実施する。これにより、教育、科学技術・学術、スポーツ、文化の分野において、諸外国との連携・協力の強化、相互理解の増進・友好親善関係の構築を図る。	0	0											5_a4_1_7								非該当	
1366	文部科学省	13		400		国際業務研修の実施		文部科学省職員等を諸外国の行政・教育・文化機関等に派遣し、語学研修・実務研修及び当該国の教育・科学技術等に係る調査研究に従事させることにより、国際関係業務遂行能力の向上を図り、研修修了後には中・長期的に国際関係分野の業務で活用される人材を育成する。	1年2か月間国内における英語研修を実施した後米国に約10か月間派遣し、語学研修・米国の高等教育機関等における実務研修及び自身の研究テーマに沿った調査研究・レポート執筆に従事する「国際教育交流担当職員長期研修プログラム」を実施するとともに、米国、英国、仏国等にある国際機関等に派遣し語学研修・調査研究に従事する「外国政府等職員交流研修プログラム」を実施する。	0	0											5_a4_2								非該当	
1367	文部科学省	13		402		国際バカロレア事業への拠出		我が国におけるグローバル人材の育成に貢献するため、国際バカロレア（IB）を実施する認定校等の増加を図る。特に、高校段階のプログラムである「ディプロマ・プログラム（DP）」を日本国内の学校へ普及・拡大するため、その一部科目を日本語でも実施可能とする「日本語DP」の開発・導入等を図る。	国際バカロレア（IB）は、豊かなコミュニケーション能力、異文化への理解、課題発見・解決能力等グローバル化に対応したスキルを身に付けさせることを重視したカリキュラムであり、我が国においても、世界で活躍できるグローバルリーダーや、グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材を育成する上で有益なプログラムである。「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」（平成25年6月14日閣議決定）「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016年改訂版）」（平成28年12月22日閣議決定）においては、2018年までに10認定校等を200校へ大幅に増加させる2020年までに国際バカロレア認定校等を200校以上に増やすとの目標が掲げられており、目標の達成に向け、国際バカロレア機構との協力の下、特に高校段階のプログラムである「ディプロマ・プログラム（DP）」の一部科目を日本語でも実施可能とする「日本語DP」の開発・導入等を行うとともに、その普及・拡大に向け、	0	0											5_a4_2								非該当	
1368	文部科学省	13		404		国際視覚障害者援護協会		我が国と諸外国との教育交流及び相互理解の増進を図るため、社会福祉法人国際視覚障害者援護協会が行う視覚障害がある外国人留学生等に対する予備教育に係る支援事業に必要な経費を補助することにより、日本での生活に必要な基礎的知識・技術を身に付けさせる。	視覚障害を持つ外国人生徒に対し、特別支援学校入学前の6か月間、日本語や日本語点字、生活習慣、歩行訓練など日本での生活に必要な基礎的知識・技術を身に付けさせる予備教育を行う民間団体の事業について、同団体からの申請に基づき、渡航介助外国旅費、予備教育講師謝金・旅費、予備教育教材費等を定額補助する。	0	0											5_a4_2								非該当	
1369	文部科学省	13		405		留学生の受入・派遣体制の改善充実		留学生の受入・派遣体制の改善充実等の政策の遂行を目的として、そのために必要となる行政事務を実施する。	以下の行政事務を実施する。 ・国費外国人留学生の募集受入　・留学生政策の推進（留学生政策についての調査研究等） ・外国政府奨学金留学生の選考　・その他、留学生の受入・派遣体制の改善充実等に資する一般行政事務	0	0											5_a4_2								非該当	
1370	文部科学省	13		406		国費外国人留学生制度		諸外国の優れた人材を我が国の高等教育機関で受け入れることで、我が国と諸外国との国際交流を図り、相互の友好親善を促進するとともに、将来を担う人材の育成に資することを目的とする。	関係省庁と連携し、諸外国の優秀な人材を国費外国人留学生として受入れ、高度人材の養成を行う。本事業では、国費外国人留学生に対し奨学金等を給付するとともに公私立学校に在学する者について授業料等を支出する。	0	0											5_a4_2								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1371	文部科学省	13		407		外国政府派遣留学生の予備教育等留学生受入促進事業		中国政府との教育交流計画及びマレーシア政府の東方政策に基づく我が国への留学生派遣に関し、現地で行う予備教育のための教員派遣や選考試験実施等に対する協力の実施を目的とする。 また、外国において学校教育を受けた者の我が国の大学への入学については、外国において学校教育における12年の課程を修了した、又はこれと同等以上の学力を有することを要件としているが、諸外国においては中等教育の課程修了まで12年を要しない国がある。そのため、これらの国々で中等教育を修了した者については、「文部科学大臣が指定した教育施設において、我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程(準備教育課程)」を修了し、かつ、18歳に達した者に対し、大学入学資格を与えることとしており、こうした準備教育課程を開設する教育機関の指定を行う。 併せて、アジア太平洋地域における高等教育機関間の学生等の交流促進を目的とし、単位互換を普及するための単位互換方式の開発・活用などを行い、アジア太平洋地域の留学生交流の国際的な取り組みを支援する。	① 中国政府派遣留学生 日中間の教育交流計画に基づき、中国人留学生を我が国の大学院へ受け入れている。文部科学省ではこれらの留学生の受け入れにあたり、現地で行う日本語の予備教育のための教員派遣等の協力を行っている。 ② マレーシア政府派遣留学生 マレーシア政府の国策である東方政策に基づき、マレーシア政府派遣留学生を我が国の大学学部及び高等専門学校へ受け入れている。文部科学省ではこれらの留学生の受け入れにあたり、現地で行う教科教育のための高等学校教諭の派遣(学部のみ)、選考試験実施等の協力を行っている。 ③準備教育課程推進経費 文部科学省が設置する「大学入学のための準備教育課程の指定等に関する調査会議」において、準備教育課程を開設する教育機関の指定等のための調査等を行っている。 ④UMAP(University Mobility in Asia and the Pacific:アジア太平洋大学交流機構) UMAPにおけるアジア太平洋地域内の高等教育機関間の協力を推進するとともに、学生等の交流を増やし、高等教育の質を高めることによって域内諸国・諸地域の文化・経済・社会制度の理解を深めるため、学生交流の阻害要因となっ	0	0										5_a4_2	8_1_6							非該当	
1372	文部科学省	13		408		日本台湾交流協会		「1972年の日中国交正常化に伴い、我が国は台湾と断交したが、外交を除く従来の関係を維持するための民間レベルの交流団体として、財団法人交流協会(現公益財団法人日本台湾交流協会)が設立された。この交流協会を通じた、台湾からの留学生に対する奨学援助を支援することによって、日台間留学生交流の一層の拡充を図る。」	日本の大学で研究指導を既に受けている若しくは受けようとする台湾からの長期留学生(大学院レベル及び学部レベル)、及び、留学期間が3月以上1年未満の短期留学生に対し、日本台湾交流協会を通じて奨学金等の援助を実施する。 (定額補助)	0	0										5_a4_2								非該当	
1373	文部科学省	13		409		社会総がかりで行う高校生留学促進事業		高校生の国際交流は、異文化理解や友好親善を促進するものであり、特に留学は、外国語(英語)の運用能力の強化、コミュニケーション能力の向上など、グローバル人材の育成に効果がある。グローバル人材育成のため、高校生等に国際的な視野を持たせるとともに、海外留学への機運を高めさせる取組を行い、高校生の留学を促進する。	地方公共団体や高校生の留学・交流を扱う民間団体等が主催する海外派遣プログラムへの参加を対象に、都道府県を通じて留学経費の支援を行う。対象となる留学は、原則2週間以上1年未満で、学校単位での応募とする。併せて、海外留学への機運を高めさせる取組として、留学経験者や海外勤務者等を高等学校等へ派遣して体験講話する取組や留学フェア等を開催する都道府県に支援する。また、海外で日本語を専攻している外国人高校生を6週間程度招致して、日本の高等学校に体験入学させて交流する取組を、高校生の留学・交流を扱う民間団体を通じて実施する。 これらの取組を全ての予算の範囲内において定額にて補助する。	0	0										5_a4_2								非該当	
1374	文部科学省	13		410		留学コーディネーター配置事業		優秀な外国人留学生を数多く受け入れるため、海外の重点地域において、オールジャパンで日本留学を促進するためのコーディネーターを配置し、現地でのネットワーク構築、留学情報の収集・提供等を実施する体制を整備する。	〇重点地域ごとに日本留学の司令塔となる留学コーディネーターを配置する。 〇在外公館や我が国の政府機関の海外事務所、各大学が設置する海外拠点との連携・協力を行う。 〇現地の大学及び高等学校等とのネットワークを構築する。 これらの事業の実施に当たっては、委託を受けた大学が有する拠点や、現地における留学に関するネットワーク、ノウ	0	0										5_a4_2								非該当	
1375	文部科学省	13		411		日本人の海外留学促進事業		「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)を踏まえ、意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与を実現し、2020年までに日本人留学生を6万人(2010年)から12万人へ倍増させるとともに、「第2期教育振興基本計画」(平成25年6月14日閣議決定)において指摘されている、留学情報の収集・提供等の強化及び留学への機運を醸成する取	事業の目的を達成するため、以下の取組を実施する。	0	0										5_a4_2								非該当	
1376	文部科学省	13		412		大学等の海外留学支援制度		我が国の高等教育機関が諸外国(地域)の高等教育機関と学生交流に関する協定等を締結し、それに基づき学生を派遣し、受入れる場合に、当該学生を支援することにより、留学生交流の一層の拡充を図り、我が国と諸外国(地域)との相互理解と友好親善を増進するとともに、我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資する。 また、あわせて、諸外国(地域)の高等教育機関に留学する日本人学生等に対し、教育研究活動に必要な経費を支援することにより、国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材の育成及び我が国の国際化・国際競争力強化に資することを目的とする。	海外に派遣される日本人学生及び我が国に受け入れる短期留学生に対して、(独)日本学生支援機構を通じて奨学金を支給する。 ①長期派遣(1年以上) 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者で、「修士」または「博士」の学位取得を目指し、1年以上の期間留学する者 ②短期派遣(1年以内) 日本の高等教育機関に在籍しながら、大学間交流協定等に基づき諸外国(地域)の高等教育機関等に1年以内の期間留学する者 ③短期受入(1年以内) 諸外国(地域)の高等教育機関に在籍しながら、大学間交流協定等に基づき我が国の高等教育機関に1年以内の期間留学する者 【補助率:定額補助】 ※平成27年度より名称変更: 長期派遣→大学院学位取得型 、短期派遣→協定派遣 、短期受入→協定受入	0	0										5_a4_2								非該当	
1377	文部科学省	13		415		OECD／CERI分担金		OECD教育研究革新センター(CERI)事業に参加し、調査・教育研究事業を実施することにより、将来の教育政策に資する知見を得る。	CERIと共同で、OECD加盟国における効率的な学習のための教授法や社会生活に必要なスキル等の教育分野におけるイノベーションを推進するための調査・教育研究事業を行	0	0										1_b_2_6								非該当	
1378	文部科学省	13		416		日本・OECD事業協力信託基金拠出金		OECDが実施している「生徒の学習到達度調査(PISA)」及び「OECD国際教育インディケータ(INES)事業」に参加し、我が国を含んだ国際指標を得る。	「生徒の学習到達度調査(PISA)」及び「OECD国際教育インディケータ(INES)事業」を行うために各国に求められる資金を拠出する。PISAは、義務教育修了段階の15歳の生徒の読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーを主要3分野として調査を実施するもの。INESは、世界各国の教育制度や政策について共通の枠組みの中で比較対照する指標(インディケータ)を開発し、各国の教育政策の形成に役立てるものである。	0	0										1_c_3_9								非該当	
1379	文部科学省	13		417		日本・国際連合大学共同研究事業拠出金		国際連合のシンクタンクとして人類の存続・発展等に係る地球規模課題に取り組む国際連合大学について、我が国はそのホスト国として同大学との学術協力を推進し、研究、教育及び知識の普及を行い、地球規模課題の解決に資する。	グローバルな変化とサステイナビリティ、国際協力と開発、平和構築と安全保障といった地球規模課題解決に取り組む国際連合大学に拠出を行い、研究、教育及び知識普及事業等を実施する。	0	0										5_a4_2								非該当	
1380	文部科学省	13		418		国際機関における事業への参加		国際機関が主催する会議に出席するとともに、国際機関と共催して国際会議を開催し、多くのステークホルダーを対象として我が国からの情報発信、及び情報収集を図る。	国際機関が開催する会合(OECD教育政策委員会等)に専門家の協力を得て出席し、我が国の教育情報の発信及び意見表明を行うと共に、教育政策上の課題などについて情報収集を行う。また、日本で関連テーマの国際会議を国際機関と共同で開催する。	0	0										5_d4_2								非該当	
1381	文部科学省	13		419		東アジア関係諸機関との連携強化		知識基盤社会となっている東アジア経済圏で活躍できる人材を共同で育成する必要性が増大していることを受け、同地域への国際教育協力、特に東南アジア諸国との高等教育をはじめとする教育分野における協力・交流を一層進めることにより、東アジア関係諸機関との連携を通じた地域協力の強化を目的としている。	東アジア関係諸機関との連携強化を図るため、東南アジア教育大臣機構(SEAMEO)に対し拠出し、ASEAN諸国におけるESD(持続可能な開発のための教育)の取組の推進に資する顕彰事業を実施する。さらに、SEAMEOが有する専門機関(センター)における研修への講師派遣、当該機構の会議(理事会、高級実務者会合等)への参加等を通じて、同機構との連携を強化する。	0	0										3_b_4	5_b4_2							非該当	
1382	文部科学省	13		420		日本ユネスコ国内委員会運営		「ユネスコ憲章」において、各加盟国に対して、自国の主要な団体をユネスコ事業に参加させるため国内委員会を設立し、必要な措置を執ることが求められている。この趣旨に従い、「ユネスコ活動に関する法律」に基づき、日本ユネスコ国内委員会において、必要な事項の調査審議を行い、我が国のユネスコ活動の基本方針を定めるとともに、ユネスコ活動の普及、推進を図る。	我が国におけるユネスコ活動に関する助言、企画、調査のための機関として、日本ユネスコ国内委員会は、関係各大臣(文部科学、外務、財務)の諮問に応じて関係事項の調査審議、関係各大臣への答申を行うなど、我が国におけるユネスコ活動の基本方針の策定等の任務を遂行するため、国内委員会を開催する。本事業予算は、その運営及び事務処理に必要な経費を執行するものである。年2回、国内委員会総会、総会の前には運営小委員会、選考小委員会、及び6専門小委員会(教育、自然科学、人文・社会科学、文化活動、コミュニケーション、普及活動)を開催する。またこのほかに、各小委員会のもとに設置された分科会を開催する。	0	0										5_d4_1_7								非該当	
1383	文部科学省	13		421		ユネスコ会議関係共通経費		ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)主催の国際会議に出席し、我が国が必要な提案や発言等を行うことにより、我が国のユネスコ活動における優先課題の推進に貢献する。	ユネスコでは定例の国際会議(ユネスコ総会、執行委員会等)の他、教育、科学、文化、コミュニケーションに係る国際会議を各国の希望に基づき、当該国がホストする形で不定期に開催している。本経費は、これらへの国際会議への出席に必要な経費である。	0	0										5_d4_1_7								非該当	
1384	文部科学省	13		422		ユネスコ事業への協力		ユネスコへの信託基金の拠出を通じて、ユネスコの優先分野に関する事業の実施を協力することになり、加盟国におけるユネスコの優先分野に関する活動の推進を図る。	ユネスコに対して、「アジア太平洋地域教育協力信託基金」、「ESDグローバル・アクション・プログラム(GAP)信託基金」、「ユネスコ地球規模の課題の解決のための科学技術事業信託基金」、「ユネスコ「世界の記憶」信託基金」を拠出し、ユネスコを通じた加盟国に対する教育、科学分野における協力事業を実施する。	103,000	0	5	一般	－	95	4	－	－	－	－	5_c1_2								該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当：○ 非該当：－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当：○ 非該当：－)	競争的資金(該当：○ 非該当：－)	独立行政法人向け財政支出(該当：○ 非該当：－)	SBIR対象(該当：○ 非該当：－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1385	文部科学省	13		423		日本／ユネスコパートナーシップ事業		「ユネスコ活動に関する法律」に基づき、ユネスコの理念及び目的の実現に向けて、国内のユネスコ活動に関係のある機関及び民間団体等へ委託し、我が国におけるユネスコ活動の振興のための重要事業を実施することを目的とする。	ユネスコスクール等の支援やユースの活動の振興を通じたESD（持続可能な開発のための教育）の推進及びユネスコ世界ジオパークに関する国内審査・事業推進をテーマとし、我が国の知見や経験を活かした事業を実施する。	0	0										5_c4_1_7								非該当	
1386	文部科学省	13		424		ユネスコ国内委員会の連携強化		加盟国（特にアジア・太平洋地域）のユネスコ国内委員会職員等を日本に招へいし、関係機関への訪問、意見交換等を通じ日本のユネスコ活動理解を深める。	アジア太平洋地域等のユネスコ国内委員職員等を我が国に招へいし、我が国のユネスコ関係機関への訪問、国内委員会職員との意見交換を通じ、我が国のユネスコ活動理解のための研修を実施する。	0	0										5_a4_1_7								非該当	
1387	文部科学省	13		425		ユネスコ技術援助専門家派遣		若手の行政官等を、ユネスコ事務局の我が国が優先的に推進するユネスコ活動の関係部署に派遣することにより、我が国とユネスコとの事業推進の円滑化を図るとともに、ユネスコに対し人的貢献を行う。	「ユネスコ技術援助専門家派遣事業」として、若手の行政官や研究者等の専門家をアソシエート・エキスパートとしてユネスコ事務局に派遣し、ユネスコ職員の指導下で教育、科学、文化に関する職務に従事させる。	0	0										5_a4_1_7								非該当	
1388	文部科学省	13		426		ユネスコ活動の助成		「ユネスコ活動に関する法律」に基づき、国が民間のユネスコ活動に協力することにより、ユネスコ活動を推進するとともに、活動の成果を広く共有する。	ユネスコ活動の推進を目的とした民間団体に対して、アジア・太平洋地域等における開発途上国の教育、科学又は文化の普及・発展のための交流・協力事業を実施するために必要な経費を助成する。 ・教育協力事業…開発途上国における持続可能な開発のための教育（ESD）、2030年教育行動枠組み等 ・科学協力事業…政府間海洋学委員会（IOC）、国際水文学計画（IHP）、人間と生物圏（MAB）計画、防災をはじめ、開発途上国における持続可能な発展のための科学に関する事業等 ・文化協力事業…文化多様性の保護・促進事業、文化遺産・無形文化遺産保護事業、開発途上国における文化活動従事者人材養成	12,500	0	5	一般	－	95	4	－	－	－	－	5_c4_1_7	4_c_2_7							該当	
1389	文部科学省	13		427		グローバル人材の育成に向けたESDの推進		地域の多様なステークホルダーが参画するコンソーシアムを形成してESDの推進に取り組むとともに、「ESDの深化」を図る様々な取組を通じて、持続可能な社会づくりの担い手を育成し、地域のSDGs達成の推進に寄与することを目的とする。	教育委員会及び大学が中心となり、ESDの推進拠点であるユネスコスクールとともにESDコンソーシアムを形成し、地域のESDの実践・普及及び国内外におけるユネスコスクール間の交流等を促進する。また、ESDに携わる多様なステークホルダーがチームを形成し（ESD-SDGsコンソーシアム）、ESDの深化を図る高度なESDの実践を通じて、持続可能な社会づくりの担い手を育成し、地域のSDGsの推進に寄与する。	0	0										5_c4_1_7								非該当	
1390	文部科学省	13		428		国際成人力調査		OECD（経済協力開発機構）では、成人が社会生活に求められる技能を測定する「国際成人力調査（Programme for the International Assessment of Adult Competencies ;PIAAC）」を実施している。同国際調査に参画することを通じて、国際機関が実施する国際的な取組に貢献するとともに、我が国の教育の成果を国際比較により把握し、今後の生涯学習や学校教育施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とする。	国際成人力調査は、OECDが開発した、成人（16歳～65歳）を対象とした「読解力」「数的思考力」「ITを活用した問題解決能力」及び調査対象者の属性を把握する調査である。日本を含む第一グループ（24か国・地域）の結果は平成25年10月に公表済み（第1回報告書）。第二グループ（9か国）の結果は平成28年6月に第一グループの結果と合わせて公表済み（第2回報告書）。今後は、同調査結果を活用したテーマ別報告書が順次公表される予定。 また、現在OECDでは今後の実施に向けて調査の枠組みの検証と開発に着手しており、文部科学省としても当該調査の開発と適切な実施に必要な経費の一部を拠出するとともに、同調査の実施や調査結果の分析にかかる枠組みや方針等を決定するための参加国会合へ出席する。	0	0										8_1_6								非該当	
1391	文部科学省	13		429		教員・学習に関する国際調査		校長や教員自身の目から見た教員及びその業務に影響を与える要素に着目し、教育制度の国際比較に必要なデータを得ること及び教育の質の確保・向上に関する国際調査を行い、教育に関する分析や教育政策の検討のための重要	OECD政府間会合に出席し、教員・教授・学習に関する国際調査に参加する。	0	0										8_1_6								非該当	
1392	文部科学省	13		430		国際幼児教育・保育従事者調査等		OECDの実施する国際調査への参加等により、国際比較可能な基礎データを収集し、幼児教育に関する分析や我が国の幼児教育政策の立案に資する、重要な示唆を得ることを目指す。	OECDに設置されたECEC Network参加国会合※への出席や幼児期の教育の質に関する国際比較調査への参加を通じて、幼保小接続や教職員の就業環境や指導状況等に関する国際比較可能な基礎データを収集し、政策立案に資する分析を行う。	0	0										8_1_6								非該当	
1393	文部科学省	13		431		日本型教育の海外展開		近年、諸外国から高い関心が示されている日本型教育につき、海外展開を促進することで、日本の教育の国際化、親日層の拡大、日本の経済成長への還元を図る。	関係省庁、政府系機関、民間企業を含む教育関連機関等から構成する「日本型教育の官民協働プラットフォーム」を創設し、有識者会議、シンポジウム等を通じて関係者間で議論・情報共有を図るとともに、海外見本市への出展、個別相談、パイロット事業の支援等を実施し、海外展開モデルを形成することで、日本型教育の海外展開を促進する。	0	0										3_c4_5								非該当	
1394	文部科学省	13		432		国連大学の施設整備		国有財産である国際連合大学本部施設は、1992年の本部施設の完成後、24年以上が経過し、随所に改修を要する箇所があるため、改修に係る計画を策定し、それに基づいた改修を実施することにより、安全性の確保を図る。	「国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定」により、日本政府が国際連合大学本部施設の修繕について責任を有しているため、平成22～28年の7年間の整備計画に基づき、修繕が必要な箇所のうち、まずは外壁（石）のシーリング改修及び外壁（石）のひび割れ補修、屋上笠木の防水改修について、7工区に分割し、順次改修工事を行	0	0										4_a4_2								非該当	
1395	文部科学省	13		433		国立アイヌ民族博物館の施設整備		2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせて、北海道白老町に整備されるアイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生象徴空間」の中核施設となる国立アイヌ民族博物館の整備を図るものである。	『アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針』（平成26年6月閣議決定）並びに、『「民族共生の象徴となる空間」における博物館の整備・運営に関する調査検討委員会」において取りまとめられた「『民族共生の象徴となる空間』における博物館基本計画」報告書を踏まえて策定した「国立のアイヌ文化博物館（仮称）の基本計画」に基づいて、国立アイヌ民族博物館の建物及び展示の設計等を実施する。	0	0										4_a4_1_5								非該当	
1396	復興庁（文部科学省）	8	新30	3		福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成に関する事業		浜通り地域等の教育環境の整備や人材の裾野を広げるための取組への支援を通じて、福島イノベーション・コースト構想の実現や震災復興を支える人材を育成する。	①普通科高校における福島イノベーション・コースト構想を牽引するリーダーの育成、②工業科や農業科の専門高校における福島イノベーション・コースト構想の即戦力となる人材の育成、③義務教育段階での、専門家による科学技術関係の講演会やコンテストの実施、グローバル人材の育成。	19,251	0	4	特別	○	14	2	－	－	－	－	5_a3_1								該当	
1397	復興庁（文部科学省）	8	新30	3		福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成に関する事業		浜通り地域等の教育環境の整備や人材の裾野を広げるための取組への支援を通じて、福島イノベーション・コースト構想の実現や震災復興を支える人材を育成する。	①普通科高校における福島イノベーション・コースト構想を牽引するリーダーの育成、②工業科や農業科の専門高校における福島イノベーション・コースト構想の即戦力となる人材の育成、③義務教育段階での、専門家による科学技術関係の講演会やコンテストの実施、グローバル人材の育成。	216,498	0	4	特別	○	15	4	－	－	－	－	5_a3_1								該当	
1398	復興庁（文部科学省）	8	新30	4		放射線副読本の改訂・普及		放射線に関する知識を科学的に理解し、科学的に考え行動することができるよう、国として、学校・地域の実情等に応じた多様な放射線に関する教育を支援するため、放射線副読本を改訂・普及し、児童生徒等の理解増進を図る。	東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故後の状況や教育現場におけるニーズの変化を踏まえ、放射線副読本を改訂・普及する。	0	0										5_a4_2								非該当	
1399	復興庁（文部科学省）	8	新30	5		大学等の「復興知」を活用した福島イノベーション・コースト構想促進事業		浜通り地域等において、福島の復興に資する「知」（復興知）に関する学術・研究活動を行う大学等に対して、資金的な支援等を行うことにより、福島イノベーション・コースト構想の大きな目的の一つである「地域再生」を目指す。	浜通り地域等において、福島の復興に資する「知」に関する学術・研究活動を根付かせるとともに、大学間、研究者間の相互交流、ネットワークづくりを推進する大学等に対して補助を行う。（補助率100%）	150,000	150,000	4	特別	○	15	4	○	－	－	－	5_c12_1								該当	
1400	復興庁（文部科学省）	8		35		公立学校施設災害復旧費		東日本大震災によって被害を受けた公立学校施設の復旧に要する経費について、その一部を補助する。	公立学校施設の設置者に対し、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（負担金）及び公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱（補助金）に基づき、被災した公立学校施設の復旧に係る総事業費の一部を補助している。また、法定受託事務として、都道府県に事務処理を委任しているため、旅費・需用費・役務費等の事業の実施に必要な経費を	0	0										4_a4_2								非該当	
1401	復興庁（文部科学省）	8		36		公立社会教育施設災害復旧事業		平成23年3月に発生した東日本大震災により被害を受けた自治体が設置する公立社会教育施設（体育・文化施設含む）を復旧する。	激甚災害法に基づき、自治体が設置する公立社会教育施設（体育・文化施設含む）の復旧に必要な経費の2/3を補助する。また、公立社会教育施設災害復旧費補助金の執行にかかる都道府県の事務にかかる経費を交付する。	0	0										4_a4_1_7								非該当	
1402	復興庁（文部科学省）	8		37		福島原子力災害避難区域教育復興事業		原子力災害避難区域における教育の復興と持続可能な地域作りに貢献し、厳しい未来を切り拓く「強さ」を持った人材を育成するとともに避難している子どもたちの受け皿を整備する。	復興庁・文部科学省が参画して、「福島県双葉郡教育復興に関する協議会」でとりまとめられた「双葉郡教育復興ビジョン」に位置づけられた双葉郡における中高一貫校整備のための事業。27年度から仮校舎で高等学校を開校。27年度以後新校舎の建設を開始し、31年度に併設型中学校開校予定。この準備のため、福島県に対し、双葉郡における新たな県立中高一貫校の設置に要する施設及び設備・備品の整備費を支援する。 また、「福島復興再生基本方針」等を踏まえ、29年度に福島県南相馬市小高区に開校する予定の小高産業技術高校	0	0										4_a4_2								非該当	
1403	復興庁（文部科学省）	8		38		福島県教育復興推進事業		福島県双葉郡教育復興ビジョン（平成25年7月）及び、同ビジョン推進計画 （平成26年8月）を踏まえて、福島県で実施する教育復興の取組を具体化、加速化していくことが、原子力発電所事故の避難地域への住民帰還の環境を整備する上で重要であることに鑑み、優れたカリキュラムを編成し、実証していく事業及び魅力ある学校づくりを行うために必要な教職員研修等を実施することにより、福島県における教育の復興を推進する。	平成27年4月に開校した県立中高一貫校において、全国有数の魅力ある学校とするために先進的な教育を行うとともに、将来のふるさとの復興を担う中学生との連携を進めるモデルを確立し実証する。また、避難地域12市町村の小中学校において、将来地元へ戻り、新たなふるさとを生み出す復興と、復興を世界へ発信していく能力をもつ人材を生み出していくため、優れた人材を外部講師等として招へいするなどして、ふるさと創造学等の特別なカリキュラムを編成、実証するとともに魅力ある学校づくりを行うために必要な教職員	0	0										5_a4_2								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1404	復興庁（文部科学省）	8		39		緊急スクールカウンセラー等活用事業		被災地等へスクールカウンセラー等を派遣し、被災した幼児児童生徒等が安心して学校生活を送ることができるように教育相談体制を整備するなどし、東日本大震災により被災した幼児児童生徒等の心のケアの充実を図る。	以下の者を被災地等へ派遣し、被災した幼児児童生徒等の心のケアの充実を図る。 ・スクールカウンセラー ・スクールカウンセラーに準ずる者 ・スクールソーシャルワーカー等	0	0										8_6							非該当	
1405	復興庁（文部科学省）	8		40		被災地通学用バス等購入費補助		東日本大震災で被災した都道府県又は市町村が負担するスクールバス・ボート購入費について、国がその一部を補助することにより、東日本大震災の被災地における児童生徒の通学支援に資する。	【補助対象経費】被災地通学用バス等購入費 【補助率】1/2	0	0										4_a4_2							非該当	
1406	復興庁（文部科学省）	8		41		被災児童生徒就学支援等事業		東日本大震災により経済的理由から就学が困難となった世帯の幼児児童生徒に、就学支援等を実施し、もって教育機会の確保に資することを目的とする。	東日本大震災により経済的理由から就学が困難となった幼児児童生徒の就学支援等を実施するため、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」（平成23年度から26年度までの4年間で約444億円、全額国庫負担）による基金事業として、各都道府県等において、幼稚園に通う幼児の保育料や入園料を軽減する就園奨励事業や、小・中学生に対して学用品費や通学費（市町村が実施するスクールバスの運行委託費等）、学校給食費などを補助する就学援助事業、高校生に対する奨学金事業、特別支援学校等に通う幼児児童生徒の就学に必要な経費を補助する就学奨励事業、私立学校及び専修学校・各種学校に対する授業料等減免措置事業を実施してきた。この基金事業は、26年度で終期を迎えることになったが、27年度と28年度は、被災した幼児児童生徒が安心して学ぶことができる環境を引き続き確保するため、全額国庫補助の単年度の交付金事業として「被災児童生徒就学支援等事業」（約80億円）を実施した。29年度においても、これまでの執行実績を踏まえ、前年度と同様の枠組みで所要額（約62億円）を確保した。	0	0										5_a4_2							非該当	
1407	復興庁（文部科学省）	8		42		義務教育費国庫負担金に必要な経費		東日本大震災や原発事故の被害の甚大さに鑑み、厳しい教育環境下に置かれている被災児童生徒に対し、日常的な心のケアやきめ細かな学習支援を充実させる。	各都道府県・指定都市からの申請に基づき教職員定数の加配措置を実施することにより、措置数に係る教職員給与費の1／3を国庫負担（義務教育費国庫負担金）する。（義務教育費国庫負担法第二条及び第三条、義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最	0	0										8_6							非該当	
1408	復興庁（文部科学省）	8		44		育英事業に必要な経費（育英資金貸付金）		東日本大震災により被災した世帯の学生等が経済的理由により修学を断念することのないよう無利子奨学金を貸与し、教育の機会を確保する。	独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業は、教育政策として、学資を希望する家計の厳しい世帯の学生等（大学、短期大学、高等専門学校、大学院、専修学校専門課程）本人に、無担保、無審査（与信無）、低利で奨学金を貸与し、かつ長期間にわたって返還金の回収を行っており、特に本事業では東日本大震災で被災した世帯の学生等が経済的理由により修学を断念することのないよう、無利子奨学	0	0										5_a4_2							非該当	
1409	復興庁（文部科学省）	8		45		私立大学等経常費補助		東日本大震災により被災し経済的に修学困難になった意欲と能力ある学生が修学の機会を得られること及び被災地における安定的・継続的な教育研究環境の保証を図ることを目的とする。	被災した学生に対する授業料減免等や被災地にある私立大学等の安定的な教育環境の整備等の支援を行う学校法人に対して下記の補助を行う。 【補助率：定額補助】 ①授業料減免事業等・・・被災して経済的に修学困難となった学生を対象とした授業料・入学料等の減免事業等を行っている私立大学等に対して、所要経費の3分の2を配分 ②被災私立大学等復興特別補助・・・被災した私立大学等に対して、安定的・継続的な教育環境の保障と、新入生も含め安心して学ぶことができる環境の整備等を図るための取	589,739	0	4	特別	〇	15	3	－	－	－	－	7_a_1							該当	
1410	復興庁（文部科学省）	8		46		私立高等学校等経常費補助		東日本大震災によって被害を受けた私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び、特別支援学校（以下「私立高等学校等」という。）を設置する学校法人に対し、教育活動の復旧に必要な経費について、私立高等学校等経常費助成費補助において支援することにより、教育活動の円滑かつ迅速な再開に寄与	各都道府県が東日本大震災によって被災した私立高等学校等に対し、教育活動の復旧のための補助を行った場合、私立高等学校等経常費助成費補助において措置。	0	0										5_c4_2							非該当	
1411	復興庁（文部科学省）	8		47		私立学校施設災害復旧（私立大学等）		東日本大震災において激甚災害を受けた私立の学校の用に供される建物等の災害復旧に要する工事費等について、私立の大学、短期大学、高等専修学校（以下「大学等」という）の設置者に対し補助することにより、震災からの早期復旧、教育研究活動の早期再開に資する。 また、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び特別支援学校（以下「高等学校等」という）における災害復旧に要する工事費については、都道府県への支出委任をおこなっている。	私立学校施設災害復旧事業 地震、台風、集中豪雨などの大規模災害が発生し、当該災害が激甚災害（本激）に指定された場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第17条に基づき、私立学校における校舎等施設の復旧に要する工事費及び土壌処理等について、私立の学校の設置者に対し、補助する。 【補助率】 1／2以内 〇補助対象施設 私立大学等及び私立高等学校等の施設（建物、工作物、土	0	0										4_a4_2							非該当	
1412	復興庁（文部科学省）	8		48		私立学校施設事務経費		東日本大震災において被災した私立学校（大学、短期大学、高等専修学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び特別支援学校（以下私立学校等という））における私立学校建物其他災害復旧事業の実施に伴う、都道府県の事務費負担の経減。	私立学校災害復旧都道府県事務費交付金 私立学校建物其他災害復旧事業のため、国の業務の一部を委任されている事務処理に対して必要な経費を都道府県に補助する経費である。	0	0										4_a4_2							非該当	
1413	復興庁（文部科学省）	8		50		国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構運営費交付金に必要な経費		①放射性セシウム捕集材の実用化による福島県での安全な水利用・処理環境の構築②放射線影響の低減法の開発、合理的な放射線防護体系構築を通して、福島県民をはじめとする国民の安全・安心を確保することを目的とする。	放射性セシウム捕集材の実用化を進め、被災地の水利用・処理環境における実装や、除染除去物一時保管場所の滲出水に含まれる放射性物質の検知システムの整備等に取組む。また、放射性核種による健康影響を評価し、低減方策の提示等を実施する。 ※量子科学技術研究開発機構は、放射線医学総合研究所に日本原子力研究開発機構（原子力機構）の業務の一部を移管・統合し、平成28年4月1日に設立。 ※本事業レビューシートのH27年度以前については、放射線医学総合研究所運営費交付金に必要な経費を記載。	332,126	0	1	特別	〇	13	3	－	－	－	－	1_a_1							該当	
1414	復興庁（文部科学省）	8		53		医療分野の研究開発の推進（東北メディカル・メガバンク）		将来的に東北発の次世代医療を実現することを目指し、東日本大震災の被災地の住民を対象として健康調査を実施し、大規模なバイオバンクを構築する。	東日本大震災の被災地に医療関係人材を派遣して住民の同意を得つつ健康調査を実施し、健康調査の結果の回付等を通じて被災地住民の健康不安の解消に貢献するとともに、15万人規模の生体試料、健康情報等が収集されたバイオバンクを構築することで、次世代医療の実現のための基盤を形成する。さらに、協力者から得られたゲノム情報、健康情報、診療情報等を併せて解析することで、遺伝的要因や環境要因と疾患との関係を明らかにし、病気の正確な診断や予防、薬の副作用の低減等の次世代医療の実現を目指す。	1,583,775	1,583,775	5	特別	〇	13	4	－	－	〇	－	1_a_1	4_c_1_2						該当	
1415	復興庁（文部科学省）	8		54		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費交付金に必要な経費		我が国唯一の原子力に関する総合的な研究開発機関である日本原子力研究開発機構において、基礎基盤研究・プロジェクト研究開発等を行うことにより、東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害からの環境回復を図ることを目的とする。	我が国唯一の原子力に関する総合的な研究開発機関として、機構の人的資源、研究施設群を最大限に活用し、福島県等地方自治体、国内外の大学・研究開発機関、民間企業と連携・協力しつつ、東京電力福島第一原子力発電所周辺地域の環境回復に向けて、環境モニタリング・マッピングの技術開発、放射性物質の環境動態に係る研究及び除染技術の高度化に係る技術開発等を行い、環境回復を促進する。活動に当たっては、福島県が設置した環境創造センターを拠点に福島県、国立環境研究所と協力・連携しながら事	2,449,980	0	1	特別	〇	63	3	－	－	－	－	1_a_1							該当	
1416	復興庁（文部科学省）	8		55		東北マリンサイエンス拠点の形成		大学、研究機関、民間企業等による東日本大震災からの復興支援のためのネットワークとして「東北マリンサイエンス拠点」を構築し、海洋生態系の調査研究及び新たな産業の創成につながる技術開発を実施することで、漁場の回復や持続的・効果的な漁業・水産加工業に資する情報・技術等を地元に提供し、東北太平洋側沿岸地域の水産業の復興を目指す。	東日本大震災の津波・地震による多量のガレキの堆積や藻場の喪失、岩礁への砂泥の堆積により、東北沖では沿岸域の漁場を含め海洋生態系が激変した。大学等に蓄積された科学的知見を有効活用しつつ、全く初めての海洋環境で漁場を回復させ、漁業及び水産業の復興に資するため、大学等による復興支援のためのネットワークとして「東北マリンサイエンス拠点」を構築し、東北沖の海洋生態系の調査研究及び新たな産業の創成につながる技術開発を実施。（補助率：定額） ※平成24年度までは文部科学省において計上、平成25年度以降は予算計上所管の変更に伴い復興庁一括計上事業	645,255	0	5	特別	〇	13	4	〇	－	－	－	1_a_1							該当	
1417	復興庁（文部科学省）	8		56		原子力損害賠償紛争審査会等		東京電力福島原子力発電所の事故に伴う賠償について、被害の実態に応じて、原子力損害賠償紛争審査会による指針の策定や原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介等を実施することにより、早期の被害者の救済を図る。	東京電力福島原子力発電所の事故に伴う原子力損害の賠償について、広範囲にわたる多数の被害者が公平かつ適正な賠償を受けられるようにする必要があるので、被害の実態に応じて原子力損害賠償紛争審査会により指針を策定する。また、被害者の迅速な賠償を行うため、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介を行う。	0	0										8_6							非該当	
1418	復興庁（文部科学省）	8		57		国宝・重要文化財等の保存整備等		東日本大震災により被害を受けた国指定等文化財の数は700件を超えており、貴重な国民的財産である文化財を着実に後世へ継承するために、被災文化財について早急に保存・修復等の措置を講じる。	東日本大震災により被害を受けた国指定等文化財の所有者、管理団体等が実施する文化財の復旧事業に対して補助を行う。（補助率50%～85%）	0	0										4_a4_1_5							非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:-)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:-)	競争的資金(該当:〇 非該当:-)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-)	SBIR対象(該当:〇 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1419	復興庁（文部科学省）	8		58		被災ミュージアム再興事業		東日本大震災からの復興に資するため、被災した美術館・歴史博物館の再興を図ることを目的とする。	県が実施する東日本大震災で被災した博物館資料の修理、修理した資料の整理・データベース化、応急措置を施した資料を収蔵する場所の確保、被災した博物館の復興に資する事業等に必要な経費について補助を行う。(補助率1/	0	0										4_a4_1_5								非該当	
1420	厚生労働省	14	新29	1		医療広告等の監視強化事業		美容医療サービスに関する消費者トラブルが発生し続けており、美容医療サービスを利用するきっかけとしてはウェブサイトに誘引された消費者の割合が高いことから、医療機関のホームページ等のウェブサイトの適正化が求められている。ウェブサイトの監視体制の強化により、医業等に係る情報提供の適正化を推進することで、国民が適切に医療機関及び提供される医療を選択することができるようにすることを目的とする。	医療機関のホームページ等のウェブサイトの適正化が求められていることから、ネットパトロールの実施により、医業等に係るウェブサイト上の広告等の監視体制を強化し、不適切な記載を認めた場合、当該広告等の実施主体、プロバイダー等に対し、ガイドラインについて周知するとともに、不適切な記載について自主的な見直しを行うよう通知し、一定期間経過後、当該ウェブサイトの記載内容に変更が認められない場合、医療機関を所管する自治体に対し情報提供を実施、自治体における相談・指導状況等の実態調査を行う。	0	0										8_6								非該当	
1421	厚生労働省	14	新29	2		全国在宅医療会議経費		できる限り、住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスを受けつつ、安心して自分らしい生活を実現できる社会を目指す。 国民の視点にたった在宅医療の普及啓発を図り、国民の理解を醸成し、在宅医療の提供体制を整備していく。	行政、関係団体、学術団体等の関係者がそれぞれの知見や研究成果を相互に共有し、戦略的な取組を推進するための有識者会議及びエビデンスの共有や普及啓発を行うため、ポータルサイトの開設及び運営。	0	0										3_c2_3								非該当	
1422	厚生労働省	14	新29	3		在宅医療・救急医療連携セミナー		可能な限り住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスを受けつつ、自分らしい生活を人生の最期まで続けることが出る社会を目指す。	地域における在宅医療と救急医療との連携を推進するため、連携が進んでいない自治体の在宅関係者や救急関係者等に対し、先進地域によるコーディネート等により、連携ルールの策定支援を行う。	0	0										3_c2_3								非該当	
1423	厚生労働省	14	新29	6		歯科情報の利活用及び標準化普及事業		東日本大震災で、身元不明遺体の歯科情報と歯科医療機関が所有する生前の歯科診療情報を照合・鑑定することによる身元確認の有効性が改めて示された。このような歯科診療情報の効率的な活用を行うため、平成28年度まで実施していた「歯科診療情報の標準化に関する実証事業」で、身元確認に資する歯科診療情報を標準化する基盤を確立することができた。今後の発展的な展開のために、標準化された歯科診療情報が全国展開されるための普及・啓発や、その利活用の有用性に係る検証を行う。	標準化された歯科情報を普及するため、以下のとおり全国で講習会を行って歯科医師等に普及すると共に、歯科情報の利活用に係るモデル事業を行って標準化された歯科情報の有用性について実証する。 ① 歯科情報の標準化に関する検討会 ② 歯科情報の利活用実証モデル事業	9,097	0	5	一般	－	95	4	－	－	－	－	2_c_3	3_b_3	2_b_2_3						該当	
1424	厚生労働省	14	新29	7		地域医療連携推進法人制度等普及事業		平成29年4月から、地域医療連携推進法人の認定制度、外部監査の義務づけ及び関係事業者との取引状況に関する報告制度等、医療法人に関する新たな制度が複数導入される。地域医療構想の推進や法人経営の透明化などを目的としたこれらの制度について、全国約5万の医療法人に対して、各地できめ細やかに説明していくことで、医療法人がその趣旨と詳細を十分に理解し、自ら着実に実行してい	平成29年4月より施行される地域医療連携推進法人の認定制度、外部監査の義務づけ及び関係事業者との取引状況に関する報告制度等について、全国の医療法人を対象としたセミナーを開催(委託)し、制度の普及を図る。具体的には、当課で作成した医療法人制度に関する詳細な資料を基に、全国各地でのセミナーの実施を事業者に委託する。	0	0										3_c4_5								非該当	
1425	厚生労働省	14	新29	8		医療従事者勤務環境改善推進事業		医療機関の勤務環境の改善により、医療従事者を惹きつけられる医療機関となるだけでなく、「医療の質」が向上し、患者の満足度も向上するとともに、医療機関の経営の安定化にも資することを目的とする。	都道府県職員やアドバイザーを対象とした研修のための教材を開発(委託)し、また、支援センター実施団体及びアドバイザーに対する指導・助言を行う有識者の委嘱、会議の実施等により、支援センターの活動の活性化やアドバイザーの質の均てん化及び向上を図る。	0	0										5_c4_2								非該当	
1426	厚生労働省	14	新29	10		特定機能病院管理者研修事業		特定機能病院の承認要件見直しに関連して、特定機能病院の医療安全確保を図るため、医療安全管理に精通した管理者、医療安全管理責任者などを養成することを目的とする。	全ての特定機能病院を対象として、特定機能病院の管理者、医療安全管理責任者などが医療安全管理を的確に行えるよう、必要な知識及び技能を修得させるための研修を実施する。	0	0										5_a4_1_2								非該当	
1427	厚生労働省	14	新29	11		在宅看取りに関する研修事業		在宅での穏やかな看取りが困難な状況に対応するため、規制改革実施計画において、受診後24時間を経過していても、特定の要件を満たす場合には、医師が対面での死後診察によらず死亡診断を行い死亡診断書を交付できるよう、早急に具体的な運用を検討し、規制を見直すこととされた。この内容を踏まえ、看護師を対象にした法医学等に関する研修を実施することで、看護師の資質向上並びに在宅での看取りにおける死亡診断に関わる手続の整備に寄与する。	在宅での看取りにおける死亡診断に関わる手続の整備を図るため、「規制改革実施計画」(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえた、医師による死亡診断に関わる看護師を対象にした法医学等に関する研修を運営・実施する。なお、具体的な研修内容等については、平成28年度厚生労働行政推進調査事業補助金厚生労働科学特別研究事業「ICTを利用した死亡診断に関する研究」による研究結果を踏まえて策定する予定である。	0	0										5_a4_1_2								非該当	
1428	厚生労働省	14	新29	12		歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業		免許取得直後の新人歯科衛生士や、介護等によって離職していた歯科衛生士に対して、研修及び復職支援等に対する制度や歯科衛生士に対する復職支援対策等を実施することで、離職防止や復職支援を推進する。	歯科衛生士の離職防止及び復職支援のため、以下の事業を行う。 (1) 歯科衛生士復職支援共通ガイドライン作成・研修事業 (2) 技術修練部門整備・運営事業	0	0										8_6	5_a4_2	5_c4_2							非該当	
1429	厚生労働省	14	新29	13		歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業		安全・安心な歯科医療を提供する観点から、患者に対しての義歯などの歯科補てつ物に関する情報提供を推進する。	歯科補てつ物の作製に関する情報提供(委託先、作製者、作製過程のポスター掲示等)について、歯科医療関係者向けの講習会等を全国で開催し、安心・安全な歯科補てつ物の普及・推進を図る。	0	0										3_b_4								非該当	
1430	厚生労働省	14	新29	14		歯科医療の展開に向けた協議・検証事業		日本歯科医師会等の職能団体や、歯科大学等の教育機関の間で、歯科医師の資質向上を前提とした具体的な歯科医療の展開方策を検討する。	歯科医師の資質向上を前提とした具体的な歯科医療の展開方策を検討するために、関係者主体で以下のような事項について協議・検証を行う。 ①歯科医療の専門医に関する制度設計と展開方策 ②女性歯科医師の活躍に関する展開方策 ③歯科医療の国際展開 ④その他歯科業界の活性化に関する展開方策	0	0										5_d4_1_2								非該当	
1431	厚生労働省	14	新29	15		支援団体等連絡協議会運営事業		医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関(医療事故調査・支援センター)が収集・分析し、再発防止の ための普及啓発を行い、医療の安全を確保することを目的とする医療事故調査制度について、支援団体等が意見交換等を実施し、円滑に施行する。	医療事故調査支援団体が組織する支援団体等連絡協議会は、都道府県の区域を単位として1か所(地方協議会)、全国に1か所(中央協議会)設置され、 ① 病院等の管理者が、医療事故に該当するか否かの判断や医療事故調査等を行う場合に、参考とすることができる標準的な取扱いについて意見交換を行うこと ② 病院等の管理者が行う報告及び医療事故調査並びに支援団体が行う支援の円滑な実施のための研修を行うこと ③ 地方協議会は、各都道府県の支援団体の窓口となり、病院等の管理者の求めに応じて、個別の事例に応じて適切な支援を行うことができる支援団体を紹介すること 等の役割が求められており、その運営費について補助を行	0	0										5_d4_1_2								非該当	
1432	厚生労働省	14	新29	16		歯科医療事故情報収集等事業		平成27年10月より医療事故調査制度が開始されているが、歯科については現場レベルでのインシデント・アクシデントに関する情報が少なく、未だ医療安全に対する意識が低い状況にある。このため、歯科医療に係るインシデント・アクシデントを把握し、その傾向と対策を分析した上で、医療従事者間で共有して医療安全を向上させる。	インシデントレポートを歯科医療機関ごとに蓄積し集計する、歯科医療に特化したシステムを用いて、インシデントレポートの集計・分析・管理等を行うことで、インシデント・アクシデントを把握し、その傾向と対策を分析した上で、医療従事者間で共有して医療安全を向上させる。	11,399	0	5	一般	－	95	4	－	－	－	－	1_c_2_2								該当	
1433	厚生労働省	14	新29	17		医師法と刑事責任との関係等についての調査検討事業		医療事故における医師の刑事責任が問われる事件が社会問題化し、医療が委縮しかねない状況を踏まえ、医療行為と刑事責任との関係等について、医療や司法の専門家等による議論の場を設け、このような問題について調査の実施及び検討を行い、医療事故における医療行為と刑事責任の問題について整理する。	医療行為と刑事責任との関係等について、医療や司法の専門家等による議論を行うために「医療行為と刑事責任に関する研究会」を開催し、調査及び検討を行い医療行為と刑事責任との関係等について整理する。	0	0										1_b_3_6								非該当	
1434	厚生労働省	14	新29	18		AMR対策推進費		平成28年4月5日にとりまとめられた「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議とりまとめ）」に基づき、薬剤耐性に関する各種施策を推進することにより、薬剤耐性感染症の発生・まん延を防止することを目的とする。	①日本においてAMR対策を含むワンヘルス・アプローチに関する国際会議を開催する。 ※事業開始年度：平成29年度 ②AMR対策を推進するため、国民に対し薬剤耐性や抗微生物薬の適正使用に関する知識や理解を深めるための普及啓発を行う。 ※事業開始年度：平成29年度 ③薬剤耐性に関する医療・福祉における情報を集約し、医療専門職、福祉従事者等に向けたオンラインでの情報提供や研修機会を提供する機関として臨床情報センターを設置し、医療・介護福祉分野における情報提供や啓発・教育を推進する。 ※事業開始年度：平成29年度 ④薬剤耐性菌感染症の発生動向調査体制を確立し、問題のある薬剤耐性菌感染症の早期警告や院内感染対策指針の作成、さらには抗生物質の適正使用等の対策を実施する。 ※事業開始年度：平成12年度（平成28年度までは「院	389,871	389,871	5	一般	－	95	4	－	－	○	－	3_b_1_2	5_a4_1_2								該当	
1435	厚生労働省	14	新29	19		慢性疼痛診療システム構築モデル事業		慢性の痛みに対して診療科間が連携して診療を行う体制を備えたセンターと地域の医療機関が連携し、慢性の痛みを抱えた患者に対して、地域で学際的診療を行う診療モデルの構築を推進する。	①痛みセンターに地域医療との連携調整のためのコーディネーターを配置 ②痛みセンターと地域医療機関が相互に診療に参加し、地域医療と連携した診療モデルを実践 ③診療モデルに参加した医療機関以外の医療機関・従事者向けの啓発研修会を実施 (補助率：定額)	0	0										3_c2_3								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額(千円)	左記うち要望額うち科技予算額(千円)	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1436	厚生労働省	14	新29	20		循環器病対策費		脳卒中、心臓病その他の循環器病は、我が国の主要な死亡原因であるとともに、介護が必要となる主な原因のひとつである。 循環器病に係る医療又は介護に要する負担の軽減を図ることが喫緊の課題となっていることに鑑み、国民の健康寿命の延伸等を図るため、循環器病対策の在り方に関する検討会を開催し、疾病による死亡や国民が介護を要する状態となる主要な原因となっている脳卒中、心臓病その他の循環器病対策の在り方について検討する。	①脳卒中、心臓病その他の循環器病対策の在り方に関する検討会開催経費 ②ワーキンググループ（心筋梗塞・脳卒中）開催経費	0	0										5_d4_2								非該当	
1437	厚生労働省	14	新29	22		医療系ベンチャー育成支援事業		医療系ベンチャー振興のための方策を展開し、医療系ベンチャーのエコシステムの確立を図り、ベンチャー発のイノベーションを促進する。	「①エコシステム（好循環）を醸成する制度づくり」として、医療系ベンチャーへの民間資金の導入を促進するため、ベンチャー企業の有する技術・シーズ等に対する適正な評価を促進する。 「②エコシステムを構成する人材の育成と交流の場づくり」として、大手企業、金融機関、研究機関、医療機関等のキーパーソンとベンチャーのマッチングに資するイベント「ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット」を開催するほか、医療系ベンチャー企業にサポートを行う人材を確保するため、医薬品・医療機器等に豊富な知見を有する人材と各ベンチャーとのマッチングを行うほか、各開発段階で生じた課題等に総合的な支援を行う。 「③『オール厚労省』でのベンチャー支援体制の構築」として、医療系ベンチャー、ベンチャーファンドその他産学官関	442,176	0	5	一般	－	95	4	－	－	－	－	5_b2_1	5_b4_1_2							該当	
1438	厚生労働省	14	新29	23		診療報酬体系見直し後の評価等にかかる調査に必要な経費（高額薬剤に係る適正使用実態調査費）		「経済財政運営と改革の基本方針2016について」（平成28年6月2日閣議決定）において、「費用対効果評価の導入と併せ、革新的医薬品等の使用の最適化推進を図るとともに、生活習慣病治療薬等の処方の在り方等について本年度より検討を開始し、平成29年度中に結論を得る。」とされていることから、これらについて検討・考察するための基礎資料を収集するため、医療現場における実態・取組み等に	上記骨太の方針に基づき、薬価に係る特例的な対応に加えて、新規作用機序医薬品の最適な使用を進めるためのガイドライン（最適使用推進GL）を策定することとしていることから、最適使用推進GLの医療現場における違守状況や、使用の最適化を確保するための問題点を把握するため、レセプトを用いた保険者調査、医療現場における使用実態、企業による情報提供状況の調査を行う。	0	0										1_c_2_9								非該当	
1439	厚生労働省	14	新29	24		療養費制度の見直し等に要する経費		療養費制度については、現在、社会保障審議会医療保険部会の下に設置された療養費検討専門委員会において、制度の在り方等についての議論が行われており、同委員会の議論を踏まえ、適正化に向けた必要な施策等を講じることとしている。 このうち、柔道整復療養費については、支給申請書の電子化について方向性が示され、審査業務の適正化・効率化及び申請内容のデータ化・分析の向上を図ること等を目的として、電子請求の導入に向けた事前調査等を実施する。また、治療用装具療養費については、既製品として流通している治療用装具のリスト化について方向性が示され、適正な基準価格の設定を行うことを目的として、治療用装具の実勢価格の調査を実施する。	柔道整復療養費支給申請書の電子化に向けた調査について以下の調査等を実施する ・ 柔道整復療養費支給申請書の電子化に向けた基礎調査 ・ 電子化した場合の費用対効果に係る調査 など 既製品として流通している治療用装具の実勢価格調査について以下の調査等を実施する ・ 既製品としての治療用装具の取扱企業等の調査 ・ 公開情報及びヒアリングベースでの価格調査 など その他、療養費検討専門委員会での議論を踏まえ、制度の	60,000	0	5	一般	－	95	4	－	－	－	－	1_c_2_2								該当	
1440	厚生労働省	14	新29	25		高齢者医療特別負担調整交付金		拠出金負担の重い保険者への負担軽減対策の対象を拡大し、拡大分に該当する保険者の負担を保険者相互の拠出と国費の折半により軽減をする。	平成29年度より社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」という。）に対して前期高齢者納付金に係る特別負担調整見込額の総額等に要する費用を交付する（補助率：1	0	0										8_6								非該当	
1441	厚生労働省	14	新29	26		水道施設強靭化推進事業費		将来の人口減少社会を見据えた広域化やダウンサイジングを踏まえた施設の再配置や管路更新時におけるルート選定・口径決定及びバックアップのあり方等、管路の耐震化計画や更新計画を策定する上での重要な検討課題である水道管路の再構築のあり方について、水道事業体アンケートを行い先進的な考え方やノウハウを収集し、手引き書等にとりまとめることで、全国の水道事業者における水道施設全体の早期強靭化に向けた効率的な耐震化対策を加速させる。	・将来の人口減少化社会を見据えた広域化やダウンサイジングを踏まえた施設の再配置や管路更新時におけるルート選定・口径決定及びバックアップのあり方等の水道管路の再構築のあり方について、全国の水道事業者に対しアンケート調査等を実施し、先進的な事例を収集する。 ・水道施設全体として強靭化を図るための方策や、耐震化に関する技術的な対応方策や効果的・効率的な進め方、断水した場合の優先的復旧に係る対応など、ソフト・ハード両面における強靭化方策を整理する。	0	0										1_b_2_6								非該当	
1442	厚生労働省	14	新29	27		水道水質管理向上に関する検討調査費		水道水供給の末端に位置する貯水槽水道について、その指導を管轄する地方公共団体における管理の向上方策を検討するとともに、水道事業者が水源から蛇口について統合的に管理するために必要となる水安全計画についてその継続的運用を推進するための方策を検討し、もって水道水の安全を確保する。	水道担当行政部局における貯水槽水道に関する条例等制度、管理状態の把握、不適切施設に対する指導及び水道事業者等との連携状況を調査し、地方公共団体におけるより効率的な貯水槽水道の管理方策を全国へ展開する。また、水道事業体における水安全計画の運用及び見直し状況を把握し、継続的な計画の運用に当たっての課題を整理する。運用中の水安全計画をもとに水源から蛇口に至る過程のカテゴリー分類ごとにリスク因子を分析することで運用における重要な管理ポイントを抽出し、水安全計画策定ガイドライン（平成20年5月）を改訂し、全国への普及を図る。	0	0										8_1_6	2_b_2_4							非該当	
1443	厚生労働省	14	新29	28		総合的職場情報提供サイト（仮称）の構築等		「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）及び「規制改革実施計画」（平成28年6月2日閣議決定）を受けて、現状では個別分野毎の提供に留まっている企業の職場情報を求職者、学生等に総合的に提供することにより、求職者、学生等の職業選択を支援して労働市場のマッチング機能を改善するとともに、企業が労働市場で選ばれるために雇用管理改善（働き方改革、人材育成、女性活躍等）に積極的に取り組むインセンティブを強化していくことを目的とする。	・企業の職場情報を求職者、学生等に総合的に提供するためのウェブサイト（総合的職場情報提供サイト（仮称））を構築する。 ・既存の事業で提供している職場情報を収集等したうえで、求職者、学生等に対して検索、企業間の比較を容易にする一覧化の仕組みを提供する。	0	0										4_b4_2	4_c_1_9							非該当	
1444	厚生労働省	14	新29	29		就労支援団体育成モデル事業		高齢者に就業機会を提供する団体を増やすことを通じて、高齢者の就業を推進するため、業界団体や企業OB会等の民間団体を高齢者に就業機会を提供する団体として育成するための方策を検証するものである。	業界団体や企業OB会等が企業等から仕事を受注し、それらの実施を高齢者に依頼する形で、高齢者に就業機会を提供するモデル事業を実施し、事業の実施方法や効果等を取りまとめ、企業等へ周知する。事業は、①高齢者、企業等のニーズ調査、②事業計画の策定、③事業の実施、④効果検証（実績分析、アンケート調査等）、⑤報告書とりまとめ、企業等への周知の流れにより実施する。	0	0										3_c4_5								非該当	
1445	厚生労働省	14	新29	30		高齢者スキルアップ・就職促進事業		働く意欲を持つ高齢者が、経験のない分野等で円滑に再就職できるよう、高齢者に必要な能力を習得するための技能講習と就職先企業の開拓、就職が見込まれる分野の企業における職場体験、就職面接会、就職後のフォローアップ等の就職支援を一体的に実施する。	就職を希望する55歳以上の高齢者を対象に、職業相談、キャリア・コンサルティング、技能講習の実施、講習修了者への就職先企業での職場見学、職場体験、就職面接会、就職後のフォローアップを一体的に実施する。また、企業の人材ニーズ及び高齢者の就職ニーズの把握、全国的に共通した人手不足分野等の講習及び地域のニーズを踏まえた分野の講習の設計、就職先の開拓も併せて行う。	0	0										5_c4_2								非該当	
1446	厚生労働省	14	新29	31		在宅就業障害者支援推進事業		自宅等において請負形態での仕事に従事している在宅就業障害者については、雇用に移行する準備段階として、在宅就業の機会を確保し、その経験を有効に活用することが重要である。そこで、平成18年度に「在宅就業障害者支援制度」を創設し、在宅就業障害者又は「在宅就業支援団体」を介して業務を発注する企業に対して在宅障害者特例調整金等を支給することにより、企業からの発注を促進するための支援を実施している。このような取組を通じて、障害者の多様な働き方を実現する。	現状の課題として、潜在的な在宅就業希望者や企業の発注ニーズの把握が行われていないとともに、在宅就業障害者や企業の発注ニーズの情報等が、在宅就業支援団体周辺の地域に限定されており、広域的な在宅就業障害者と企業双方のニーズの共有が十分に図れていない状況となっている。このため、障害者の潜在的な在宅就業希望ニーズや業務受注能力等について把握・整理し、広域的に企業や自治体の潜在的な発注ニーズや発注事例を把握・収集したうえで、双方のマッチングや業務発注の促進に資する企業等への周知・広報活動を通じて、在宅就業障害者支援制度の効果的な運用と在宅就業障害者の就業機会の安定的な確	0	0										8_6	3_c4_5							非該当	
1447	厚生労働省	14	新29	32		精神・発達障害者しごとサポーターの養成		広く一般労働者を対象とし、職場において精神・発達障害者を支援する応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）を養成し、職場におけるこれら障害者を支援する環境づくりに取り組むことにより、精神・発達障害者の職場定着を一層推進する。	○精神・発達障害者しごとサポーターの養成 ハローワークに配置している精神障害者雇用トータルサポーターを講師とし、各都道府県主要地域を中心に養成講座を実施するとともに、必要に応じて個別企業への出前講座も実施し、広く一般労働者を対象として、しごとサポーターを養成。 ○しごとサポーター意思表示グッズの配付等 机上貼付用シール、名刺貼付用シール、ネックストラップを講座受講者等（精神・発達障害者しごとサポーター）に配付し、自身が在籍する職場内で「自分は精神・発達障害に関して一定の知識、理解がある」ということの意思表示に活用。さらに、講座で得た知識の活用により、職場における精	0	0										3_b_4								非該当	
1448	厚生労働省	14	新29	33		中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進事業（仮称）		働き方改革の実行に向けて、特に経営基盤が脆弱である中小企業・小規模事業者等を中心に、非正規雇用労働者の待遇及び労働時間等の改善に向けた取組を支援するため、中小企業・小規模事業場等への個別訪問等による相談支援等を行う必要がある。	民間事業者等への委託により、働き方実現会議で示された、「同一労働同一賃金ガイドライン案」等を参考とした企業における非正規雇用労働者の処遇改善や、過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けて、弾力的な労働時間制度等の労務管理に関する技術的な相談支援を行うため、47都道府県に「働き方改革推進支援センター（仮称）」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、労務管理・企業経営等の専門家による個別相談援助や電話相談等を実施する。 また、商工会議所・商工会等におけるセミナー・出張相談会	0	0										8_6								非該当	
1449	厚生労働省	14	新29	34		特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）		生活保護受給者等を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し助成を行うことにより、その円滑な就職を促進すること等を目的	生活保護受給者等を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。	0	0										5_c4_2								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額(千円)	左記うち要望額うち科技予算額(千円)	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:-)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:-)	競争的資金(該当:〇 非該当:-)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-)	SBIR対象(該当:〇 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1450	厚生労働省	14	新29	35		公的職業訓練の効果的な実施に向けた調査研究及び検証事業		職業訓練のニーズを把握し、職業訓練の幅広い職種や訓練対象者に対応する訓練コース(カリキュラム、教材等訓練手法)を継続的に研究・開発することにより、有効かつ効果的な職業訓練の継続的な実施を促進することを目的とする。	近年、職業訓練においては、著しい技術革新、産業界及び訓練受講生のニーズへの対応はもちろん、今後の中長期的な展望に立った人材の育成等から幅広い訓練職種や職業訓練の高度化への対応、政府の重点支援である者に応じた職業訓練カリキュラム及び実施手法の開発に向けた対応が求められるところである。 これには、効果的な訓練コースの開発に向け迅速な研究や試行実施による検証が必要であることから、調査研究や試行実施を行うための体制等が整備されている独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に対する委託により、事業の実施を行うものとする。(補助率10／10、補助メニュー:検討会の開催・教材開発試行実施)	0	0									2_b_1_6								非該当	
1451	厚生労働省	14	新29	36		両立支援等助成金(育児休業等支援コース)		働き続けながら育児を行う労働者の雇用の継続を図るための雇用環境の整備に取り組む中小企業事業主に対して、助成金を支給することにより、当該労働者の雇用の継続を図ることを目的とする。	「育休復帰支援プラン」の作成により、育児休業の円滑な取得及び職場復帰の支援を行った場合や、育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に一定額を支給する。 育休取得時　28.5万円＜36万円＞ 職場復帰時　28.5万円＜36万円＞　職場支援加算　19万円＜24万円＞ 代替要員確保時　47.5万円＜60万円＞ ※上記の＜＞内は、別途定める生産性要件を満たした場合の支給額	0	0									5_c4_2								非該当	
1452	厚生労働省	14	新29	38		両立支援等助成金(再雇用者評価処遇コース)		妊娠、出産、育児又は介護を理由とした退職者が就業が可能となった場合に、その経験、能力が適切に評価され働くことができるよう、再雇用制度の導入、運用を行う事業主を支援し、もって上記理由による退職者の再雇用の促進を図る。	妊娠、出産、育児又は介護を理由とした退職者を対象とし、その経験、能力が適切に評価される再雇用制度を導入し、再雇用者を一定期間継続雇用した事業主に支給。 再雇用者1人目 （継続雇用6か月後）①中小企業事業主　19万円＜24万円＞、②中小企業事業主以外の事業主　14.25万円＜18万円＞　（継続雇用1年後）左記と同額 再雇用者2～5人目 （継続雇用6か月後）①中小企業事業主　14.25万円＜18万円＞、②中小企業事業主以外の事業主　9.5万円＜12万円＞　（継続雇用1年後）左記と同額	0	0									5_c4_2								非該当	
1453	厚生労働省	14	新29	39		国立児童自立支援施設施設整備事業		特に専門的な指導を要する児童の自立を支援するための国立児童自立支援施設(国立武蔵野学院、国立きぬ川学院)及び児童自立支援専門員養成所に必要な施設整備を行う。	児童福祉法等に基づき、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、将来社会の健全な一員となり得るよう自立を支援する国立児童自立支援施設及び全国の児童自立支援施設等で入所児童の支援に当たる職員を養成する児童自立支援専門員養	0	0									4_a4_2								非該当	
1454	厚生労働省	14	新29	41		産婦健康診査事業		産後うつ(抑うつ状態をはじめとする産後の精神的障害)の予防や新生児への虐待防止等を図る観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(産後の母体の回復や産婦の精神状態等の診察)の重要性が指摘されている。このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたるまでの	地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分にかかる費用について公費助成を行う。 産婦健康診査で把握した支援が必要な産婦に対し、必要なサービスを提供できる体制を確保する観点から、産後ケア事業と合わせて実施することを条件とする。 (実施主体:市町村　補助率:国1／2、市町村1／2)	0	0									8_6								非該当	
1455	厚生労働省	14	新29	42		新生児聴覚検査体制整備事業		聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合は、聴覚障害による言声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、全ての新生児を対象に新生児聴覚検査が実施され、聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、都道府県における新生児聴覚検査の推進体制を整	新生児聴覚検査に係る普及啓発や研修会の実施、行政機関、医療機関、教育機関、医師会・患者会等の関係機関等による協議会の設置等により、都道府県内における新生児聴覚検査の推進体制の整備を図る。(実施主体:都道府県補助率:国1／2、都道府県1／2)	0	0									8_6								非該当	
1456	厚生労働省	14	新29	43		医療的ケア児支援促進モデル事業		医療的ケア児は増加傾向にあるが、日中一時支援及び障害児通所支援事業所等で医療的ケアができる環境整備がされていないことや事業所等に配置されている看護師等の人材が医療的ケア児に対応できない場合が多いこと等により、医療的ケア児の受入れ場所が少ない状況にある。このため、事業所等において医療的ケア児の受け入れを促進し、必要な支援の提供が可能となる体制を整備し、医療的ケア児の生活の向上を図る。	医療的ケア児の日中一時支援及び障害児通所支援事業所等での受け入れ促進、事業所等職員への医療的ケアの知識・技能習得のための研修の実施、日中活動の支援体制の構築等、医療的ケア児への必要な支援の提供が可能となる体制を整備する都道府県、市町村(特別区含む)に対して補助を実施する。(補助率　国:1/2、都道府県・市町村(特別区含む)1/2)	0	0									5_c4_1_2								非該当	
1457	厚生労働省	14	新29	44		アルコール健康障害対策理解促進経費		アルコール健康障害対策基本法(以下「基本法」という。)の施行に伴い、不適切な飲酒によるアルコール健康障害(アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒などによる心身の健康障害)に関する一般国民の関心と理解を深め、国民自らがアルコール健康障害の予防に必要な注意を払うことができるよう促し、もって国民の健康を保護し、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。	基本法第10条に基づく「アルコール関連問題啓発週間」(毎年11月10日から16日まで)にあわせ、一般国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、フォーラムの開催やポスターの作成等普及啓発事業を実施する。 基本法等において、都道府県の策定が努力義務となっている「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」(以下「推進計画」という。)について、その策定を促すため、有識者(アドバイザー)の派遣や都道府県アルコール健康障害対策担当者会議を開催する。 平成29年度より、予算の計上府省が内閣府から厚生労働	0	0									3_c4_5								非該当	
1458	厚生労働省	14	新29	45		福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業		本事業は、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)などを踏まえ、福祉・介護職員処遇改善加算を拡充し、月額平均1万円相当の処遇改善を図るため、平成29年度に臨時に障害福祉サービス等報酬改定の実施することに鑑み、都道府県等が行う事業所への周知や、新たに拡充する加算の取得に係る助言等の取組を支援し、各事業所における処遇改善加算の取得を促進することを目的とする。	1. 制度の周知・広報:臨時の報酬改定により加算制度を創設することに鑑み、特に丁寧に周知を図るため、事業所や福祉・介護職員向けのリーフレット等の配布や連絡会議、講習会を開催する。 2. 事業所への助言・指導:コールセンターの設置や、また、専門的な相談員(社労士等)の派遣等により、加算取得に必要な賃金規程の整備の具体的手順や、規定の内容等に係る個別の助言・指導を行う。 3. 申請に対する審査業務体制の確保:加算取得に係る審査業務の急激な増加が見込まれるため、審査業務を滞りなく実施するために、非常勤職員を雇用すること等により、必要な体制を確保する。 4. 報酬改定に伴うシステムの改修:報酬改定に伴い、都道府県等において事業所情報や受給者情報等の管理・伝送システムの改修が見込まれることから、制度を適正に運営するために、必要なシステムの改修を行う。	0	0									5_c4_2	4_b4_2							非該当	
1459	厚生労働省	14	新29	46		介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業		今般の処遇改善を臨時の介護報酬改定により実施することに鑑み、都道府県等が行う事業所への周知や、新たに拡充する加算の取得に係る助言等の取組を支援し、各事業所における処遇改善加算の取得を促進すること目的とする。	都道府県及び市区町村が行う以下の事業への補助を行う。 (1)制度の周知・広報 今般の処遇改善を臨時の報酬改定により実施することに鑑みると各事業所及び介護職員等に対し特に丁寧に制度の周知を行う必要があることから、周知に係るパンフレット等の作成・配布、及び連絡会議を開催するとともに、新たに拡充する処遇改善加算の要件である「経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み」として盛り込むべき内容についての講習会等を開催する。 (2)事業所への助言・指導 専用のコールセンターを設け、処遇改善加算の仕組みや新たに拡充する加算要件に係る相談にきめ細やかに応じることや、専門的な相談員(社会保険労務士等)の派遣等により加算取得に必要な賃金規程の整備の具体的手順、規程の内容に係る助言・指導を行う。 (3)審査体制の確保 今般の臨時の報酬改定により、当初予定していなかった審査業務の急激な増加が見込まれることから、都道府県等が、加算取得申請にかかる審査業務を滞りなく実施するために必要な体制を確保する。	0	0									8_6								非該当	
1460	厚生労働省	14	新29	47		介護納付金負担金助成事業		介護納付金の総報酬割の導入に伴う負担増を踏まえ、一定の被用者保険者に対して財政支援を行う。	総報酬割の導入による負担の増加が特に大きい保険者に対する支援策、具体的には、年度ごとに被保険者1人当たりの介護納付金の額に上限を設け、その超過分を全ての被用者保険者間で加入者割により再按分して負担する仕組みを導入することとしているが、その際、一定の被用者保険者に対して、再按分による負担の増加分の全部又は一部について国庫補助を行うことにより負担の軽減を図る。(補助率:	0	0									8_6								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:○ 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当: ○ 非該当:－)	競争的資金(該当: ○ 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:○ 非該当:－)	SBIR対象(該当:○ 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1461	厚生労働省	14	新29	48		国際保健政策人材養成事業		国際保健政策人材を取り巻く環境は著しく変化しており、世界全体では、医療市場拡大に伴う国際的な規範・基準設定に戦略的に関わる重要性が増加していることにより、変化に対応した国際保健政策人材の養成と輩出が急務となっている。本事業により、国内・海外における戦略的な国際保健人材育成を強化し、「リボルビング・ドア」による人材プールの構築と情報共有を図り、将来的に国際保健政策人材の増加(50%増。平成27年度52人→平成32年度78人)を目指す。	司令塔となる「グローバルヘルス人材戦略センター」を、国立研究開発法人国立国際医療研究センター内に設置し、①厚生労働省・大学等と連携した人材育成戦略の企画立案、②国際機関等からの求人情報等の情報収集と人材受け入れの働きかけ、③登録希望者の受付・管理(人材のプール)、④登録者のカウンセリング、技術支援、アフターケア、⑤就職が決まるまでの間の働き場所の提供 等の業務を実施する。※国際保健政策人材は、国際的な環境でリーダーシップを	0	0										5_a4_2								非該当	
1462	厚生労働省	14	新29	49		公衆衛生上の緊急事態に備えるための国際的なワクチン研究開発等支援事業(CEPI)		CEPI(感染症流行対策イノベーション連合)は、世界的に重大な影響を与える可能性が高い一方で、平時において需要が少ないエボラ出血熱等の感染症に対して、そのワクチンの国際的な研究開発を推進する。	CEPIへの資金拠出(年2,500万ドル)により、今後、重篤な大流行を起こす可能性の高い感染症に対するワクチンの早期臨床開発を支援する。具体的には、WHOブループリントにおいて重篤なアウトブレイクを起こす可能性のあるものとして挙げられた疾患に対するワクチン開発のうち、科学的評価を踏まえ選定された最大6件の開発案件に出資する。また、理事会や科学的諮問委員会、ワーキンググループなど、ガバナンスにも関与し、我が国の貢献及びリーダーシップを継	0	0										7_b_5								非該当	
1463	厚生労働省	14	新29	50		長寿革命に係る人口学的観点からの総合的研究		世界的に見ても未だに研究の蓄積が十分でない、長寿化や長寿と健康の関連について分析することにより、長寿化・高齢化の進展が社会保障等の社会経済システムに及ぼすインパクトが解明される。また、次々期将来人口推計の精度向上及び高齢化のパイオニアである日本に係る研究分析結果を国際社会に発信することにより国際社会への貢献を行うことを目的とする。	我が国初の試みとして開発した日本版死亡データベース(JMD)の維持・拡充のほか、骨太の方針2016に掲げられた世界最先端の健康立国の実現を目指し、我が国の長寿化の進展と健康期間の関係に係る研究等を進め、世界最長寿国として、その成果を海外へも発信していく必要がある。そこで本研究プロジェクトでは、全体を「日本版死亡データベースの整備・充実、長寿化に関する人口学的研究への応用」「高齢者に関する健康および長寿者に関する研究」「高齢者の死亡過程に関する研究」「高齢者に係る学際的な研究と成果の発信」の4つに分け、海外の研究機関とも連携しつつ、長寿化を人口学的観点から総合的に研究していく。	5,902	0	2	一般	－	13	4	－	－	－	－	4_c_1_2	1_a_1							該当	
1464	厚生労働省	14	新29	51		先進事例調査分析・横展開による自治体機能強化支援総合研究		本事業を通じて、社人研の研究資源、これまでの市町村支援の実績をベースに、市町村の地域マネジメント力の強化を図る。その結果として、①地域資源の有効活用、②要介護認定率の低減と健康寿命の延伸、③費用適正化に貢献することを目的とする。	地域包括ケア構築を効果的に展開するためには、自治体の地域マネジメント力の強化が必須となっている。そこで、地域マネジメント力を構成する主要な3つの力(①地域診断力(小地域単位)、②多主体会議の運営力、③先進地区のノウハウの展開力)の強化を図るため、ツール開発、研修方法の開発、ノウハウ集の作成等を総合的に行うことする。また、都道府県や研究者(県立大学等)による継続的な支援体制のあり方についての検討も行う。	20,463	0	2	一般	－	13	4	－	－	－	－	1_b_1	5_b3_1							該当	
1465	厚生労働省	14	新29	52		「一億総活躍社会」実現に向けた総合的研究		生活上の様々な困難に至る要因の特定及び予防を含めた政策的介入を構想するための実証的知見の蓄積が行われ、効果的な子育て支援策の整備、就職不安定世代の生活強化を伴った社会的包摂及び介護者への効果的な支援策の構築により、「一億総活躍社会」の実現に資することを目的とする。	子育てや介護をしている世代への支援にかかる次の施策に焦点をあて、厚生労働本省所管部局と緊密に連携し、基盤となるきめ細かい知見を整理するとともに、先進事例の収集・横展開を行うことにより、効率的・効果的な政策の企画立案、実施を担保する。①「希望どおりの出産・子育て」について、特に優先度が高い子育て困難家庭の事情に即した効果的な支援策を整理するため、子育て困難家庭に係る児童相談所の個別のケース記録を詳細に分析する。②「若年の雇用安定化・所得向上」について、就職不安定世代(氷河期世代)の生活を安定させる施策を整理するため、「生活と支えあいに関する調査」等で就職不安定世代の生活安定に活用できる社会資源の実態の把握と就職不安定との関連要因の解明を行う。③「介護離職ゼロの実現」について、家族介護者の負担軽減に資するサービスや支援の在り方について明らかにするため、家族介護者の介護負担、介護と仕事の両立の状況や介護者支援の状況にかんするケアマネ	19,245	0	2	一般	－	13	4	－	－	－	－	1_b_1								該当	
1466	厚生労働省	14	新29	53		薬剤耐性菌感染症制御研究事業費		国内外で薬剤耐性菌問題が深刻化していることを受け、2016年4月に国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議が「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン」を策定した。このアクションプランに沿って、国立感染症研究所に薬剤耐性制御研究センターを設置して、薬剤耐性に関する基礎的な調査研究、医療現場や自治体が実施する臨床的な薬剤耐性菌感染対策支援、さらに国際協力などの活動を包括的に行う。そして薬剤耐性に関するシンクタンクとして情報集約、分析、発信、政策提言を行う。	病原体収集体制を構築して耐性菌株の収集を進める。対象とする病原体は公衆衛生上問題が大きい腸内細菌科細菌等の細菌、マラリア、赤痢アメーバ等原虫、カンジダ等真菌、ウイルスを媒介する蚊などとする。収集される菌株の薬剤耐性遺伝子を調べ、国内での薬剤耐性の流行状況を分子疫学的に把握する。院内感染発生時には自治体と連携して病原体解析、疫学解析を行い、感染対策支援を行う。さらに家畜、食品由来の薬剤耐性菌の情報も収集し、ワンヘルスの考え方から社会における薬剤耐性の動向を俯瞰的に把握する。国際協力については、日本の薬剤耐性サーベイランスの集計プログラムをアジア途上国に提供し、各国での薬剤耐性サーベイランスシステムの構築を支援する。これらの活動を通じて、薬剤耐性に関する各分野の様々な情報を収集、集約、分析し、社会に情報発信するとともに政策提言を行う。	305,664	0	2	一般	－	13	4	－	－	－	－	1_a_1	3_a_1							該当	
1467	厚生労働省	14	新29	55		社会保障・税番号活用推進事業(医療保険者等)		「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)において、医療保険のオンライン資格確認及び医療等ID制度の導入することとされ、2018年度からの段階的運用開始、2020年からの本格運用を目指す。「日本再興戦略」改訂2015等において、平成30年1月以降医療費通知による医療費控除申請の簡素化、が掲げられており、それらの実現を目指す。「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)において、特定健診データを2018年度を目途に個人が電子的に把握・利用できるようにするとされており、実現を目指す。	医療費通知を活用した医療費控除の簡素化システム構築事業(平成29年度～) 医療費通知を活用した医療費控除の簡素化システム開発に対する補助事業	0	0										4_b4_2	8_6							非該当	
1468	厚生労働省	14	新29	55		オンライン資格確認システム(平成29年度は「社会保障・税番号活用推進事業(医療保険者等)」の一部事業とし		「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)において、医療保険のオンライン資格確認及び医療等ID制度の導入することとされ、2018年度からの段階的運用開始、2020年からの本格運用を目指す。	保険者・保険医療機関等の資格確認事務の効率化のため、ICTを活用し、医療保険のオンライン資格確認システムの段階的運用を行う。	3,368,765	0	5	一般	－	95	4	－	－	－	－	4_b3_7								該当	
1469	厚生労働省	14	新29	55		オンライン資格確認システム(平成29年度は「社会保障・税番号活用推進事業(医療保険者等)」の一部事業とし		「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)において、特定健診データを2018年度を目途に個人が電子的に把握・利用できるようにするとされており、実現を目指す。	オンライン資格確認の仕組みとマイナポータルを活用して、特定健診データを本人に提供するシステム構築に対する補助事業	985,000	0	5	一般	－	95	4	－	－	－	－	4_b3_1								該当	
1470	厚生労働省	14	新29	56		医療等IDのシステム開発等事業		日本再興戦略2016(平成28年6月閣議決定)において、地域の医療機関の情報連携や研究開発の促進、医療の質の向上に向け、マイナンバー制度のインフラを活用し、医療等分野の番号を導入することとされ、医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会報告書(平成27年12 月10 日同研究会取りまとめ)を踏まえ、医療保険のオンライン資格確認及び医療等ID 制度の導入について、2018 年度からの段階的運用開始、2020 年からの本格運用を目指す。	医療等分野で患者を一意的に識別することが可能となる医療等IDシステムの平成32年度の本格運用に向け、平成29年度は、医療等IDシステムの導入に向けた要件定義等を実施。平成30年度より、これまでの成果を踏まえ、システムの段階的運用、実証を行う。	4,278,220	0	5	一般	－	95	4	－	－	－	－	4_b3_7								該当	
1471	厚生労働省	14	新29	57		国立保健医療科学院施設整備費		国立保健医療科学院の老朽化が顕著な設備を計画的に更新することにより、研修・研究事業を安全・安心な環境で実施することを目的とする。	国立保健医療科学院において、老朽化が顕著な設備を計画的に更新するもの。	43,476	0	2	一般	－	13	2	－	－	－	－	4_a1_2								該当	
1472	厚生労働省	14	新29	58		民間事業者と協働して行う地域福祉・健康づくり事業の実施		「民間事業者と協働して行う地域福祉・健康づくり事業の実施」(以下「環境整備事業」)は、社会的事業により生まれる社会的価値を評価する指標を整備し、社会的価値を透明化することを通じて、以下の実現を目指す。①行政の財政支援を成果に基づく仕組みへと転換、②社会的事業への融資や寄付など、民間の資金提供ニーズの活用を促進、③社会的事業の主体が指標に基づいて事業を改善することで、事業の効果を更に向上	保健福祉分野においてソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)を含めた社会的インパクト投資の枠組みを活用した社会的事業を試行的に実施し、手法の有効性や課題検証等を行う。 具体的には、①関係者が具体的な検討を進めていく場の構築②成果指標や成果達成度合いに応じた成果報酬の設定③民間資金提供者からの出資の呼びかけ④NPO等によるサービスの提供⑤サービス提供に関する評価と成果達成度合いに応じた支払⑥成果指標等の再検証を行う。その後、	0	0										1_b_3_6								非該当	
1473	厚生労働省	14	新29	59		上石神井庁舎の施設整備に必要な経費		上石神井庁舎は、事務棟及び電算棟からなる庁舎であり、電算棟には労働行政にかかるシステム及びその安定的な運用を行うための様々な設備、機器等が設置されている。必要な施設整備を行うことで円滑な行政事務の遂行及びシステムの安定稼働を行うことを目的とする。	上石神井庁舎においては、個々の設備等の不具合発生頻度(耐用年数)や緊急度により、時宜に応じた計画的な改修や更新等を実施している。 平成29年度においては、電算棟において経年劣化した設備機器の更新を行う等の施設整備を行う。	0	0										4_a4_2								非該当	
1474	厚生労働省	14	新29	60		人事評価改善等助成金		生産性向上のための人事評価制度と賃金のアップを含む賃金制度の整備を通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る。	事業主が、生産性向上のための人事評価制度と賃金のアップを含む賃金制度の整備を行った場合に制度整備助成(50万円)を支給。 また、その1年経過後に人事評価制度等の適切な運用を経て、生産性の向上、労働者の賃金の2%のアップ、離職率の低下に関する目標のすべてを達成した場合、目標達成助成(80万円)を支給。	0	0										5_c4_2								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1475	厚生労働省	14	新30	1		歯科医療機関による歯科口腔機能管理等研修事業		近年、周術期に口腔管理を行うことで入院日数が減少することや、口腔ケアが誤嚥性肺炎の発症予防になること、歯周病患者に糖尿病の発症リスクが高いことなど、口腔の健康が全身の健康と深い関係を有することについて広く指摘されており、口腔ケアを含む口腔機能管理の重要性は増している。また、医科の医療機関等における歯科専門職（歯科医師、歯科衛生士等）の配置は進んでおらず、口腔ケアの取組は十分とはいえない状況である。 これらを踏まえ、歯科医療機関による口腔機能管理等に関する研修を実施し、看護師等の医療従事者等による基本的な口腔ケアの普及とともに歯科医療機関等での口腔機能管理を実践する。	医科病院や介護施設等の医療従事者を対象に歯科医療機関による口腔機能管理等に関する研修を実施するための経費を支援する。	0	0									5_a4_2								非該当	
1476	厚生労働省	14	新30	2		医師不足地域における若手医師のキャリア形成支援事業		平成29年4月6日に取りまとめられた「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会」報告書では、地方で勤務する意思のある医師も多いが、医師が勤務を敬遠する理由として、労働環境への不安や希望する内容の仕事ができないという理由の他、特に若い世代では診療や研修環境などキャリア形成への不安が挙げられている。こうした不安を取り除き、医師の地域偏在を解消することを目的とする。	地域枠出身の若手医師が医師不足地域への派遣により地域診療義務を果たす場合や、地域枠出身以外の若手医師が自主的に医師不足地域で一定期間地域診療に従事する場合等に、週3日は休暇・自己研さん等に充てられる週4日勤務制の導入、休日を確実に取得できるようにする休日代替医師の派遣、複数医師によるグループ診療、テレビ電話等を活用した診療支援等をモデル的に実施し、派遣される医師のキャリア形成や勤務負担軽減を図るために必要な経費を支援する。また、派遣される医師に対して指導を行う大学医学部や中核医療機関に対してもモデル事業に必要とな	0	0									5_c4_1_2								非該当	
1477	厚生労働省	14	新30	3		地域の医療施策を担う人材育成経費		地域における主体的な医療施策の企画立案能力の向上を目的とする。	地域医療構想をはじめとする地域の医療施策や診療データの分析等に精通し、都道府県による施策の企画立案を支援することのできる専門家人材を育成する。	0	0										5_a4_2								非該当	
1478	厚生労働省	14	新30	4		歯科健康診査推進等事業		近年、口腔と全身との関わりが注目されるなど、健康寿命の延伸を図る上で、口腔の健康の保持・増進を図ることが重要となっている。特に、口腔の健康の保持・増進を図るために、国民が定期的に歯科健診を受診することが極めて重要である。 また、平成28年歯科疾患実態調査においては、歯周病の罹患率の結果に改善が見られないと報告されている。これらを踏まえ、全国的に効果的かつ効率的な歯科健診の実施等を検討していくため、健診に係る調査・検証を行う。	(1)歯科健診推進事業 ①健診の受診率向上に資する取組：従来の歯科健診に、一定のサービスを付与する等 ②健診の効率化に資する取組：歯科医師が実施する以外の手法で、重症者を予めスクリーニングする等 ③健診の導入促進に資する取組：健診受診による医療費への影響等を分析するなど、医療費に対する費用対効果のフォローアップ等 (2)検査方法等実証事業：口腔機能低下の予防に資するスクリーニング方法、客観的検査手法又は治療技術等の開発・検証	0	0									3_c3_4								非該当	
1479	厚生労働省	14	新30	5		持分なし医療法人への移行計画に関する認定審査等経費		安定的な医療提供体制を確立するため持分なし医療法人への移行を促進する。	持分なし医療法人への移行計画に関する認定制度については、平成29年度税制改正及び医療法改正により、平成29年10月から3年間制度を延長した上で、法人贈与税の非課税措置も併せて講じることとなった。 これを受けて、認定申請の件数が大幅に増加することが見込まれ、審査業務を行う体制を確保する必要があることから、申請内容が認定要件（運営の適正性要件等）を満たしているか否かについて、医療経営支援課が用意した手引きに基づき事前審査を行う経費について措置するもの。	0	0									8_6								非該当	
1480	厚生労働省	14	新30	6		歯科技工士養成施設活性化事業		歯科技工士養成施設については、平成28年4月時点で、52校中43校が定員割れしている中、就業している歯科技工士のうち50歳以上の者が半数を占めるなど担い手の高齢化が生じていることから、歯科技工士養成施設の学生を確保することが急務となっている。 　また、歯科技工士は、いわゆる対面行為が生じないことから、国民に対する認知度が低く、歯科技工士という職業やその業務内容を認知してもらうための取り組みが必要である。 このため、歯科技工士養成施設の学生を確保するなど、歯科技工士養成施設の活性化を推進するために、養成施設に対する補助を行う。	各歯科技工士養成施設に所属する学生が参画し、歯科技工士養成施設活性化推進会議の設置及び歯科技工士養成施設学生確保推進コーディネーターを配置し、学生確保など具体的な養成施設活性化方策を協議・検証する。	0	0									5_a4_2								非該当	
1481	厚生労働省	14	新30	7		保健医療記録共有サービス実証事業		本事業は、健康・医療・介護ICTの本格稼働を目指し、個人・患者本位で、最適な健康管理・診療・ケアを提供するための基盤としての「全国保健医療情報ネットワーク」において、患者基本情報や健診情報等を医療機関の初診時等に本人の同意の下で共有できるサービスの実現に向けた実証を行うものである。	2020年度からの健康・医療・介護ICTの本格稼働を目指し、厚生労働省内のデータヘルス改革推進本部において、データ利活用基盤の構築について、省横断的に検討している。本事業は、個人・患者本位で、最適な健康管理・診療・ケアを提供するための基盤としての「全国保健医療情報ネットワーク」において、患者基本情報や健診情報等を医療機関の初診時等に本人の同意の下で共有できるサービス提供を目指しており、平成30年度はこのサービスの実現に向けた実証を行うもの。具体的には保健医療記録の個人ごとの時系列管理、情報更新等の仕組み、提供画面、本人同意やアクセス制限、ID認証等の管理方法、利用者の予測、開発	0	0									4_b3_8								非該当	
1482	厚生労働省	14	新30	8		全国保健医療情報ネットワーク関連事業		「本本投資戦略2017」や平成29年6月3日閣議決定において、個人・患者本位で、最適な健康管理・診療・ケアを提供するための基盤として、「全国保健医療情報ネットワーク」を整備することとされており、2020年度からの本格稼働を目指す。	データヘルス改革において提供を予定しているサービス（保健医療記録共有サービス等）を提供するための基盤となる全国保健医療情報ネットワークについて、セキュリティ対策、利用者認証等の技術や運用要件を検討し、各機能の要件定義、実証事業等を行う。	470,000	470,000	5	一般	－	95	4	－	－	－	－	4_b3_1								該当	
1483	厚生労働省	14	新30	9		特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業		大学附属病院等において、医療安全に関する重大事案が相次いで発生したことを踏まえ、特定機能病院において、より高度な医療安全管理体制を確保することを目的とする。	大学附属病院等において、医療安全に関する重大事案が相次いで発生したことを踏まえ、医療安全確保を目的とした特定機能病院の承認要件の見直しを行った。主な見直しとして、特定機能病院の医師、看護師等のスタッフがお互いの病院に立入を行い、医療安全の改善のためのアドバイスを行う取組、いわゆるピアレビューを実施することを義務づけており、その事務局機能を担う者に対する支援を行う。	0	0									5_a4_2								非該当	
1484	厚生労働省	14	新30	10		患者安全サミット開催経費		世界的な患者安全への取組の推進を図るために、国内外の患者安全（医療安全）の専門家と諸外国の保健担当大臣等政策決定者の議論・意見交換の場を設ける国際会議「患者安全サミット」を日本で開催する。	当会議は2016年に英国で初開催され、2017年のドイツ開催に続いて今回が3回目となる。今回はアジア初の開催であることから、アジアを中心に多くの参加国を呼び込み、国内外の専門家による世界で類を見ない日本の医療事故調査制度をはじめとした先進的な取組や、高齢社会における安全確保といった、今後世界が直面する重要な課題等に関する議論を通じて、諸外国の指導者に患者安全の重要性や	0	0									5_d4_2								非該当	
1485	厚生労働省	14	新30	11		予防接種健康被害者実態調査費		国においては、予防接種法第22条の規定に基づき、障害児養育年金・障害年金受給者を対象に保健福祉事業の推進を図るものとされている。より一層の事業の推進にあたっては、現状をふまえた対応が必要であるため、定期的に調査を実施し、実態の把握に努めている。より現状に即した保健福祉相談事業の実施に資するために、対象者自身や、その介護者の加齢による身体状況の変化、行政や社会情勢の変化に伴う生活環境等の変化により、どのような支援等を求めているかについて把握することを目的とする。	予防接種による健康被害としての認定を受けて障害児養育年金または障害年金を受給している者について、本人や家族がおかれている状況、各種サービスの利用状況、特に希望するサービス、予防接種健康被害救済制度等への要望等を調査把握する。 補助率：10/10	0	0									8_1_6								非該当	
1486	厚生労働省	14	新30	12		予防接種行政の評価のためのデータ収集経費		予防接種に関する基本的な計画（厚生労働省告示）において、予防接種施策の実施状況並びにその効果、意義及び成果については、PDCAサイクルによる定期的な検証を行うこととされている。このため、審議会における予防接種施策の議論に資することを目的に、多様な調査を実施し、効果的かつ効率的な予防接種施策の実施に寄与する。	予防接種行政の適切な評価のため、自治体や医療機関等における普及啓発の状況、国民の予防接種に関する理解度、諸外国におけるワクチン施策の実態等を把握する。 補助率：10/10	0	0									1_b_4_6								非該当	
1487	厚生労働省	14	新30	13		予防接種の有効性・安全性の効果測定に関するデータ収集等経費		予防接種に関する基本的な計画において、国は、予防接種施策を推進する科学的根拠として、ワクチンの有効性、安全性に関するデータについて収集を行い、予防接種施策に関する評価及び検討を行うこととされており、定期の予防接種のワクチンの評価及び新たなワクチンの導入の検討を行う場合、ワクチン接種の有効性や安全性に関する科学的データを随時評価する必要がある。	市町村における予防接種記録と各種データベースとの連携の可否や範囲等のデータ収集を行うとともに、定期の予防接種のワクチンの評価及び新たなワクチン導入後の当該ワクチンの有効性や安全性の評価を行うことを可能とする仕組みの検討を行う。 補助率：10/10	32,659	0	5	一般	－	5	4	○	－	－	－	1_b_4_3								該当	
1488	厚生労働省	14	新30	14		アレルギー疾患医療提供体制整備事業費		アレルギー疾患対策基本法第17条に基づき、居住地域に関わらず適切なアレルギー疾患医療が受けられるよう、専門的なアレルギー疾患医療提供機関の整備を推進するため、地域の拠点となる医療機関とのネットワークの構築、アレルギー疾患医療に関する最新の正しい情報の提供、医療従事者の育成、研究の推進等を行う中核的な医療機関に	①アレルギー疾患の診療連携ネットワークの構築 ②アレルギー疾患医療の診断等支援 ③アレルギー疾患に係る医師等に対する研修支援事業 補助率：10/10	0	0									5_a4_2								非該当	
1489	厚生労働省	14	新30	15		アレルギー疾患対策都道府県拠点病院モデル事業		平成29年3月にアレルギー疾患対策基本指針が告示され、都道府県は管内のアレルギー疾患に係る医療提供体制を検討していくことになるが、各地域により状況等が異なることから、標準的な医療提供体制がどのようなものとなるのか、現在のところ手本となるものがない状況である。 　このような状況に対応するため、本事業をモデル的に実施することで、事業運営等についての事例を示し、各都道府県拠点病院が行うアレルギー疾患診療提供体制構築の一	①アレルギー疾患の診療連携体制の構築 ②アレルギー疾患医療の診断等支援 補助率：10/10	0	0									5_a4_2								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額(千円)	左記うち要望額うち科技予算額(千円)	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1490	厚生労働省	14	新30	16		AI、ゲノム医療、iPS細胞等の最先端技術を活用した医療機器等の審査体制整備事業費		AI、ゲノム医療、iPS細胞等の最先端技術を活用した医療機器等を適正かつ迅速に承認し実用化につなげるための基盤整備を図ることを目的とする。	AI、ゲノム医療、iPS細胞等の最先端技術を活用した医療機器等を適正かつ迅速に承認し実用化につなげるため（独）医薬品医療機器総合機構（PMDA）の審査官を増員するための経費を要求。	47,804	47,804	1	一般	－	95	3	－	－	〇	－	5_b2_1								該当	
1491	厚生労働省	14	新30	17		医療現場におけるUDI利活用推進事業費		医療機関におけるUDI(Unique Device Identification：医療機器を特定し、識別を行うための仕組み）の利用を推進していくため、実際にUDIシステムを導入するにあたっての課題を明確にするとともに、UDIシステムの導入により医療現場にとってどのような効果があるのか具体的な検証を行う。	（1）医療機関に対してUDIシステムの導入に関するアンケート調査を実施するとともに、UDIシステムの導入を阻害している原因を明らかにし、その対応策について検討するための検討会を開催する。 （2）医療現場におけるUDIの有効的利活用推進のため、モデル病院（数カ所）において、病院内での物流・在庫管理の最適化、医療安全の向上、医療事務の効率化等の観点から、GS1コードの病院内システムへの導入の効果について具体的に検証する。	14,027	0	5	一般	－	95	4	－	－	－	－	1_b_3_6	2_b_2_2							該当	
1492	厚生労働省	14	新30	18		国民健康保険制度関係業務事業費補助金		持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第３１号）の成立に伴い、平成30年度以降、都道府県は当該都道府県内の市町村とともに国民健康保険事務を行うことから、国保保険者標準事務処理システム（都道府県及び市町村が行う国民健康保険事務の効率的な執行等を支援するための標準的な電算処理システム）の機能改善・運用保守等に要する経費を確保し、制度の健全な事業運営に資することを目的とする。	国保保険者標準事務処理システムの機能改善・運用保守等に係る以下の経費を補助する。 ・国保保険者標準事務処理システムの機能改善・運用保守に要する経費 ・市町村事務処理標準システムの導入推進、クラウド化推進体制の構築支援に要する経費　等 　なお、市町村事務処理標準システムの導入やクラウド化の推進にあたっては、都道府県と国民健康保険団体連合会のいずれか又は双方が推進体制を構築するケースが考えられるが、地方の実情に応じて、いずれの場合でも支援できる仕組みとすることを検討。	0	0										4_b4_2								非該当	
1493	厚生労働省	14	新30	19		かかりつけ歯科医機能の在り方に関する調査費		歯科医療機関を受診する患者の受診状況や患者像の実態を把握し、「かかりつけ歯科医機能」の適切な評価について検討するための基礎資料とするために調査を行うもの。	歯科疾患の状況については、小児のう蝕が減少し、高齢者の歯周病の罹患率は上昇する傾向にあり、また歯科診療所を受診する患者は65歳以上高齢者が著しく増加している。このように歯科の疾病構造と歯科医療機関を受診する患者像が変化するなかで、平成28年度診療報酬改定においては、かかりつけ歯科医の機能として、定期的・継続的な口腔管理により口腔疾患の重症化を予防し、歯の喪失リスクの低減を図ることを評価し、一定の要件を満たす診療所を「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所」として施設基準を新設した。こうしたかかりつけ歯科医機能の適正な評価を行うためには、歯科医療機関を受診する患者像や具体的な診療内容を調査することが必要であると考え本調査を行う	0	0										1_b_4_6								非該当	
1494	厚生労働省	14	新30	20		データヘルス分析関連サービス		「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）において、研究者・民間・保険者等が、健康・医療・介護のビッグデータを個人のヒストリーとして連結し分析できるようにするため、「保健医療データプラットフォーム」を整備する。とされており、2020年度からの本格稼働を目指す。	平成30年度より、新たにNDB、介護保険総合データベース等の既存データベースを連結し、研究者等が個人のヒストリーをビッグデータとして解析・利用できる環境整備を目指す。	1,204,785	1,204,785	5	一般	－	95	4	－	－	－	－	4_c_1_2								該当	
1495	厚生労働省	14	新30	21		水道インフラシステム輸出拡大推進事業		「インフラシステム輸出戦略」（平成29年５月改訂）では、日本の成長戦略・国際展開戦略の一環として、開発途上国での上水道整備等の計画段階から、日本の官民が連携して日本企業の展開を支援することを掲げている。本事業は、日本の水道産業の国際展開を目的とし、地方公共団体等と民間企業が連携して、途上国や水資源に乏しい地域に案件発掘の段階から関与し、日本の優れた技術やノウハウを活用した水道インフラの輸出を支援するものである。	以下の①、②について、それぞれ年度単位の業務委託により実施する。 ①　東南アジア地域の対象国及びその国内で上水道案件を事業化する可能性のある水道事業者を選定する。その上で、日本の水道事業者、民間企業等を募集し、対象国事業者に対する水道技術のセミナー及び施設の現地ヒアリング調査を開催する。 ②　対象国及びその国内で事業化の可能性がある上水道案件を選定した上で、水道事業者等と民間企業を募集し、それらが共同して、案件に係わる施設の現地調査及びヒアリング調査等を実施し、日本の技術を盛り込んだ案件として	0	0										3_c4_5								非該当	
1496	厚生労働省	14	新30	22		水道の基盤強化方策推進費		水道の基盤強化を推進するため、都道府県、水道事業者等の各種取組（資産管理、広域連携、官民連携等）の進捗状況を把握するとともに、先進・優良事例の横展開や、地域内の水道事業者等間の連携を促進する。また、取組が停滞している水道事業者等の抱える様々な課題について、要因の分析、水道の基盤強化に資する有効な対応策を検討するなど、水道事業者等の取組の加速化を図る。	今後継続的に、水道の基盤強化を推進するために必要な調査・検討等を行う。 ・都道府県、水道事業者等における基盤強化に向けた取組（資産管理、広域連携、官民連携等）の進捗状況の調査、先進・優良事例及び課題の整理 ・都道府県、水道事業者等への基盤強化方策に関する手引き等の情報提供 ・先進・優良事例の情報共有、地域内の連携を図るための都道府県、水道事業者等の懇談会の開催 ・都道府県、水道事業者等の取組の進捗を踏まえ、課題への対応策の検討、方策の追加・見直し等	0	0										3_c2_3								非該当	
1497	厚生労働省	14	新30	23		麻薬取締部監察業務の充実強化		平成29年４月に設置した「麻薬取締部監察官室」における監察により、取締りの透明性の確保と厳格な法令遵守の徹底を図る。	厚生労働省組織規則第708条に規定する麻薬取締部の所掌事務に関する以下の監察を行うとともに、未然防止のための啓発を行う。 ・定期自主点検 ・通常監察 ・緊急監察 ・随時監察（フォローアップ監察）	0	0										3_c4_5								非該当	
1498	厚生労働省	14	新30	24		柔軟な働き方（自営型テレワーク）のための環境整備事業		在宅ワークについて、クラウドソーシング等の仲介事業者が増えている中で、良好な就業環境に向けた課題に対応することにより、多様で柔軟な働き方が選択できる社会を実現することを目的とする。	在宅就業の発注者及び仲介事業者を対象に、（1）「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」（平成29年度に改定予定）の周知（2）ガイドラインが徹底されるようモニタリングや啓発指導の実施（3）仲介事業者や有識者等をメンバーとする協議会での業界健全化のために仲介事業者として守るべきルールの策定及び周知等を行う。	0	0										3_c4_5								非該当	
1499	厚生労働省	14	新30	25		国家戦略特区のテレワークに関する援助		国家戦略特区制度を活用し、テレワーク等多様な働き方を普及することにより、企業の働き方改革を推進するとともに、事業の生産性を高め、国際競争力の強化を図る。	国家戦略特区制度を活用し、地方自治体と連携してテレワークの導入に係る情報提供、相談、助言等のワンストップサービスを実施する。	0	0										3_c3_2								非該当	
1500	厚生労働省	14	新30	26		同一労働同一賃金の実現に向けた導入促進事業		正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者・有期契約労働者・派遣労働者)の不合理な待遇差の是正を目指す同一労働同一賃金の実現に向け、各企業が賃金制度も含めた待遇全般の点検等を円滑に行う必要がある。	各企業が、賃金制度も含めた待遇全般の点検等を円滑に行うことができるよう、業界別の同一労働同一賃金導入マニュアルを作成し、周知啓発を図るとともに、都道府県労働局においても、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差に関する相談に対応するため、雇用均等指導員を配置する。 　さらに、説明会の開催やリーフレット等を作成し、広く周知	0	0										3_c4_5								非該当	
1501	厚生労働省	14	新30	27		職業情報提供サイト（日本版O-NET）の構築		現状、公平・中立・客観的な職業情報がなく、効果的なマッチングを図るため、自らの能力・適性に応じた適切な職業選択を実現できる職業情報提供サイトの構築が急務。このため、学生、労働者等が適職を見つけるための職業情報提供サイト（日本版O－NET）を構築する。	職業に関する情報（仕事内容、求められる知識、能力、技術、職業の将来展望、平均年収など）を収集し、提供する。主な機能は職業検索、職業の内容、職務に求められるタスク（具体的な作業）、適職検索、キャリア分析などを想定。 （現在開催している「職業情報提供サイト官民研究会」の議	0	0										4_b4_2	4_c_1_9							非該当	
1502	厚生労働省	14	新30	29		精神障害者等のサテライトオフィス勤務導入モデル事業		精神障害者については、企業における雇用数が大幅に増加しており、さらに平成30年４月からの障害者雇用率引き上げによりさらに雇用が進むと見込まれる一方、定着率が極めて低い。このため、定着促進に有効と考えられるサテライトオフィス勤務導入を推進する。	国から委託を受けた民間団体等が、試行的に障害者のサテライトオフィス勤務を導入するモデル企業を開拓し、モデル企業へのコンサルティング・導入支援を行うとともに、障害者へのカウンセリング等のサテライトオフィスで勤務する障害者の定着支援を実施する。その後、モデル企業における取組内容（サテライトオフィスにおいて障害者に担当させた業務の内容、定着のための工夫、など）をまとめた取組報告書を作成し、障害者のサテライトオフィス勤務についてのPRセミナー開催する等、広く周知する。	0	0										3_c4_5								非該当	
1503	厚生労働省	14	新30	30		障害者雇用実態調査		民間企業における障害者の雇用の実態を定期的に把握し、障害者に対する適切な就職までの支援措置及び雇用期間中の支援措置の実施等効果的な雇用対策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。(5年ごとの周期調査)	全国の事業主から無作為に抽出した約13,100事業主に対して、雇用する障害者ごとに障害、程度、雇用形態、職種、給与の額、採用及び採用後の定着に係る関係機関との連携状況等を調査する。	0	0										5_c4_2								非該当	
1504	厚生労働省	14	新30	31		障害者差別指導等事務費		障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）の規定に基づく、雇用分野における障害者と障害者でない者との障害を理由とした不当な差別的取扱い（以下「障害者差別」という。）の是正又は障害者と障害者でない者との均衡な機会の確保等を図るための措置（以下「合理的配慮」という。）の推進等を図ることにより、障害者の雇用の安定・促進を図ることを目的とする。	障害者雇用促進法の規定に基づき、障害差別又は合理的配慮の未実施等があった場合に、都道府県労働局又はハローワークにおいて事業主指導等を実施するほか、事業主と障害者間で紛争状態となった場合は、労働局長又は第三者による調停等により、紛争解決の促進を行う。	0	0										5_c4_2								非該当	
1505	厚生労働省	14	新30	32		未来の「匠」養成訓練（仮）の創設		若年無業者等が企業で実際に働きながら、基礎レベルから実習等の訓練を受け、専門分野の一人前として定着することを目指し、業界団体等と連携し人材育成を支援する事業	いまだに十分に社会的・職業的な自立を果たしていない若者等を、地域の支え手として定着させていくためには、従来の延長線上での能力開発・就職支援だけでは不十分であり、①エントリーレベルをできるだけ引き下げ継続就業ができる基礎的体力・能力を付与するとともに、②実施期間を長期化し特定の専門分野で一人前と認められる公的資格等（高レベル民間資格を含む。）を取得するという、「入門レベルから一人前レベル」までを一気通貫で行う。	0	0										5_a4_2								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:-)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:-)	競争的資金(該当:〇 非該当:-)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-)	SBIR対象(該当:〇 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1506	厚生労働省	14	新30	33		職業能力開発校(一般校)における精神障害者受入モデル事業		障害者の新規求職申込件数が毎年増加を続け、特に精神障害者の同件数の増加が顕著となっており、その職業訓練の需要が高まっている。しかしながら、精神障害者については、障害特性への知識や訓練ノウハウがないことから受け入れを躊躇する等により、職業能力開発校(一般校)における精神障害者を対象とした訓練科の設置は進んでいない。このため、障害者職業能力開発校(一般校)において精神障害者を対象とした職業訓練をモデル事業として実施し、精神障害者の受け入れ体制の強化を図る。	地域ニーズや一般校での受入体制を考慮し、モデル事業実施校(11校)を選定し、精神障害者を対象とした2ヶ月の導入訓練及び導入訓練に継続する4ヶ月の職業訓練を組み合わせて実施する。	0	0										5_a4_2								非該当	
1507	厚生労働省	14	新30	34		特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業(仮称)		平成30年に予定される「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に向けて、養子縁組あっせん業務に従事する者の専門性を高め、もって児童の最善の利益に寄与することを目的とする。	特別養子縁組等に係る民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員が受講する研修事業を実施する。 〇実施主体:法人(公募により選定) 〇補助率:定額(10/10相当)	0	0										5_a4_2								非該当	
1508	厚生労働省	14	新30	35		地域生活定着支援人材養成研修事業		地域生活定着促進事業は、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者を対象として、帰住地の調整や継続的な支援を行うものであるが、同事業を効率的・効果的に実施していくため、刑事手続や福祉に関する幅広い知識や支援のためのスキル・ノウハウに基づき、関係機関・団体等と連携しながら支援を行うことのできる高い支援技術を有する人材を全国に確保していく。	地域生活定着促進事業における従事者の質と量を確保するため、国において、業務を行う地域生活定着支援センター職員等を対象として、専門的かつ実践的な研修を行う。なお、刑事司法や福祉制度の知識や対人支援技術等を中心とした内容と、ケースへの支援や連携の実践を中心とした内容を組み合わせた研修構成とし、研修を体系的に実施する。	0	0										5_a4_2								非該当	
1509	厚生労働省	14	新30	36		医療的ケア児等医療情報共有サービス基盤構築事業		医療技術の進歩等を背景に、医療的ケアを必要とする障害児(以下「医療的ケア児」という。)は増加傾向にある。医療的ケア児は、原疾患や心身の状態が様々であるため、遠方への外出時等に緊急搬送され、かかりつけ医が不在である等の場合に、搬送先の医療機関に医療情報が適切に共有されないおそれがある。このため、平成29年度に医療的ケア児の情報共有システムを構築し、情報の共有が適切になされるかについて、実証事業を行い、平成30年度概算要求においては、平成29年度の実証事業で提案された課題・問題点を踏まえて、システムを改修し、全国規模のサービス実施体制を整備する。	平成29年度の実証により提起された課題を解決するためのシステムの改修を実施し、医療情報の共有について全国規模での実施を目指す	153,100	153,100	5	一般	－	95	4	－	－	－	－	2_b_1_2								該当	
1510	厚生労働省	14	新30	37		医療的ケア児等医療情報共有サービス推進事業		医療技術の進歩等を背景に、医療的ケアを必要とする障害児(以下「医療的ケア児」という。)は増加傾向にある。医療的ケア児は、原疾患や心身の状態が様々であるため、遠方への外出時等に緊急搬送され、かかりつけ医が不在である等の場合に、搬送先の医療機関に医療情報が適切に共有されないおそれがある。このため、平成29年度に医療的ケア児の情報共有システムを構築し、情報の共有が適切になされるかについて、実証事業を行い、平成30年度概算要求においては、平成29年度の実証事業で提案された課題・問題点を踏まえて、システムを改修し、安定した事業主体の検	① 平成31年度以降の医療的ケア児の情報共有を行う体制について検討する。 ② 事業実施の意思決定ための外部委員会の設置を行う。 ③ 医療的ケア児とその家族にヒアリングを行い事業の課題を把握する。 ④ 医療的ケア児の情報共有システムを活用できる医療機関の開拓を行う。	0	0										1_b_4_6								非該当	
1511	厚生労働省	14	新30	38		主任相談支援専門員養成研修等事業		地域における相談支援等の指導的役割を果たす主任相談支援専門員(仮称)を創設し、主任相談支援専門員(仮称)を早期に養成するため、国において研修を実施する。 また、主任相談支援専門員(仮称)の主な配置先である基幹相談支援センターの設置促進を図るために、基幹相談支援センターにおける取組の好事例を収集するとともに具体的な取組方法等の整理・分析を行い、未設置自治体が今後設置する際の参考となる手引きの作成等を行う。	①　研修関係 ・　主任相談支援専門員(仮称)養成の国研修の実施(5日間、参加者200名程度)　※　研修当日の庶務運営や修了証書の作成等を含む。 ・　研修実施に付随して有識者による検討委員会を設置し、研修テキスト等の作成を行うとともに、研修実施後の課題点等を振り返し、次年度以降の研修テキスト案等を作成 ②　基幹相談支援センター設置等促進関係 ・　基幹相談支援センターにおける取組の好事例を収集、具体的な取組方法等を整理・分析した手引き等の作成 ・　基幹相談支援センター設置等促進の方策等の検討	0	0										5_a4_2	3_c4_5							非該当	
1512	厚生労働省	14	新30	39		工賃等向上に向けた全国的支援体制構築モデル事業		都道府県域を超えた工賃倍増等への取り組み実績がある法人が、全国の工賃等向上の実事例を収集し整理するとともに、全国展開を図るために、こうした事例を用いた経営改善支援を工賃向上計画支援等事業の基本事業とも連携して実施することで、工賃等の一層の向上を目指す就労継続支援事業所を全国レベルで支援する事業をモデル的に実施する。	全国レベルでの工賃等の一層の向上を目指すため、以下の事業を実施する。 ①受託法人として支援を実施した結果、工賃倍増等に繋がっている実事例の整理 ②実事例について、全国レベルでの周知・展開 ③工賃向上計画支援等事業の基本事業とも連携した全国レベルでの経営改善等支援の実施 ④経営改善等支援を実施した結果、工賃倍増等につながった事例の国への報告	0	0										3_c4_5								非該当	
1513	厚生労働省	14	新30	40		日中韓感染症会議経費		我が国と近隣アジア諸国が連携して新興・再興感染症発生に際して適切な対応を図るため、関係国における中核研究機関である日本(感染研)、中国(中国CDC)、韓国(韓国CDC)が一堂に会して日中韓感染症シンポジウムを開催し今後の日本・中国・韓国における感染症対策に資すること。	鳥・新型インフルエンザをはじめとする新興・再興感染症の発生動向や対応、病原体情報等に関する最新の情報交換及び共同研究を推進するための国際会議開催し、国際会議で得られた情報の国内への還元等の対応をおこなう。	2,910	0	2	一般	－	13	4	－	－	－	－	5_d1_1								該当	
1514	厚生労働省	14	新30	41		ポリオウイルス病原体管理強化に伴う検定検査研究業務(GAPⅢ対応)に係る事業費		世界ポリオ根絶計画の進捗に伴い、WHOは、新たな行動計画(GAPⅢ)に基づくポリオウイルス病原体管理の厳格化を進めている。国内における2型ポリオウイルスの取扱い施設は、国立感染症研究所と民間ワクチン製造施設のみであるが、地方衛生研究所で実施してきた血清疫学調査やポリオウイルスを用いる検査・検定・血清疫学解析・ポリオワクチン開発研究等を包括的に実施できる施設は感染研のみであり、GAPⅢに対応させてこれらを実施するもの。	GAPⅢポリオウイルス病原体バイオリスク管理基準の下で、(1)ポリオウイルス取扱い施設国内認証の取得、(2)不活化ポリオウイルスワクチンの検定業務(BSL3+α相当施設での2型株中和試験を含む)、(3)流行予測調査事業等による血清疫学試験、(4)新規不活化ポリオウイルスワクチンの開発研究、(5)WHO Global Specialized PV Laboratoryとしてのポリオウイルスの研究、(6)野生株・ワクチン株ポリオウイルス標準品の管理を実施する。	6,671	0	2	一般	－	13	4	－	－	－	－	1_a_1	2_c_6							該当	
1515	厚生労働省	14	新30	42		血液製剤の品質管理業務向上のためのプロトコールレビュー導入に向けた体制構築に係る事業費		血液製剤のロットリリースにおいて、血液製剤製造の品質を製造工程の段階から把握・チェックするためのプロトコールレビューの実施体制を構築し、また、生物学的製剤の国家検定試験法を改良・改善することにより、日本における血液製剤等の適切な供給と国家検定試験の改善を図るもの。	薬機法遵守の観点から、現在の科学的水準に合わせた試験方法の見直しを順次行う。緊急性の高いヘモグロビン含量試験、たん白質含量試験、ヒスタミン確認試験の改良・改善を早急に行う。また、プロトコールレビューを導入するにあたり、プロトコールレビューのための様式の作成とレビューの実施体制を構築し、品質管理方法の国際調和を実施する。様式の作成には、承認書に基づく製剤毎の様式の作成を行う。また、年間に約500件の血液製剤の出検に対し、ロット毎のプロトコールレビューを実施する。	3,377	0	2	一般	－	13	4	－	－	－	－	2_c_6								該当	
1516	厚生労働省	14	新30	43		ASEAN+3実地疫学研修ネットワーク運営委員会会議経費		第9回ASEAN＋3実地疫学研修ネットワーク(FETN)運営委員会を開催することで、ASEAN+3 メンバー国の協力・共同を促進し、FETPの研修・指導を通じて地域の公衆衛生の対応力を強化することを目的としている。	第9回ASEAN+3実地疫学研修ネットワーク運営委員会を平成30年6月19日～21日の3日間に東京で開催する。プラス3(日本、中国、韓国)のなかでは、初の開催国として本国際会議を主導し、カンボジアとともに共同議長を勤める。同運営委員会では、新たなFETP研修モジュールの開発及びETPの指導者研修を促進する。また、FETPのチーム形成能力やコミュニケーション能力の開発を図る。本事業の実施により、東南アジア地域のFETP育成において日本がリーダーシップを発揮し、地域の健康危機管理に対応するネットワークが強化されることが期待される。	2,763	0	2	一般	－	13	4	－	－	－	－	5_d1_1								該当	
1517	厚生労働省	14	新30	44		国際的脅威となる感染症の流入・蔓延防止を目的とした迅速な診断方法の確立等に係る事業費		政府が目標とする訪日外国人の増加および東京オリンピック・パラリンピック開催により感染症の流入が危惧されているなか、一類感染症を含む国際的に脅威となる感染症対策の強化につなげるため、正確で迅速な検査法(病理診断方法等を含む)を確立し、原因となる病原体の同定を行うと共に、新しい感染動物モデルを作成し、診断法、予防法を検証するための基盤を構築するもの。	国際的に脅威となる感染症対策の強化につなげるため、不明感染症を含む感染症例の検査・診断(病理診断検査を含む)の整備する。ウイルス性出血熱や新たな病原体に対する感染動物モデル作成のための基盤の整備を整備する。ウイルス性出血熱(SFTSを含む)、重症呼吸器ウイルス感染症、原因の分からない脳炎(ヘンドラウイルス、ニパウイルス等の脳炎を含む)の診断法・予防法の開発と標準化・普及を行う。このような事業により、国際的に脅威となる感染症の流入や蔓延防止の対策の支援を行うもの。	10,105	10,105	2	一般	－	13	4	－	－	－	－	2_c_5								該当	
1518	厚生労働省	14		1		中毒情報センター情報基盤整備費		化学物質等による急性中毒の治療方法等に関する情報を迅速に提供するための基盤整備を行うことで、急性中毒対策の充実を図ることを目的とする。	公益財団法人日本中毒情報センターが行う以下の事業に必要な経費(情報システム運用経費等)について、財政支援を行う。 (1)化学物質等によって起こる急性中毒に関する情報の収集及び提供 (2)(1)により収集した情報の整理集積 (3)急性中毒に関する情報提供に必要な基礎資料の作成 (4)24時間体制で医師の適切な指示が受けられる体制の	8,100	0	5	一般	－	5	4	－	－	－	－	4_c_1_2								該当	
1519	厚生労働省	14		1		中毒情報センター情報基盤整備費		化学物質等による急性中毒の治療方法等に関する情報を迅速に提供するための基盤整備を行うことで、急性中毒対策の充実を図ることを目的とする。	公益財団法人日本中毒情報センターが行う以下の事業に必要な経費(情報システム運用経費等)について、財政支援を行う。 (1)化学物質等によって起こる急性中毒に関する情報の収集及び提供 (2)(1)により収集した情報の整理集積 (3)急性中毒に関する情報提供に必要な基礎資料の作成 (4)24時間体制で医師の適切な指示が受けられる体制の	6,895	0	5	一般	－	5	4	－	－	－	－	3_b_1_2								該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額(千円)	左記うち要望額うち科技予算額(千円)	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:-)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:-)	競争的資金(該当:〇 非該当:-)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-)	SBIR対象(該当:〇 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1520	厚生労働省	14		2		救急医療従事者の育成・確保		救急医療を担う医師、看護師救急救命士等の知識・技術の向上を図る	救急医療を担う医師、看護師及び救急救命士の知識・技術の向上やチーム医療による質の向上を図るための研修等 保健師勤務保健師等を対象に、救急蘇生法を教える指導者の養成を図るための講習会 救急救命士養成所の専任教員の養成確保を図るため、専任教員希望者を対象に救急救命士の養成所専任教員講習	0	0										5_a4_1_2								非該当	
1521	厚生労働省	14		3		医療提供体制推進事業		都道府県が作成する医療計画に基づく事業の実施に必要な経費を補助することで、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の養成力の充実等を図ることを目的とする。 ※個別の事業ごとの目的にについては、別紙(事業番号003-1～003-15)参照	都道府県が策定する医療計画に基づく、救急医療対策、周産期医療対策、看護職員確保対策、歯科保健医療対策等の事業を実施するため、医療施設等の運営及び設備整備等に必要な経費について財政支援を行う。 ※個別の事業ごとの事業概要については、別紙(事業番号003-1～003-15)参照	0	0										4_a4_1_2								非該当	
1522	厚生労働省	14		4		へき地における医療提供体制整備の支援		都道府県単位で「へき地医療支援機構」を設置し、へき地診療所及び過疎地域等特定診療所並びに医師配置標準の特例措置の許可を受けた病院からの代診医の派遣要請等広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施することを目的とする。 また、全国の機構が参加して、国や他の都道府県並びに有識者と取組に関する情報交換等を行う機会を設け、へき地保健医療対策の質の向上を図る。	・ へき地医療拠点病院等への医療従事者の派遣要請に関すること。 ・ へき地医療拠点病院における医師・歯科医師等派遣登録業務、当該人材のへき地診療所等及び特例措置許可病院への派遣業務に係る指導・調整に関すること。 ・ へき地医療拠点病院における巡回診療の実施に関すること。 ・ へき地診療所等への医師の派遣（へき地診療所等の医師の休暇時等における代替医師の派遣を含む。）の実施及び当該事業に必要なドクタープールの運営に関すること。 ・ へき地従事者に対する研修計画・プログラム作成、キャリア形成推進に関すること。	0	0										5_a4_1_2	8_5_2							非該当	
1523	厚生労働省	14		5		へき地における医療提供等の実施		へき地診療所等への代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院を都道府県単位で「へき地医療拠点病院」として編成し、へき地医療支援機構の指導・調整の下に各種事業を行い、へき地における住民の医療を確保する。また、へき地診療所等において、勤務医師を確保するため、交代要員を確保することによる診療所勤務医師の負担軽減及び子弟の教育環境の整備等に対する支援を行うこと、巡回診療車、巡回診療用雪上車、巡回診療船を整備し、無医地区等又は無医地区に準ずる地区に対する巡回診療を行い、へき地における住民の医療を確保することを目的とする。	・ 巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。 ・ へき地診療所等への代診医等の派遣及び技術指導、援助に関すること。 ・ 特例措置許可病院への医師の派遣に関すること。 ・ 派遣医師等の確保に関すること。 ・ へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関すること。 補助率：1/2.1/3　補助対象：都道府県、市町村、医療法人、学校法人等	0	0										5_a4_1_2								非該当	
1524	厚生労働省	14		6		医療施設の耐震化		医療機関における耐震診断に要する経費を補助することにより、耐震診断の実施を促進し、病院設置者に対する医療施設の耐震化への意識を高めることにより、安全性の向上と震災時における医療体制の確保を目的とする。	・耐震化整備が実施されていない救命救急センター等の政策医療実施施設において、耐震診断を行うために要する費用を補助する。 対象施設：耐震性の不明な建物を有する救命救急センター、第二次救急医療機関 補助率：1／3（都道府県1／3、対象施設1／3）	0	0										4_a4_1_2								非該当	
1525	厚生労働省	14		7		産科医・産科医療機関の確保		・分娩を行う医療機関が逓減している現状を踏まえて、病院の集約化が困難な地域において、分娩可能な産科医療機関を確保する観点から、一医療機関当たりの分娩件数が少ない産科医療機関に対して、経営の安定化を図るための財政支援を行う。 ・長年にわたり地域のお産を支え、産科医療の推進に貢献してきた産科医等に対して厚生労働大臣表彰を行い、功績をたたえ、功労に報いる。	・産科医療機関確保事業 一医療機関当たりの分娩件数が少ない産科医療機関に勤務する医療従事者の人件費に対する財政支援。 補助率:国1/2　都道府県1/2　補助先:地方公共団体、独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者 ・産科医療推進費 地域の産科医療の推進に貢献してきた産科医及び産科	0	0										5_c4_2								非該当	
1526	厚生労働省	14		8		災害時における医療提供体制の確保		地震等大規模災害発生時に、一人でも多くの命を救うため急性期(発災後48時間以内)に活動できるトレーニングを受けた災害派遣医療チーム（DMAT）養成研修や実動訓練、また、被害状況等を迅速かつ的確に把握するための調査、関係機関への情報提供等を行う。 災害派遣医療チーム（DMAT）養成研修（平成17年度～） NBC研修（平成18年度～）、DMAT事務局運営（平成22年度～）	DMAT養成研修では災害時に限られた医療物資や場所・時間、また人的制約を受けるなど、非常に厳しい環境を想定した医療活動や、トリアージや航空機内での医療提供など特殊かつ専門的な知識を受講者に習得させるとともに、災害時を想定した実動訓練、ヘリコプターでの情報収集、広域災害に対応できる効果的な広域情報ネットワークの構築を行う。また、災害医療に関する研修、訓練の開催及び災害対策マニュアル策定等の支援を実施し、災害時における	0	0										8_6	5_a4_1_2							非該当	
1527	厚生労働省	14		9		へき地歯科巡回診療車運営事業		無歯科医地区及び無歯科医地区に準ずる地区（以下、「無歯科医地区等」という。）に対し巡回診療を行い、へき地における住民の歯科医療の確保。	無歯科医地区等において、地方公共団体等が行う巡回診療車の運営等に必要な経費に対する財政支援を行う。 補助対象経費：報酬、給料、賃金、旅費、報償費、需用費等 補助率：1／2（国1/2、都道府県1/2）	0	0										8_6								非該当	
1528	厚生労働省	14		10		離島歯科診療班運営事業		歯科医療を受ける機会に恵まれない離島に歯科診療班を派遣し、地域住民の歯科医療の確保。	離島における歯科医療の確保を図るため、都道府県が行う歯科診療班の派遣に必要な経費に対する財政支援を行う。 対象経費：報酬、給料、賃金、旅費、報償費、需用費等 補助率　：1／2（国1/2、都道府県1/2）	0	0										8_6								非該当	
1529	厚生労働省	14		11		医療問題調査費		我が国における医療体制の一層の質的な充実等を図るための検討を行う。	我が国における医療体制の一層の質的な充実等を図るため、現在の医療体制の問題やあり方等について検討会を開催して、有識者を招聘し検討を行う。	0	0										5_d4_1_2								非該当	
1530	厚生労働省	14		13		地域医療推進専門家養成事業		地域完結型の医療提供体制を構築するため、都道府県における地域医療推進のリーダーの養成をするとともに、リーダー間の交流を図ることを目的とする。	医療提供体制の推進には、地域における主体的な施策の立案、実施が必要である。そのため、関係法令及び制度についての理解、関係データの収集、評価及び分析手法等の実践的技術、関係者間の調整能力等を有する専門家を養成するための研修を行う。	0	0										5_a4_1_2								非該当	
1531	厚生労働省	14		14		医療施設経営安定化対策費		医療施設をとりま く諸制度や環境の変化が医療施設経営に与える影響を調査研究し、その結果を医療施設等関係機関に情報提供することにより、医療施設の経営改善にかかる自助努力を支援し、もって医療施設の質の向上とともに健全な経営の安定化を図ることを目的とする。	医療施設経営に影響を与える諸制度や環境に関して、調査課題を設定した上で、民間シンクタンクの調査ノウハウ等を活用して調査研究するものである。	0	0										1_b_2_5								非該当	
1532	厚生労働省	14		15		救急患者の受入体制の充実		救急医療機関が救急患者を円滑に受け入れられる体制整備を図る。	①救急患者受入実態調査委託費 消防法第35条の5の規定に基づき、各都道府県において策定された「傷病者の搬送及び受入に関する実施基準」の実際の運用状況について調査を行う。 【創設年度】平成22年度 【委託先】都道府県 ②メディカルコントロール体制強化事業 救急医療体制の強化のため、地域の消防機関等に設置しているメディカルコントロール協議会に専任の医師を配置するために必要な経費等について財政支援を行う。 【創設年度】平成26年度 【補助先】都道府県 【補助率】1／2（国1／2、都道府県1／2） ③搬送困難事例受入医療機関支援事業（②の事業を実施している地域で行う） 長時間搬送先が決まらない救急患者を一時的であっても受け入れる医療機関に対して財政支援を行う。 【創設年度】平成26年度 【補助先】都道府県（間接補助先：医療機関） 【補助率】1／3（国1／3、都道府県1／3、医療機関1／3）	0	0										8_5_2	8_6							非該当	
1533	厚生労働省	14		16		医療施設の設備整備の支援		へき地医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図ることを目的とする。	下記の事業等について、医療機器等を整備する際の経費について補助を行う。 ・へき地関係 ： へき地医療拠点病院、へき地診療所、へき地患者輸送車（艇）、へき地巡回診療車（船）、離島歯科巡回診療用設備、過疎地域等特定診療所、へき地保健指導所、へき地・離島診療支援システム、沖縄医療施設、奄美群島医療施設、地域医療充実のための遠隔医療設備、離島等患者宿泊施設 ・臨床研修 ： 臨床研修病院支援システム ・産科 ： 産科医療機関設備、分娩取扱施設設備 補助先：都道府県、市町村等	0	0										4_a4_1_2	4_b4_1_2							非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード（1～5）	会計の別（一般・特別）	復興特会（該当：〇 非該当：-）	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当：〇 非該当：-)	競争的資金(該当：〇 非該当：-)	独立行政法人向け財政支出(該当：〇 非該当：-)	SBIR対象(該当：〇 非該当：-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1534	厚生労働省	14		17		医療施設の施設整備の支援		へき地医療施設、救急医療施設、周産期医療施設等の施設を整備し、医療提供体制と地域保健及び健康増進体制の連携強化を図ることを目的とする。	下記の事業等について病院等の建物の整備を行う者の経費の補助を行う。 ・へき地関係：へき地医療拠点病院、へき地診療所、過疎地域等特定診療所、へき地保健指導所、離島等患者宿泊施設 ・臨床研修関係 ： 研修医のための研修施設、臨床研修病院、研修医環境整備 ・産科 ： 産科医療機関施設整備、分娩取扱施設整備 ・医療計画等の推進に関する事業 ・施設環境等の改善に関する事業 ・医療従事者の養成力の発揮に関する事業 ・病院の耐震整備に関する事業 医療施設等施設整備費補助金 補助率:1/2,1/3 補助対象：都道府県、市町村等、医療法人、社会福祉法人、全国厚生農業協同組合連合会、その他厚生労働大臣が適当と認める者 医療提供体制施設整備交付金 補助率:1/2,1/3 補助対象：日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、民間事業者	0	0										4_a4_1_2								非該当	
1535	厚生労働省	14		18		医療の質の評価・公表等推進事業		国民の関心の高い特定の医療分野について、「医療の質の評価・公表等推進事業」を実施し、その結果を踏まえた、分析・改善策の検討を行うことで、医療の質の向上及び質の情報の公表を推進することを目的とする。	本事業を行う団体は臨床指標を選定し、協力病院の臨床データを収集・分析し、臨床指標を用いた医療の質の評価・公表を行い、評価や公表に当たっての問題点の分析等を行う。 ・特定の分野について、評価・公表等を行う具体的な臨床指標を選定する。 ・関連する複数の医療機関から臨床データーを集計・分析し、具体的な臨床指標の作成を行う。 ・臨床データの提供のあった医療機関の関係者等による委員会を開催し、国民に有用な臨床指標の公表のあり方等に関する諸課題について分析 ・改善策の検討を行う。	0	0										1_b_2_6								非該当	
1536	厚生労働省	14		19		医療計画に関する見直し等の検討・推進支援経費		都道府県の医療計画について、計画の実効性を確保するための支援を行うことにより、都道府県が自ら評価し必要な見直しを実施できるようにすることを目的とする。	都道府県の医療計画について都道府県が自ら評価し必要な見直しを実施することを支援するため、検討会を開催し、医療計画の評価等を行うための有効な指標の検討や、必要なデータの集計・可視化や支援ソフトの開発を行い、都道府県に提供等を行う。	0	0										8_5_2								非該当	
1537	厚生労働省	14		20		外国人受入医療機関認証制度等推進事業		外国人患者を受入れる医療機関の認証制度の整備等を行うことにより、外国人患者を受け入れる医療機関の質の確保を図ることを目的とする。	①国際医療交流を推進する観点から、本制度を普及させ軌道に乗せるための認証機関に対する支援を行う。 ・既に外国人患者受入の実績を有する主な病院の状況調査 ・当該病院を複数回利用している者のニーズ等の把握 ・審査予定の医療機関向けの講習会の実施 ・認証（予定）病院に対するコーディネート費用　等 ②外国人患者を受け入れる医療機関における、医療通訳や医療コーディネーターの配置等の支援を通じて、外国人患者が安心・安全に日本の医療機関を受診できるよう、受入	0	0										8_6	3_c4_5							非該当	
1538	厚生労働省	14		21		在宅医療・介護の推進		できる限り、住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスを受けつつ、安心して自分らしい生活を実現できる社会を目指す。	①小児等在宅医療連携拠点事業／H25～H26(定額) ・小児等が安心して在宅に移行できる医療・福祉・教育等の連携体制を構築するため、好事例や課題を収集し、全国に普及するための施策について検討する事業 ②在宅医療・訪問看護ハイレベル人材養成事業／H27～(定額) ・地域において在宅医療の取組を牽引する高度な知識や経験をもった人材を国において育成する事業 ・医師を対象とした「①高齢者向け在宅医療」、「②小児向け在宅医療」と、H28から追加した看護師を対象とした「③訪問看護」の3つの分野ごとに、人材育成プログラムの開発と、	0	0										5_c4_2								非該当	
1539	厚生労働省	14		22		8020運動・口腔保健推進事業費		地域の実情を応じた総合的な歯科口腔保健推進施策を推進することで、国民の歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持を推進させ、質の高いライフスタイルに寄与することを目的とする。	歯科口腔保健施策を推進するため、以下の事業の運営費に対する財政支援を行う。 ①8020運動推進特別事業（平成27年度～） ②地方公共団体に歯科口腔保健支援センターを設置し、地域の実情に応じた施策を進めるための体制の確保 ③地域住民に対するフッ化物洗口や口腔清掃指導等、歯科疾患の予防に関する取組（平成27年度～） ④歯科口腔保健医療サービスを受けることが困難な障害者への検診等の実施 ⑤障害者等の歯科口腔保健医療サービスに対応出来る技術者の育成 ⑥歯科に係る調査研究事業（平成27年度～） ⑦医科・歯科連携の先駆的な取組に対する安全性や効果等の実証等 対象経費：諸謝金、旅費、需用費、役務費等 補助率　①…定額、②～⑦…1／2（国1/2、都道府県	7,182	0	5	一般	－	95	4	－	－	－	－	5_a1_1								該当	
1540	厚生労働省	14		23		地域医療再生計画に係る有識者会議開催経費		各都道府県が策定する地域医療再生計画については、平成21年度補正予算～平成24年度補正予算により交付した地域医療再生臨時特例交付金を活用して実施しているところであるが、計画案の策定から進捗・成果の把握まで、有識者による会議から意見を聴取・反映することで、計画をより実効性のあるものとする。	「地域医療再生計画に係る有識者会議」について、諸謝金、委員等旅費及び会場借料等にかかる経費の支払いを行う。有識者会議については、厚労省内において、有識者及び47都道府県の担当職員を集めた会議を行うほか、各ブロック（北海道、東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国、四国、九州）の担当ごと（有識者2～3名＋職員3～4名）に現地視察を兼ねたブロック会議を開催し、各都道府県の医療関係者からのヒアリングを行い、計画の書面だけでは把握しきれ	0	0										5_d4_1_2								非該当	
1541	厚生労働省	14		25		臨床効果データベース整備事業		国主導で長期的、かつ大規模の治療方法や治療効果に関するデータを収集・分析することで、効果的な治療法の普及や新たな治療方法の開発につながり、医療の質の向上に貢献する。	日本では、治療成績等の議論の前提とすべきデータが不足しているため、関係学会等が取り組む医療の質の向上の検討等に資する、患者毎の治療内容や治療効果等を登録するデータベースの構築に対し財政支援を行う。補助率:定額	136,000	136,000	5	一般	－	5	2	－	－	－	－	4_c_1_2								該当	
1542	厚生労働省	14		26		外国人医師等研修受入推進事業		医療の国際展開のための施策として、新興国等各国保健省との協力関係構築を通じて、我が国の先端医療についての技術移転や、公的医療保険制度に関する知見や経験の移転を推進する。	我が国の医療政策や社会保障制度等に見識を有する者や医療現場の知見を有する医師や医療従事者等を諸外国へ派遣し、又は諸外国からの研修生を我が国の医療機関等へ受け入れる。 （補助率：定額）	0	0										5_a4_1_2								非該当	
1543	厚生労働省	14		27		専門医認定支援事業		医師の質の一層の向上及び医療提供体制の改善を図ることを目的として、専門医に関する新たな仕組みが円滑に構築されるよう、研修病院に対する専門医の指導医の派遣支援、専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を行う日本専門医機構に対する情報データベース作成等の支援を行う。並びに、医師の経歴を一元的に統合したデータベースを構築し、地域の医師偏在対策に活用する。	1．研修病院が行う専門医の指導医の派遣事業について財政支援を行う。 2．都道府県協議会の開催経費について財政支援を行う。 3．日本専門医機構が行う以下の事業について財政支援を行う。 ①専門医等に関する情報データベース作成経費 ②都道府県協議会との連携・調整のための経費 ③専門医の地域的適正配置システムの構築経費 ④患者、国民等の視点を踏まえた検討会開催経費 ⑤総合診療専門医の指導医等の養成経費 4．医師データベース作成経費	0	0										5_a4_1_2								非該当	
1544	厚生労働省	14		28		病床機能報告情報収集経費		より効果的で効率的な医療・介護サービスの構築に向けて、病院・病床機能の分化・強化、在宅医療の推進、医師・看護職員の確保対策、チーム医療の推進等を内容とする医療サービス提供体制の制度改革に取り組めるようにすることを目的とする。	病床機能情報の報告制度創設に伴い、医療機関がその有する病床において担っている医療機能をはじめ、提供している医療の内容に関する情報を全国共通サーバーに提出することとなっている。事業者は提出されたデータの精査、また、未報告医療機関に対して督促を行う。その後、都道府県が地域医療構想を実現させるための分析に活用できるような形で集計後、都道府県へ情報提供する。また、27年度からは、都道府県が策定する地域医療構想の基礎データとして使用できるよう、分析可能な収集システムにする改修も	0	0										4_b4_1_2								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額(千円)	左記うち要望額うち科技予算額(千円)	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:-)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:-)	競争的資金(該当:〇 非該当:-)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-)	SBIR対象(該当:〇 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1545	厚生労働省	14		29		人生の最終段階における医療体制整備等事業		人生の最終段階における医療については、患者・家族に十分な情報提供がされた上で、これに基づいて患者が医療従事者と話し合いを行い、患者本人の意思決定を基本とすることから、患者の意思を尊重した医療を実現する。	・H26～H27年度(定額) 「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」を周知するとともに、モデル医療機関を選定し、終末期医療に関する相談支援員の配置や、困難事例の相談などを行うため委員会の設置など取組を実施していただき、課題や好事例の収集、これに基づく普及に向けた取組の検討を行う。 ・H28年度～(定額) H26～H27年度のモデル事業の成果を踏まえて、国において、人生に最終段階における医療に関する患者の相談に適切に対応できる医療・ケアチーム(医師、看護師等)の育成研修の全国展開、またH29年度は、住民向けの普及啓発も行い、人生の最終段階における医療について患者の意思	0	0											5_a4_1_2								非該当	
1546	厚生労働省	14		30		歯科保健医療サービスの効果実証事業		「国民の健康寿命が延伸する社会」(日本再興戦略:平成25年8月閣議決定)を目指すため、国民のライフスタイル等に合わせた歯科検診・歯科保健指導の実施方法を確立、疾病予防または重症化を予防し、健康長寿社会の実現。	糖尿病患者や要介護高齢者等に対する歯科検診・歯科保健指導を実施し、効果的となる実施方法を検証する。	0	0											2_b_2_6								非該当	
1547	厚生労働省	14		31		医薬品・医療機器産業海外展開推進事業		我が国の医薬品・医療機器の諸外国での許認可を簡素化するため、海外展開している日系企業の把握及び当該国での課題等の把握並びに職員派遣による協議交渉を行う。	〇東南アジア、中南米、中東等を中心に、生活・社会環境等を含めて、求められている医薬品・医療機器及び医薬品・医療機器に関する規制等の把握 〇産業界に対し、現地展開している日系企業の把握と同企業が抱える課題及び要望事項の把握 〇職員の現地派遣による保健省等との協議及び交渉	0	0											1_b_2_5	8_6							非該当	
1548	厚生労働省	14		32		病院前医療体制充実強化事業		全国各地でメディカルコントロール(MC)協議会が立ち上げられ、地域の救急医療体制を構築する役割を担うようになってきているが、MC協議会の体制や取り組みは地域によって様々であるため、病院前医療体制の均一化を図りつつ、底上げを行う。また、救急救命士が行う救急救命処置に関する迅速な検討や救命率向上のための救急蘇生法等の見直し等を行う。	・地域の救急医療体制を構築する役割を担うMC協議会連絡会の開催や救急救命士が行う救急救命処置に関する迅速な検討や救命率向上のための救急蘇生法等の見直し等のために必要な経費を支援を行う。 ・地域の救急医療体制を円滑に運営するための調整を行っている医師や行政関係者等が一体的に問題解決等を行うための研修を行う。	0	0											5_d4_1_2	5_a4_1_2							非該当	
1549	厚生労働省	14		33		医療施設等災害復旧費		自然災害により被災した医療施設等の復旧について、その復旧に要する経費の一部について支援するもの。	地震や台風、豪雨等の自然災害により医療施設等が被災したときは、被災した医療施設等の管理者がその原形復旧を行うことになるが、公的医療機関や政策医療を実施している医療機関等、一定の要件に該当する医療施設等の復旧事業について、国がその経費の一部を補助するもの。 補助率:原則1／2	0	0											4_a4_1_2								非該当	
1550	厚生労働省	14		37		臨床研修費		医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、一般的な診療において頻繁に関わる疾病に対応できるよう、プライマリ・ケアの基本的な診療能力(態度・技能・知識)を修得するための臨床研修を支援とともに、地域における医師不足及び医師偏在対策を実施し、もって地域において安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりの推進を目的とする。	改正医師法の施行に伴い平成16年4月より医師臨床研修制度が義務化され、将来専門とする分野にかかわらず、患者と良好な信頼関係の下に患者を全人的に診ることができるよう、①医師としての人格を涵養し、②プライマリ・ケアの基本的な診療能力を修得するとともに、③臨床研修に専念できる環境を整備すること、を基本的な考え方として臨床研修病院に対して指導要員等、臨床研修の実施に必要な経費に対する補助を行っている。また、臨床研修のプログラムの企画・立案を行うプログラム責任者に対する講習会	0	0											5_a4_1_2								非該当	
1551	厚生労働省	14		38		歯科医師臨床研修費		歯科医師としての人格を涵養し、将来専門とする分野にかかわらず、一般的な診療において頻繁に関わる疾病に対応できるよう、プライマリ・ケアの基本的な診療能力(態度・技能・知識)を修得するための臨床研修を支援すること。	臨床研修施設における指導歯科医等の確保、研修プログラムの企画立案・管理、研修歯科医の受け入れのための環境整備等に係る経費に対する財政支援を行う。 対象経費:研修管理委員会経費、プログラム責任者人件費、役務費等 補助率　:定額	0	0											5_a4_1_2								非該当	
1552	厚生労働省	14		39		医療・介護サービスの提供体制改革のための基金		医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、将来目指すべき医療提供体制等の実現に資する事業(病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療従事者・介護従事者の確保・勤務環境の改善)への財政的支援を行い、施策の推進を図ることを目的とする。	医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、将来目指すべき医療提供体制等の実現に資する事業(病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療従事者・介護従事者の確保・勤務環境の改善)への財政的支援を行い、施策の推進を図る。	0	0											5_b4_1_2								非該当	
1553	厚生労働省	14		40		女性医師支援センター事業		臨床医に占める女性医師の割合は約20%、医師国家試験合格者に占める女性の割合は3分の1と近年女性医師数は急増している。一方、女性医師は出産や育児等のため離職したり労働時間が短くなる傾向にある。医師確保の一環として、本事業において、女性医師が出産や育児等の様々なライフステージに応じて働くことのできる柔軟な勤務形態の促進を図ることを目的としている。	・女性医師に関するデータベースをコンピュータに構築し、他方、医師の採用を希望する医療機関の情報収集を行い、就業希望条件が適合する女性医師に対して当該医療機関を紹介し、採用に至るまでの間の支援を行う。また、女性医師バンクの啓発普及並びに必要に応じて実情把握調査を行う。 ・就業を希望する女性医師に対して最近における医療についての知識及び技術を修得させ、現場復帰を容易にするための講習、医師の採用を希望する医療機関に対する環境整備等に関する講習会及び若手女性医師・女子医学生を対象として女性医師のキャリア継続に関する講習会等の実	0	0											4_b4_1_2	5_a4_2							非該当	
1554	厚生労働省	14		41		医政局国家試験等電算化経費		(1)医師等国家試験業務において、各試験委員の試験問題の作成支援や国家試験業務の迅速化を図ること。 (2)合格者データ等を電子化することによる新規免許登録事務の迅速化及び紙媒体である登録者籍簿を電子化することにより、籍訂正事務の効率化並びに医師等資格確認検索システムの運用によって、国民の生命・健康の保護に寄与すること。	(1)医師等国家試験業務において、医師等国家試験の試験委員会において試験委員が良質な試験問題を作成できるよう、過去の試験問題データの蓄積や公募問題の収集を行う国家試験問題検索・編集システムや国家試験問題Web公募システムを更改・運用し、また、試験事務を迅速化できるよう、受験者データ、採点、合否判定データ等の電算化事業を行う。 (2)医師等国家試験については、合格発表(毎年3月)直後に約10万人の免許申請が医事課試験免許室に集中するが、合格者データ等を電子化することにより速やかな新規免許登録に資する。また、紙媒体である登録者籍簿の電子化により、年間7万人を超える氏名等の訂正(籍訂正等)事務の効率化を図る。さらに、平成19年度から稼働している医師等資格確認検索システムにあっては、厚生労働省ホームページとで医師等の氏名を検索できるようにすることにより、国民が医師等の資格を確認できるようにし、医師等でない者	0	0											4_b4_2	8_6							非該当	
1555	厚生労働省	14		42		医政局国家試験関係費		「医師法」、「歯科医師法」、「保健師助産師看護師法」、「診療放射線技師法」、「臨床検査技師等に関する法律」、「理学療法士及び作業療法士法」及び「視能訓練士法」に基づく国家試験の実施や免許の交付など、医師等の資格制度を適正に運用し、業務に従事する上で必要な知識及び技能を有する優秀な医療従事者を確保する。	医師等国家試験問題を作成する試験委員会を開催し、国家試験を実施するとともに、医師等医療従事者の免許申請の審査や免許の交付を行う。	0	0											8_6								非該当	
1556	厚生労働省	14		43		学生実習国民向けPR経費		患者・家族をはじめとした国民各位へ看護学生の実習についての理解及び協力を求めるため、ポスター及びパンフレットを医療機関へ配布し、患者や患者家族に対し広報等を行	ポスター、パンフレットを医療機関へ配布し、患者や患者家族の理解・協力を求める	0	0											3_c4_5								非該当	
1557	厚生労働省	14		44		中央ナースセンター事業		保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下「看護職員」という。)の未就業者の就業促進など、看護職員の確保を図るため、都道府県ナースセンター事業の活動を支援・指導等、都道府県ナースセンターを統括する事業を実施することにより、医療機関等の看護職員の不足解消及び在宅医療の推進に寄与することを目的とする。	求人・求職情報の提供や無料職業紹介など、潜在看護職員の再就業の促進を図るナースセンター事業に対する補助を行う。 補助先:(公社)日本看護協会 基準額:(人件費)28,738千円、(運営事業費)174,054千円 ※平成28年度ベース	0	0											5_c4_1_2								非該当	
1558	厚生労働省	14		45		看護職員確保対策特別事業費(団体分)		厚生労働大臣が認める者が創意工夫を凝らし、地域の実情に応じた効果的・効率的な看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策に関する特別事業について助成し、より具体的な事業展開を図り、総合的な看護職員確保対策の推進に資することを目的とする。	厚生労働大臣が認める者が総合的な看護職員確保対策を推進するために行う特別事業とする。 補助先:厚生労働大臣が認める者 基準額:厚生労働大臣が必要と認めた額 補助率:定額	0	0											5_c4_1_2								非該当	
1559	厚生労働省	14		46		医薬・生活衛生局国家試験事業		薬剤師法に基づく国家試験の実施、薬剤師免許証の交付・登録、過去の試験問題の管理及び薬剤師名簿の管理・情報公開	1. 薬剤師国家試験の実施及び薬剤師国家試験委員会を運営する。 2. 薬剤師国家試験合格者に対し薬剤師免許を与え薬剤師名簿に登録し、免許証を交付する。 3. 過去の試験問題を管理し、試験問題の質的向上を図る。	0	0											8_6								非該当	
1560	厚生労働省	14		47		看護師等学校養成所報告管理運用事業		インターネットを利用した看護師等養成所運営報告システム及び看護師等学校養成所入学状況並びに卒業生就業状況調査システムの運用経費である。	都道府県、地方厚生局及び厚生労働本省において、データの活用及び養成所に対する指導監督を行うものである。また、インターネットを利用していることから、学校養成所の情報を公開するものである。	0	0											4_b4_2								非該当	
1561	厚生労働省	14		48		医師等国家試験実施費		医師、歯科医師等の国家試験の実施業務については、国民の生命身体に直接影響すること、国民の健康的な生活や安全な食生活の実現に資するといった観点から、各資格者として必要な知識及び技能について試験を実施することを	医師、歯科医師等の国家試験の実施に係る願書受付、受験票の交付、試験会場の借上げ、試験会場設営、試験監督、合格発表等の実施。	0	0											8_6								非該当	
1562	厚生労働省	14		49		看護師養成所における社会人経験者受入促進事業		看護師等養成所が社会人受け入れにあたり、入学希望の社会人経験者に対する周知方法や必要な情報、学習環境の整備方法の周知のための説明会などを開催し、社会人受け入れを促す。	看護師等養成所の教員等を対象とした研修会の開催や周知のためのポスターの作成配布を行う。	0	0											5_a4_1_2								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
									以下の事業を実施する。																				
1563	厚生労働省	14		50		女性医師キャリア支援モデル普及推進事業		女性がキャリアと家庭を両立できるよう、女性医師支援の先駆的な取組を行う医療機関を「女性医師等キャリア支援モデル推進医療機関」として選定し、効果的な取組を地域の他医療機関に普及するための経費を支援することで全国の医療機関の支援策の充実を図り、女性医師の離職防止や再就業を促進し、もって医師確保対策に資することを目的とする。	・女性医師キャリア支援モデル普及推進事業…地域の医療機関に普及可能な効果的支援策モデルの構築及び普及推進 ・女性医師キャリア支援モデル普及推進事業に関する評価会議…女性医師等キャリア支援モデル推進医療機関の選定及び評価を実施 委託先：医療機関	0	0									5_a4_2								非該当	
1564	厚生労働省	14		52		ドクターヘリの導入促進		ドクターヘリという特殊な場所において高度な救急医療を提供できる医師・看護師等を育成する。	ドクターヘリ運用に関わる医師や看護師を対象とし、航空医学、ドクターヘリにおける救急医療、安全対策等ドクターヘリの運用に必要な内容に関しての研修	0	0									5_a4_1_2								非該当	
1565	厚生労働省	14		53		死体検案講習会費		「死体検案」業務の充実を図るため、日本法医学会の協力の下、日頃、検案実務に従事する機会の多い一般臨床医、警察医を対象に、検案業務に関する講習会を開催し、検案能力の向上を目的とする。	警察医や一般臨床医で、検案に従事する機会の多い医師を対象として検案業務に関する講習会を開催。 【講習期間及び内容】 〇上級 ①座学2日間・・・死体解剖保存法などの法律講義、検案制度の国際比較、死体検案書の書き方、検案の実施方法等 ②監察医務院や各大学法医学教室などにて見学実習（スクリーニング）。1検案あたり2時間程度の見学実習を3回程度経験 ③座学1日間・・・家族への対応についての演習（グループワーク）、見学実習を受けての症例報告 〇基礎 ①座学1日間・・・死体検案に係る法律講義、検案書の作	0	0									5_a4_1_2								非該当	
1566	厚生労働省	14		54		医療関係者問題調査検討会等経費		効果的な臨床研修の検討や医療関係者問題についての検討、その他医師等の再教育を行い、質の向上を目的とする。（①医師研修研究経費 ②看護の質の向上と確保に関する具体化検討会費 ③外国人医師等臨床修練認定経費 ④医師等資質向上対策費 ⑤特定行為に係る努力義務ガイドライン策定検討会費 ⑥看護職員の需給見通しに関する検討会（8次） ⑦医師等の再教育研修の在り方に関する検討会 ⑧看護師等の教育内容・方法等に関する検討会費）	①医師研修研究経費 臨床研修指導医が研修医を指導する上で、より効果的な教育訓練の技法を開発し、普及させるための検討を行う。 ②看護の質の向上と確保に関する具体化検討会費 看護の質の向上や看護職員の確保などについて、具体的な対策の検討を行う。 ③外国人医師等臨床修練認定経費 我が国の医師等の資格を有しない外国医師等が医療技術を修得するために、その研修に必要な範囲内において、医療行 為の認定を行う。 ④医師等資質向上対策費 行政処分を受けた医師等の再教育を行う。 ⑤特定行為に係る努力義務ガイドライン策定検討会費 指定研修の受講が義務づけられない、特定行為を行う看護師に対する院内研修ガイドラインの策定のための検討を行う。 ⑥看護職員の需給見通しに関する検討会（8次） 第8次看護需給見通しについての検討会を立ち上げ、今後の需給見通しについて検討するとともに、各都道府県に対して就業 状況の実態について調査集計分析作業を委託し、今後の需給数や供給数についての推計を行う。 ⑦医師等の再教育研修の在り方に関する検討会 医師等の再教育研修の問題点等について整理検証を行う。	0	0									5_a4_2	5_d4_2							非該当	
1567	厚生労働省	14		55		臨床研修関係システム運用経費		臨床研修施設が法令に基く年次報告等を提出する際に、インターネットを通じての提出を可能とし、臨床研修施設の事務担当者の事務の簡素化を図る。また、当該情報を一般に公開することにより、医学生及び歯科医学生の臨床研修施設の選択に資するとともに、臨床研修施設の間の競争を促し、臨床研修の質の向上を図る。	「臨床研修病院募集情報システム」の保守・運用を行う。	0	0									4_b4_1_2								非該当	
1568	厚生労働省	14		56		歯科関係者講習会		歯科医師・歯科衛生士等に対して最新の知識や技術の講習を行い、歯科保健医療の質の向上、安全・安心で質の高い医療提供体制の充実を図る。	①　歯科医療関係者感染症予防講習会（平成10年度～） 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等を対象としたHIVや肝炎等の感染症予防の講習会の実施に必要な経費に対する財政支援を行う。 ②　歯の健康力推進歯科医師等養成講習会（平成20年度～26年度） 歯科医師、歯科衛生士を対象とした高齢期・寝たきり者等に対する在宅歯科医療、口腔ケア等のプロフェッショナルケアを行う専門家養成講習会の実施に必要な経費に対する財政支援を行う。 補助率　：定額	0	0									5_a4_1_2								非該当	
1569	厚生労働省	14		57		医療関係職種実習施設指導者等養成講習会費		歯科技工士養成所及び歯科衛生士養成所の教育内容の充実を図るため、教員に対する講習会を実施し、指導者の知識、技術等の向上を図る。	①　歯科技工士実習施設指導者等養成講習会（平成8年度～） 歯科技工士養成所の教育内容の充実を図るため、多様化・高度化する歯科補綴に対応できる教員を養成するための講習会の実施に必要な経費に対する財政支援を行う。 ②　予防・在宅歯科医療等対応教員養成講習会（平成22年度～） 歯科衛生士養成所の教育内容の充実を図るため、高齢者や在宅療養者への歯科診療等の対応出来る教員を養成するための講習会の実施に必要な経費に対する財政支援を	0	0									5_a4_1_2								非該当	
1570	厚生労働省	14		58		歯科医師臨床研修指導医講習会費		歯科医師臨床研修の円滑な推進を図るために、研修プログラム責任者として十分な資質をもつ歯科医師を養成する。	①プログラム責任者講習会（平成18年度～） 歯科医師臨床研修のプログラム責任者を養成するために実施する講習会に必要な経費に対する財政支援を行う。 補助率：定額 ②臨床研修活性化推進特別事業（平成29年度～） 有識者などによる評価委員会によ評価された上位の臨床研修プログラムを実施する施設に対して、指導歯科医講習会の実施に係る経費に対する財政支援を行う。 補助率：定額	0	0									5_a4_1_2								非該当	
1571	厚生労働省	14		59		新人看護職員研修推進費		新人助産師及び新人看護師に対し、必要な姿勢及び態度並びに知識、技術について十分な指導体制及び研修プログラムに基づく研修を行い、また、新人助産師の実地指導者及び新人看護師の教育担当者に対し、卒後教育の考え方、方法論、教育研修指導としての実践等を系統的に研修させ、保健師、助産師及び看護師の資質向上及び医療安全の確保を図ることを目的とする。	新人看護職員研修に関するガイドラインの普及を図り、病院等において新人看護職員卒後研修の着実な実施を促進する。	0	0									5_a4_1_2								非該当	
1572	厚生労働省	14		61		外国人看護師・介護福祉士受入支援事業		経済連携協定の趣旨に則り、受入施設において適切な就労・研修が行われることを確保するため、経済連携協定に基づき、我が国に入国及び一時的な滞在が認められる外国人看護師及び介護福祉士（以下、「外国人看護師等」という。）が単に安価な労働力として利用されることのないよう、外国人看護師等の適切な雇用管理を確保することを目的とする。	本事業は、（公社）国際厚生事業団が行う以下の事業について補助を行うものである。 〇候補者の就労開始前に実施する看護導入研修　経済連携協定に基づき入国した外国人看護師候補者が、入国後、我が国国内の医療施設で就労・研修を行うにあたり必要となる知識・技術を習得させることを目的とした日本語研修の実施。 〇受入施設に対する巡回訪問（就労・研修等の状況把握） 候補者の受入れ施設を対象に、年1回以上、相談専門員による巡回訪問を実施し、候補者の労務管理及び施設内の研修状況を把握し必要な指導を実施。 〇候補者からの就労・研修に係る相談・苦情対応　等　候補者のメンタルヘルスケアの観点から、母国語（英語、インド	0	0									5_a4_1_2								非該当	
1573	厚生労働省	14		62		臨床研修修了者アンケート調査費		医師臨床研修を修了する医師からの、各自が経験した臨床研修のプログラム、進路希望、希望勤務地等の情報をアンケート調査により収集し、へき地や離島、産科・小児科等の診療科への医師の誘導策を検討する材料とするとともに、臨床研修制度の評価及び継続的な見直しの検討の材料と	毎年3月末までに臨床研修を修了する全ての医師にアンケート調査を実施	0	0									1_c_2_9								非該当	
1574	厚生労働省	14		63		看護教員等養成講習推進費		看護教育の質と量の双方の充実強化を図るために都道府県等において看護教員の養成講習会を着実に実施するための調整を行うことを目的とする。	看護教員等の養成を円滑に行うため、ブロック単位での需給調整を行い、教員養成講習を開催するための調整会議を開催するために必要な経費である。	0	0									5_d4_1_2								非該当	
1575	厚生労働省	14		64		保健師等再教育講習会費		保健師助産師看護師法第14条第1項に掲げる処分を受けた保健師・助産師・看護師に対する再教育研修の実施に必要な経費である。	保健師助産師看護師法施行規則第8条に基づく保健師・助産師・看護師に対する再教育研修講習会（集合研修）に必要な謝金等を支給する。再教育研修講習会では、職業倫理及び看護技術における医療安全についての研修を行う。	0	0									5_a4_1_2								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:-)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:-)	競争的資金(該当:〇 非該当:-)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-)	SBIR対象(該当:〇 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1576	厚生労働省	14		65		外国人看護師候補者学習支援事業		経済連携協定に基づく外国人看護師候補者として入国した者については、日本語研修及び看護導入研修を受講した後、受入施設で就労しながら 日本の国家資格取得へ向けて研修を行っていくこととなる。 経済連携協定等の趣旨に則り、受入施設において適切な就労・研修が行われることを確 保すること で、外国人看護師等の円滑かつ適正な受入実施のための環境を整備する。	(社)国際厚生事業団が行う以下の事業について補助を行うものである。 ①看護師国家試験の受験に向けた具体的な学習内容や方法、学習スケジュールを作成し、各受入施設へ提示 ②EPA看護師候補者向け学習サポートシステムを運用し候補者個々に学習管理ができる環境の提供 ③学習教材の提供により候補者の日々の継続的な自己学習の支援 ④看護専門家及び日本語専門家の指導や相談への対応 ⑤模擬試験の実施等による看護師国家試験受験までの計画的な学習の提供　等	0	0											5_a4_1_2								非該当	
1577	厚生労働省	14		66		実践的な手術手技向上研修事業		医師の医療技術の向上及び国民に対する安全・安心な医療の提供を図るため、医師に死体を利用した実践的な手術手技を習得させるための研修体制を整備する。	現在は一部の大学で限定的に行われているサージカルトレーニングの取組について、「臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン」を踏まえて、より多くの医師が参加し、その手術手技の向上につなげられるものとするため、他大学や医療機関の医師を含めて受け入れる取組を支援するとともに、トレーニングの効果や運営上の問題点等について整理・検討を行う。	0	0											5_a4_2								非該当	
1578	厚生労働省	14		67		看護教員養成支援事業(通信制教育)改善経費		看護教員養成講習会に通信制教育(e-ラーニング)を導入し、看護教員養成講習会の未受講者の解消を図り、安定的に看護教員を養成する。	看護教員養成講習会の未受講者の解消を図り、安定的に看護教員を養成するための、通信制教育(e-ラーニング)の補助を行う。	0	0											5_a4_1_2								非該当	
1579	厚生労働省	14		68		看護師の特定行為に係る研修機関支援事業		団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、医療ニーズが高まる中で今後の在宅等で医療を支えるため、医師等の指示の下、手順書に基づき、特定行為(診療の補助の一部))を行う看護師を養成することが必要不可欠である。このため看護師の特定行為研修制度が平成27年10月に施行された。本研修修了者を2025年に向け10万人養成するために、本研修の実施施設(指定研修機関)を確保すること(目標:約300施設)が喫緊の課題である。本事業は、指定研修機関の指定申請に係る準備及び指定研修機関の運営に係る支援を行うとともに、研修の質を担保するために指導者(目標:指導者講習会修了者数毎年度500人程度)に対する研修事業の実施、また本研修の実施、受講を促進するための普及啓発を行うことを目的とする。	①看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業 (補助先:厚生労働大臣が認める者、補助率:定額) 看護師の特定行為に係る研修機関の指定に必要なシミュレーター購入費やカリキュラムの策定等の支援のための補助を行う。 ②看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業(補助先:厚生労働大臣が認める者、補助率:定額) 「特定行為に係る看護師の研修制度」の円滑な運用のため、指定研修機関の運用に必要な指導医経費や実習施設謝金などの運営に対して支援を行う。 ③看護師の特定行為に係る指導者育成事業(補助先:厚生労働大臣が認める者、補助率:定額) 「特定行為に係る看護師の研修制度」における研修の質の確保を図り、指定研修機関や実習施設において効果的な指導ができるよう、指導者育成のための研修を行う。 ④特定行為に係る看護師の研修制度制度普及促進費 「特定行為に係る看護師の研修制度」の円滑な施行に向け、当該研修制度を国民や医療従事者に向けて周知し、制度の理解促進を図る。	0	0											5_a4_1_2								非該当	
1580	厚生労働省	14		69		遠隔医療従事者研修事業		遠隔医療の実施を予定している医師等に対し、遠隔医療の機能や運用するためのポイントなどについての研修を実施し、知識と理解を深めることで普及・促進を図る。	遠隔医療を行うための機器の導入の検討をしている医師等の病院関係者や、実際に遠隔医療、遠隔診療を行っている医師等を対象に、遠隔医療の目的、機能や運用していくためのポイントなどについて、情報通信システムを活用した研修を行う。(補助率:定額)	0	0											5_a4_1_2								非該当	
1581	厚生労働省	14		70		看護教員教務主任養成講習会事業(団体分)		看護師等養成所の教務主任となる者に対して、養成所の運営・管理及び教員に対する指導を行うために必要な専門的知識・技術を修得させ、養成所における看護教育の充実及び質の向上を図ることを目的とした講習会を実施する。	教務主任養成講習会を実施する事業者に補助金を交付する。教務主任養成講習会は、教務主任養成講習会実施要領及び教務主任養成講習会ガイドラインに沿って実施する。教育内容は、看護学論、看護学校経営、看護学教育方法、看護学教育評価、看護学教育開発であり、原則として18単位、420時間以上行う。 補助先:厚生労働大臣が認める者(地方公共団体及び地方	0	0											5_a4_1_2								非該当	
1582	厚生労働省	14		71		補聴器販売者の技能向上研修等経費		補聴器については、近年、消費者トラブルが急増しており、独立行政法人国民生活センターから「補聴器に関して、販売店の知識・技能やサービス体制が十分でない」との問題点も指摘されている。そこで、補聴器の安全で効果的な使用に資するため、補聴器販売者の技能向上等に必要な経費を要求するものである。	補聴器販売者が適切な補聴器の選定や使用指導等を的確に行えるよう、必要な知識及び技能を習得させるための研修の実施。また、補聴器を取り扱う販売店の販売・サービス体制の充実・向上を図るとともに、消費者が機能や価格などを十分に理解した上で販売するよう促すマニュアルを作成し、補聴器販売者や販売店において活用できるようにする。併せて補聴器に関する情報等について普及啓発を行	0	0											5_a4_1_2	3_b_4							非該当	
1583	厚生労働省	14		72		医療情報セキュリティ等対策経費		地域の医療機関に対し、情報化に関する助言・指導・計画の策定と実施を行うための人材育成を実施等を通じて、医療機関におけるサイバーセキュリティ対策の強化を図る。	及び以下の事業を通じて、医療機関におけるサイバーセキュリティ対策の強化を図る。 ①医療情報化人材育成事業 地域の医療機関に対し、情報化に関する助言・指導・計画の策定と実施を行うための人材を育成するため、「病院情報システムの構築方策」、「地域医療連携の確立方策」、「医療安全を考慮したシステム運用」、「システムのセキュリティとプライバシー保護」、「医療分野のIT化のための目標を達成するための計画策定方策」等について研修を行っている。 ②医療分野におけるサイバーセキュリティ対策調査事業 厚生労働省においては、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を策定し、医療機関におけるサイバーセキュリティ対策を推進している。本事業では、本ガイドラインに則したサイバーセキュリティ対策の実態について調査・検証等を行い、対策の充実を図る。	0	0											5_c4_1_1								非該当	
1584	厚生労働省	14		73		医療情報システム等標準化推進事業		医療機関間等の連携や情報共有が各医療機関が保有するシステムが異なっていても円滑に図られるよう、電子カルテ等医療情報システム等で使用する医療用語等の共通コード(標準マスター)の整備、普及推進を図る。	電子カルテ等医療情報システムで共通で使用するために必要な共通の情報基盤となる用語・コードについて整備・維持管理(新たに保険収載された医薬品、検査項目の追加など)・普及促進を行い、医療機関が無償でダウンロードできるようにしている。	15,802	0	5	一般	－	95	4	－	－	－	－	4_b3_1	4_b4_1_2							該当	
1585	厚生労働省	14		74		医療情報システム普及啓発等経費		近年発達の著しい情報処理技術や通信技術を活用した医療情報システムの標準化等の普及啓発を行い、各重要インフラ分野において官民の緊密な連携体制を構築する。	医療情報システムの標準化等の普及啓発及び、各重要インフラ分野との連携体制の構築を図る。	401	0	5	一般	－	95	4	－	－	－	－	3_c3_1								該当	
1586	厚生労働省	14		75		EBM普及推進事業		EBM(Evidence Based Medicine「根拠に基づく医療」)を推進することにより、最新かつ最適な情報に基づく治療法等を、専門分野外の診療を行う医師や医学雑誌等の情報の入手が難しい遠隔地に勤務する医師等を含め、全ての診療の場で容易に活用できる効果が期待されている。また、患者にとっても治療法等の拠り所となる科学的な根拠が明示されるため、自分の病気を十分に理解し、治療法等を選択	EBMの普及・啓発等を進めていくため、インターネットの普及が進んだ現代社会において、診療ガイドラインや国内外の医学文献等について科学的に評価を行った上でデータベースとして整備し、インターネットを中心に広く国民へ提供する。このことにより、EBMの推進を図り、良質な医療提供体制を確保することができる。	151,851	0	5	一般	－	95	4	－	－	－	－	4_c_1_2	3_b_1_2							該当	
1587	厚生労働省	14		76		社会保障分野での情報化・情報連携の推進に関する経費		社会保障分野での情報化・情報連携を一層推進する観点から、情報連携に求められる技術的要件の明確化や制度面の検討を行う。	社会保障分野で複数の主体が情報を共有、活用するための基盤整備を進めているが、特に医療分野の情報化に係る基盤整備については、さらなる取組の強化が必要とされている。このため、医療機関や薬局等で医療等情報を受け渡しする際のルール等の標準化やネットワーク基盤の整備に向けた調査研究を行う。	0	0											2_b_1_4								非該当	
1588	厚生労働省	14		77		保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)普及・啓発事業		ネットワークを介して診療情報のやりとりを行う場合のなりすましや改ざんといったリスクを回避するため、保健医療福祉分野認証基盤(HPKI)の普及を目指す。ICTを活用した地域医療ネットワークに加え、処方箋の電子化、診療報酬での評価に利用されるなど、HPKIを活用した医療従事者による電子署名の必要性は一層高まっている。	医師等の個人が電子署名を活用できるよう、公的資格等の確認機能を有する保健医療福祉分野における公開鍵基盤(HPKI)を普及・啓発するために必要な経費について財政支援を行う。	28,018	0	5	一般	－	95	4	－	－	－	－	3_a_1								該当	
1589	厚生労働省	14		79		医療情報連携ネットワーク構築支援サービス事業		地域の医療機関の連携による患者の状態にあった質の高い医療提供のため、ICTを活用したネットワークを構築し、医療機関間の医療情報連携を促進する。	医療情報連携ネットワークの構築や運用を行う際に参考となる情報を一元的に発信するWEBサイト「医療情報連携ネットワーク支援Navi」により、医療機関等が、導入する地域にふさわしい医療情報連携ネットワークを主体的に構築、運営することを支援する。	0	0											4_b4_1_2								非該当	
1590	厚生労働省	14		80		医療事故情報収集等事業		医療事故の発生予防・再発防止のためには、医療機関の報告に加え、医療関係団体等、医療安全に資する情報を収集し、これらを総合的に分析・検討した上で、その結果を広く提供する必要があることから、中立な第三者機関において医療機関自らが分析・検討をした情報を収集し、さらに分析を加えたうえで情報提供を行う。	運営委員会、専門家部門、検討委員会、事務局を設置し、医療事故情報の収集・分析・提供を行う。具体的には下記のとおり。 ・医療機関における医療事故情報の収集・分析・提供 ・医療機関におけるヒヤリ・ハット事例情報の収集・分析提供 ・医療機関に対する助言・支援 ・医療安全に関する研修及び専門家の養成、医療機関にお	0	0											4_c_1_9								非該当	
1591	厚生労働省	14		81		産科医療補償制度運営費		産科医療の質の向上等に資するため、分娩にかかる医療事故により脳性麻痺となった児及びその家族の経済的負担を速やかに補償することなどにより、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図るという産科医療補償制度の運営のうち、事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資する情報提供に必要な経費の支援を行う。	本制度の普及啓発に関する取り組み、脳性麻痺の原因分析や再発防止に関する取り組みにかかる経費について定額補助を行う。産科医療補償制度の補償対象となった事例は、運営組織にて医学的観点から原因分析が行われ、その結果は妊産婦と分娩機関にフィードバックされる。原因分析された個々の事例は、体系的に整理・蓄積され胃発防止策として まとめられる。これを広く社会に公開することにより、将来の脳性麻痺の発症の防止等産科医療の質の向上を図る。原因分析は、原因分析委員会とその下部組織である分析部会によって行われる。平成21年度下半期からは原因分析事例の蓄積に伴って再発防止委員会を設けている。	0	0											3_c4_5								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
1592	厚生労働省	14		82		患者安全推進(PSA)事業		医療安全について医療関係者の意識向上させるとともに、患者の医療への参加意識を高めること。	毎年11月に実施される医療安全推進週間の普及啓発を行う。	0	0										3_c4_5								非該当	
1593	厚生労働省	14		83		医療安全支援センター総合支援事業		地域において、患者やその家族の苦情に対応し、または、相談に応ずるため、都道府県等に設置されている医療安全支援センターでの相談業務を行う相談員の資質の向上を図る。	(1)医療安全支援センター相談員等に対する基礎研修の実施 (2)医療安全支援センター相談員等に対する専門的研修の実施 (3)医療安全支援センター協議会を開催し、相談員の情報交換 (4)教訓的事例に関する情報を収集し各医療安全支援センターや医療機関等へ情報提供	0	0										5_a4_1_2								非該当	
1594	厚生労働省	14		84		院内感染対策		近年、多剤耐性菌、インフルエンザウイルス、ノロウイルスをはじめとした各種の病原体に起因する院内感染の発生や、医療技術の高度化による感染症に対する抵抗力が比較的弱い患者の増加などから、医療機関においては、最新の科学的知見に基づいた適切な院内感染対策の実施が求められているため、院内感染対策に関する講習会の実施等により、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を伝達することで、わが国における院内感染対策をより一層推進することを目的とする。	〇重大な院内感染事例に対して、専門家による技術的検討を行うとともに、その検討を踏まえた提言を行う。 〇以下の講習会の実施にかかる業務委託等を行う。 ・院内感染対策に関して、地域において指導的立場を担うことが期待される病院等の従事者を対象とした院内感染対策に関する講習会の実施 ・上記医療機関と連携し、各医療機関の院内感染対策の推進を図ることを目的とした講習会の実施 ・高度な医療を提供する特定機能病院等の院内感染対策の推進及び近隣医療機関等への指導助言体制の充実を図ることを目的とした講習会の実施	0	0										5_c4_1_2								非該当	
1595	厚生労働省	14		85		医療機関行政情報システム改善事業費		医療法第25条の規定に基づく立入検査の実施を通して、地域における適切かつ効率的な医療の提供体制を整備し、医療の質の向上を図るため、立入検査結果データの集積を行う。	都道府県等からの報告データの集積システムを構築することにより、医療法第25条に基づく医療機関への立入検査(医療機関が医療法等関連法令に規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否か等について検査)の結果について迅速かつ正確に報告・集計するもの	0	0										4_b4_1_2								非該当	
1596	厚生労働省	14		86		異状死死因究明支援事業		死因究明体制の充実・強化を促進させることにより、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	異状死死因究明の体制づくりを推進するための事務局経費、解剖を行うための経費及び死亡時画像診断を行うための経費を都道府県等に対して支援するとともに、異状死の死因究明のため、CT等を使用して行う死亡時画像診断について、放射線科医の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るための研修を実施する。 補助先:都道府県 補助率:1/2	0	0										8_6								非該当	
1597	厚生労働省	14		87		統合医療に係る情報発信等推進事業		国民が「統合医療」に関する適切な情報を入手できるための環境整備を行うことを目的として、国民への適切な情報発信を実施する。	「統合医療」の情報発信等のあり方について、有識者からなる検討会を設け、事業内容を具体化する。 ・国民へ統合医療に関する適切な情報発信を行うため、「統合医療」の技術評価の手法、「統合医療」に関する情報発信の対象、「統合医療」に関する情報提供のあり方について検討を行う。 ・「統合医療」の情報発信を実施する。	10,499	10,499	5	一般	－	5	4	－	－	－	－	3_b_1_2								該当	
1598	厚生労働省	14		88		医療事故調査・支援センター運営費		医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関(医療事故調査・支援センター)が収集・分析し、再発防止のための普及啓発を行い、医療の安全を確保する。	・対象となる医療事故が発生した場合、当該医療機関が行う調査への支援 ・医療機関が行った調査結果に係る整理・分析 ・医療事故の再発防止に関する普及啓発 ・医療機関又は遺族から調査の依頼があったものについて、医療事故調査・支援センターが調査を行い、その結果を医療機関及び遺族へ報告 ・医療事故に係る調査に携わる者への研修等の業務を行う。	0	0										8_5_2	3_c4_5							非該当	
1599	厚生労働省	14		89		独立行政法人国立病院機構運営費		独立行政法人国立病院機構が行う業務(医療の提供、医療に関する調査及び研究、医療に関する技術者の研修及びこれらの附帯業務)にかかる経費の一部(国の在職期間に係る退職手当相当額等)に充てることにより、同機構の業務の円滑な実施及び同業務の推進に資すること。	独立行政法人国立病院機構の業務に係る経費のうち、国の在職期間を有する職員についての当該期間に係る退職手当等の過去債務に関する費用及び臨床研究、教育研修に関する費用等の一部に相当する額を運営費交付金として交付。 注1)平成24年度以降、診療事業に関する運営費交付金は交付していない。 注2)運営費交付金の大半が過去債務(国の在職期間に係	14,277,202	33,218	1	一般	－	7	3	－	－	－	－	7_b_1								該当	
1600	厚生労働省	14		89		独立行政法人国立病院機構運営費		独立行政法人国立病院機構が行う業務(医療の提供、医療に関する調査及び研究、医療に関する技術者の研修及びこれらの附帯業務)にかかる経費の一部(国の在職期間に係る退職手当相当額等)に充てることにより、同機構の業務の円滑な実施及び同業務の推進に資すること。	独立行政法人国立病院機構の業務に係る経費のうち、国の在職期間を有する職員についての当該期間に係る退職手当等の過去債務に関する費用及び臨床研究、教育研修に関する費用等の一部に相当する額を運営費交付金として交付。 注1)平成24年度以降、診療事業に関する運営費交付金は交付していない。 注2)運営費交付金の大半が過去債務(国の在職期間に係	551,000	551,000	1	一般	－	7	3	－	－	－	－	7_b_1								該当	